

平成 28 年

12月熊取町議会定例会会議録

平成28年12月7日開会

平成28年12月20日閉会

熊 取 町 議 会

平成28年12月定例会会議録目次

(12月7日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長あいさつ	3
議席の一部変更	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
委員会報告	3
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願	4
事業厚生常任委員会委員長報告	4
質 疑	4
採 決	4
一般質問	5
1. 文野慎治議員	5
1) 国民健康保険料率の府内統一化の問題点について	
①国保広域化調整会議のメンバーの選定経緯と熊取町の関係について	
②国保広域化調整会議の情報入手と熊取町の意見要望伝達方法と、それらの町民への説明について	
③大阪府国民健康保険運営協議会の熊取町の関与について	
④平成28年度及び29年度の保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金について	
⑤大阪府下自治体の法定外繰入について	
⑥平成29年度の熊取町の保険料値上げについて	
⑦府内統一保険料が制定されたときの熊取町の保険料について	
2) 談合事件損害賠償金の回収について	
①損害賠償金を支払わない業者が発生している原因について	
②損害賠償金を支払わない業者及び不真正連帯責任の2名の処分について	
2. 矢野正憲議員	15
1) 情報教育について	
①本町の小中学生で携帯電話・スマートフォンを所持している実態について	
②本町の小中学校でトラブルなどの実例について	
③学校で児童生徒と保護者を対象に親子携帯教室の開催について	
④本町としての統一ルール制定について	
3. 坂上巳生男議員	23
1) 公民館など生涯学習施設の改善について	
①公民館のエレベーター設置について	
②町民会館大ホールの音響、トイレの洋式化、煉瓦館講義室などの音響改善について	
2) 交通安全対策について	
①紺屋上橋の拡幅、交通安全対策の進捗について	
②滑橋拡幅の大阪府、泉佐野市との協議について	

3) 談合の損害賠償について	
①支払う意思を示していない業者、個人に対する個別面談、協議について	
4. 渡辺豊子議員	31
1) 児童虐待防止対策について	
①本町の児童虐待防止対策について	
②「子ども基本条例」の制定について	
2) 認知症対策について	
①認知症の早期発見・早期治療について	
(1)認知症ケアパスの活用状況について	
(2)チェックリストの活用について	
(3)「認知症簡易チェックシステム」の導入について	
②「認知症カフェ」の取り組みについて	
(1)認知症カフェの取り組み状況について	
(2)認知症カフェの今後について	
③介護予防事業について	
(1)住民運営の通いの場を中心とした介護予防事業の取り組み状況について	
(2)知的活動習慣を盛り込む効果的な取り組みの検討状況について	
3) 路面下空洞調査について	
①業者によるサンプル調査の結果を受けて掘削した結果について	
②本町の緊急避難通路等の空洞調査について	
5. 二見裕子議員	43
1) 転入・定住促進について	
①平成27年度に終了した転入・定住促進の施策のそれぞれの効果、一番効果のあったものについて	
②新しい施策について	
③転入・定住促進としての新婚世帯の施策について	
④子育て施策として、予防接種アプリの導入について	
2) 高齢者施策について	
①8月から土日祝運行となったひまわりバスの効果について	
②運転免許証を自主返納される方が増加すると思うが、ひまわりバスの今後の施策について	
③デマンドタクシーの導入について	
④振り込め詐欺の町内の被害について	
⑤振り込め詐欺防止について	
6. 河合弘樹議員	52
1) 老人憩いの家の維持管理について	
①老朽化に伴う耐震化や増改築、建て替えなどの今後の計画について	
2) 下水道事業について	
①下水道工事の現在施工中の地区と今後の工事予定地区について	
3) 町民グラウンドのトイレについて	
①改修の計画予定について	
7. 浦川佳浩議員	55
1) 熊取図書館の利用者促進に向けての取り組みについて	
①「年間有効利用者（町内）」が年々減少している事について	
②平成21年度から6年間で、23歳から40歳の「年間有効利用者数」について	

- ③利用者促進に向けた今後の対策について
- ④指定管理事業者の導入について
- ⑤図書館「そとみせ事業」の今後の展望について
- ⑥図書館内でのカフェの設置、及び館内BGMの導入について
- 2) 永楽ゆめの森公園の維持管理費の確保に向けた、今後の取り組みについて
 - ①開園から1年間の月別の来園者数について
 - ②平成28年5月実施の「公園利用者アンケート調査」の結果について
 - ③駐車場有料化(案)について
 - ④夏場の公園利用促進(水遊び場の設置)について
 - ⑤スケートボード場の利用状況について
 - ⑥指定管理事業者の導入(案)について

(12月8日)

出席議員	69
議事日程	69
一般質問(続き)	70
1. 鱧谷陽子議員	70
1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について <ul style="list-style-type: none"> ①来年4月より移行する訪問型サービスの現行サービスについて ②現行サービスとサービスAの認定基準について ③サービスAの担い手の研修時間について ④地域ケア会議の充実、認知症推進事業、生活支援体制整備事業(協議体の設置)について 	
2) 大阪府チャレンジテストについて <ul style="list-style-type: none"> ①大阪府チャレンジテスト実施による高校入試の影響について ②学校間格差について 	
3) 空き家、空き地の雑草などについて <ul style="list-style-type: none"> ①熊取町の苦情の件数について ②熊取町美しい町づくり条例の町の対応、(氏名の公表、強制執行)を行う条件について 	
2. 坂上昌史議員	82
1) 創生総合戦略における「教育のまち くまとり」について <ul style="list-style-type: none"> ①学校教育に関して大阪府内の他市町と比べて突出して優れていると評価している項目、あるいは差別化に向けて取り組んでいる項目について ②平成28年度全国学力・学習状況調査結果の評価、また改善向上のための取り組みについて ③「教育のまち くまとり」をアピールするためのストロングポイントを作る必要について 	
2) (仮称)熊取物語について <ul style="list-style-type: none"> ①PR動画の具体的な構成・掲載媒体について ②情報誌の構成・使い方について 	
3. 江川慶子議員	92
1) 国民健康保険について <ul style="list-style-type: none"> ①平成26年度から現在の国保の状況について <ul style="list-style-type: none"> (1)被保険者世帯数と被保険者数について 	

(2)被保険者世帯の平均所得と平均保険料（医・介・支込）について	
(3)資格証明書・短期証の発行状況について	
(4)窓口・電話相談件数について	
(5)差押え状況について	
2) 都道府県単位化の進捗状況について	
3) 都道府県単位化と同時に進められている大阪方式の進捗状況について	
4. 阪口 均議員	100
1) 教育方針について	
①熊取の小・中学校の問題点と対策について	
②熊取の各学校の教育方針の違いや特徴について	
③英語教育の充実について	
④小中一貫校教育について	
2) 熊取町の魅力作りについて	
①永楽ダムの桜の植樹について	
③ダム周辺のハイキングコースの桜の植樹について	
④公園周辺の山を紅葉の名所にする事について	
3) ひまわりバスについて	
①高齢者の足としての利便性アップについて	
②利用者を増やすための方策について	
提案理由説明	
議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	114
質 疑	115
提案理由説明	
議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例	115
質 疑	116
提案理由説明	
議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例	116
質 疑	117
提案理由説明	
議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例	117
質 疑	118
提案理由説明	
議案第86号 税条例の一部を改正する条例	119
質 疑	120
提案理由説明	
議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例	121
質 疑	122
提案理由説明	
議案第88号 農業委員会委員定数条例	122
質 疑	122
提案理由説明	
議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例	123
質 疑	125
提案理由説明	
議案第90号 手話言語条例	126

質 疑	128
提案理由説明	
議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例、議案第92号 附属機関 条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議	128
質 疑	131
提案理由説明	
議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例	131
質 疑	131
提案理由説明	
議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）	132
質 疑	132
提案理由説明	
議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について	133
質 疑	133
提案理由説明	
議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）について	133
質 疑	134
提案理由説明	
議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）	134
質 疑	137
提案理由説明	
議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	137
質 疑	138
提案理由説明	
議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	138
質 疑	139
提案理由説明	
議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	139
質 疑	140
提案理由説明	
議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	140
質 疑	142
提案理由説明	
議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	142
質 疑	142
提案理由説明	
議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）	142
質 疑	144
提案理由説明	
請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」 報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願、請願第3号 談合賠償金の 公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願、請願第4号 談合問題 の調査特別委員会の設置等を求める請願、以上3件一括付議	144

(12月20日)

出席議員	149
議事日程	149
委員会報告	150
議会運営委員会報告	150
議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例、議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例、議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例、議案第86号 税条例の一部を改正する条例、議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例、議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）、議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）、以上8件一括付議	151
総務文教常任委員会委員長報告	151
質 疑	151
採 決	151
議案第88号 農業委員会委員定数条例、議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例、議案第90号 手話言語条例、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例、議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例、議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例、議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について、議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）について、議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）、以上14件一括付議	153
事業厚生常任委員会委員長報告	153
質 疑	154
討 論	154
採 決	154
議案第91号修正議案動議提出	156
提案理由説明	156
質 疑	157
討 論	161
採 決	162
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願、請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願、以上2件一括付議	167
事業厚生常任委員会委員長報告	167
質 疑	167
討 論	168
採 決	168
請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願、請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願、以上2件一括付議	169
総務文教常任委員会委員長報告	169
質 疑	170

討 論	170
採 決	172
提案理由説明	
議員提出議案第11号 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進 を求める意見書、議員提出議案12号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整 備を求める意見書、議員提出議案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築す るための地方財政措置を求める意見書、以上3件一括付議	173
質 疑	176
採 決	176
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	176

12 月熊取町議会定例会（第 1 号）

平成28年12月定例会会議録（第1号）

月 日 平成28年12月7日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 理 事	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 理 事	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
事 業 部 理 事	泉谷 徹	事 業 部 理 事	大西 宏
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	中谷ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議 席 の 一 部 変 更

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願

一 般 質 問

議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例

議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例

議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例

議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例

議案第86号 税条例の一部を改正する条例

議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例

議案第88号 農業委員会委員定数条例

議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例

議案第90号 手話言語条例

議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例

議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例

議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例

- 議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）
議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について
議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）について
議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）
請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願
請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願
請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。平成28年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて、議事の運営が円滑に運びますようご協力お願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。

最初に、閉会中の委員会委員の辞任並びに委員の選任について報告いたします。

矢野議員から総務文教常任委員会委員の辞任願が、河合議員から事業厚生常任委員会委員の辞任願が提出されました。また、坂上昌史議員から議会運営委員会委員の辞任願が、浦川議員から原子力問題調査特別委員会委員の辞任願が提出されました。閉会中における辞任願でございましたので、議会委員会条例第12条第2項ただし書きの規定に基づき、これを許可するとともに、同条例第7条第4項ただし書きの規定により、河合議員を総務文教常任委員会委員に、矢野議員を事業厚生常任委員会委員に、佐古議員を議会運営委員会委員に、河合議員を原子力問題調査特別委員会委員に、それぞれ議長において指名し、選任しましたので報告いたします。

また、佐古議員が新政クラブから、名称変更された新守クラブへ会派の異動がありましたので、報告いたします。

次に、議会事務局長から報告を行います。阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成28年9月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、9月20日、10月18日及び11月24日に実施され、監査委員から、その結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成28年10月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

平成28年度分

一 般 会 計	4 億6, 124万1, 951円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	4, 111万9, 076円
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	8, 868万5, 713円
介 護 保 険 特 別 会 計	4, 127万2, 447円
墓 地 事 業 特 別 会 計	2, 623万3, 997円
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	2, 789万9, 442円
水 道 事 業 会 計	5 億2, 774万4, 621円
歳 入 歳 出 外 現 金	3, 498万1, 841円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成28年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、ことしも残すところ1カ月を切りまして、本町の冬の風物詩であるくまとりイルミネーションナイトが1日から始まっています。今月25日まで、煉瓦館や熊取駅前夢広場がイルミネーションで飾られ、幻想的な雰囲気の中でコンサートなどが行われます。議員の皆様におかれましても、ぜひ足を運んでいただければと存じます。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、条例制定につきましては農業委員会委員定数条例ほか1件、一部改正条例につきましては一般職職員給与条例の一部を改正する条例ほか9件、契約締結につきましては、工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）、その他指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について並びに土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）についてでございます。また、補正予算につきましては平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）ほか6件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第1 議席の一部変更を行います。

会派の異動に伴い、議会会議規則第3条第3項の規定に基づき、議席の一部を変更いたします。

阪口議員の議席を4番に、鱧谷議員の議席を6番に、矢野議員の議席を10番に、佐古議員の議席を11番に、河合議員の議席を12番に、それぞれ変更いたします。変更後の議席は、ただいまご着席のとおり指定いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席3番 浦川議員、議席4番 阪口議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、私のほうから議会運営委員会の報告をさせていただきます。

きます。

去る12月1日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成28年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月7日から12月20日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日12月7日、8日、9日及び20日の4日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を12月15日に、事業厚生常任委員会を12月13日に開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を12月13日に、議員全員協議会を12月15日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

これをもって、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月7日から12月20日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月7日から12月20日までの14日間と決定いたしました。

議長（重光俊則君）次に、日程第4 請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の件を議題といたします。

本件は、平成28年10月7日の本会議で、平成28年9月定例会閉会から平成28年12月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることに決定され、継続審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（江川慶子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る10月7日の本会議において、平成28年9月定例会閉会から平成28年12月開会までの間、閉会中の継続審査と決定されました請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の審査を行うため、11月29日午後3時30分から、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

本請願につきましては、担当職員の出席をいただき、活発な質疑・応答の後、採決の結果、全会一致で継続審査期限の延期と決定し、議会会議規則第45条第2項の規定により、議長宛て継続審査期限の延期の申出書を提出いたしました。

なお、理由及び審査期間は申出書記載のとおりであります。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

事業厚生常任委員会委員長から議会会議規則第45条第2項の規定により、お手元に配付いたしております報告書のとおり審査期限の延期の申し出がありました。

それでは、委員長の申し出のとおり、請願第1号を平成28年12月定例会開会中まで継続審査期限の延期とすることについて、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止するこ

と等を求める請願について、平成28年12月定例会開会中まで継続審査期限の延期とすることについて採決します。

本件に対する委員長の報告は、継続審査期限の延期であります。本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第1号の継続審査期限の延期の申し出は可決されました。

議長(重光俊則君) 続きまして、日程第5 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、文野議員。

1番(文野慎治君) おはようございます。12月議会の一般質問のトップバッターとして務めさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

通告に従いまして、順次ご答弁をいただけたらというふうに思っています。今回は2点の大きな項目についてご質問を通告させていただいております。

まず、国民健康保険料率の府内統一化の問題についてであります。

大阪府市町村国民健康保険広域化調整会議というものが平成27年5月25日から平成28年11月7日まで6回開催をされているわけですが、1点目として、国保広域化調整会議のメンバーの選定経過と熊取町との関係、このことについてご答弁をお願いします。

議長(重光俊則君) 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) それでは、国民健康保険料府内統一化の問題についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議のメンバーの選定経緯と熊取町の関係についてでございますが、ご質問にあります大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議は平成27年5月に設置されてございます。市長会から選出が6団体から6名、町村長会選出が3団体から3名、大阪府国民健康保険団体連合会及び大阪府からそれぞれ1名選出されておまして、合計11名で構成されております。町村におきましては府内3ブロックからそれぞれ1団体が選出されまして、熊取町が属する南部ブロックからは岬町が推薦され、メンバーに加わっておるという状況でございます。

以上です。

議長(重光俊則君) 文野議員。

1番(文野慎治君) 今のメンバーで、先ほど言いましたように直近、この11月7日まで6回開かれておりますよね。町村のほうは3ブロックで南部は岬町だと。これはもう全く府からの指名というか、そういう経過なんですか。

議長(重光俊則君) 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) 詳細につきましてはあれなんですけれども、我々は、市長会、それから町村長会という会議がございますけれども、そちらのほうから推薦を受けて、それぞれメンバーが選出されておるといふふうに伺っております。

以上です。

議長(重光俊則君) 文野議員。

1番(文野慎治君) 今のお答えのもとになるのが、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議設置要綱というのでございまして、それに基づいて、今答弁いただいたように、組織として第4条に市長会から、あるいは町村長会からというふうな形で記載をされております。それプラス第5条に下部組織という形でワーキンググループ、今のメンバー以外に広がっていますよね。その接点の経過も同じような形なんですか。

議長(重光俊則君) 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） ご指摘のワーキンググループでございますが、選出されたところのいわゆる課長級の方々がそちらのメンバーとして、いわゆる作業部会として検討に携わっていただいておりますという状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） ということで、そのメンバーを全部言うと、政令市では大阪市、ワーキングのときに堺市、北摂は豊能のほうは豊中市、三島はワーキングですか、そっちのほうで茨木市、河北は門真市、四條畷市、ワーキングで寝屋川市、中部は中河内が東大阪市、南河内からはワーキングで羽曳野市、泉州は泉北ではワーキングで高石市、泉州・泉南では泉佐野市、町村会は北部は島本町、東部は太子町、南部は岬町、こういうメンバーの確認でいいんですね。はい。

これに参加するときに指名やということがあったんですけども、こういうことができるときに、例えば今、市長会、町村長会、その中でも政令あるいは北摂、河北とかいうような地域のブロックでいろいろ話があったと思うんですが、その地域からここに行ってもらおうという推薦であるとか、そういったことが第4条、第5条に基づいて大阪府のほうにはそういう手続はあったのでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 市長会、それから町村長会のいわゆる担当の福祉の部長が入っております、健康福祉担当部長が集合する会議が町村長会主催で開催されておるといふふうに聞いております。その中で人選、選出が行われ、そして大阪府のほうに推薦されたといふふうに聞いておるところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） そしたら、我々の岬町が選出された経過というのは、この地域の3町の中でのそういう相談というのは実行されているんですか。

議長（重光俊則君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） すみません。この調整会議が27年5月に設置されております。その当時の町村会の健康福祉の部長が集まる会議に出席した職員にもそのときの状況は確認させていただいておりますけれども、その部長が集まっている会議の中で話し合われたといふところでございます、南部の町村あるいはそれぞれのブロックの町村だけが集まって調整したといふ話まではちょっと伺っておりません。

以上です。

議長（重光俊則君） 中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君） 先ほどその当時のといふことを言われましたので、その当時、その会議に出席させていただいた者として一言答弁させていただきたいと思っております。

町村長会で集まりまして、それぞれのブロックごとにいろんな会議がございます。その中で、1町にだけ固まるということのないように、この業務に関してはどこが中心になってやっていきましょう、この業務に関してはここが中心になってやっていきましょうといふような話し合いをさせていただいております。そのような中で本町は27年のときには、たしかすみません、ちょっと記憶が曖昧で申しわけないんですが、介護関係のほうに入りましようとか、本町は本町でいろんなワーキングなりそういう集まりのところにこの役割があった中で、国保に関しましては岬町にお願いしようといふ話になったもので、その決定云々といふことに関しましては当然ブロック内の情報共有ということもされてまいりますので、その場で代表で行っていただくのは岬町にしようといふ話し合いを持ったといふふうに記憶しております。

以上です。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） ありがとうございます、思い出していただいて。

ちょっと関連するんで2点目のほうにもいきたいと思うんですが、この調整会議の中の情報入手、それと熊取町の意見要望の伝達ということは、会議がもう6回開催されているわけですけども、どのようにされてきたか。そして、その得た情報については熊取町民の皆さんにどのように、これは言いかえれば議会にどのように説明をされているか、この点について、2点目についての答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）次に、2点目の大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の情報入手と熊取町の意見要望伝達方法と、それらの町民への説明についてでございますが、大阪府から会議終了後、府のホームページに会議の情報が掲載された旨の通知をいただきます。会議の内容が確認できるものとなったという通知になりますけれども、それを受けまして内容の確認をしております。また、広域化調整会議への意見等の伝達につきましては、熊取町が属する南部ブロックの代表である岬町を通して行うこととなっております。現時点、広域化調整会議では継続して検討中という状況でございます、今後具体的にお示しできる時期が来ましたら、加入者の皆様へ直接、文書等でお知らせも行ってまいりたいというふうに考えております。また、町の広報紙や町のホームページを活用してお伝えしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）会議の日程ぐらいはわかっているだろうけれども、会議の中身は後日公開される府のホームページで内容を確認していると。熊取町のそれに関する意見であるとか熊取町としてその会議で発言を代表の方にしてほしいというような内容については個別に言っているということなんです、それを示すそういう文章とか、いつ誰が岬町にこういう第1回が終わった、第2回が終わった、そのことについての時点での熊取町の調整会議への要望というふうなことは、出している事実はあるんでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）文書でのやりとりというよりも、その会議がそれぞれ行われております。特にブロック会議というような形で、27年度ですと阪南ブロック、高石市以南の市町村が集まって広域化に関しての情報共有、それから意見の出し合い等をする会議でございますけれども、大阪府内で全体でもこれは実施されております。我々が属している阪南ブロックでは27年度ですと27年11月18日に、それからまた町村だけでも集まる機会がございまして、これが28年1月13日、この会議の中でいろいろ情報共有を図ってきておるといふものでございます。

それから、28年度になりますと、同じくブロック会議、阪南ブロックが28年8月30日に、町村のブロックが28年9月20日に、それから阪南のブロックで会議がもう一回行われていまして、これが11月15日というような形で、それぞれ直接、担当課長、担当者が集まって情報交換、意見の出し合いを行っておるといふような状況でございます。

それから、熊取町単独といたしましても、やはり文野議員のおっしゃるような情報を発信していかなければならないという思いの中で、大阪府の国民健康保険課のほうにも直接私、それから課長と出向いております。これが28年9月8日、それから11月14日にも再度、大阪府の国民健康保険課のほうに直接、あらかじめアポイントをとった上で、内容の質問、それから我々の思いを伝えるというような行為もやっております。

また、町村のブロックでは岬町に対しての話ということになりますけれども、近隣の泉佐野市がこの調整会議の同じくメンバーに入っておりますので、泉佐野市のほうにも直接出向いて内容の確認あるいは我々の思いを伝えるということ、これを11月28日に行って話を聞いて、我々の意見も言ってきたというような状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）日付も含めてお答えいただきました。その内容、こういうことが今問題で、それを府あるいはブロックの代表にこういう話を、熊取町はやはり皆さん方、原課の方ですから、熊取町は、やはりよそと違う特徴は、うちはこういうのがあるからこういう意見反映をしてほしいんだというようなことを多分言っていたらと思うんです。こういうことを、今質問でさせていただいたからお答えいただいたんですけども、その途中経過的なことを我々議員であるとか、はっきりした方向性が示されたときには町民の皆さんにお知らせしなければいけないというふうなことをおっしゃったけれど、そのときという思いは、例えば保険料が統一されたらこうなりますよとか、今回、直近で言えば10%上がったお知らせとか、そういうところに反映するかどうかと思うんです。そういう逐次報告をしようというふうなことはお思いにならなかったのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今回の国民健康保険の広域化という話につきましては、法律が25年7月に改正されたのを受けまして本格始動しておるんですけども、それ以前の平成22年にさかのぼりまして、国保の広域化、これは国民健康保険が置かれておるいわゆる窮状、国保が抱えておる懸案を解決すべく、国、都道府県、そして市町村も意見の出し合いをした中で、国としてはやはり追加の財政支援が必要であるということ、それから運営方法を広域化すべきであるという、そういった考え方がもう既にその当時から出されております。それを受けまして、22年当時から大阪府は、法律の改正を受けまして広域化の支援方針というのを都道府県において策定しております。その際に、これは1次、2次、3次と3回にわたって改定もされておるんですけども、その中で市町村国保がどういう方向に向かっていくべきなのかという議論もなされ、一定の方針が出されております。それにつきましては、国民健康保険の運営協議会、そういった場で委員の皆様方に今こういうような状況が検討されておるといような話、それは運営協議会ごとにそのときの状況の説明とか、そういったことは当然させていただいております。

ただ、今回27年度に設置された調整会議の中身につきましては、煮詰まった情報提供をできるものもなかなかございませんで、今回、調整会議の第5回あるいは第6回あたりで考え方のQアンドAなども出されたことを受けまして、議員の皆様方に対してではございますけれども、その考え方、それからQアンドAなどもあわせてお配りしておると、今はそういった現状でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）3点目に、もうこの12月から、書いているんですが、大阪府国民健康保険運営協議会ということが開催をされるんです。熊取町もどのようにかかわるのかということ質問を上げています。

その前に、これも関連するんですけども、ぜひ、これは要望です。今、理事がお答えいただいたブロックなり熊取町のその時点時点の日付を含めてこういう場で言うた、会議があったと。その場が熊取町としての考えだとか情報収集する場やということをおっしゃいました。確かにホームページは我々も全部とれますけれども、本当にごくごくもう大阪府がまとめ切ったやつの中身で、参加してはる人の顔とか何がその地域で問題だったのかということは全然わかりません。ですから、そういうことも踏まえて、もう終わったことになるわけなんですけれども、日付と今答弁いただいたような中身のこういうことをそのときに言うたんやと、泉佐野へ行ってこう言うたんやと、岬町とこういう調整をしてこういう町村、同じ町でも岬町の人口と熊取町の人口、所得、年齢構成、そういったことがみんな違うから、だから我々は、熊取町の方原課の皆さん方はこういう方向が進めばもうちょっとこっちの意見も聞いてもらえるような形で運営してもらえないやろうかということやそういうことをやっているはずなんで、こういうことを言ったということやぜひ資料として、後日で結構ですので用意していただきたい。

それと、今後、なぜこうなるかということ、実は日程を見ると、もう本当に年明けの3月議会、各市町村の議会がこのことについての大きな決断というか、判断をしなければいけないような状況に

なっているというふうに思うんですよ。そういうことも踏まえて、この12月に運営協議会ということがスタートしますので、これも今の要望と同じです。そういうふうなことを逐次教えてほしい、明らかにしてほしい、このようにこれも要望しておきたいと思います。

質問に書いていますように、この協議会について熊取町の関与の仕方というのはどのようにお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）次に、3点目の大阪府国民健康保険運営協議会の熊取町の関与についてでございますが、大阪府国民健康保険運営協議会は、国保事業納付金の徴収、国保運営方針の策定、その他重要事項について審議されるものでございます。審議内容は第6回的大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の資料で示されておりまして、あわせて厚生労働省が策定をいたしました都道府県国民健康保険運営方針策定要領というものがございまして、その中に、市町村については連携会議、大阪府のほうで言うところの調整会議になりますけれども、ここにおける意見調整及び市町村への意見聴取のプロセスをいわゆる調整会議で経ておるということから、都道府県の国保運営協議会の構成員ではなく、市町村は構成員ではなく、事務局の立場から審議に参画することを想定しておるといふように示されております。そういったことから、国保広域化調整会議の座長、副座長が事務局の立場で審議に参画するという案が今現在示されておるといふものでございます。したがって、熊取町が直接その立場での参画ということは現在ございません。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）おっしゃるように、協議会というような形は28年から設置します。これは28年9月の府会定例会で設置条例が可決されて、今、理事がお答えになったように事務局の立場なんですよ。事務局も、出るのは座長、副座長、協議会のほうのね。ですから、ここまで実は来ているんです。そういう意味だと思うんです。

調整会議というのは、協議会がスタートしますけれども、これは並行して存在するんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）調整会議とそれから運営協議会、これが並立した形で28年度から29年度頭にかけてのスケジュール案が示されてございますので、少なくともその間につきましては両方が並立しておるといふふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひ、今ご答弁いただいた6回までのかわり以上のことを熊取町としてかわっていただいて、それと情報をバックするという点についてはぜひ、くどいようではありますが要望しておきたいというふうに思います。

関連して、また後ほどその点についても出てくると思うんですが、4点目に入りたいと思います。

平成28年度及び29年度の保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金というのは幾らぐらいと27年度決算に対して予測しておられるでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）次に、4点目の平成28年度及び平成29年度の保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金についてでございます。

まず、交付金でございますが、レセプト1件につき80万円までの部分を対象といたしまして、本町の実績に基づきまして申請し、交付されておるといふのが現状でございます。平成27年度の交付金の決算額は10億3,137万2,550円となっております。医療費の伸びが定かでないという中でこの交付金そのものを見込むというのは非常に困難な状況でございますが、仮に数字として見込むといたしますと、平成28年度は現在で7カ月分が収入済みで、残り後半が昨年、27年度と同水準で推移す

るといふふうに仮に仮定した中で見込みますと約10億7,000万円、29年度も平成28年度の見込みから同水準で推移すると見込みますと約11億円となります。これは、あくまでも平成27年度決算をベースに推移したとの想定に基づくものでございます。

次に、拠出金でございますが、平成27年度の決算額は11億6,159万4,245円でございます。拠出金は例年予算編成の時期に、この時期なんですけれども、大阪府の国保連合会においてこれら作業を集約してやっていただいておりますけれども、こちらのほうから予算計上のための算出表が示されます。これを当初予算に計上しておるところでございますけれども、国保連合会から示された概算額でございますが、平成27年度が12億9,845万6,661円、平成28年度は13億902万4,753円、平成29年度、これはつい最近到着したところなんですけれども、13億3,019万6,150円というふうになっております。

ただ、今お気づきやと思うんですけれども、予算額と決算額、国保連合会からはかなり安全サイドで予算が示されてございます。したがって、予算額のもとになっている概算額、これをもとに決算額の推移を交付金と同様に平成27年度をベースに仮に見込むといたしますと、28年度は約11億7,000万円、それから29年度は約11億8,000万円となる見込みでございます。何度も申し上げますが、今申し上げました見込み額は27年度からの推移をもとにしたものでございます。あくまでも仮の概算額ということでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 後でまた質問したいと思うんですが、5点目の30年度以降統一化になれば、府下自治体の法定外繰り入れが中止になった場合、法定外繰り入れを行ってきた自治体の繰入金相当額、これは誰が補填するかというようなことは情報としてどう思われているのでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 次に、5点目の大阪府下自治体の法定外繰入についてのご質問でございますが、広域化されることによりまして、大阪府が標準保険料率を算出するに当たりましては、経費でございますかかった府内の医療費、これを集計して保険料率を算出するということとなります。各市町村がそれによって求められる事業費納付金が、大阪府から提示されるという形になります。これを受けまして、個々の市町村が賄う収入につきましては、今までいわゆる法定外の繰り入れに頼ってきた当該市町村でその代替となる財源、保険料で賄うことになると思いますが、その保険料が上がるだけということで、その代替財源を他の市町村の保険料に転嫁されるということはございません。

以上です。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 4点目、5点目で、数字のことであるとか法定外の繰り入れの問題にお答えをいただきました。この一般質問が始まる前に、9月議会での請願の問題がまだ継続審査ということで、継続した理由は、9月の時点では全く数字的なものが、29年度の保険料はどないなるんやというようなことの資料が全く出てこないという状況の中で、大切な請願の取り扱いをそういった情報の中で決められないということで継続になり、12月の中でも、ちょうど12月に先ほどのまた一つの新たな会議が始まっていく、終着点はもう決まっていると、こういう状況の今、実は中なんです。やはり熊取町の住民の皆さんがことしの値上げの部分に関しては非常に不安を持っておられますし、私、議員としても物すごく危惧を抱いています。

6点目に、熊取町の保険料の値上げ、29年はないんかと、もうストレートに書いていますけれども、このご所見はいかがですか。

議長（重光俊則君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 次に、6点目の平成29年度の熊取町の保険料値上げについてでございますが、保険料積算の大きな要素でございます医療費の動向、これにつきましては予測が非常に困難

でございます。医療費の動向次第で保険料への影響が大きく変動いたしますので、現時点で次年度の保険料予測、次年度の保険料は、また来年の6月に運営協議会が開かれて、そこで審議されるんですけども、その間の期間も長うございますので、今時点で次年度の保険料の予測というのは非常に困難であると申し上げる以外ございません。すみませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）今の答弁、非常に足りないなというふうに実は感じます。ことしの皆さん方が我々議員に対しても保険料を上げますと、そのときの資料、あるいは年金加入者の方に決定の封筒の中に入れたチラシ、そこに、これも9月の中でも議論したと思うんですけども、医療費の増加、そういうことをおっしゃっていたんです。今もまた医療費が来年どうなるかわかれへんから、この今の推移も含めて。ご答弁だったというふうに思うんですけども、ことしの値上げが本当にそれだけあったのかなという意味合いの中でも住民の方は非常に関心を持たれて、それぞれ精査してはりますよね。

資料にはつけていませんけれども、こういう資料を住民の方が保険課で面談を申し入れられて、その確認をされたというふうに思います。その中で、ご説明にあるような医療費が急に昨年、新薬が認められて、そういうような状況で値上げ10%やむを得なかったんですよという形が、いや実はそれだけではないよということも原課の皆さん方もお認めになったという話を聞いているんですけども、具体的に言うと、問題なのは、高額所得者に適用されている賦課限度額を超える部分の金額を、一般と言うたらあれやけれど、幅がありますよね、みんな所得が違うから。中間所得層や軽減措置を受けている層にまでその部分の率を負担させて平均10.何%になっているというふうな、いろんな数値をはめ込んでいったら疑問が出てきたと。本来やったらこういうカーブのところを済むのに、わざわざ平均10%のところまで、その高額所得者の部分を薄めるために、低くするためにその幅の部分が負担をさせられていたというふうな形をお示しになった表を原課のほうにも持っていかれたというふうに聞いているんです。

熊取町は一般会計からの法定外繰り入れはしない、そういう原則的なものをお持ちだから、その部分で負担しなければいけないのを中間層あるいは軽減措置を受けておられるような人の層までにその賦課をしてしまったということがあるんですが、このことについてはどうお考えなのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今、議員からご指摘の住民の方からのご意見、確かに原課の窓口において伺っておるのは事実でございます。ご意見として伺ったのは、いわゆる賦課限度額、これがなかった場合どうなるのか、あるいは賦課限度額が与えておる影響はどうかという分析を住民の方がご自身でなさっていただいたものをご提示いただいて、我々と意見交換をさせていただいたというのは事実でございます。

ここで賦課限度額の話ということになってしまうんですけども、これはいわゆる法定された制度でございます。賦課限度額なしに青天井で保険料を賦課するということは、これはもう全国どの市町村国保もやっております。この制度の必要性といいますのは、意見交換させていただいた際にもご説明申し上げたんですが、やはり高額な保険料をご負担いただいたとしても、お受けいただく医療水準というか医療行為につきましては全く同一、全国津々浦々同じ医療行為を受けていただくということになりますので、余りにも高額な青天井ということではその方々の納付意欲にもかかわってくるというようなことがございます。制度上これはやむを得ず設けられておるものというふうにご説明もさせていただいたところでございます。

賦課限度額につきましては、年が明けまして2月の運営協議会等でまた議論があろうかと思いません。また、新聞報道等では今年度につきましてもさらに賦課限度額引き上げの方向で話が出ておるというような状況でございますので、賦課限度額の引き上げということにつきまして我々としても

議論を尽くして考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ちょっと時間がないので答弁も簡潔にお願いしたいんですけども、問題はそういうことを言っているんじゃないで、賦課限度額というのは制度上あるんですよ。今おっしゃるように青天井を何も言っていないんですよ。賦課限度額にかかっている方の部分で法定外繰り入れを一般会計からその部分をかぶれば、そういう措置をとっている自治体はあるわけですよ。それを熊取町は全て保険、そういう中間層の方にかぶせていると。そういうことの説明が、全世界に配られた保険料の値上げの中には医療費が上がったからですよというような形だけで済ませているということが問題やということも9月にも言いました。具体的にこういう事例があるということが9月の請願をきっかけに住民の方もいろいろ勉強され、我々も資料をいろいろ見る中でこういうことがわかってきているということなんですよ。そこがまず問題として、ご負担していただくのが当然ということではないんですよ。町としては、法的に認められた繰り入れというようなことを考えれば、そういう選択肢もある中で、そういう知恵を絞る中で、そういう努力をする中でちょっとでも負担を抑えようという形をなぜとらないのかということが問題なんです。

保険料の話になってきましたから、最後の7点目です。新しい府内統一保険料が制定されたとき、熊取町の保険料率は幾らぐらいになると予想しておられますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）次に、7点目の府内統一保険料が制定されたときの熊取町の保険料についてでございますが、現在、大阪府において試算のための作業が進められておるという状況でございます。現時点で想定するのは非常に困難でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）9月も全く一緒に、そのときは、秋には国のほうから簡易システム、簡易けれどもそういう計算される資料が12月議会あたりには出てくるであろうと、1月ぐらいにはそれがはっきりした数字として、正式の数字として示されるだろうということが実はありました。その後の問題として、大阪府のほうから言われているのは、システムがふぐあいを起こしたと、ですからそういうまだ算定が実は年内できていない、この時点でもできていない。先ほど言った請願を12月議会に送ろうということのを全会一致で決めたときには、この試算が出てきて、もっと具体的に29年あるいは30年、30年以降、こういう数字が、これは全国統一の総務省が各都道府県に無償で渡しているシステムですから、それをやれば大体の数字が出てくると。そしたらもっと具体的に話ができるだろうということだったんですが、なぜか大阪府だけが故障した、ふぐあいだ、こういうことを実は聞いているんです。

例えば北海道、これは同じシステムが貸与されていていっています。市町村の数は大阪府下よりずっと多いです。その中で出てきている数字というのが、2.5倍になるような自治体が出てきているんですよ。大阪方式というのは統一の保険料を決めるけれども、国が求めているのは、それをもとに市町村、今までみたいに自治体で決めていいですよと、標準は決めますけれども、こういうことを採用しようとする都道府県あるいは大阪府のようにそれを全て大阪府下その方向でやろうという府県、これが俗に大阪の統一と言うているんですけども、東日本はおおむね前者の、それぞれの標準は標準で示されるけれども、それぞれの今までの歴史があるからそれぞれで決めていこうという方向、西日本は統一の方向だけれども、それで国はどっちでもいいですよと言っているけれども、大阪府が先頭を切って、広島県だとか滋賀県だとか佐賀県だとか、そういうところは情報として聞いています。しかし、大阪府は今ふぐあいになって数字は出ていないからまだ火がついていませんけれども、それを見た例えば佐賀県では各自治体の首長さんが動き出しています。

今回のシステムが導入されれば、おおむね国の平均より前期高齢者が多い自治体、まさに熊取町

がそうなんです。は保険料が大きく上がるだろうということが言われているんです。それぞれ一番初めの状況に戻りますけれども、ブロックの話をさせていただきました。各ブロックは、今までは調整会議6回、あるいはこの12月からの会議の事務局の役割を果たすというような形でいきますけれども、それぞれのブロックの中で特に北摂のほうは市長が動き出したり議会が動き出したり、いろんなことが実はやられているわけなんです。そういった意味で、冒頭の中でいろんなブロックの名前を言わせていただいたけれども、泉南のブロック、泉佐野市が代表で岬町が代表で出ておられる泉州、南大阪のブロックの動きがどうもわからないし、何よりも熊取町の理事者側の答弁が、大阪の統一方式は素晴らしいものやということを何かもう洗脳されて、熊取町の地方自治体としての地方自治としての役割を放棄して、上から決まったものにはもう言えないんだというふうな諦めならまだあれかもわかれへんけれども、府下でどこおっても同じ保険料を払うんだから平等じゃありませんかというような答弁まで実は出てきているんですよ。実はそれは違うということをぜひともわかっていただきたい。

私が今回この問題を一つの柱として捉えさせていただいた趣旨は、数字でやりとりを実は9月の段階では12月にできるなどと思っていました。できません。今言ったようにふぐあいが生じた。大阪府だけですよ。勘ぐって言えば、今この状態の中でよそが、えっというような数字が試算で出てきた、こんなに保険料が上がるんやというようなことになったら收拾がつかなくなるから、先ほども言ったように、今、国のプログラムで言えば、もう予算審議は来年の3月議会ですから、もう来年1年しか今のままでは熊取町が知恵を絞るというようなことはできなくなるわけなんです。そういった意味で、我々議員も精いっぱい情報収集をして、今言ったように熊取町のよそに比べたら前期高齢者の割合が多い。岬町とはまた違うんですよ。そういった声をどんどん大阪府に上げていくということをぜひお願いしたいというふうに思います。もうこれは大きな大きな強い要望です。理事者の皆さん方もそういうことをぜひよろしくお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。時間のないときに申しわけございません。1点だけ補足させていただきます。

大阪府のほうから聞いておりますシステムのふぐあいといいますのは、これは全国での共通のシステムでございますので、大阪府だけがふぐあいを起こしておるというものではないというふうに聞いております。その中で、北海道につきましては議員ご指摘のとおり公表されてございますけれども、北海道につきましても条件つきで公表されたというふうに大阪府のほうから聞いてございます。その点だけすみません、補足させていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）補足の補足をしますと、この概算が多分出てきたと仮定します。12月、9月のとき思っていたんですが、そのときにこの議会で上がるやないかという立場で私が言おうとしたら、いやそれは概算ですと、仮のシステムですというふうな答えがきっと来るやろうなというふうに思っていました。だから、北海道はそうかもわからない。しかし、それすら大阪府は出してないじゃないですか。そのことを申し上げておきます。

2点目に移らせていただきます。談合問題です。

今回は、時間がないので町長、直接お答えください。

損害賠償金を支払わない業者が発生している原因は何だと考えておられますか。

2点目は、支払わない業者及び不真正連帯責任の2名にどのような処分を行おうとしているか、一応これを内容として出させていただいていますので、そのことについて簡潔にお答えください。

議長（重光俊則君）時間8分ですので、そこを考慮してお願いします。田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、まず私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

それでは、文野議員よりご質問の談合事件損害賠償金の回収についてのご答弁の1点目の損害賠

償金を支払わない業者が発生している原因は何だと考えているかについてでございますが、現在、分割納付履行者を除く損害賠償金の完納に至らない建設業者は10社であります。この建設業者10社の状況といたしましては、破産手続を終えた業者が1社、解散登記されている業者が1社、所在不詳の業者が4社、所在は確知できているが事業休止状態と思われる業者が4社の状況でございます。

損害賠償金を支払わない業者が発生している原因についてでございますが、これまでも財産開示手続など可能な法的手続の執行により財産調査などに努めてまいりましたが、財産開示手続に応じた業者の資産状況並びに未払い業者との個別面談において聴取した内容から考えられる原因といたしましては、事業活動に係る他の債務履行と損害賠償金の債務を履行しながらの事業活動は非常に困難な状況と見られ、事業活動を休止せざるを得ない状況であることが考えられます。

続いて、2点目の損害賠償を支払わない業者及び不真正連帯責任の2名にどのような処分を行うのかについてでございますが、分割納付履行者を除く損害賠償金の完納に至らない者は、建設業者10社と不真正連帯債務を負う個人2名であります。損害賠償金の完納に至らない者に対する町としての処分については、未納である10社については入札参加資格を有していないため町発注の建設工事入札には参加できない状況にはあるものの、今後も未払い業者の動向には常に注視し、入札参加については制限する方針であり、個人2名に対する処分については、衆議院法制局並びに他自治体での顧問弁護士などの職務経験を有し、行政手続に精通する弁護士を本年度より顧問委任しており、今後も顧問弁護士の教示を得ながら新たな方策、対応などについて協議、調整を行い、債権回収に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）もういつも大体聞く話なんで一言で言うと、可能な限りやっていますという話やけれども、そこに時間軸はいつも入っていないということなんです。そのことで、もうわかっていただけたと思います。やるべきときにやってないということです。

町長、すみません。9月の質問の答弁で、議会だよりも町長の答弁をできる限り正確に私の与えられた行数を与えたんです。そこには、新しい顧問弁護士は私の政治信条、公正・公平と一致していると、そういうことで、これは私、評価しました。弁護士をかえてくださいといたらかえていただきましたし、全く知らない人じゃなくて、百条委員会でお世話になって熊取町のことをわかっていて弁護士に依頼していただきました。そして弁護士と議員との懇談、また我々がそれこそ弁護士に議員としてアポをとって会ってもいいよというようなことまで言っていたいています。

そのことを踏まえて、今回、請願が2件出ています。一つは、もうとにかくさっきの答弁じゃないですけども、あとどうするんやと、全額回収してくれと、逃げ得させたらいかん、9月の議会の言葉を使えばそうなんです。それも町長がそういう答弁で、公正・公平ということが生きているから、今回の何といても請願は町長のそういうフレーズまで書いていますよ。そういう形だからやりましょう。もう一つの請願は検証の問題です。これもずっと私が言ってきた問題です。町長の時代のことでないわけなんです。

ですから、どうか次のステージへいくために、この請願2件が本定例会で可決された暁には本気になって実行する決意を、もう時間がないんですけれども、まだ5分ぐらいしゃべれますから述べてください。よろしくお願いします。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）損害賠償請求の件でありますけれども、ことしになって顧問弁護士さんを岩本弁護士に変更させていただきました。これは、全顧問弁護士の状況などを拝見する中で、熊取町のそういう問題解決についてふさわしいかというふうなことを私なりに判断した上で、皆様方に信頼という言葉をどのように感じ取ってもらえるか、そういうことを考えながら岩本弁護士に変更させていただいたというのが今回の変更に対しての中身です。

私は、町長といい行政職員といい、そういう専門的な知識がどこまであるかという、これはも

う皆さん方おわかりのことやと思います。餅屋は餅屋、専門職である岩本弁護士、もう本当に熊取町の内情もわかっておられる方で、法制局も経験しておられます。大阪市の顧問弁護士もされております。本当に優秀な方だと。私は全幅の信頼を置いて、顧問弁護士の岩本さんに損害賠償の回収について何とか時間もない中で頑張ってもらいたいということでもって、そういうことも含めて顧問弁護士に就任をしていただいていると、そのように自分では判断しております。その顧問弁護士に委任したということにおいては、皆さん方に関してはスケジュール的な、時間的なものもお考えのことでもあると思います。

ただ、相手のあることです。弁護士の事情もあります。そういうこともやっぱり加味していただかないと、きょう決めたから来月からその作業が始まるんやということは、それは言うていますがけれども、できるだけ早い時期にこういう環境になっているので進めていただくようにとお願いはしていますけれども、委託した以上、その顧問弁護士に行動をとってもらう、それが委託した側の待たないやあないというふうなこともあるかと思えます。ただ、皆さん方も勉強会で岩本弁護士のそういう考えなり人なり、そういう職務に精通したというふうなことはご理解していただいていると思えますので、その人のこれからの活動、行動なりをもう見守っていかないと。

私も、都度都度先生にはお願いしております。そういうことをもって進めていきたいと思っています。その間、皆さん方には岩本弁護士を信頼していただいた上で応援していただきたいということも重ねて申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員、時間ですので発言を簡潔に、一言でお願いします。

1番（文野慎治君）もっと強い決意を、頑張りますと一言言うてもろうたらよかったです。ちょっと回りくどいですがけれども、町長の性格がそういう奥ゆかしいところがあるので、秘めた決意はあるというふうにごこの質問席からはお見受けをしたということで、ぜひ、私は私なりに請願を通すために議員のご協力を得て、そして議会も一丸となって、町長も先頭に立って、熊取町の歴史を塗りかえる次のページへいくための時間を今後有効に使っていききたい、こういうふうに思っております。

時間が来ましたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、文野議員の質問を終わります。

次に、矢野議員。

10番（矢野正憲君）それでは、情報教育についてお尋ねをいたします。

携帯電話やスマートフォン、タブレットの端末などの普及によって、インターネットがますます私たちの生活に身近となってございます。子どもたちが自分の携帯電話を持ち、LINEやメール、調べ物、ゲームなどを利用している姿をよく見かけます。一方で、有害情報サイトなどにアクセスし、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースも多いようです。子どもたちが安全に安心して利用するために小学生から情報教育が必要と考えております。以下について見解を伺います。

まず最初に、本町の小・中学生で携帯電話、スマートフォンを所持している実態はどのようになっているのか、この辺をお聞きしたいと存じます。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）矢野議員の情報教育についてのご質問に答弁いたします。

議員の皆様ご承知のとおり、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末などの普及により、子どもたちがメールやインターネットを利用する機会が急増し、それに伴いSNSへの書き込み、ネットへの依存や有害サイトへの安易なアクセスなどにより、子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件や悪質な事象が発生しているのが現状でございます。各小・中学校においては、学年の実態や課題に応じて、関係機関等と連携して児童・生徒への携帯、スマホの安全な利用等についての理解を深めているところでございます。

さて、議員ご質問の1つ目でございますが、平成28年4月に小学6年生と中学3年生を対象に実施されました全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査の結果によりますと、各校によ

って多少の差はあるものの、小学校で約6割5分、中学校で約9割弱の所持率となっております。全学年での所持率は把握できておりませんが、学年が上がるごとに所持率が高くなる傾向があるというふうなことでございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 過日こういったものを配っていただきまして、これの122ページですか、そこに小学生で6割5分、中学生で9割弱というふうなことが書かれておりましたが、調べているというのは、もうこれだけしかそういうふうなアンケート調査とかというのはやっていないんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 全体的にどうなっているかというような調査については、今現在のところはできておりません。小6と中3の学力状況調査の結果、これをもとに傾向を見ているというふうな現状でございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） そういうことであれば、例えば携帯、スマホを持っておられるかというふうなことをこれ、書いていますよね。その中でスマホ、携帯を持っていないのが35.5%であるとか12.何%であるというふうなことで、その引き算で6割5分とか9割弱というふうな話になっているんでしょうけれども、もう少し詳しく、熊取町独自として例えば携帯、スマホを持っている中でスマホの割合がどれぐらいであるとか、あとはフィルタリングをしているのかどうかとか、学年別でどれぐらいの所持率になっているのかというふうなことというのは、今までやっていないというふうな答弁でしたけれども、今後はそういったことをしっかりと調査して把握するような努力が必要になるのではないのかなというふうに思っておるんですが、その辺はどう考えますか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 今、議員のほうからお話しございました件についてですが、当然ながら現在、そういったインターネットあるいは携帯電話等での事案等が発生している状況の中で、今後は学校の協力といいますか、学校に指導していきながらそういったことも含めて取り組んでいく必要性はあるというふうに考えておりますので、今後、ひとつ検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 検討どころか、すると言いついていただきたいぐらいですね、正直な話。違うところの自治体のスマホについての調べ方というのが結構出ていまして、意外と多いと思われるのが、小学校1年生から3年生の子どもたちが意外と携帯を持っておられるというふうな、そういった傾向も出ておるようです。それは、例えば学童であったりとか塾の行き帰りであったりとか、そういうふうなことでキッズ携帯を持たせておるといふようなことが反映されておるんだと思いますけれども、やはりそういうふうな細かいところまで目を配るような必要性があると思うんです。

さらに言えば、これから第2問とかの質問に入っていくんですけども、LINEとかですよ。これも無料アプリでコミュニケーションツールやというふうな形になっている中で、これを小学生や中学生がどれぐらいの割合で使っているのかというふうなこともやはりしっかりと把握をしないと、傾向として出さないと対策もとれないような感じに今あるんじゃないのかなというふうなことを今の答弁を聞いて危惧します。やはりそういった意味では、これからはそういうふうなアンケート調査をする、それは子どもたちに対するアンケート調査であったりとか保護者に対するアンケート調査であるかというふうなことが必要だと思います。検討するじゃなくて、これはするというような答弁というのはもらえないのか、その辺もう一度お願いしたいと思います。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 今、検討しますというふうなお話をさせていただいたのは、当然ながら各学校でどんなふうにしていけるのかというふうなことも含めて検討していかないといけな

いということですので、当然、おっしゃるように、進めていくためには実態がどうなっているのかということをやっぱり把握することが必要であると思っております。その辺については進めていきたいというふうに考えておるということで、先ほどの検討という言葉につきましては、この場で必ずしめずと言いたいんですが、学校等とも調整もかけていながら、ただ、教委としてはそういった実態を把握するということの必要性というのは十分に感じておりますので、そういった形での検討というのをとっていただければありがたいかなというふうに考えております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 今回この質問をするに当たって、中学校のお母さんから実は相談をいただいたんです。LINEという無料アプリ、皆さんも多分使ってはると思うんですけども、そのお母さんは、娘さんが四六時中もうLINE、携帯電話、スマホをよう手放さんというふうな話の相談だったんです。もう手放すのはお風呂に入るときぐらいやと。多分、グループLINEとかで中のいい子どもたちとLINEをやったりとかクラスメートとやったりとかというふうな形になっているんでしょうけれども、大人の我々でも、例えば僕自身やったらグループLINEを20ぐらい持っています。そこへ誰かが書き込みをやると、そのLINEがとまらないような状況になっているというふうなことも多々あるんです。我々大人でさえそういうふうな対処がちょっと難しいところがあるかなというふうなことを思うときがあるんで、子どもにすれば仲間外れにされるとか、LINEというのは読んだら既読というのが出ますから、読まなかったら逆に誹謗中傷を書かれるとかというような心配事があるんで、そういうふうなお話があったんです。それで今回こういうふうな質問をさせてもらっているんです。

2つ目の質問になるんですけど、小・中学校でそういったトラブルの事例というか実態というか、そういったものは把握をされておられるのかどうか、その辺お尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 2つ目の携帯、スマホ等によるトラブルについてでございますが、本町におきましても、社会的に問題となっておりますLINEによる誹謗中傷、仲間外れによるトラブル、ツイッター・ユーチューブ等への無断での書き込みや投稿などによるトラブルが数件発生いたしております。しかし、発覚したトラブルに関しましては各校において丁寧かつ迅速な対応及び指導により、現在のところ全て解決しておるというふうな状況でございます。

各学校におきましては原則的に携帯、スマホ等の持ち込みを禁止しておりまして、その使用については保護者の協力を得ながら取り組まなければならないというふうに考えておるという状況でございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 基本、小学校、中学校に携帯電話を持ってきたらだめですよというふうなことを保護者の皆さん方にも理解をしてもらいながら進めておるというふうな話なんですけど、それがそしたら実際にできているのかといたら、なかなかそうでもないような話を聞いたりせんでもないです。子どもの位置情報を知るために持たせているんやというふうな、キッズ携帯なんかは特にそういうふうな傾向があるんだと思います。というふうなことになるれば、なかなかそういうふうなわけにもいかないんだろうな、違う別の問題になっているんだろうなというふうに思っておるんです。

今回、トラブルの事例はあるかというふうな質問させてもらったら数件やというふうなことなんですけれども、例えばLINEの世界なんていうたら、なかなか招待しないと入れないというふうな世界になってはいますが、大人の知らない子どもたちの世界がそこにあるんであろうというふうなことも想像つくんですけども、ちょっと意地の悪い質問をさせていただきますね。教育長、LINEとか使ったことはおありですか。

議長（重光俊則君） 勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君） はい、やっております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君）教育長、どうもすみません。失礼しました。というのが、やはりLINEを知らない教職の先生方もおられるであろうな、少し年配の先生方であればそういうふうなことも想像つくんですけども、その辺で例えば把握できているトラブルの数というのが数件やというふうなことが、僕はちょっと少ないんだろうな、だから表に出ているのが全然少ないんであるというふうに思っています。僕自身が相談を受けた、もうスマートフォンをよう手放すことができないとか、中毒ですよ、半分。もう依存になっていると。それをやめることによっていじめが始まったりするというふうな温床にもなっているというふうなことなんですけれども、その辺については教育委員会であったりとか学校の先生とかはどのようなふうにこれから対応していこうというふうな考えをお持ちなんですか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず1点、お話の中にございましたトラブル等の把握に関してでございます。各学校のほうからは毎月、これは携帯電話等のトラブルのみではなくて、さまざまな子どもの問題事象でありますとか事案等について学校から上がってきていると。それをきっちりまとめているというふうな状況でございます。この携帯やLINE等のトラブルに関しては、確かにあくまで学校で把握できた分、だからそこで指導できる分を件数として上げておるというふうな状況ですので、当然ながら絶対に全てですかと言われるとなかなかわからない。ただ、本人自身がそれを問題と捉えていない場合もあるのかなというふうに思っています。ただ、教育委員会としては、各学校が全てそういった情報をしっかりとキャッチして、早期に解決するという方向で取り組んでほしいということでの指導はさせていただいておるという状況です。

それからもう1点、教職員がLINEの使い方あるいはLINE自体を知らない、実は私もまだ昔の携帯を使っております、LINEはしていないんですけども、そういった状況の中で、本年度もそうですが、そういったネット等に関する専門家の講演会を聞かせていただいて、また、それを受けて保護者に対して教職員が話をする、あるいは保護者向けのそういう研修会をするということも実際に行っております。我々もその必要性から、来年度になるんですけども、毎年教育講演会というのをやっております、町内小・中学校全教職員を対象に研修会を行っておりますが、来年度につきましては、大人にわからない子どもの世界で一体何が起こっておるかといったようなことをテーマといたしまして、もう全員悉皆で研修会も実施し、子どもの実態、状況等をしっかりと把握していきたいというふうに考えております。

それについては、やはり指導する立場の者が理解できていないと指導はできない、これはもう議員のご指摘されるとおりだと思っておりますので、我々もそこが喫緊の課題であるというふうに考え、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）ありがとうございます。

過日、携帯のショップに寄らせていただいて、ちょっと話は戻るんですけど、フィルタリング、小学生、中学生が携帯を買うということは、未成年ですから親御さんがついて買って買っていくというふうな形になっています。総務省のほうでは、フィルタリングをしてくださいよというふうな形で各ショップの店員さんから親御さんに言うような、そういった通達も出ておるようです。その中でフィルタリングしてくださいねというふうなことを必ず伝えているというふうな話になっておったんですが、だけども現実、内閣府の資料とかを見ると、ガラケーやったら70%ぐらいでフィルタリングをやっている。ただ、スマホになると50%ぐらいに低下する。これが小学生。中学生になるともう一つ率が下がってくるというような形も出ているみたいです。こういうふうなことを親御さんにも伝えるようなことも必要ですし、それは学校としてね。子どもたちにもわかってもらえないといけないし、ある一定やはり閲覧の制限がかかりますから、例えばやりたいゲームができない、だから親御さんに言うて、フィルタリングが最初はかかっていたけれどもそれをやめさすというふうなことにもなっているというふうなこともおっしゃっていましたが、やはりこういうふうなこと

もやっていかないといけないんだと思います。それはもう情報教育として、児童も教えるけれども保護者の皆さんやPTAの皆さんにも知ってもらうというような、そういうふうな形が必要なんだろうな、もうそういう時代になっているんであるかなというふうに思うんです。

それで、次の3番に続くんですが、学校で児童・生徒と保護者を対象にした親子携帯教室、こういったものの開催というのはやっておられるのか、やるような予定があるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）それでは、3つ目の質問についてでございますが、その啓発及び指導につきましては、児童・生徒対象、保護者及び教職員を対象に各校の実態に応じて実施しております。先ほど申し上げましたように、来年度にはネット対応の専門家を招いて全教職員対象にネット対応研修会の開催も予定しており、教職員のネットに対する理解及び指導力、対応力の向上に努めたいと考えてございます。

議員ご提案の親子による携帯教室の実施について、その重要性を十分理解してはおりますが、実施に現在は至っていないというふうな現状でございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）内閣府の資料を見ると、こう書かれています。啓発を受けた保護者のお子さんの携帯は大体フィルタリングがかかるんやと、やはりその率が高いというふうな傾向にあるらしいです、書いているのを読んでいると。ということは、やはり学校サイドでもそういうふうな啓発につながるような、ここに書いている親子教室というふうなこともやっていかないといけないんじゃないですか。これもやはり積極的にPTAを巻き込んでやったりとか、子ども会は別組織ですけども、この辺の協力ももらいながらやっていくとかというふうなことをしないと、なかなかフィルタリングの率が上がっていかないとというふうなこともなるでしょうし、何より子どもたちがトラブルに巻き込まれるというような率が減少することがなくて、今増加傾向にあるというふうなことも書かれていますので、この辺もしっかりと光を当てないといけないのかなというふうに思っているんです。

その辺を踏まえて、今先ほどの答弁の中では学校サイドの先生方の研修をやっていかないといけないというふうな、当然そのとおりやと思いますし、同時にそういうふうな子どもたちであるとか親御さんに対するような親子教室というのはいろんな形でできると思うんですけども、その辺はどう考えていますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず、教職員に対しては、先ほど申し上げましたようにそういった研修会を行いたい。子どもに対しましても、現在、小中とも子どもに対する専門家等によるそういった講習会といいますか勉強というふうなもの、またインターネットの怖さであるとかということについての指導は十分させていただいております。保護者に対しましては、例えば保護者参観の後に保護者に集まっていたいただいた形での、そういう研修会じゃないですけども、お話等もさせていただいておるというふうな状況ですので、当然、保護者自身にも理解してもらうような取り組みはやっぱり必要になってくるのかなと。

ただ、現段階、学校として悩ましいのは、実際問題、見てみますと保護者世代、大人でもそういうネットのトラブルに巻き込まれてしまっているという状況がある。当然ながら、フィルタリングは最初しているけれども子どもに催促されて外してと言われて、どうしてもそれが耐え切れずに外してしまうというふうな状況も起こっているという、非常に大人も子どもも含めてトラブルに巻き込まれたりであるとか、そういった親子関係の中でなかなかそれがしにくいというふうな状況があるというふうなこと、ここも一つ学校は課題に考え、取り組んでいっているけれども、どうしていったらいいものなのかなと。なかなか、携帯を持つ持たない等に関する指導はしているものの、思うようには進んでいかないとという難しさはあろうかなと思っています。

ただ、今、議員のお話がありましたように、親と子が一緒になって教室を開くか、あるいは親子は別になるか、それは別として、現在も保護者への啓発というのは十分にさせていただいておりますので、そういったものをどういうふうに今後、保護者にも伝えていけるのか、子どもに対してもう一回さらにネットの怖さ、あるいは扱いについてしっかり理解させればいいのかということをしつかりと考えていきながら進めていきたいというのが、現在、我々の考えであるというふうにご理解いただければと思っております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） よくわかりますよ。よくわかるんです。例えば各地域の自治体では、小学校の高学年を対象にしてそういうふうな児童と保護者を対象にして親子スマホ教室をやっておったりとかされております。こういったことがだんだんとふえてきているような傾向にあるみたいですね。先ほど吉田理事から話があったように、外部人材を活用して、例えば携帯電話会社のそういうふうな担当者を講師に招くとかというふうなこともやっているところもふえてきています。

おもしろいところを紹介すれば、中学生や小学校の高学年のところに大学生、少し年上のお兄ちゃん、お姉ちゃんを講師として招いて、そういうふうなスマホ教室をやっているようなところもあるみたいですね。どういうふうなことを言うてもらおうのかというたら、例えば時間の使い方であったりとか、最初は暇なときにしかスマホをいじっていなかった、LINEもやっていなかったというふうなことやったんですが、だんだんと忙しいときでもやるようになってきたと。今振り返ったらちょっと時間の無駄やったなというふうな、そういうふうなことを自分の実体験を踏まえて話をしてもらおうというふうなことで、案外、小学生、中学生の学生にとったら、近い年のお兄ちゃん、お姉ちゃんの話なんで非常に聞きやすい、好評を博しているというふうなことがあります。調べただけでそういうふうな形でやっているところがたくさんあるんで、いいところは熊取町もまねたらいいいというふうに思いますので、その辺はしっかりと前に進めていただきたいなというふうに思います。

あと、今回この質問をするに当たって、先ほど中学校2年生の女の子の母親から相談があったと言いましたが、なかなかやはり親が子どもを注意しにくいところもあるというふうな、本来ならこれはもう家庭の中でルールを決めるというふうなのが普通なんだと思いますが、例えば吉田理事の家では夜の9時までやと、だけど私の家では例えば10時までだというふうなルールが、ちょっと時間のかげんがずれておれば、なかなかLINEのやりとりもやめるというわけにもいかないというふうなことで、そのお母さんは統一的なルールというのをできないですかねというふうなお話もありました。それが次の4番になるんですが、本町としての統一ルール、こういったものを制定するようなことを考えませんかというふうな質問なんですが、この辺についてはどうでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） それでは、4つ目の質問の町としての統一ルールの制定についてでございますが、現在、各校におきましては、携帯、スマホ等の適切な使用について、児童・生徒及び保護者に対して意識を高められるよう継続的な啓発が行われております。したがって、町としてルールの制定について現在のところは考えていないというのが現状でございます。先ほど申し上げましたとおり、インターネットの利用に関しましては保護者の協力を得ながら取り組まなければならないというふうに考えてございます。保護者の意識を高めていくことが子どもたちの規範意識を高めることにつながり、トラブルを起こしたり巻き込まれたりしないところにつながるというふうに考えてございますので、ご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 統一ルールをつくる気は今のところないですよというふうな答弁でしたね。僕、難しいこと言っているんじゃないんです。熊取町の教育委員会独自で例えば教育指導要綱をつくれとかというふうなことを言っているわけじゃなくて、例えば先進事例を紹介しますと、岡山県ではも

う3つの統一ルールを決めているそうです。これも、決めたとはいふうなことになってはいますが、大人が一方的に押しつけたというふうなことではなくて、子どもたちが自分で解決策を導いて、保護者や教員がそれにかかわったというふうなことになっているんですけれども、岡山県の事例は、保護者が夜9時以降になると子どもたちのスマホを預かる、翌朝の7時に子どもたちにまた渡すというふうなのが一つ。もう一つが、ゲームの利用時間は夜の9時までやと、要するに9時になったらお父さんお母さんに携帯を渡すというふうな形です。というふうな形をとっているのと、3つ目、これが一番ひょっとしたら重要かもしれませんが、スマホなどの付き合い方を学校で考える場を設定するというふうなことを岡山県がやっているんです。これは去年の11月ごろからやっているみたいです。「勉強じゃ！スマホ手放せ 中学生！！」というふうな形のスローガンでやっているみたいです。これを受けて、岡山県内の各市町村はいろんなことをやっておられるというふうなことになっています。

メリットもやっぱりあるようです。親御さんのメリットとしたら、やはり9時にスマホを親のもとに持っていかなあかんというふうなことになっているので、夜遅くまでやっていたらあかんやないかというふうな注意ができるというふうなことが一つ。それから子どもたちも、友達とのやりとりの中で際限なく続くんじゃなくて、統一ルールがあるというふうなことで9時になったらやめるというふうなことも出てきているようなんです。

これは岡山県でやっている話なんで、熊取町でどうなんやというふうなことも思われているかもしれませんが、がんじがらめの統一ルールではなくて、こういうふうな教育指導要綱を変えてまでやれというふうな話ではないので、啓発していくような価値もあるのかなというふうに思っています。この話を聞いてどのように思われているか、ちょっとその辺もう一度お願いできますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今のお話を聞いてということなんですけれども、当然ながら夜、際限なく子どもがスマートフォンを使っている。本来であれば学校生活で学校の友達と付き合い、地域では地域の方と付き合い、おうちへ帰ったらおうちの方としっかり触れ合って話をするというのが子どもにとっては私は必要であるというふうに基本的に考えております。ただ、今、議員からお話にあったそういった例等も聞いてみますと、学校での人間関係を常に24時間中引きずりながら子どもは生活せざるを得ないと、スマホというふうなツールによってがんじがらめにされているという状況、これはやっぱり非常に大きな問題であると。実は、これはスマホの出てきたときだけではなくて、携帯電話のメールのやりとりのときにもそういうことは実際にあったと聞いています。つまり、メールが来ると何分以内にメールを返さないとだめだという、女子高生等からお風呂場で使える携帯電話が欲しいと。なぜかという、お風呂に入っている間携帯電話を見ることができないからといったような案も出てきたということも聞いております。

ですから、今の現状につきましては決してよくない。何とか変えていかなければならない。学校は学校教育の中でできることをしっかりやっていかなければならない。それに加えて、家庭は家庭教育の中で一緒に子どものことを考えていかなければならないというふうに考えております。

統一ルールをどうするかというふうなことについてでございますが、議員のほうからは緩やかな、こんなふうな形でしょうというふうなご提案をいただいておりますので、そういった形でどういうふうなやっていけるのかと。子どもから例えばルールを考えさせていく、すごくいい考え方だと私は思っています。ただ懸念されるのは、例えば生徒会の役員を中心にやったときに、生徒会の子どもがLINEで困っている子であったとしたならば、それを全体に投げかけることが果たしてその子はしっかりとやっていけるのかなと、その子がそれで追い込まれることはないのかなという心配もあります。ただ、そういった心配ばかりしていたら前へ進みませんので、やはり生徒会であるとか子どものほうからこうしていこうよというふうな声を引き上げていくような、子どもが自身で考えられるような取り組みというのはやはり非常に重要なのかな、上から押さえつけるばかりではなくて。

それからあと、ルールに関して緩やかなというふうにあえて言っているから、これが例えば9時のルールとつくった場合に、学校で9時のルールをつくりました、子どもたちは家で実際、岡山の子たちがどれだけ実行されているのかということがちょっと我々まだ理解ができていませんが、例えばルールが9時であっても別に関係ないんや、家でおって10時であっても11時になってもいいんやとなったときに、ルールというものに対する子どもの意識は一体どうなっていくのかなという懸念。だからさまざまな思いというのがめぐるわけですし、今お話を聞いた中で、ルールをつくる、つくらないというふうなことをどうしますというのはここでなかなかお答えしにくい部分がありますが、ただ、そういったことがあれば、やはり子どもたちにも意識させることができる、保護者にも意識してもらえることができるといえるのは、十分話の中では理解させていただいております。その辺、どういうことができるのかというのはやっぱり考えていかないとけないというふうに考えておるといってごさいます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 岡山県の赤磐市であったりとか倉敷市であったりとか、先ほど3つの決め事というふうなことを言いましたけれども、その一番最後でこれが一番大切なのと違いますかと言うたスマホなどのつき合い方を学校で考える場を設定しているというふうな中で、赤磐市の事例であれば、中学生が小学校に出向いてスマホなどの適切な使い方を伝えると、そういうふうな取り組みをやっておったりとか、生徒会、PTAで使用時間の制限について話し合う会議を開催したりとかというふうなことをされているそうです。倉敷市にしたら、全中学校が26校あるそうなんです、その生徒代表によって子どもミーティングをしていると。それを開いた中で、スマホなどの使い方に関する宣言とかをまとめたそうです。これがもとになって岡山県のほうでも、先ほど言うた「勉強じゃ！スマホ手放せ 中学生！！」というようなスローガンになったというふう聞いています。

そやから、先ほど理事が言うように、9時という時間帯がいいのか10時という時間帯がいいのかというのは別にして、やはり子どもたちに考えさせるような場をつくるというのが一番大切なんであろうな。それをわかった上で、子どもたちがひよっとしたらそしたら9時でやめようというふうな話になるかもしれませんし、今は熊取町でそういった場がないというふうなことですよ。というふうなことであれば、やはりやっていただきたいなというふうに思います。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 今、議員のほうから熊取町では考える場がないというお話があったんですけども、生徒会としてとか、ある何かの組織として考える場が設定されていないけれども、当然、授業の中であるとか日ごろの特別活動の中であるとか、授業でも小学校5年生の社会の中で携帯とかインターネット、情報の使い方というのが出てきます。中学校であれば技術家庭であるとか公民の授業でも情報モラルというふうなことで考える場が出てきています。当然ながら、携帯電話の使い方ではなくて、携帯電話に例えば誹謗中傷を書き込むという心の問題というものもあと思っています。だから当然、携帯というツールを使いたいじめの問題、それはツールはどけて、いわゆる豊かな心で他者を思いやるというふうな心を育てるといことも大事なところだと思っていますので、考える場というのはいろんな部分でつくらせていただいておりますが、ただ、今お話しただいたように、例えば生徒会でどんなふうな形で動いていくかというようなところについて、それが組織的に今現在は行われていない、ただ、行おうというふうに動きが実際にございます。中学校等でもやっていきましょうというふうな動きをつくってくれている部分もございます。

だから、そういう子どもに考えさせる機会あるいは全体で考えるような機会をどうつくっていくかということ、これはやはり学校として考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただければというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 子どもたちに考えさせる中で、今こういうふうな標語が出ているそうです。早寝早起き朝スマホ、要するに夜のいろいろなLINEのやりとりの中でどこぞで線を引かないといけな

いんで、時間を決めてそれをしないと、どうするんや、やはり見たいというふうなことでストレス等も学生さんたちは受けますから、それはどうするんやと。さっき言うたように早寝早起きで朝の10分間ぐらいでスマホ、LINEのやりとりを見るというふうな形に今なっているみたいですね。だから、そういうふうなこともスローガンにあるぐらいなんで、そやから、統一ルールを今のところ考えるようなこともなさそうなんですけれども、少しそういったことも踏まえてしっかりやっていただいて、やはり主体ある子どもたち、そこに先生方や保護者、PTAの皆さんというものもしっかりとかかわっていただきながら、より安全で安心して使えるような、そういうふうな教育を施していただきたいなというふうに思っております。また、それができるような体制を組まれているのが熊取町の教育委員会であろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

私の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、矢野議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時56分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きな項目としては3点掲げさせていただいておりますが、まず、1点目は公民館など生涯学習施設の改善についてであります。

生涯学習施設の改善のさらに1点目として、公民館のエレベーターのことについてお伺ひいたします。

公民館は多くの住民に利用されている大切な生涯学習施設であります。現在のところ熊取町の公民館にはエレベーターがなく、高齢の利用者には大変不便な状態です。生涯学習の役割がますます重要性を増している現在、早急にエレベーター設置を検討すべきではないでしょうか。まず、この点をお伺ひいたします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、1点目の公民館のエレベーター設置についてご答弁申し上げます。

熊取町公民館は、併設する町民開館と合わせて現在、年間6万人を超えるご利用をいただいている施設であり、住民の生涯学習活動の場として重要な施設の一つであると認識しております。

今回ご質問いただきましたエレベーターの設置については、これまでも一般質問や予算、決算委員会等におきましてご質問や要望をいただいていたところですが、エレベーターの設置には多額の費用を要すること、設置スペースの関係で一部の部屋が狭くなるなどデメリットが大きいことなどから、困難であると考えております。

なお、公民館につきましては昭和45年の建築であり、建築後46年を経過しようとする古い建物でございます。このため、現在耐震化対策が喫緊の課題となっているところであり、安全性の確保を優先しつつ、超高齢社会への対応や建物の長寿命化に合わせた大規模改修の必要性について引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）いろいろとお答えいただきましたが、エレベーター設置については多額の費用が必要であること、スペースの関係からも困難であるというふうな、そういうある意味では言いわけ的なことも言われました。その一方で、46年経過していると、また耐震化も必要であると、したが

って大規模改修といったことも検討しているので、やるのであればそのときにやるかなというふうなお答えでありましたが、大規模改修というのは大体いつごろというふうに考えておられるんですか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 現時点で例えば何年度というような明確な計画については、まだ持ち合わせてはおりません。この建物につきましては、安全性を確保するという観点で平成26年に耐震の調査、非構造部材も含めて行っておりますが、その後まだ改修の内容といたしますのをきっちり積み上げておりませんので、実施設計には至っておらない段階です。ですので今後、改修内容をなるべく早く早急に詰めまして、実施設計、また工事にいくのか、もしくは他の施設と同様の機能を有する町民会館分館でありますか煉瓦館も含めてこの機能をどうしていくか、必要な機能は何なのか、必要な規模はどういったものかというふうなことも考え合わせて、今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） ちょっとわかりにくい答弁でありましたが、確かに現在、公共施設の管理計画といったことも策定されようとしている中で、長期的な観点から町民会館、煉瓦館等の生涯学習施設を総合的に考えていくというお考えのようでありますけれども、そうしますと、現在の公民館、町民会館を場合によったらどこか別の施設で、煉瓦館と統合したような何かそういったものも視野には入っているということなんでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 現在のところ、何がしかの制限をつけて検討するという予定はございません。ですので、生涯学習施設、社会教育系の施設として必要な機能は何なのか、規模はどれぐらいなのかということを中心にきっちり精査した上で、それで例えば統合しようという話もその検討の一つにはあり得るかと思いますが、今のところは幅広く検討していきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 少なくとも煉瓦館は、まだそれを潰すとかそういったことを考えるべき施設ではないと思うんです。煉瓦館は建てられて何年ですかね。私が議員になって数年後にできた施設かなと思いますが、したがってまだ10年余りでしょうか、それぐらいの施設であり、煉瓦館についてもかなりの費用がかけられて、そういう綿布工場のれんがの建物をうまく生かした非常に町民に愛されている施設として、また他の市町村から来られる方もあるということで、非常に有効に活用されているわけで、煉瓦館は恐らくあのままでいくと思いますけれども、煉瓦館とは別の熊取町にとって比較的規模の大きい施設といえどももう公民館しかないわけなんですけど、結局、公民館を建てかえるか、あるいは大規模改修かと、そういう選択肢があるというふうに考えていいんですか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 現時点で建てかえをするかというようなお答えはもちろんできませんけれども、検討の中では、もちろん必要な改修の内容、規模によりましては、どちらをとるべきかというような判断が必要な場面も出てこようかと思っております。そういう意味では、現時点では何も制限をつけずに検討して、大規模改修、建てかえも含めて、そういった検討というのは幅広くすべき時期であると考えております。

議長（重光俊則君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 46年経過しているということで、かなり老朽化も進んでおりますし、場合によっては建てかえということもありかなと思っておりますが、建てかえるにせよ、あるいは大規模改修するにせよ、なるべく早い時期にそういった決断をしていただいて、エレベーター設置を含む改修が早い段階でできるようにぜひお願いしたいと思うんです。

エレベーター設置の必要については認識されていると思うんですが、それは間違いありませんね。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）もちろん、現在の施設は3階建ての施設でありまして、ご利用者の方の年齢層を考えますと当然必要な施設であるというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、耐震化も含めた大規模改修をするという判断がなされた折には、当然エレベーターの設置もそこに含めるという解釈でよろしいですね。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）施設の大規模改修となりますと、大阪府の福祉のまちづくり条例等の対応も必要となってまいりますし、エレベーターの設置についても検討は必須のものであると考えます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。できることであればエレベーター設置を急いでいただきたいと思うんですけども、そういう施設改修の費用も多額なものになってまいりますので、大規模改修ということをするのであれば早い段階でそれを決断していただいて、エレベーター設置をそこに含めていただくということをお願いしておきたいと思います。

同じく生涯学習施設の次の項目に移りますが、町民会館大ホールの音響、音響といいますが空調の雑音が非常に大きくて、大ホールでの音楽会などの音が非常に聞こえにくいという問題が生じております。それとあわせて、町民会館大ホールの中から利用できるトイレが洋式の部分がなくて、住民の利用者からは洋式トイレをぜひお願いしたいという声もあります。そしてまた、煉瓦館講義室などの、などのといいますのは、煉瓦館講義室に限らず公民館の会議室あるいはふれあいセンターの会議室などもそうなんですが、とりわけ煉瓦館講義室などの音響、音の反射です。音が反射し過ぎて話し声などが聞こえにくいと、そういう問題があります。そういったことについての改善の要望が私どものところに寄せられておりますが、ぜひともこの点についても改善すべきではないでしょうか、ご答弁を求めます。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）続きまして、2点目の町民会館ホールの空調機や煉瓦館の講義室の音響対策についてご答弁申し上げます。

町民会館ホールの空調機については、平成10年に町民会館ホールを大規模改修した際、更新したものでございます。その際、あわせて消音対策を講じたところではあります。機械室のスペース等の関係や長年の経年劣化も加えて機械音が発生している現状となっております。実際、大きな音響での催し物の際におきましては気にならないものの、静かな催し物の際には機械音が気になるという住民の方からの感想をいただいているのも事実でございます。しかしながら、空調機の消音化対策の有効な手だてがない中、空調機器の更新となれば多額の費用が必要となります。

また、トイレの洋式化につきましても、大規模改修時にあわせて施工するほうが合理的なところもございまして。

いずれにいたしましても、先ほど答弁申し上げましたエレベーターの設置とあわせて検討を要する大きな課題であると考えております。

一方、煉瓦館の講義室についてでございますが、吸音板の設置が有効と考えているところがございますが、改修には約400万円程度の費用が必要となる見込みでございます。現段階におきましては、本町の財政事情を鑑みますと早期の着手は困難でございますが、他の修繕が発生した場合にはあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） ご答弁いただきましたが、大ホールの空調については、平成10年に更新した折に消音対策もしているんだけど、依然として機械音が発生しているということではありますが、現在のところなかなか有効な対策がないというお話でした。そしてまた、トイレについても大規模改修のときにあわせて検討したいというふうなことでありましたが、いずれにしても、一定費用のかかることで、大規模改修のときに検討するしかないかなというふうなことでありました。

これについても、先ほどのエレベーター設置と同様ではありますが、もし大規模改修の折にそれが実現可能であれば、ぜひ大規模改修そのものを早期に決定していただいて改善をしていただきたいというふうにお願いしておきます。せっかく住民の方が大ホールを利用していただいても、空調機器の雑音できちんと音が聞こえないというのであれば生涯学習施設としては極めて残念なことであるかと思えます。

そしてまた、煉瓦館講義室の音の反射の問題につきましても、吸音板設置でそれを改善しようと思えば400万円ぐらい必要であるというふうにおっしゃられましたが、こちらのほうは、400万円というのは恐らく煉瓦館だけでそれだけかかるという意味かと思えます。私自身も煉瓦館の講義室A、B、Cともによく利用しますが、非常に特にB、Cの部屋などは反射がひどくて、あの程度の狭さの部屋でするのでわざわざマイクを使うまでもないということで、それぞれ会議等で使う場合は地声でお互いしゃべっているわけなんですけど、机がコの字型に設置しておりまして、大体その状態で人が座るわけなんですけど、一定距離があって、なかなかそこその音でしゃべっているんだけど逆反射して聞こえづらいという状態で、利用者にとっては非常に困った状態になっております。

そこはぜひ、生涯学習施設の意義、生涯学習施設の何たるかをもう一度よく考えていただいて、生涯学習という言葉自体がまだ長い目で見れば比較的歴史の浅い言葉でありますけれども、それぞれの住民の方々が自発的に能動的に幼児から高齢の段階まで生涯にわたって成長、発展していく、自分たちを高めていく、そういうための施設として公民館も煉瓦館も使われているということですので、これぐらい辛抱していただいたほうがいいんじゃないのという思いではなくて、使い勝手が悪い、使いづらいという部分につきましては、財政的な面も決断していただいて早期に改善していただくということをぜひお願いしたいというふうに思います。

煉瓦館の講義室の音の反射の問題につきましては、そしてまた大ホールの音響のことも一般質問で私が取り上げるのは初めてのことなんですけど、予算要望書には音の反射の問題はここ数年、毎年上げさせていただいております。なかなか改善の見通しがなかったものですから、今回初めて一般質問のテーマとして取り上げさせていただきました。ぜひ引き続きご検討いただきたいということを申し上げて、次のテーマに移ります。

2点目の交通安全対策についてであります。

交通安全の面でさまざまなテーマで質問させていただいておりますが、紺屋上橋の拡幅の問題、これにつきましては他の議員各位も何度かテーマとして取り上げております。古くは、既に町会議員をやめられた鈴木 実前議員も紺屋上橋の問題を取り上げたことがございますし、また重光議長も一般質問で紺屋上橋の拡幅の問題を2度ほど取り上げたというふうに記憶しております。私自身も紺屋上橋の問題を過去の一般質問で取り上げておりますが、これまでの議会の種々の答弁では、大阪府の河川改修の計画を待って協議するというものであります。その後の進捗についてご報告願います。

議長（重光俊則君） 泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君） それでは、ご質問2点目の交通安全対策についての1点目、紺屋上橋の拡幅、交通安全対策の進捗につきましてご答弁申し上げます。

紺屋上橋の交通安全対策としましては、線形的に見通しが悪く狭小区間となっていることから、平成18年度に路面標示による橋梁部への進入角度の緩和を行ったところでございます。また、平成24年度に実施しました橋梁長寿命化修繕計画策定に係る橋梁点検におきまして、修繕が必要な健全度Cランクに判定され、計画的に対策を検討していく橋梁に位置づけられたものでございますが、

これまでの議会における答弁のとおり、大阪府において二級河川住吉川の河川整備計画の策定に係る審議に時間を要していたため、かけかえ等に係る協議ができない状況となっていたものでございます。

しかし、本年5月、二級河川住吉川の河川整備計画が策定され、河川断面等の諸条件が確定したことから、本町といたしましては本年11月に紺屋上橋の修繕予備設計業務を発注したところであり、今後、河川整備計画と整合を図りつつ大阪府と協議を進め、道路の拡幅も含め、道路橋梁長寿命化修繕計画に基づく改修方法等について協議、検討を行う予定としてございます。今後におきましても、橋梁部の改修等に向け計画的に進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただきましたが、本年5月に大阪府の住吉川の河川整備計画ができたということであります。そして、大阪府の河川整備計画に基づいて府と協議しながら予備設計業務について発注したという答弁をいただきましたが、予備設計というのは具体的に言いますとどのような設計と考えていいんですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）予備設計と申しますのは、どういう工法でどういう橋の形をするのが一番経済的、また有効になるのかということのいろんな選択肢の中から一定候補を選ぶというようなものでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、今後のスケジュールとしてはどういうふうになっていきますか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）平成29年度には詳細設計、30年度には工事实施と現在のところは考えてございますけれども、これにつきましても交付金を活用した事業となつてございますので、交付金の交付率によりまして若干、年度には変更がかかる可能性もございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）平成29年度、来年度に詳細設計をし、そして30年度には工事实施ということで進めていきたいという答弁をいただきました。今後の交付金、国からおりてくるお金との関係もあるので確定的には言えないということでもありますけれども、ぜひともそのようなスケジュールで工事が実施できるようにお願いしておきたいと思っております。大変危険な状態が続いております。長年の懸案事項でありましたので、一定、前に進み始めているということについては評価をしたいと思っております。

続きまして、交通安全対策の2番目の滑橋の拡幅についてということでもあります。

「ぬめるばし」あるいは「ぬめりばし」とも言いますが、熊取町大久保の一番端っこのほうです。駅のJRのガード下をくぐって泉佐野市に入る、その泉佐野市との境界のあたりに設置されている滑橋であります。その拡幅について、これまでの答弁では、拡幅そのものは困難であるが、現在のところ人道橋、人が渡れる橋です。橋の右が左か片側に人道橋の設置を要望しているということでありました。その点について大阪府あるいは泉佐野市との協議は進んでいるのでしょうか、その辺の報告をお願いします。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）続きまして、ご質問の2点目、滑橋拡幅の大阪府、泉佐野市との協議についてご答弁申し上げます。

滑橋付近の交通安全対策につきましては、27年6月定例会での坂上巳生男議員からの一般質問でもご答弁させていただきましたが、大阪府におきましては、河川改修や橋のかけかえの予定はなく、交通安全対策工事の計画もないとのことでございます。現在計画中である泉佐野市における熊取駅

西地区の都市計画道路の整備に伴う府道との交差点接続協議と合わせ、滑橋の歩行者等の安全対策として人道橋を設置するよう、本町と泉佐野市連携のもと、継続して大阪府へ要望しているところでございます。議員の皆様方におかれましても、早期実現に向けたご支援、ご協力、また大阪府への働きかけなどについてお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）泉佐野市と話し合いをしながら大阪府に対して人道橋の設置を引き続き要望しているというお答えをいただきましたが、人道橋設置ということについては、実際のところ大阪府の答えといいますか、大阪府の考えはどうなんでしょうか。人道橋設置についての見通しはあるんでしょうか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）先ほどもご答弁させていただきましたが、現時点では大阪府のほうではそのような計画はないというご返事をいただいております。今後も引き続きまして、泉佐野市と連携のもと、大阪府への要望をやっていきたいと考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）計画がないのはわかっておりますが、人道橋設置ということについて、それは物理的に困難だということなんでしょうか。あそこは、あの現場をよく知っている方はおわかりかと思いますが、結局、橋の手前の熊取町側が非常に狭くなっておりまして、橋そのものも狭いですし、その橋に続く部分も道路が狭い。そして人家が道路の際まで接しているというふうなことがあって、人道橋というものを設置すれば当然、橋の片側にその部分が膨らむわけですよ。人道橋を設置して、その後いきなりまた狭い部分に来るということは、道路の拡幅自体をしないことには物理的に人道橋設置は無理ですよというふうには大阪府が考えているのではないかと、その辺はいかがですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）大阪府からは、今のところそのような具体的な対策についての明確な回答はいただいております。ただ、現場状況から見ますと、今、議員がおっしゃられるように、人道橋を設置することによりまして泉佐野市側、また熊取町側の府道泉佐野打田線全体の安全対策が必要になってくるのではないかなと考えてございます。連続性のある歩道設置等も必要ではないのかなというところもありまして、それらも含めて今後は大阪府への対策ということでは要望してまいりたいと考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）駅西整備が予定されておりまして、だから駅西の整備事業が完成した暁には交通の変化がどうなるか、その辺のところは予測しがたい部分もあるかとは思いますが、少なくとも泉陽ヶ丘のほうから来られる方あるいは泉佐野市側から熊取町に来られる方の人の動きでありますとか、そういったことは駅西整備が完成したとしてもそんなに大きくは変わらないと思うんですね。滑橋のすぐそばに新たに大きな道ができるわけではないというふうに認識しておりますから、かなり泉佐野市側に駅西のほうにアクセスする道はできるでしょうけれども、泉陽ヶ丘にお住まいの方、そういった方のことを考えれば、現在の滑橋を通過するというふうなことは恐らく今後も必要になってくるかと思うんです。この点については、引き続き要望していただきながら、根本的な解決をどうしていくかということについてはぜひ検討していただきたいというふうに思います。私も共産党議員団としても、また個別に岸和田土木事務所あるいは大阪府に対して働きかけをしてまいりたいと考えております。

それでは、続きまして大きな3番目の談合の損害賠償についてお尋ねいたします。

これにつきましては、先ほど文野議員の質問に対する答弁もございましたが、私のほうからも質問させていただきます。

住民訴訟判決に基づく恒常的談合の損害賠償請求に対する支払いについては、全額納入された業者、分割納入中の業者、そしてまた未払いの業者、正確に言うと未払いの業者の中にも一部支払っ

た業者、全く支払っていない業者もございますが、未払いの業者、個人に分かれております。本年の8月3日に債権回収に係る岩本弁護士を交えての勉強会が開かれた折に、これまでに支払う意思を示していない業者、個人に対しては個別に面談、協議していくという新たな方針が示されました。この方針に基づく協議は進んでいますでしょうか、答弁を求めます。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、坂上議員よりご質問の談合の損害賠償についてご答弁申し上げます。

支払う意思を示していない業者、個人に対し個別に面談、協議していく方針が示されましたが、どのように協議が進んでいるかについてでございますが、現在、分割納付履行者を除く損害賠償金の完納に至らない者は、建設業者10社及び個人2名であります。破産手続を終えた1社を除く完納に至らない11者を対象として代理人弁護士より面談の通知を送付いたしましたところ、建設業者3社については宛所尋ね当たらずとして返送され、建設業者2社及び個人1名からは返答がなく、面談に応じた者は建設業者4社及び個人1名でありました。

面談につきましては平成28年11月15日及び22日に実施し、代理人弁護士より事業活動の状況、経営状況、債務状況など現状の確認を行い、今後の債務履行に対する意思確認を行いましたが、面談に応じた業者等からは、損害賠償には応じなければならないことは承知しているが支払いに応じる資力はない旨の回答があり、現時点では債務履行を確約する回答は得られておりません。

今後も、顧問弁護士の教示を得ながら、所在不詳の業者の追跡調査並びに新たな方策、対応などについて協議、調整を行い、債権回収に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただきましたが、破産手続を済ませている1社を除き11者を対象に協議の申し入れをしたところ、3者については行方不明であると。そして2社及び個人1名からは返答がなかったということで、業者4社と個人1名について協議をしたと。そして協議をしたところ、現状の確認によって返済する、損害賠償を支払う資力がないという説明であったということかなと思うんですが、4社及び個人1名に損害賠償支払いの資力がないということについては、町としてはどうお考えですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）これまでも会社の財産につきましては、町内における不動産等については登記簿等で確認をさせていただいております。会社名義のほうについてはほとんどが存在しない、あってもいわゆる他の債務がついておるといった状況については確認しておりますが、本町に存在しない資産等については把握は現在ではできておらない状況であると。会社名義の預金通帳についても、これは強制力はございませんが、任意で岸和田市以南の金融機関等について全て照会をかけさせていただいて返答いただいている部分もあると。その中におきましては、金額については残額があったとしても数万円程度、またはないというふうな状況については、預金調査についても把握はしております。現在わかっているのはそういうふうな状況でございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）協議に応じていただいた4社及び個人1名の方は、支払う必要があると、支払わなければならないということについては認識しているというお答えでしたが、それは間違いありませんか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）今回面談できた4社、1名につきましては、顧問弁護士、代理人弁護士のほうから返済の意思確認及び低額返済の提案、町のほうからどれだけか返してもらえませんかというふうな提案、また事業活動の状況、会社のほうはどういうふうな活動をしておられるかということと、その会社の経営状況及びほかに会社に債務があるかどうかの確認及び現在の収入の状況等について

個別に面談をさせていただいたところによりますと、返済については、ご答弁でも申し上げましたとおり、返さなければならないという意思はあるということの確認はできております。これらの項目につきましては、各自の方々の記録をうちのほうでもとっておりますので、その記録を書面にいたしまして、お互い双方確認しましょうかというご提案をさせていただいております。その書面については弁護士から債務者に通知を差し上げるので、それについて確認してくださいと、認めで結構ですので印鑑を押してまたご返送くださいというふうなお話もさせていただいております。それぞれどういうことを確認し合ったのかということについても後に記録を残すという形をとらせていただいております。

まだ現在、その記録等については作成中でございますので、相手方については通知しておりません。まず岩本弁護士のほうにも当日の確認をしていただいて、その内容でよろしいかというふうな確認の手続を現在とおるといふような状況でございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

そして、返事のなかった2社及び個人1名については、その後の状況はどうなんですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）再度、また面談の通知を弁護士から出すというふうな予定でおります。どこにおられるのかということについても再度調査をするというふうなことも考えております。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）たしか3社が全く行方不明で、2社及び個人1名については行方不明というわけではないんですね。町内に在住しているということは明らかだと、そういうことでよろしいですか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）町内ということではございません。町外の方もおられますので、そういう面につきましては、そういう関係する方々にも照会をかけて、そちらにおられますかというふうな形での確認をとらせていただくということで接触をとらせていただくというふうなことを考えております。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）一定努力していただいているかというふうに認識いたしました。しかしながら、現在のところまだ支払いの意思を示していない業者から新たな支払いがあったという状態にはなっていないわけなんですけど、実際、全くもって支払いの力がないというのであれば、それはそれこそいたし方ないわけでありまして、往々にしていろんな工夫によって結局資産を移転してしまっていて、別のところで事業を始めているというふうなケースもよくあるというふうに聞いておりますので、町内からほかの町外に移転をして、そこで事務所を構えて新たに建設業を始めているというふうなこともちらっと聞いたりしております。そういうこともありますので、表向きは資力がない、払えないということであっても、実際はそれは形を変えて別のところで営業しているというふうなこともあるかと思っておりますので、その辺についてもぜひきちんと目を光らせていただいて情報収集に努めていただきたいというふうに思います。

今、業者との話し合いを進めているわけなんですけれども、別の方法で損害賠償請求について支払いを求めていく新たな手段、新たな方法ということを何か考えておられますか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）まず、もう一つ先にお答えさせていただきますけれども、現在面談をされた業者1名につきましては、この1回の面談で終わるといふ形ではなしに、再度また次に機会を持つというふうなことで相手の了解も求めております。それによってもう一度、意思の確認なり資産の状況なり等についても再度念を入れて確認をとらせていただくというふうなことも考えております。その上で、今現在連絡をとれていない業者の方々にも面談をできるだけ速やかにできるような

形の方策もとらせていただこうということでございます。

ただ、新たな返済の手段があるのかということにつきましては、岩本弁護士とも相談の上、ご教示を得ながら検討を加えていきたいという段階でございます。今現在こういうふうな方法がございますというふうなものをお答えするすべはございません。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）以前の答弁の中では債権者破産ということも一つの選択肢としては考え得るというふうなこともあったんですが、実際のところ、相手の資産状況のこともありますので、債権者破産と、そういったことについては全くもって考えてはいないということなんでしょうか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）債権者破産を全く考えていないというのではなしに、債権者破産も一つの方法ではあるというふうに思いますが、ただ、これまでもご答弁でも申し上げてまいりますが、本町の債権のみではございません。他の方々の債権もでございます。その辺の与える影響も当然大きなものがあるという可能性もございます。そういうこともございますので、今の面談の中で町以外の債権があるのかどうかというふうなことの確認もさせていただいていると。それも十分踏まえた上で、債権者破産が効果があるという判断ができるのであれば、それも一つの方法であろうというふうに考えておりますが、今現在の状況、面談が済んだ業者については、他の債権も多く抱えられておるといふような状況であるというところでございますので、今すぐに債権者破産に至るといふような状況にはないということでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。債権者破産についても、相手の資産状況あるいは他の債権者に与える影響等もいろいろと勘案しながら慎重にご検討いただいているということのようですので、引き続き業者、個人と面談を続けていただいて、極力、残る損害賠償の支払いについてもきちっとやっていただけるように、大変な仕事ではありますが努力を続けていただきたいと思いますということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終わります。

次に、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めは児童虐待防止対策についてであります。

11月は児童虐待防止推進月間でありました。2004年に栃木県小山市で2人の幼い兄弟が親からの虐待のせいで亡くなった痛ましい事件を受けまして、児童虐待防止の啓発のために2005年からオレンジリボン運動が始まりました。オレンジ色は、子どもたちの明るい未来をあらわしております。本日、オレンジリボンをつけさせていただいております。しかし、我が子への虐待を伝えるニュースが後を絶たない昨今であります。

先日も、堺市で4歳男児の遺体が見つかり、傷害致死容疑で父親が逮捕されました。昨日は、大阪市東淀川区で生後2カ月の赤ちゃんが乳幼児揺さぶられ症候群で死亡し、その祖母が傷害致死容疑で逮捕されておりました。4年前、広島県府中市で母親に虐待されて死亡した小学5年生の女児が、生前母親に宛てた手紙に「お母さんありがとう、お母さん大好き」と書かれてあったそうであります。余りにも悲しい事件でした。

2015年度に全国の児童相談所が対応した虐待相談件数は、10万件を超えたそうであります。悲劇の増加に歯どめをかけなければなりません。

児童虐待がふえ続ける背景の一つに家族形態の変化が挙げられております。核家族化が進んだ上に地域とのかかわりも希薄になり、身近に相談する人もなく、不安や悩みが募ったあげくに虐待に至る、社会からの孤立をどう防ぐのが重要と思われれます。児童虐待による痛ましい事件が相次ぐ中、本町では児童虐待防止対策についてどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、本町における児童虐待防止対策の取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

まず、本町の組織体制といたしましては、福祉と教育の連携強化を図るために、学校教育課参事が子育て支援課との兼務体制をとるとともに、職員には社会福祉士及び保健師の専門職を、さらには元児童相談所職員であるスーパーバイザー2名を配置し、複雑、多様化する児童家庭相談への対応を適切かつ迅速に行っております。

また、熊取町子ども相談ネットワーク会議におきまして、要保護児童等の早期発見及び相談や支援を行っているところでございます。この会議は、要保護児童対策地域協議会として児童福祉法に基づき設置したものでございまして、構成員である福祉、教育、医療、保健、警察などの地域の関係機関が児童等に関する情報を共有し、各機関が役割分担をしながら継続した支援を行っております。

さらに、本年8月には、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制をより一層充実させるために、熊取ふれあいセンターに子育て世代包括支援センター、愛称すくすくステーションを開設いたしまして、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握するなど、母子保健施策を通じたきめ細かな支援を行うことによりまして、児童虐待の発生予防に取り組んでいるところでございます。

また、早期発見、早期対応の観点での取り組みといたしまして、保育所、幼稚園、小学校、中学校、学童保育所など20カ所の町内機関を年3回巡回訪問し、現場の保育士や教員等と児童や家庭に関する情報交換を行うことにより、早期に虐待のおそれを含めたリスクをキャッチし、情報共有や支援を行う体制を構築しております。なお、この取り組みにつきましては近隣市町では実施されておりませんので、本町における児童虐待防止対策の特徴となっております。このほか、緊急度や重症度が高い事案につきましては、児童相談所である大阪府岸和田子ども家庭センターと連携しながら適切な保護や支援を行っているところでございます。

啓発活動といたしましては、身近な地域の気づきが子どもやその親を救うきっかけとなることや、必要な支援につなぐことが虐待の重篤化を防ぐことにつながることを周知することが必要であることから、先ほど議員のほうからもおっしゃっていただきました11月の児童虐待防止推進月間には、児童相談所全国共通ダイヤル「いちはやく」、3桁189と相談機関の周知等の街頭啓発も行ってございまして、今後も関係機関との連携や住民の皆様のご協力のもと、引き続き児童虐待の防止に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。本町は特にそういったネットワークを生かしながら相談体制をしていただいているというところですが、実際のところ、ちょっと具体的にお尋ねしたいんですが、本町が相談として受けてきた児童相談件数というのは何件あったのか、昨年度になりますかね。そして、そのうちの虐待に関する相談件数というのは何件かあったのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）子ども家庭相談での実施件数でご説明させていただきますと、平成26年度は、新規受理件数で150件、相談の実件数では324件でございます。平成27年度は相談の実件数が383件、平成28年度上半期で122件という、これは上半期の状況でございますが、相談を受けているという状況でございます。また、通告ということでの受理件数につきましては、平成27年度12件16名、平成28年度上半期で15件16名ということで受けているというところでございます。今、虐待等というお話では、こういった通告という中での件数で把握をさせていただいているという状況でございます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。相談件数も受け入れ態勢があるからそれだけの数で相談対応していただいているかと思うんですが、今また気になるのが、通告義務というのが法的に定められて、通告によります相談というものの、虐待に対する相談件数が27年度12件16人、28年度はまだ途中ですけれども15件の16人というふうに今報告がありました。虐待につきましては、身体的虐待、殴る蹴るとか、きのうもありました激しく揺さぶるとか、また性的虐待もありますし、ネグレクト、家に閉じ込めるとか食事を与えないとか不潔にするとか車に放置するとか、そういったことも虐待に当たります。また心理的虐待ということで無視をする、それも虐待に当たるわけですが、そういった厚生労働省によります虐待というところで詳しく定義されたわけなんです。

今16件というところですが、その辺の対応についてはどういうふうな状態になっているんでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今ご質問いただきましたように、そういう通告がございましたら当然ながら通告の状況、内容をしっかりと把握させていただきまして、それが例えば教育関係、また保育所関係、そういった子どもとのつながりの関係であれば、そちらのほうと連携をとりながらその子どもの状況、実態を把握し、またそのご家庭のほうにも訪問させていただき状況を把握させていただくなど、そういったところを実際に足を運んでその辺の状況を把握させていただくというような形で、連携をとりながら行っているという状況でございます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）児童養護施設に入所されたということもあるのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）すみません、そのところは今ちょっと把握してございませんが、そういったところは私のほうでは聞いてございません。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）しっかりと連携しながら、そういった虐待に対してやっぱりご両親とご家庭に寄り添う形で、今言われました保健師と、また子ども家庭センターですか、そういうところとしっかりと連携しながら丁寧に寄り添っていただきたいと思います。この16人に対するまたしっかりとその後のフォローをよろしくお願ひしたいと思います。すぐなくなるものではないと思いますが、その辺につきましてはしっかりとやっぱりフォローしていただきたいと思いますので、お願ひしたいと思います。

そういった中で、町としてもいろいろな対策をとっていただいております、先ほどの中にはこんにちには赤ちゃん運動のお話とかもありませんでしたけれども、まずはこんにちには赤ちゃんで保健師さんが訪問しながら、虐待されているものの事案を早期に発見してつなげていくとか、また乳幼児健診につきましても、健診を受けていく中でそういったものを発見していくという、通告だけではなくてそういうこともあるかと思うんです。

こんにちには赤ちゃん訪問事業、決算の報告書を見ますと、私、訪問件数を見ますと100%ではなかったんですね。93.7%だったんです。ですので、会えていない、訪問できていない家庭があるというところ、その辺についてちょっとご説明できましたらお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）保護者の方々にご連絡をとらせていただきまして、訪問させていただき状況を確認させていただくということで、きめ細かくその辺の連絡も密にしてやっているところではございますが、その中でどうしても連絡がとれないというような状況もございまして、全て100%というところではございませんが、その辺の取り組みにつきましては、これからも十分に調査なり、連絡もまた密にとりながら確認して進めていきたいと考えてございます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）堺市であった事件は、転入して転入先とで連携ができていなくて、そういった健診

を受けに来られない親に対しての訪問等ができていなかったというところで虐待の発見がおくれたというところがありまして、訪問もできていなかったというところもありますので、そういったことのないように、連絡がとれない理由をしっかりと確認していただきたいと思います。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほど100%ということではないという赤ちゃんの訪問ということでございましたけれども、今の虐待というそういう観点で一番、今までも虐待で死亡に至るという中では、居住実態が把握できていない、その方々、不明であったりとかそういう方の居住状況がわからなくて、亡くなって発見されるというようなことが報じられている場合も多いんですが、本町の場合、不明であるとかそういったことはなく、全ての子どものいろんな状況の居住実態、そういうところもきちんと把握させていただいて対応させていただいているというところがございますので、今までの他市のいろいろ事例は出てございますが、その辺のところは十分対応させていただいているというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）またその辺のところ、いろんな訪問先の事情もあるかと思いますが、しっかり把握していただきたいと思います。

健診につきましても、大きくなればなるほど健診率が低くなっているみたいなんです。1歳半から比べると3歳半は本当に94.8%ということで減ってきていますので、そういったところの数字を見たときに、やっぱり健診に来ない人への対応、その辺につきましても丁寧によろしくお願ひしたいと思います。

今、切れ目のない支援ということで、母親を孤立させないということで2週間サポート事業、またすすくステーションも立ち上げて、子育て世代包括支援センターをもう先陣を切って熊取町が立ち上げていただいたこと、本当に感謝しております。また、ふれあいセンターの2階に設置させていただいて、すすくステーション、ここで子育ての相談を受け付けますよということで、かわいい看板というんですか、表示をしていただいて入りやすい雰囲気させていただいていること、本当に感謝しております。でもその中でそういったところに訪問してこられないご家庭にもしっかりと対応していただきたいと思いますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員からおっしゃっていただきましたように、この8月からすすくステーションということで立ち上げまして、取り組みも進めているところでございます。議員今おっしゃっていただきましたように、健診時での発見、そういうところがすごく大事であると思っておりますし、当然、未受診の子どもがいらっしゃいましたらその保護者の方にご連絡をさせていただいて受診していただく、そういったところで直接またご連絡し、確認しというところが大事であるというふうに考えてございますので、今、議員おっしゃっていただいたところを今後も十分に認識しながら取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

また、その後で2週間サポート事業の中でリスクのあるお母さんがいたときに、そのお母さんに対して少し見てあげたほうがいいかと、日帰りとか、また宿泊の産後ケア体制ですか、そういったものご検討につきましては3市3町で広域で検討していきたいと以前、ご答弁もいただいていたんですが、その辺の検討は進んでいるのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）この場でまだ議員のほうにこういうふうにさせていただきますというようなご答弁をできる状況ではございませんが、担当のほうでその辺のところを協議させていただいているというのが現状でございます。もう少しお時間をいただいて、協議も続けていきたいなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。またしっかりと広域で検討を進めていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2つ目なんです、子どもの権利に関する条約が1989年第44回国連総会で採択され、1994年、日本も批准しております。条約で定められた児童の権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を尊重し、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えていかなければなりません。子どもの権利を保障し、虐待やいじめから子どもを守り、子どもを社会全体で支援するまちづくりを推進するために、大東市では平成19年10月に、四條畷市では本年1月に子ども基本条例を制定し、施行しております。子育て支援のまち熊取町としても子ども基本条例を制定すべきと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 子ども基本条例の制定につきましてご答弁申し上げます。

子どもの幸福や人権につきましては、日本国憲法や児童福祉法、児童憲章などにもうたわれており、本町におきましても子どもと家庭を取り巻く環境の整備が重要と捉え、これまで子育て支援施策や保育サービスの充実、教育環境の整備や、先ほどもご答弁いたしました、児童虐待防止と子どもの相談体制の整備などに取り組んできたところでございます。

また、平成27年3月に策定しました熊取町子ども・子育て支援計画の基本理念を「多様な『子どもの育ち』や『暮らし』を認め合い、支えあう、対話的まちづくり」とし、「人が育つ環境整備」「親・若者の主体的活動の推進」「セーフティネットの構築」を基本目標に、子どもの最善の利益を第一に考えながら、地域社会全体で子どもの健全な育成のための施策を進めているところでございます。

本町といたしましては、条例による理念の制定も大切であると考えてございますが、条例に相当する理念と取り組み目標を掲げております本町子ども・子育て支援計画に基づいた子育て支援策を今後も行政だけでなく、関係機関や各種団体及び地域住民の方々との協働により、総合的かつ着実に推進することが現状においては重要であると考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 条例は必要ないと、計画でちゃんとやってるんやというご答弁やったと思いますが、参考資料に四條畷市の子ども基本条例をつけさせていただきました。第6条第1項には、虐待やいじめなど、あらゆる暴力から守られる子どもの権利というものを書いております。そして第16条には虐待からの救済について、そして第15条には子どもの貧困対策について明記しております。この四條畷市がつくられた条例につきましては、子どもたちに聞き取りをして、ヒアリングしてアンケート調査をして、そして子どもたちの声を反映させて条例をつくったというふうに聞いております。本当に、まさに子どもたちのための子どもたちの条例というところになっているわけでありまして。

そして、それは子どもたちのためにつくったというところで、資料の2ページ目にどんなものかというのを子どもたちにも配布したというところで、四條畷市子ども基本条例ということで資料につけておりますが、これが実物です。こういったものを四條畷市は、まち全体で子どもたちを支援しますよというところで条例をつくって、小学校6年生以上の子どもたちに配布しました。その中には約束として、子どもたちの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を書いております。そして、みんなで力を合わせて子どもを支えますということを書いているわけなんです。市役所はどうします、保護者はどうします、地域の方は、また学校や施設の人、お店や会社はどうするんだということを書いて、また四條畷市の取り組みをこうやって書いているわけなんです。これを子どもたちの手元に届けているわけなんです。子どもたちにとっては、とてもうれしいことだと思います。

確かに計画は必要ですよ。計画は必要です。でも、これは理念だけじゃないんです。子どもたち

に安心を与える条例なんです。子どもたちが、あつ、ここ四條畷市に住んでよかったなど、こんなにも僕たちのこと、私たちのことを考えてくれているんだな、このまちはと感じるんじゃないかなと私は思います。

そういった意味で、今回この基本条例、まずは平成19年に大東市もつくられました。大東市は小学校4年、5年、6年生用と、そして中学生以上とで別にまたつくって配布しております。子どもたちはこれを見たら大変喜ぶと思いますよ。自分たちの声を条例に反映してくれたんだなど、そして自分たちのために条例をつくってくれたんだなど、自分たちの生きる権利がここにあるんだなど、だから虐待からも守られるし、またいじめをしてはいけないんだなど反対に思います。そういったものがやっぱり形として必要ではないかなと思うわけなんです。

藤原町長に聞きます。藤原町長は、私、この条例に一番先に賛同してくれると思っていました。なぜかといいますと、議会基本条例をつくらうと真っ先に声を上げたのは町長が議長のときで、基本条例が必要やという声を上げたのが一番先の方であります。それはなぜかといいますと、議会は、議会議員はこうあるべきだという基本姿勢をその条例の中で示していこうということで提案されたわけであります。そして、それをもとに私たち議会議員は活動しているわけであります。その中で、この熊取町は子育て支援のまち、そのことをPRしているのであるならば、子どもたちのためにこんな条例をつくったんだよと、まちの基本姿勢はここにあるんだよということを子どもたちに見てもらえる、わかってもらえる、そういった子ども基本条例は必要やと思うんです。それを必要じゃないと、なぜそう考えられたのか。前の町長じゃない、藤原町長やったらこれは必要やと私は思うと思ったんです。必要じゃないと思われた理由を藤原町長にお尋ねします。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）懐かしい話が出ました。議会基本条例、本当にあの当時は、今も燃えていますけれども、子ども基本条例ですか、必要ないという話ではございません。今、熊取町でるいろんな事業、施策を打っていますけれども、現場に即したそういう事業を行ってきているというふうに確信しております。これは、理念と合わせて、子どもたちが本当に自分たちが意見を出し合うてつくった基本条例やというふうに今、議員のほうからお聞きしたんですけれども、改めてこの中身を精査する必要があるのかなというふうに思った次第でございます。

条例で一人でもそういう強い気持ちを持っているような子どもが出てくるのであれば、これは当然考えていくべきではないかなというふうに思います。必要ではないということではございませんので、その辺よろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほど議員おっしゃられましたように、今、町長もお話をいただきましたが、条例が必要ないという観点でお話ししているのではなくて、ここの今、パンフレットの中にもございますが、議員が先ほどおっしゃられましたみんなで力を合わせて子どもを支えますという、その下のほうに四條畷市の取り組みというところで1から8までございます。こういった内容につきましては、我々熊取町でも先ほど議員おっしゃっていただきました取り組みというものを今までも進めてきております。ここに書いている内容というのが本当に町が今までやってきているところであると、そういうことで、その取り組みというのは現在、町のほうもやって、子どもにはそういう取り組みの中で安全で安心だということを感じていただいているのではないかなというふうに考えてございまして、そういった意味で今現在取り組んでおりますのでというご答弁をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいなと思います。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）何も取り組んでいない、何もしてくれていないと言っています。それをやっただけの子どもたちに目に見える形で条例というもの、条例というのはまちの基本姿勢を書いています。ただの理念ではないと思うんですね。こういうことをやろうということで条例の中で掲げているわけなんです。取り組んでいるのであるならば、理念であろうが条例として載せるこ

とによって町の姿勢がちゃんとあらわれてくると思います。そして、こういうことをしているというのが子どもたちの目にも入るわけなんです。自分たちはこんな町に住んでよかったなど言ってもらえるかと思しますので、そういったこともありまして訴えさせていただいております。

またしっかりと目を通していただきまして、今、町長のほうから改めて精査したいというご答弁がありましたので、最初はちょっと残念やなと思ったんですが、そういうご答弁をいただきましたので期待しております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、次にいきます。2項目め、認知症対策についてお伺ひいたします。

昨年の6月と12月で認知症対策を質問させていただきました。何回もしつこいなと思われているかも知れませんが、早期発見、早期治療についてお伺ひいたします。

認知症ケアパスを平成27年度中に作成し、医療機関や地域包括支援センターにつなげていくとのご答弁でしたが、本年、認知症ケアパスが完成しました。チェックシートも全戸配布していただいております。ホームページも導入していただいております。認知症ケアパスの活用状況についてお聞かせください。あわせて、チェックリスト、チェックシートについてはどのように活用しているのか、お聞かせください。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、認知症対策についての1点目、認知症の早期発見、早期治療につきましてご答弁申し上げます。

まず、認知症ケアパスの活用状況でございますが、本年3月、介護の専門職向けの冊子版と住民向けの瓦版の2種類を作成し、冊子版につきましてはふれあいセンターや地域包括支援センターの窓口にとともに、町内の医療機関や介護事業所へ配布し、瓦版につきましては町内全世帯に対し、本年5月号広報とあわせて同時配布を行いました。そして、ふれあいセンターや地域包括支援センター、介護事業所などに認知症の相談に来られた方に対し、認知症ケアパスを有効に活用し、認知症状や認知症に対する必要なサービスの情報提供を丁寧に行っております。

また、次にチェックリストについてでございますが、認知症サポート医を含めた専門職により構成される認知症施策研究会からご意見をいただきながら作成いたしました。その活用につきましては、当事者やその家族の方などが窓口相談に来られたときにおいて、認知症状に関連する質問項目をセルフチェックしていただき、医療機関への受診や高齢者福祉サービスにつないでいくために、地域包括支援センターと連携をとりながら個々に応じた対応を行っているところでございます。また、各ご家庭に配布いたしました瓦版につきましても、議員おっしゃっていただきましたけれども、チェックリストを掲載しており、物忘れなど気になる方は各自でチェックできるようにしております。

なお、認知症ケアパスにつきましては本町のホームページにもアップしており、広く周知にも努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）これ、「みんなで知ろう認知症」というところでケアパス、そしてまた「みんなで知ろう認知症」の瓦版チェックシート、いいものをつくっていただき、ありがとうございます。窓口に来られた方にしっかり丁寧に説明していただいているというところですが、この瓦版、これでチェックを自分で皆さんされましたでしょうか。これ、どの程度のどのくらいの方が広報に入ってきたリストを見てチェックしたかわかりますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それは正直把握しておりませんが、この瓦版につきましては、チェックシートを載せさせていただいたのは、チェックしていただくということももちろんございますけれども、まずは認知症ケアパスを作成しましたということで、窓口に来ていただいた方々において丁寧に認知症の治療への流れを説明できるように、その一つのツールになるようなことで啓発と

という意味も込めまして全戸配布をさせていただいたということで、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） すばらしいチェックシートなんで、それはそれでいいと思うんです。これはこれで活用していただけたらいいかと思うんですが、それですと、どれだけの方がこのシートを見てチェックしているのかわからないというところで、私がずっと以前から何回も質問している、これもしつこいですが、2つ目なんですけれども、6月議会でも12月議会でも、また予算要望書でも提出をいたしておりますが、チェックシートでしたら自分でチェックして計算しなきゃあきませんよね、合計点数を。そういうことをしなくてもパソコンや携帯、先ほどスマホ等、いろいろな時代になってきていると言っていました、本当にほとんどの方が携帯やスマホ、そういったもの、またパソコン等を活用しているかと思うんです。そういったものを活用して、当てはまる項目にチェックをするだけで結果が出てきて、その結果画面をクリックすることで判定結果が出る。そして認知症の相談先、ここへ行きなさいよとか、また医療機関はここですよとかいうのを案内してくれる。また、資料にもつけていますが、大丈夫な方でも10項目、認知症にならないための認知症予防の10カ条、こういったものも最終ページには出てくる。これを見るだけでも参考になると思うんです。あ、これ気をつけなあかん、この10項目と、そういう画面が出てくる。そういった認知症簡易チェックシステム、この導入について質問をずっと要望させていただいています。

昨年12月議会では、まずはケアパスをつくるんだと、それができてから次の段階で検討しますということでしたが、今これができた段階で、この分についての検討はどうですか。寝屋川市の資料もつけています。寝屋川市は、ケアパスの下に認知症簡易チェックサイトというものもちゃんとQRコードから入れるようになっているんですけれども、そういったものをつくっているんですが、これについての検討状況はどうですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、認知症簡易チェックシステムの導入についてでございますが、一定その有効性につきましても理解しておりますので、自前でチェックリストを自動計算化できないかを検討しているところでございます。今後におきましても、引き続き作成した認知症ケアパスを普及、啓発していきながら、チェックリストのシステム化についても同時にあわせて研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 自前で研究していただくということはありがたいことかと思うんですが、参考に寝屋川市がこれを導入いたしまして、寝屋川市に聞きました。今、瓦版だけでしたらどれだけの方がチェックしているかわかりません。でも、チェックサイトを載せることによりましてアクセス数が出るんです。どれだけの方がこのことに興味を持ってチェックしているのか、その数がわかるわけなんです。それで認知症の気づきにつなげ、また相談窓口はその人たちを導くツールになるわけですよ、気づきになります。そういったサイトなんです、そのチェックしたアクセス数というものを寝屋川市に教えていただきました。

平成27年8月、去年の8月に導入して、8月から3月までで家族もチェックできる家族サイトが3万5,508件、本人が3万8,111件、平成28年4月から11月は家族が2万4,805件、本人は2万2,771件、こんなにもアクセスしているんです。寝屋川市は人口が多いやんと思うかもわかりませんが、寝屋川市は人口が23万7,500人、そのうちの3万5,000人や3万8,000人というのは16%に当たるわけなんですけれども、高齢化率を見たときに、寝屋川市23万7,500人の20%が高齢者やなとしたときに4万7,500人になるんです。その数に近い数がアクセスしているんですよ。だから、それだけ興味を持っているということなんです。そういった意味で、そういった結果もわかります。フォローできます。そういった意味で、チェックサイトを自前でつくるといっていただいているんですが、こういったものを利用することもやっぱり検討課題、一番早く導ける、気づきにつなげていけ

るツール、今最新のツールは利用すべきやというふうに思います。今こそ導入すべきやと思います
が、その辺、再度お尋ねします。

以上です。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）かねてから議員からもいろいろお話しいただきまして、このチェックシ
ステムにつきましての必要性というのは感じているところでございます。

これを導入するとなれば、そう大きいお金ではないんですけども、ランニングコストが要りま
すので、高齢者福祉に対していろんな経費をかけて町の政策をやっている中で、また全体を見渡し
ながらランニングコストのことも考えながら、導入については考えていかななくてはいけないのかな
というふうに思っております。

また、私らもこの必要性は感じておりますというところを申し上げますのは、やはり認知症の方、
チェックサイトを導入し1人早くもし気づいたならば、早期発見、早期治療につながれば、こ
れは保険料にすごく影響を及ぼすということも理解しております。そういったところも含めまして、
いろいろと自前で何とか乗り切れへんかというところは今のところ考えているところなんですけ
れども、時間をいただければと思います。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

認知症対策ではないですが、今回この10月から心の体温計を導入していただきまして、そのサイ
トも以前、窓口で聞かせていただくと7,000件ですか、かなりの方がアクセスしているというふう
に聞きました。そういったツールを利用される方はたくさんいらっしゃるということなんです。で
すのでそういったものを、ランニングコストと言っていますが、そんなに何億円もかかるものじゃ
ありませんので、10万円程度かと思うんですけど、そういったものをしっかり活用しながら、高
齢者の方が気軽に入って、またご家族の方も本当に気軽にチェックしながら気づいてあげられる、
そういった体制を、今せっかくいいものができたんですので、ケアパスを活用するためにも必要か
と思います。よろしく願いしておきます。

では、次の項へいきます。次は、認知症カフェの取り組みについてお伺いいたします。

認知症を正しく理解し、また地域で理解を深めていくために、コーヒーやお茶を味わい、おしゃ
べりを楽しみながら、認知症の人やご家族の方を孤立させずに地域で支える取り組みとして、認知
症カフェ、通称ひまわりカフェが開催されておりますが、その取り組み状況についてお聞かせくだ
さい。また、今後についてはどう考えておられますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の認知症カフェの取り組みにつきましてご答弁申し上
げます。

認知症カフェにつきましては、昨年度と同様、ひまわりカフェという名称で、地域包括支援セン
ターやさかが主体となって継続的に実施しております。

今年度の取り組み状況でございますが、8月27日、10月22日及び11月26日に町立図書館において、
子どもから高齢者まで誰でも参加できる広い意味でのひまわりカフェを開催いたしました。開催に
当たり、関西医療大学や介護者（家族）の会、社会福祉協議会、町内介護事業所などのボランティ
アの方々にもご協力をいただき、外見せスペースでのカフェコーナーや館内2階スペースでの血圧、
骨密度、血管年齢の測定のほか、相談ブースも設け、たくさんの方々にご参加いただき、認知症カ
フェの啓発を行うことができました。

また、9月24日には希望が丘老人憩の家におきまして地域密着型のひまわりカフェを開催し、希
望が丘自治会の方々を初め町内各地域の住民の方々にもご参加いただき、認知症サポーター養成講
座もあわせて開催いたしました。グループワークなども取り入れ、認知症の理解を深めてもらうこ
とができ、有意義な開催であったと考えております。

さらに、今月の12月15日には、地域包括支援センターやさかの母体である社会福祉法人弥栄福祉会の施設内において、認知症の方やその家族の交流を目的としたひまわりカフェの開催を予定してございます。

今後につきましては、認知症への理解を周知する広い意味でのひまわりカフェも継続実施しつつ、認知症やその家族の方々が気軽に参加し、くつろげるひまわりカフェや地域密着型のひまわりカフェなど、多様なカフェの立ち上げ支援を展開していく予定でございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。何回も今回やっていただいているということで、前回12月に聞いたときには、もう少し小じんまりとした分で、開催単位で開催していきたいというふうなご答弁だったんですが、そういった図書館でやった分も合わせて、希望が丘の自治会ややさかでやっていただけるというところで、ちょっと協力してくださる方というんですか、そういった方が必要ではございますが、また身近に気軽に寄れる、そういった小さな小じんまりとした単位での認知症カフェの開催を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

何かその中で取り組みに課題とかいうものはあるでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） このカフェは、広い意味でのカフェと少し小じんまりしたところのカフェというところを考へておまして、広い意味では認知症カフェを広く発信していきたい、いろんな世代の方に認知症のことについて理解していただきたい、こういうコンセプトでやらせていただいていると。小じんまりしたところはコアにその対象者の方や家族の方々がくつろげる場所、相談できる場所、これを考へておまして、2種類のコンセプトで進めていきたいなというふうなところを今は考へているところです。

課題としましては、できるだけ参画の、例えば今回やったらやさかの施設内ということでお話しさせてもらいましたが、たくさんの事業所で参加、参画いただきたいとか、自治会、憩いの家などでうちとこもやりますというような自治会が1カ所でも多く来ていただけるように、啓発、発信をやっていきたいなと思っております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。そういった施設等でやっていただく、また自治会等でやっていけるように、しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

参考資料は、大淀町に行ってきましたので参考につけさせてもらっていますが、やすらぎカフェということで、ケーキをいただきながらということで、そこもやっておられるそうです。これは施設のほうでやっておられるみたいですが、つけさせていただきます。

次、3つ目ですが、介護予防事業についてお伺ひいたします。

住民運営の通いの場を中心とした介護予防事業の取り組み状況についてお聞かせください。またあわせて、平成27年6月議会で、認知症予防の観点から音読や計算を初めとした知的活動習慣を盛り込む効果的な取り組みを考へているとのご答弁でしたが、検討状況についてお聞かせください。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、3点目の介護予防事業についての1つ目、住民運営の通いの場の取り組み状況につきましてご答弁申し上げます。

通いの場づくりは、平成29年度からの本格実施を目指し、平成27年度から試行的に進めております。平成27年度は、既存のくまとりタピオ元気体操に筋力アップ、口腔ケア、認知症予防の各体操のプログラムをプラスし、バージョンアップしたタピオ体操プラスを大阪体育大学監修のもと、作成いたしました。その上で、モデル実施の希望があった南山の手台地区において、町から健康運動指導士、言語聴覚士、保健師などの専門職やボランティアを派遣し、立ち上げ支援を約3カ月間行いました。現在、このモデル実施をもとにタピオ体操プラスのDVDを作成中でありまして、こ

のDVDを活用して実施検証を行うべく、今年度は新たに2地区でのモデル実施を間もなく開始する予定でございます。

今後におきましては、モデル実施の検証により、立ち上げ支援の方法を一定確立できるものと考えておりますので、平成29年度におきましては、希望のある地区での本格実施を順次、財政状況などにも配慮しながら、できる限り早く広めてまいりたいと考えております。

また、2つ目のご質問の答弁ですが、認知症予防の観点から、音読や計算を初めとした知的活動習慣を盛り込む効果的な取り組みの検討状況につきましてご答弁申し上げます。

現在、介護予防事業として月1回ふれあいセンターで実施しております楽しく生きる知恵探しやタピオ体操練習日において、体を動かしながらしりとりや歌を歌うなど、認知症予防に着目したレクリエーションなどを導入し、事業実施しております。

ご質問の平成27年6月議会での一般質問に対し答弁させていただきました、住民運営の通いの場の中に知的活動習慣を盛り込むことについての検討状況でございますが、現在作成中のタピオ体操プラスのDVDの中に、認知症予防のプログラムである（仮称）あたまの体操を組み込んでおります。これは、2つ以上の動作を同時に実施するレクリエーション的な内容となっておりますが、今後、プログラムの内容が固定的なものにならないよう、さまざまなバージョンを追加していく予定で、その中で知的活動習慣の要素も検討しながら盛り込んでいきたいと考えております。

また、そのほかにも、認知症カフェを初め認知症関連のさまざまな機会を捉え、知的活動習慣の要素も含めた認知症予防を普及させてまいりたいと考えております。

最後に、社会参加の割合が高いほど認知症のリスクが低い傾向が見られることから、歩いていける身近な地域で誰もが気軽に参加できる通いの場を可能な限り迅速に広めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

先ほどもちょっと言いましたが、熊取町はタピオ体操というところで介護予防事業をやっていたいているわけなんです、大淀町のほうも同じように「よどり体操」というものがありまして、「よどり音頭」をかけながらよどり体操をしてということでやっておられるみたいで、資料につけておりますが、そのことをプロデュースする介護予防リーダー、スマイルというチームをつくって養成しているんです。そういったことができるリーダーを介護予防リーダーということで町で養成して、そういう人たちがよどり体操を広めていっている、タピオ体操みたいにやっているみたいです。それをいきいきふれあい教室というところでそれぞれの会場でやっているというところを聞いてまいりました。うちもよく似た感じでタピオ体操、またプラスというものをつくって、それぞれの自治会の会館で今後広めていきたいというところですので、その辺またよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で知的活動習慣というところでございますが、前頭前野を刺激することによって認知症を予防できるというところで脳の健康教室というものを取組んでいらっしゃる方もいらっしゃるわけなんです、脳の健康教室とあわせて、タピオ体操の中にそういったものも入れながら、運動機能向上や口腔ケアをしながら、そういったこともコラボさせながら、今、あと頭の体操というふうに言っていました、そういった脳の健康教室というものもその中に組み込みながらやっていくということは検討されていないでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） まず、大淀町の取り組みをご紹介いただきまして、ありがとうございます。熊取町にもタピオ体操ひろめ隊がありまして、負けないくらいに頑張っているというところは議員ご承知のとおりかと思ひます。

また、脳のトレーニングの部分なんですけれども、いろいろアンケートをとってみたいと申します、参加者にはやはりそっち側は嫌やという方もいらっしゃるんです。ですので、一方向に捕らわれる

ことなく、いろんなニーズを聞きながら取り組んでいかなければいけないなど。その答えとして、今の時点では頭の体操ということで2つの動作を同時にやるようなところも取り入れながらやっているというところで、現時点ではそういう形になっております。まだこれが最終形というよりも、いろんな意見を取り入れながら、固定するのではなく、いろんなバージョンを考えていきたいということは、うちの中でも話をやっているところなので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。脳健康教室というのは全国220の市区町村450会場で開催されているらしいです。そういったこともまた検討していただきたいということだけ要望させていただきます。

次、3項目めを質問させていただきます。3項目めは、路面下空洞調査についてお伺いいたします。

先般、福岡市の中心街で市道が幅27メートル、長さ30メートル、深さが最大で15メートルも陥没するという大規模な道路陥没事故がありました。早朝の発生だったので通行人や車両が巻き込まれずに済みましたが、通勤時間帯に陥没していたら大惨事になっていたのではないかと勝手に思います。今回の事故は市営地下鉄の延伸工事が原因であったようですが、道路の陥没事故は、老朽化した下水道管や水道管から漏水して地盤が緩むことが原因で起きます。

先般6月議会でも、道路の陥没事故を未然に防ぐために路面下空洞調査を実施してはどうかと質問させていただきました。その際のご答弁は、実施の検討について調査研究をしてみたいとのことでした。昨年5月に調査業者によりますサンプル調査が行われ、その結果を受けて本年夏ごろですか、掘削されたようですが、結果はどうだったのでしょうか。

議長（重光俊則君） 泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君） それでは、ご質問3点目、路面下空洞調査についての1点目、業者によるサンプル調査の結果を受けて掘削した結果についてご答弁申し上げます。

昨年5月に調査業者により、本町の町道約1.5キロについてサンプル調査が実施され、本年の2月に当該業者から、町道五間久保小谷線におきまして空洞箇所を発見した報告を受けたものでございます。当該空洞箇所につきましては、本年度の舗装修繕工事に合わせ、9月2日に空洞確認のため掘削調査を行ったところ、アスファルト10センチ、路盤15センチの舗装版の下部におきまして、延長約4メートル、幅1メートル、深さ10センチから40センチ程度のレンズ状の空洞の存在を確認し、復旧工事を行ったところでございます。

今回の空洞につきましては、アスファルト及び路盤が強固であったため路面に変調が生じず、空洞化の予測ができませんでしたが、今回のレーダー探査による路面下空洞調査は、道路の陥没による事故を未然に防止する有効な手段であると認識したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） 田尻町は本年、町道約16キロにわたる空洞調査を実施し、結果、一定の空洞が発見され、陥没の危険性の高い箇所を掘削した結果、ほぼ狂いなく的中していて、改修工事を速やかに行ったそうです。本町は緊急避難通路等の空洞調査についてどのように考えておられますか。

議長（重光俊則君） 泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君） 続きまして、2点目の本町緊急避難路等の空洞調査につきましては、近隣市町におきましても、泉佐野市が平成27年度から、田尻町が今年度から避難路等重要路線を中心に実施しているところでございます。本町におきましても、路面下空洞調査は道路の陥没による事故を未然に防止する有効な手段であると認識しており、今後におきましても、近隣市町や大阪府等からの情報を共有しつつ、社会資本整備総合交付金を活用し、幹線道路等を中心として計画的な実施に向けた検討を行っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

田尻町は256万5,000円かけて自費でされたそうですが、その検査したところを掘削したら、A段階、B段階、C段階があって、危険度の高いところをA、中ぐらいのところ、30センチから50センチの深さ、Cが50センチから1メートルの高さというところで調査結果が出て、Aのところをまず危険度の高いというところで掘削したら本当に的中して空洞があったらしいです。それで、もう即復旧工事を行ったそうです。そういったことで未然にそういった事故を防止できたというところで、あとのところも計画的に、出た分はすぐに、この28年度中に対応するというふうに考えておられるそうでございます。

ですので、危険ないろいろなところで水道管、また下水道管を工事して、老朽化している中で今回、サンプル調査していただいたところも的中していたというところでございます。計画的にやっていくということでございましたので、早急にそういった交付金を活用しながら計画を立てていただきますことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、渡辺議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時まで休憩いたします。

（「14時43分」から「15時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、二見議員。

7番（二見裕子君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして項目ごとに一般質問をさせていただきます。

まず初めに、転入・定住促進につきまして、1番目としまして、平成27年度に終了した転入・定住促進の施策の中で、それぞれの効果について一番効果のあったものは何でしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、転入・定住促進につきましての1点目、平成27年度に終了した施策について、一番効果のあったものにつきまして答弁申し上げます。

平成27年度末で終了した新築住宅固定資産税課税免除、中古住宅取得費補助、太陽光発電システム設置費補助の3つの施策につきましては、平成24年12月策定の転入促進アクションプログラムに基づき、20歳代から30歳代の若年世代を中心に本町の生産年齢人口をふやすことを目的に、平成25年度から3年間、短期集中的に実施したものでございます。

それぞれの効果につきましては、3年間の利用実績で申しますと、新築住宅固定資産税課税免除は377件、うち町外からの転入者が211件、中古住宅取得費補助につきましては62件、うち町外からの転入者が25件、また太陽光発電システム設置費補助につきましては128件、うち町外からの転入者が81件という利用実績でございます。

ご質問の一番効果のあった施策でございますが、単純に利用実績が最も多かったものは新築住宅固定資産税課税免除ということになりますが、これら3つの施策を含む7つの転入促進策につきましては、転入・定住促進効果はもちろんのこと、本町へのインパクトをもたらすため、期間限定で集中的かつ一体的に実施したものであり、全国の団体からの視察受け入れや大阪府やその他の地方自治体からの問い合わせを初め、テレビや新聞といったメディアに取り上げられるなど、もう一つの狙いであります本町への注目度という点では、いずれの施策も意味のある効果的な事業であったものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）効果が上がったものというのは、注目度という部分も含めまして今後継続していこうというふうなことは考えていないでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）3つの施策、とりわけ先ほどご紹介させていただきました固定資産税課税免除というところかと認識させていただきますが、これまで議会のご答弁のとおり、自治法で規定されております補助金の性質上、補助金といいますのは団体等への公的な活動に対しまして一定行うものでございまして、特に個人の今後の資産形成につながります補助金につきましては慎重に取り扱う必要がございます。とりわけ税金ということになりますと、昔から熊取町に住み続けていただいている方との公平性の観点からも、また、もう一つの狙いであります本町への注目度をもたらすということで3年間の期間限定で実施したもので、古くからお住まいの方にもご理解いただいたんではないのかなというふうに分析しておりまして、そういったことから一定予定どおり3年間で終了させていただいたものでございます。

今後につきましても、復活といったところもあろうかと思えますけれども、今後の経過を慎重に見きわめて、例えば現在の社会増減数が極端に落ちてくるというようなことがありましたら、また数年後に本町へのインパクトを再度もたらすということで、その時点の財政状況などを慎重に見きわめた上で判断していくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、継続というのは今のところ考えていないということですので、2点目の新しい施策として転入・定住促進について何かお考えはありますでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、続きまして2点目の新しい施策についてのご質問でございますが、本町は、大都市近郊にありながらも豊かな自然環境に恵まれ、府内有数の学園文化都市というすぐれた住環境の中で、定住魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

とりわけ子育て、教育につきましては、府内トップクラスの妊婦健診の公費負担や中学3年生までの子ども医療費助成、また関西初の取り組みであるホームスタート事業など充実した子育て支援施策を初め、府内トップクラスの外国人英語指導助手の全小・中学校への配置、大学生や地域人材による学習支援ボランティア派遣事業に加え、半世紀以上の実績を誇ります全小・中学校の自校調理によるできたての学校給食など、出産から子育て、教育に至るまで町ぐるみで子育てファミリーを応援する施策を展開してございます。加えまして、自治会や大学との緊密な連携による協働のまちづくりによりまして、地域コミュニティの充実や学園文化都市という優位性を生かしたさまざまな施策、また安全・安心なまちづくりの推進など、選ばれ続けるまちづくりを一步一步着実に推進しているところでございます。

したがいまして、緑豊かな学園文化都市という本町の魅力とともに、これまで着実に積み上げてきたこれらの施策を継続しながら効果的かつ着実に町内外に幅広く発信することによりまして、さらなる転入・定住促進につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）転入、定住の部分で人口増という部分がやっぱり重要なというふうに思うんですけども、出生率が下がっているというふうなことが言われています。実際、結婚する方が減ってきているという部分で子どもを産まないということで、その辺で子どもがふえていかないというふうに見たときに、2010年の総務省の国勢調査で25歳から39歳の未婚率が男女とも引き続き上昇しているということで、男性では25歳から29歳で71.8%、30歳から34歳で47.3%、35歳から39歳で35.6%というふうに数字が出ております。女性でも未婚率が25歳から29歳で60.3%、30歳から34歳で34.5%、35歳から39歳で23.1%となっております。

また、平成26年度の結婚・家族形成に関する意識調査の報告書を見たときに、結婚をなかなかで

きない理由として、適当な相手にめぐり合わないというのが54.3%、また結婚後の生活資金が足りないから結婚しないというのが26.9%というふうに結果が出ております。

熊取町も、商工会の青年部の方が主催してくださって、適当な相手にめぐり合わない方に関してはそういうカップリングパーティーというふうな開催をさせていただいておりますが、他市では行政を挙げてやっているところもありますし、カップルはできたけれどなかなか結婚に向かうという部分で後押しが必要でないかなという、人口増の部分でやっぱり子どもを産んでいただけるような後押しが必要ではないかなというふうに思うんですけれども、町として何かそういう部分で、結婚したときの新婚家庭に支援が必要でないかなというふうに思うんです。その辺は、何か考えていることというのはありますでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、ご質問の3点目になろうかと思えます。転入・定住促進としての新婚世帯への施策につきましてでございますが、若年代の転入促進を図るべく、府内でも新婚世帯に対しまして住居費や引っ越し費用の一部などを助成する支援制度、こちらを設けている団体があることは把握してございます。本町におきましても、生産年齢人口や幼年期世代の転入促進を図る上で、議員からもご指摘のございました新婚世帯、これに支援を行い取り込むこと、これは非常に重要であるということは認識しておりまして、引き続きまして、本町といたしましても国や大阪府の動向を注視するとともに、他団体の取り組みなどを確認しながら調査研究を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）3番目の新婚世帯の施策という部分で、平成27年度の国の補正予算では、低所得者向けに結婚に伴う新生活の支援を行う自治体の支援ということで結婚新生活支援事業費補助金というのが10.9億円、また補助率が4分の3ということで、国と自治体で最大で18万円見ていくというのをスタートしております。これは補正予算でありますので、来年度も概算予算で要求しているということで、6.1億円で盛り込まれていくであろうというふうに言われております。近隣ではもう早くも和泉市、また岬町、泉佐野市が新婚世帯に生活する部分の支援の事業をされているところもありますし、全国で101自治体がされているということで、熊取町としましてもそこら辺も考えていっていただきたいなというふうに思います。

結婚率というのが理想と現実の乖離ということで、いずれは結婚しようとする未婚者が、女性が18歳から34歳で89.4%ですけれども、実際に結婚される方というのは54.4%。結婚に踏み切れない要因が、経済的理由としまして結婚資金であるとか、また結婚のための住居というふうに答えられている男性の方がいらっしゃるということで、年収が300万円未満では、なかなか300万円の壁ということで結婚するのにやっぱりちょっと難しいかなというふうに言われております。

その上で、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業を開始することによって婚姻数の増加になるのではないかなというふうに、また町内での新婚さんがふえれば、一番ネックとなっております出生率、0歳から4歳までは引っ越してこられて人口が上がっておりますけれども、出生率という部分で考えたときに、やっぱり町で新生活を送っていただくということも一つではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）貴重なご提案ありがとうございます。

今、議員のほうからご指摘いただきました国の施策につきましては、夏時分ぐらいから情報をキャッチしまして、逆にいち早く検討を實際始めてございました。出生率を上げるにはやはり結婚していただくということは認識してございまして、先ほど本答弁でも申し上げましたとおり、新婚世帯の取り込みというものは生産年齢人口、また幼年期世代の転入促進を図っていく上で重要であるというふうに認識しておるところなんですけれども、ただ、本町の住宅事情で申し上げますと、近

隣と比べまして本町は新婚向けの賃貸住宅が少ないということで、戸建てが多いという背景がございます。また、国の事業なんですけれども、夫婦で300万円未満という低所得者を対象とした国の事業ということでございますので、余り表向きには申し上げにくい話なんですけれども、一定の扶助費もかかってこようかということで、そういったことで府内でも現在、先ほどご披露いただきました3団体といった、そういった低い導入ではないかということで分析してございます。

したがいまして、新たな転入促進策、これは当該新婚世帯への支援のみならず、本町の厳しい財政状況、また避けられない人口減少社会の中で持続可能なまちづくりといった観点も念頭に置きながら検討する必要があるものと考えておりますので、その点につきましても一定ご理解いただきたい。要するに、選択と集中という観点で何が一番効果的なのか、限られた財源の中で選択していく必要があるということ、この点は一定ご理解いただけたらなというふうに考えております。

新婚世帯の取り込みにつきましては、そうは言うもののやっぱり行っていかなあかんという認識は持ってございますので、本町の現時点での充実した子育て、教育環境などによる本町での結婚後のイメージを持ってもらえるように、まずはこの後、坂上昌史議員の質問でもございます地方創生加速化交付金を利用した新婚若年者向けの情報誌であったりとか動画であったりとか、そういった媒体をうまくPR、活用しまして、こういった若い世代、新婚世帯の取り込みにもつなげてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）低所得者という部分が、やっぱりなかなかそれを表に持って募集していくというのがすごく言葉的にちょっとあれなのかもしれないですけども、でも実際、本当に後押しという部分で、結婚される方が少しでもそういう生活のスタートに当たって町のほうでこうやってフォローしてくれていますよという部分というのもの、先ほど言われていました町が注目をされていくという部分にも、子育ての部分も熊取町はすばらしいものがありますので、そこもあわせて今後考えていっていただきたいなというふうに思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、4点目の子育て施策としての予防接種のアプリの導入ということで、今、携帯で本当に簡単に予防接種のお役立ち情報として、ネットで検索したら簡単にアプリとかいうものが出てきて、そういうものがたくさんあるんですけども、熊取町としての予防接種のスケジュールというものがそれに入っていて、それに子どもがいつ生まれてとかというのを入れることによって、本当に働くお母さんというのはすごく大変でありますし、今予防接種もたくさんありまして、私たちの時代よりももっといろんな予防接種がふえてきております。昔は三種混合とか言っていたのが今、四種混合とか、またB型肝炎とかというふうな本当にたくさんの予防接種がありますので、そういうアプリを導入することによって、生年月日を入れるだけで町の予定のいつ子どもを連れて行けばいいとかというものがわかるようなアプリというのを導入できれば、職員の方の事務の軽減にもなるのではないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、子育て施策としての予防接種アプリの導入につきましてご答弁申し上げます。

本町では、予防接種の種類や接種時期の周知につきましては、毎年4月に全戸配布しております健康カレンダーや町ホームページに加え、出生届け出時や乳児家庭全戸訪問事業、4カ月児健康診査などの乳幼児健診におきまして、母子健康手帳を用いまして保健師や助産師が個別に接種履歴の確認や助言などを行ってございまして、保護者と行政との顔の見える関係を大切にしているところでございます。さらに、小学校入学までが接種期間となるワクチンにつきましては、就学前健診の通知の際に周知チラシを同封し、接種勧奨を行っているところでございます。

ご質問の予防接種アプリの活用についてでございますが、昨年12月議会での二見議員からの一般質問時にご答弁させていただきましたが、アプリの活用により、予防接種情報の検索や発信機能、接種スケジュールの管理面からも有効ではないかと考えており、近隣の導入自治体にはアプリの機

能や経費、利用状況、運用に係る作業量などについて調査を行うとともに、補助制度の活用についても研究している状況でございます。

一方では、子どもの予防接種を含め、発育、発達、健康面について保護者がしっかりと子どもを見て把握するという意識が薄れてくる可能性も危惧されるところでございます。このようなことから、子育て支援の大きなテーマの一つである子育てを通じての親育ちや親と子、親同士、親と行政など、顔の見える関係の中で子育てを展開し、バランスのいい活用方法について引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）事務的な部分のことでアプリというふうな部分を言わせていただいているわけで、当然、子どもの健康管理とかはお母さんがしていけないといけないということもあるんですけども、やっぱり予防接種は本当に、先ほども言いましたけれども、種類もたくさんありますし、それに合わせて日程を組んでいくということがすごく大変になってくるな。ただ冊子をいただくだけで、じゃこことここというふうにするよりは、生年月日を入れるだけでこの子はこの日に受けるとかというそこら辺のことがぱっと出るだけで、それだけで本当に親御さんとしてはやりやすいんじゃないかなというふうに思います。

また、予防接種に関するそういう基礎知識であったりとか流行疾患の情報とか、近隣の医療機関の情報とか自治体のお知らせなどもそのアプリで見ることができたりとかということも導入することによってありますので、子どもの健康管理もあわせて、そういう両面でやっていただけたらいいなというふうに思っているんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員がおっしゃっていただいていますように、そういうふうにアプリを使って検索できるというところは非常にそういう面では簡単といいますか、わかりやすくなる部分は確かにあるかなと考えてございます。

一方、先ほどもお話しさせていただきましたように、こちらの行政のほうからもいろんな保護者の方とご相談するタイミングであったりとか、そういうところもすごく、お母様方にとっても子どもさんの状況をそのタイミングで見させていただいて、例えば母子健康手帳なんかに次の診断の時期であったりとか、そのときに振り返っていただいたときに、子どもが生まれたときの状況がああどうだったかなとか、このときはこうだったなとか、次はこうだとかいう振り返るタイミングという、そういうところも大事ではないかな。そういうところでは子どもとお母さん、お父さんとのきずなとか振り返るタイミング、そういうところも大事だなというところもございまして、一方、議員がおっしゃられている、やはり若い世代の方がアプリを使ってというところもございまして、そういったところで利用しやすいという面も感じているところではございますんですけど、その辺のバランスというのが今までも答弁させていただいているように難しいところではあるんかなと。

ただ、我々が考えているところでは、やはり子どもとお母さん、そういったところのきずなを深めていただくというところを大事にさせていただきたいなと。議員おっしゃっていただいているそういう使っているところも、泉大津市であったりとかという事例も聞いてございますので、その辺の活用状況も今後も引き続き確認させていただきたいなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。予防接種は本当に大事なことです。子どもの健康管理も含めて、受けるのを忘れてしまうと、そのときでしか受けられない予防接種というのも出てきているかなというふうにありますので、そこら辺も考えていただいて、またしっかりと考えていただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願いいたします。

じゃ、次のほうにいかさせていただきます。

高齢者施策についてということで、ちょっと観点があちこちへいつているんですけども、1点

目なんです、ひまわりバスというのは高齢者の方が多く利用されているというふうに思いますので、この8月から土日祝運転となったひまわりバスについての効果というのはどのようなものでしょうか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）それでは、ご質問の2点目の高齢者施策についての1点目、8月からの土日祝運行となったひまわりバスの効果についてご答弁申し上げます。

土日祝日運行開始後の利用状況につきましては、28年8月から11月末までの土日祝日38日間で3,928人、1日当たり103.4人の乗車があったところでございますが、同期間における平日の1日当たりの乗車数が192.3人となっており、土日祝日の運行は平日よりも利用者が少ない結果となっております。これにつきましては、土日祝日運行を開始したばかりの直近4カ月での実績であり、ひまわりバスの利用者数が毎年確実に増加している状況から見て、今後、土日祝日の利用者数も増加していくものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。すごい方が利用されているということで、すごい効果になっているんだなというふうに思いました。

これを踏まえまして2点目につなげていくんですけども、運転免許証を自主返納された方が200人を超えたというふうにありましたが、高齢化が進む中で今後、運転免許証も返納される方が増加されていくと思います。ひまわりバスの今後の運営で何か考えている施策、土日祝の運行はもう既にしていただきましたけれども、ほかに何か考えられているところというのはあるのでしょうか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）2点目の運転免許証を自主返納された方が増加すると思うが、ひまわりバスの今後の運営についてご答弁申し上げます。

高齢者運転免許自主返納支援制度につきましては、運転免許を自主的に返納された65歳以上の方を対象に、5年間有効のひまわりバス無料定期乗車券の交付を24年7月より実施してございます。これは、高齢者の交通事故防止を目的に交通安全対策として実施しているものでございます。

一方、ひまわりバスの運行につきましては、高齢者に限った施策として実施しているものではなく、お年寄りから小さなお子様まで全ての住民の皆様を対象に、町の主要な公共施設と各地域を結ぶ交通手段として町内循環バスを運行しており、利便性の向上対策といたしまして、本年8月からは土日祝日運行を開始し、商業施設周辺や病院等にも近いバス停の増設、10月1日には新車両導入により、乗車口が低く通路幅が広がったことで乗りおりしやすく、車椅子のままでも乗車可能となり、利用される方々に優しいバスとなっております。

今後におきましても、土日祝日運行の周知などひまわりバスのPRに努めるとともに利便性向上にも努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）高齢者の方の交通事故の減少ということで、それを目的として交通安全の観点から運転免許証の自主返納という施策というのも本当にすばらしいなど、ひまわりバスの5年間のパスいただけるというので、とてもいい施策だなというふうに思います。

じゃ、実際に返納された方の声というのは町のほうに入ってきているのでしょうか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）先日、新聞社の方が来られまして、声を直接お聞きしてございます。やっぱり無料パスを支給されることによって行動範囲が広がっているとかいろいろな意見がそのときも出されてございます。

また、無料パスにつきましては、28年度の4月から10月の7カ月間で3,975人の方が利用されてございます。平成27年度の1年間で4,278人の方が利用されていて、今年度は7カ月で3,975人ということで、28年度、今の推計で見ますと約6,800人程度の方が1年間でご利用される見込みとなっているところでございまして、皆様に周知されていること、また十分ご利用されているのではないかなと考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ありがとうございます。

だんだんと周知されてきているかなというふうに思うんですけども、実際、ご存じじゃないという方も結構いらっしゃる、免許を返したらどうなるんやろうというふうに思っている方もいらっしゃるし、また実際、免許を返すとするとやっぱりいろいろ考えられていまして、ひまわりバスは巡回バスですごく便利であるんですけども、一方向だけの巡回ということで、行きたいところに時間がかかる、言ってもそんなに1時間も2時間もということではないんですけども、やっぱりそういうふうに言われている方もいらっしゃいますし、また、ひまわりバスのバス停が遠い方というのはどうしても自主返納されても使いにくいというふうに考えていらっしゃる方もいるかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）今、議員がおっしゃられたようなご意見につきましては、住民の方々からもいただいております。ただ、一方通行を反対側にまた戻すとなれば、もともと近くにあった方々がまた遠くなる、短時間であった方々が遠くなるのか、それを全部解消しようと思えば、今、2台で回っている8の字運行を1台で回って4コースになっているんですけども、その倍の車両が必要になってきて今の事業費の倍になるというようなことになってきてございます。それと、停留所の数につきましても、近いところがいいんですけども、今、約30分から40分で1コースを回るような設定としてございますので、それを停留所をまたふやす、コースでふやすとなれば1時間となって、だんだん便数も少なくなってきたり、近いところの人はまた遠くなったりということで、変えることによっていろんな問題も生じてきようかなと考えてございますので、まだ今のコースに変えてから約4年半程度でございます。一般的にはコースが住民の皆様方に定着するのが5年以上ということで民間のバス会社からも聞いてございますので、もう少し今のコースで様子を見ていきたいと。また、今まで利用をされる方々は着実にふえていることは確かですので、今後とも、議員がおっしゃられました高齢者の返納の制度、またひまわりバスにつきましてもPRに努めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。5年以上たってからまた考えていくというような形であるかなというふうに思うんです。

それで、3点目としましてデマンドタクシーというふうに言わせていただいているんですけども、乗り合いタクシーということで、交通弱者の移動手段を確保するために交通不便地域に対してデマンド型乗り合いタクシーを導入する自治体がふえつつあるということで、本当に僻地というんですか、中山間地域などを抱える自治体が今まではデマンド型乗り合いタクシーを導入していましたが、最近では市街地においてもデマンド型乗り合いタクシーを導入する自治体もふえてきているということで、熊取町は本当にそこまで交通手段が悪いというわけではありませんけれども、これからどんどん高齢化が進む中でやっぱり元気に外に出ていただくというためにも、ひまわりバスや南海バスの利用もしっかりとさせていただきながら、町内の公共施設以外のところに行くときに、買い物であるとか、また駅であるとか目的地に直接行けて、デマンドタクシーであればバス停よりも近いところで乗りおりにきて、荷物もバスで買い物して帰ってくるよりは運びやすいのではないかなというふうに思います。

デマンド型乗り合いタクシーの基本的な仕組みは、タクシーの相乗りというものの活用になるわ

けです。利用者に事前登録と事前予約を求めて、通常のタクシーの稼働率が低下する日中などの時間に限って、乗車地点が近い3、4名の交通弱者を次々と同乗させて、同乗者が割り勘で支払いできる乗り合いタクシーを相乗りしてタクシー会社を中心に運行していただくというふうなものであります。

先日、28年度の4月からデマンドタクシーを導入されている奈良の大淀町に行かせていただいて、お話を聞かせていただきました。大淀町は、面積は38.06平方キロメートルで人口は1万9,000人の地域です。熊取町の面積の2倍で人口は2分の1ということで、ここは本当に公共交通にしても、鉄道は近鉄で、町内に駅が6つもあり、またバスは奈良交通の路線バスがあって、これが他市町へも運行しており、また町のふれあいバスが町内各地と公共施設を結んで運行されていましたが、ふれあいバスの利用の多様化と地域によっては利用者が少ないというところを調べた結果、今後の高齢化の維持継続と利便性の向上の検討によって、公共交通とのすみ分けをして、デマンドタクシーを導入したというふうな話を聞かせていただきました。システムについても、コンビニクルというオンデマンド交通の便利なシステムを導入されておりますので、本当にすごく画期的な感じで話を聞かせていただきました。

デマンドタクシーは、交通弱者にとっては利用的なメリットも生まれて、タクシー会社にとっても稼働率がアップになっているというふうなお話も聞かせていただきました。いろんなニーズに応えようという部分ではすごく難しいかなというふうに思いますけれども、日常生活での買い物とか、また通院などの支援をしていく移動のサービスという部分で特化していけば、乗り合いタクシーという部分はありなんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺のことは何か考えている部分がありますでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の3点目、デマンドタクシーの導入につきましてご答弁申し上げます。議員のご質問の流れからすれば少しずつれるかもわかりませんが、高齢者施策という観点での答弁とさせていただきます。

まず、デマンドタクシーとは、議員のほうからもおっしゃってございましたけれども、乗り合いタクシーのことで、バスの便がない地域などにお住まいの方々に対応した公共交通機関でございます。

大阪府内におけるデマンドタクシーの導入状況でございますが、堺市、河内長野市、豊能町の2市1町で運行しておりますが、いずれも高齢者施策としての導入であるものではございませんでした。本町におきましても、具体的な導入予定はございませんが、既に実施している福祉サービスとしての移送サービスを紹介させていただきますと、社会福祉法人などが介護認定を受けられた方で、かつ公共交通機関などでの移動が困難な方に対し、有償による通院通所時での移動手段として福祉有償運送サービスなどがございます。

今後におきましては、年が明けて1月に設置する生活支援・介護予防サービス協議体において、高齢者ニーズを把握した上で、地域での支え合いの中で取り組める外出支援を課題の一つとして研究していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。町でもいろんな対策として高齢者支援をしていただいているかと思うんですけれども、デマンド型交通というのは路線定期型交通にない利点も多く存在しておりますし、使い方によっては地域住民の移動の手段の確保に向けて心強い味方となってくれる可能性もあるかなというふうに思いますので、今後の課題としてまた検討していただきたいなというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

そうしましたら、最後、4点目ですけれども、振り込め詐欺防止についてお聞きします。

町内での被害状況ですけれども、これはどんなふうになっておりますでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、4点目の振り込め詐欺の町内の被害状況につきましてご答弁申し上げます。

まず、振り込め詐欺につきましては、それ自体が犯罪行為となるものであることから、被害が生じるなどした場合は基本的には警察当局が対応することとなります。

被害状況でございますが、大阪府警察の発表によりますと、本町におきまして平成27年度は0件、28年10月末時点で5件となっております。なお、町内におきまして国民健康保険料に関して振り込め詐欺と思われる不審電話が発生しており、相談件数が平成27年度は4件、28年度は11月末現在で28件となっております。そのうち、実際振り込め詐欺の被害に遭われた方は今年度において1件確認しており、警察への報告に加え、回覧板や広報紙などを通じて住民の皆様にご注意喚起させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 二見議員。

7番（二見裕子君） ありがとうございます。振り込め詐欺というのが4種類あるということで、オレオレ詐欺と架空請求詐欺と融資保証金詐欺、還付金詐欺というのが振り込め詐欺の4種類というふうに言われております。オレオレ詐欺の被害に遭うのは、電話の主を肉親と信じてしまうことから第一の原因であるが、電話音声による個人の特定等の識別は非常に難しく不確実であり、通常は電話の受け手は電話のかかってきた時間帯や電話のかけ手の口調、話す内容等を手がかりにして認識せざるを得ないというふうになっております。そうした手がかりにされるべき情報を犯人は巧みに操作し、うその事実を被害者に信じ込ませていくというのがオレオレ詐欺というふうになっております。

振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺は、高齢者が主な被害者層であり、多大な被害が生じています。熊取町におきましても、先ほど数が上げられていましたが、やっぱり被害があるということで、ひとり暮らしの高齢者が増加しておりますし、地域社会の連帯の意識の希薄化が指摘される現在、社会全体としてこうした犯罪への対策を講じていかなければならないというふうに言われております。

特殊詐欺全体における被害者の年齢構成というのが、70歳以上が5割以上、60歳以上では約8割を占め、性別構成については女性が7割以上を占めているという、その中でもオレオレ詐欺、還付金詐欺及び金融商品等取引名目の特殊詐欺については高齢者がやっぱり犯行のターゲットとなっているということで、町として、振り込め詐欺の防止として何かされているものはあるのでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、ご質問の5つ目で、振り込め詐欺の防止についてでございますが、高齢者を狙ったケースが多いため、振り込め詐欺についての知識と当事者意識を持ってもらうことが被害防止のために重要と考えております。

具体的な取り組みといたしましては、泉佐野警察署からの働きかけにより、長生会主催のイベントや集まりに振り込め詐欺に係る啓発の機会を設けていると聞いております。また、本年9月には、交通安全・安全なまちづくり大会におきまして、大阪府警察本部及び泉佐野警察署の協力により、特殊詐欺の被害防止についてわかりやすく説明する寸劇による防犯教室を行い、高齢者を初め広く住民の方々に啓発したところでございます。さらに、消費生活センターでは、毎年5月に消費生活問題啓発講座を開催しており、詐欺まがい行為を含んだ悪徳商法などに対する啓発を実施しております。

今後におきましても、庁内各部署が連携しながら、泉佐野警察の協力のもと、振り込め詐欺に対する意識啓発や情報提供、注意喚起などを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 二見議員。

7番（二見裕子君） ありがとうございます。いろいろとやっつけていただいているということで、警察庁の

意識調査においても、振り込め詐欺の被害に遭った高齢者に対して、自分自身が被害に遭う可能性についてこれまでどのように考えていたかというふうに質問した結果、全くそんなことはないだろうとかほとんどないというふうに答えた方が8割以上だったということで、振り込め詐欺だけでなく、高齢者を狙った悪質商法などの多くの被害をもたらす状況というのは、やっぱり高齢者の方が一番迷惑というか、受けるのであるんだなというふうに考えております。

今、在宅中でも留守番電話機能を設定するとかして、高齢者の方には知らない電話番号には出ないようにというふうに言うていただくということもすごく重要じゃないかなというふうに思います。愛知県の小牧市で、6月から振り込め詐欺対策として迷惑電話防止装置を高齢者世帯などに無料貸与する事業というのを始めております。これは、国の地方消費者行政推進交付金を活用して、装置の購入費を全額補助しているというものであります。愛知県警が推奨しているトビラフォンという装置で、過去に詐欺などで使われた電話番号2万件以上がトビラフォンというのに蓄積されていて、これらの登録番号から電話がかかった場合、着信音が鳴らずに、また危険を知らせるランプが赤く点滅して、この電話はお受けすることはできませんというような警告のメッセージも流していただいて、自動で切ってくれるというようなすぐれたものであるんですけども、それ以外にも許可と拒否の大きなボタンもあって、通話中や通話後にボタンを押すと電話番号を着信許可とか着信拒否の設定も簡単にできる装置というのを愛知県小牧市では導入されているということです。交付金の活用を受けて、これは装置自体は交付金でされているということで、実際使うとなると、その使用料の部分は住民負担になるかなというふうに思うんです。

熊取町は消費者相談の職員の部分とかで交付金を活用していたかと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）ご指摘のとおり、消費者相談員の報酬等必要経費については、その交付金を活用してございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。交付金を使ってというのはなかなか難しいかなというふうに思いますので、本当に振り込め詐欺に遭わないための周知の部分で、電話に関しては通常の今、電話でも結構迷惑防止のボタンというのがついていまして、迷惑防止を設定すると呼び出し音が鳴る前に電話機が応答して、相手に通話を録音しますというふうなメッセージを流したり、着信中は呼び出し音と注意喚起のアナウンスを交互に繰り返して、電話に出ると通話内容を自動で録音する機能があったりとか、いろんな機能がついた電話が今出ておりますので、高齢者の方がまた新しく電話を買いかえるとかという方がいらっしゃった場合は、しっかりとその辺の気をつけてくださいという部分での周知も必要かなというふうに思います。

警察やマスコミでテレビで振り込め詐欺の番組をやってもやっぱり犯罪が減らないというのは、自分は大丈夫やというふうに思っていますし、詐欺の手口も本当に込んできているからではないかなというふうに思います。振り込め詐欺の防止というのは町や、また自治会などにしっかり細かく周知していただくのが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、安心・安全なまち熊取町として住みよいまちとなりますように、しっかりとこの辺のことをやっていただきたいなというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

12番（河合弘樹君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、本年10月から佐古議員と2人で新守クラブに会派を変更したことをお伝えします。どうぞよろしく願いいたします。

1つ目の質問は、本町の高齢者福祉施設である老人憩の家の維持管理についてですが、老朽化に伴う耐震化や増改築等、建てかえなどの今後の計画はどのようにお考えですか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、1点目の老人憩の家の維持管理につきましてご答弁申し上げます。

老朽化に伴う耐震化や増改築、建てかえなどの今後の計画につきましては、現在策定を進めております公共施設等総合管理計画の中で、施設管理に関する基本的な方針を示させていただいております。

老人憩の家につきましては、昭和49年度より各地区に設置しており、最も古いものは建築後40年以上が経過しております。その間、平成9年度から19年度までの10年間をかけて屋根の吹きかえや外壁塗装などの大規模改修を行ってまいりました。しかしながら、昭和56年以前の旧耐震基準での建築が26カ所あり、耐震化を含めた安全対策や施設の長寿命化を中心に検討していく必要がございます。現在、町と地元自治会との施設管理上の役割分担について整理するため、施設の現状把握と今後の維持管理に関し、全自治会に対しましてご意見を伺っているところであり、一定、軽微な補修などへの対応は各地区にお願いできるよう調整中でございます。

今後につきましては、公共施設等総合管理計画を受け、町の厳しい財政状況なども勘案しつつ、町としての役割を果たすべく、各地区の利用状況などを見ながら方向性を示させていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）河合議員。

12番（河合弘樹君）耐震化などいろいろ計画はされているということなので、それでは、老人憩の家は町民の身近な公共施設であり、各種さまざまな活動を行う場として非常に重要な施設で、各地区さまざまな要望等あるかもしれませんが、将来世代まで長期的な視点で考慮していただき、安全で安心できる施設にしていきたいと思います。

また、町内38カ所ある中に地区公民館と併設している地区が幾つかありますが、新たに同じように併設して公民館集会所を建設する場合の公民館集会所についての補助金についてはどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今のところ、ふやすというような計画はございません。

府内でも熊取町の場合はかなり老人憩の家というのはたくさんありまして、それは大阪府からの補助金を活用して各地区に一定整備したというような経緯もございます。現時点では、その補助金につきましてはもう今はございませんので、具体的な計画などはございません。

以上です。

議長（重光俊則君）河合議員。

12番（河合弘樹君）地区公民館とか集会所に当たる補助金というのはどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）地区の集会所でございます地区公民館につきましては、新築であったり、また耐震補修に係るところの補助金制度は本町のほうでございます。今その補助金に係る要綱はちょっと手元ございませんので、金額等については、修繕に関しては120万円とか、そういった大きさによって若干変わってくるんですけども、新築あるいは耐震に関する補助金制度はあるということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）河合議員。

12番（河合弘樹君）また後日、資料をいただけますか。

議長（重光俊則君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）要綱をまたお配りさせていただきたいと思います。

ちなみに、今回の12月補正でも、五門地区の公民館の改修工事に係る補助ということで120万円計上させていただいております。これがまさに私、先ほどお話しさせていただきました要綱に基づく補助金ということで執行させていただいている分でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）河合議員。

12番（河合弘樹君）今後、そのように各地区のニーズに合った維持管理をしっかりとやっていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

次の2番目の下水道事業についてですが、下水道工事を現在施工中の地区と今後の工事予定地区はどのようになっておりますか。

議長（重光俊則君）永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、河合議員ご質問の2点目、下水道工事の現在施工中の地区と今後の工事予定地区についてご答弁申し上げます。

本町の下水道事業につきましては、昭和63年度に下水道法事業認可を取得し、平成元年度より下水道工事に着手以降、これまで計画的かつ効率的に鋭意事業推進を行ってきた結果、平成27年度末の下水道人口普及率は78.3%となったところです。

ご質問の現在施工中の地区と今後の工事予定地区についてですが、今年度におきましては、平成28年度末下水道人口普及率78.8%を目標に、大宮地区、久保地区、小垣内地区及び山の手台地区の4カ所において下水道整備工事を実施するとともに、山の手台地区及び五門地区の2カ所においてマンホールポンプ設備工事を実施しているところです。また、今後の下水道工事予定地区につきましては、今年度工事実施箇所の上流区域及び上水道管更新工事にあわせた区域の下水道整備工事を予定してございます。

議員ご承知のとおり、下水道整備は下流域より順次上流域に向け整備を進めていますが、整備完了には長い歳月と多額の費用が必要でございます。そのため、下水道整備に重要な財源確保の取り組みといたしまして、今年度におきましても先般11月17日に、平成29年度における国の交付金確保に向けた要望活動を藤原町長を初め府内6首長及び大阪府とともに国土交通省並びに地元選出国会議員の皆様に陳情活動を行ってまいりましたことも、あわせてご報告させていただきます。

以前より議員の皆様を初め住民の方々からご要望いただいております未整備地域への早期の下水道整備につきましては、国補助金の確保と財政状況を勘案しながら計画的かつ効率的に事業推進してまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）河合議員。

12番（河合弘樹君）ありがとうございました。熊取町の下水道事業は近隣市町と比べても大変進んでおり、誇りに思います。水洗化については多くの町民皆様の願いがあります。工事等での騒音、交通不備などのところもございますが、今後とも公共下水道の整備を計画的かつ効率的に維持管理していただきたいと思います。

下水道にちなんでなんですが、次の質問に移りたいと思います。

3つ目の町民グラウンドのトイレについてですが、改修予定についてとなっておりますが、私の過ちで改修経過の間違いで、申しわけございません。その関連として、同じ教育委員会の管轄である八幡池青少年広場のトイレについて、今後建てかえ、改修工事等の計画はございますか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、町民グラウンドのトイレの改修の経過と、それとあわせて八幡池青少年広場のトイレの改修予定についてご答弁を申し上げます。

まず、町民グラウンドのトイレにつきましては、既に平成28年8月26日をもちまして改修を完了したところでございます。なお、改修の内容につきましては、男子トイレの大便秘器2カ所のうち1カ所、それと女子トイレの大便秘器4カ所のうち3カ所を洋式化したもので、現在、多くの大会等で

住民の皆様にご利用いただいているところでございます。

続きまして、八幡池青少年広場のトイレでございますが、現在、くみ取り式のトイレユニットを2基設置し、広場利用者にご利用いただいているところです。このトイレにつきましては昭和56年に設置したもので、かなり古いものではございますが、ご利用に当たって不便がないように、トアの取りかえや洗浄ノズルの交換、また日ごろの清掃など、適正に維持管理を行っているところでございます。

今後、このトイレの改修につきましては、改修に係る費用と公共下水道に接続するための排水工事の二重投資とならないよう、下水道整備にあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）河合議員。

12番（河合弘樹君）検討はしていただいているということで、八幡池青少年広場は、災害時には避難場所として利用されることになるとともに、トイレ利用者は、休日は少年野球の子どもたちとその親御さんたちが、平日につきましては早朝よりウォーキングや犬の散歩、その他スポーツ等、子どもから大人まで幅広く利用されているなど、お正月や秋祭り、保育所のイベント等には臨時駐車場として利用されています。町民の皆様も多く利用されています。地元長生会におかれましては、月に一度、グラウンドの清掃活動も行われていることもあり、トイレの洋式化と休憩用のベンチ等の設置を願っております。現在のトイレは、外部がFRPづくりの簡易トイレで設置年数も古く、手洗いの老朽化もあり、あわせて下水道工事に伴い建てかえしていただきたく、強く要望いたします。

また、グラウンドと隣接している消防第5分団機具庫が耐震工事に伴いトイレの設置も検討しているとのことですが、利便性を考慮して共同できるよう検討していただきたいと思っております。財政も厳しい状況の中ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。

私の今回の質問は、大きく2点、熊取図書館の利用促進についての提案、そしてゆめの森公園の維持管理費の確保に向けての今後の取り組みについてであります。

まず1点目、熊取図書館の利用促進に向けての取り組みについてということで、熊取図書館が1994年に開館して以来22年が経過し、貸出者数は年々減少しているものの、職員の皆さんの努力が実り、いまだ年間延べ10万人を超える貸出者数を誇っており、我々熊取町民が誇れる図書館として維持運営されております。一見何ら問題がないように思えた図書館なんですが、毎年発行していただいている図書館活動報告、こちらを平成17年からさかのぼってこの10年間の動向を分析させていただきましたところ、いろいろ気になる点が浮かび上がってまいりました。この点についてどの切り口から質問させていただくかということを迷いましたが、今回は23歳から40歳の若者、子育て世代に焦点を当て、現状と今後の取り組みについて伺ってまいりたいと思っております。

では、1点目の町内の年間有効利用者数が年々減少していることについて、答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、熊取図書館の利用促進に向けての取り組みについてご答弁申し上げます。

まず、1点目の町内の年間有効利用者が年々減少しているということについてでございますが、言うまでもなく、図書館は一人でも多くの住民の方にご利用いただくことを前提とした社会教育施設の一つであり、利用者が年々減少しているという現在の状況については、これまでも危機感を持って対応してきたところでございます。具体的には、祝日の開館、駅下にぎわい館での本の受け取りや返却サービス、蔵書検索や本の予約などのインターネットサービスの拡充、読書通帳の導入など図書館の基本的なサービスを充実するとともに、子ども向けのイベントや講演会、コンサートな

どの文化事業を実施するなど、これまでも利用者サービスを拡充するとともに、現在もさらなるサービス向上に努めているところでございます。

なお、年間有効利用者数の減少につきましては、複数の要因が考えられますが、インターネットの普及によりインターネットで情報を得る人が多くなってきていること、また電子書籍を利用する人が徐々にふえていることなど、いろいろな要因が重なり、実際に本やCDを借りていただいた人数の減少につながっているものと分析しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

年間有効利用者というところに絞らせていただいたんですけども、これ、簡単に説明すると、熊取図書館に会員登録している登録者のうち、1年間に実際に貸し出しをした人数のことです。同じ数字を見て話をさせていただきかけたので、通告のところの表1に表をつけさせていただいたんですけども、平成21年に約9,300人、年間の図書館の貸し出し利用があったものの平成27年には約8,300人の貸し出し利用と、1,000人減少していることがわかりました。さらにこのデータでは、住民の人口がおよそ4万4,000人いる中で住民のうち約2割の方しか図書館の貸し出しを行っていないということもわかりました。

では、次の2点目の質問に入りたいと思います。

平成21年度からの6年間で23歳から40歳の年間有効利用者数が著しく減少していることについて答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、2点目の平成21年度からの6年間で23歳から40歳の年間有効利用者数が著しく減少していることについてでございますが、この年齢区分につきましては、0歳から22歳や41歳以上の年齢区分と比較すると、表2のとおり人口自体の減少があることを加味しましても、それ以上の率で減少していることがわかります。この減少要因につきましては、1点目の答弁と重なる部分もあるのですが、特に20代、30代の世代の方は仕事などで忙しく、図書館に来館する余裕がなくなっていること、また、インターネットの普及によりインターネットで情報を得る人が多くなっていること、この2点が大きく影響しているものと考えています。

そのほかにも、図書館ではお話し会や図書館を使った調べる学習コンクールなどの子ども向けの事業や、大活字本の購入や講演会の開催など、どちらかという子ども向けやシニア向けのサービスに力を入れてきたことも減少要因の一つであると考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。前回の9月議会、それから委員会で、若者、子育て世代が他市へどんどん転出しているといったことについていろいろと要望して、意見も言わせていただきました。そういった若者、子育て世代が他市へどんどん転出している、この問題が図書館の利用にも影響しており、表1でござんいただいたとおり、平成21年には若者、子育て世代の利用が約2,000人あったものが平成27年にはわずか1,200人の利用になってしまっております。若者、子育て世代の他市への流出がこういったところにも影響しているということ認識していただけたかと思います。先ほど来転入・定住促進の話もありましたけれども、どんどんこういった世代が出ていくことによって、こういった図書館の利用にも影響しているということが今回はっきり出たかと思えます。

では、次の3点目の質問に移りたいと思います。

3点目の利用者促進に向けた今後の対策についてどのようにお考えなのか、答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、3点目の利用促進に向けた今後の対策についてござ

いますが、熊取図書館は、平成6年11月の開館以来、これまで住民とともに話し合い、検討し、また利用され、お互いに育ち合ってきたという住民参加の図書館づくりを実践してきた特徴のある施設です。現在、少子高齢化、情報化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、単に本を無料で貸し出しする施設ではなく、健康や旅といったテーマを絞った各種コーナーの設置や書庫見学、蔵書を生かすための本の展示など、図書館の持つ資料の活用を行っております。そのほかにも、ブックスタート等の子育て支援事業の充実、保育所や学校への支援、シニア世代向けの事業の拡充などの読書活動の推進、さらに住民の文化活動の応援や健康くまとり探検隊などの住民活動団体の情報発信の場となるよう努めているところです。

今後におきましても、住民参加の図書館づくりという視点を大事にしながら、限られた予算の範囲内ではありますが、雑誌オーナー制度のPR等により図書の鮮度を保つ取り組みを進めるとともに、また、新たな住民ニーズにも柔軟に対応し、本の貸し出しだけではない図書館全体をご利用いただく取り組みを進めることにより、利用者の拡大につなげてまいりたいと考えています。

このため、社会教育施設としての図書館の役割を踏まえつつ、図書館活動全般の検証を行うとともに、図書館の持つ施設設備、資料、職員等の資源や能力を十分活用できるように検討してまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

ここから本題に入っていくかと思うんですが、図書館の利用促進を考えた場合、先ほど2割の住民の方が利用されているというふうにお話しさせていただきました。そういった方たちはもう既に図書館を利用されている、いわゆるリピーターになるかと思うんですね。そういった方たちにはさらに利用しやすいように工夫していくことはもちろん重要なんですけれども、8割の図書館を利用していない、しばらく利用していない方も含めて、そういった人たちには今までとは違った方法で、まずは図書館に来てもらうといったような方法を考える必要があるのではないかなど。実際に本を借りてもらうというのはその次のステップで、まずは図書館に入ってもらおうといったような取り組みをちょっと私もいろいろ考えていたんですけども、これとってなかなか難しいのかもわからないんです。

この間、新潟県の見附市に視察に行かせていただいて、見附市役所の隣にまちの駅というものがありまして、そのまちの駅は、住民の方であったり新しく見附市を訪れた人がそのまちの駅に入って、いわゆる情報を発信している、情報拠点になっているわけです。入り口に入ってすぐに見附町並みカードというものがある、よくあるのかないのかはちょっとわからないんですけど、そこにインフォメーションボードが設置されていまして、上のほうには見附市のマップが提示されています。そのマップのすぐ中段、下段には見附町並みカードというものがある、見る、食べる、観光するとかいろいろジャンルによって区分されていまして、そのジャンルにポケットが入っているんです。そのポケットの中には何が入っているかという、きょうちょっと持ってきたんですけど、こういう町並みカードといういわゆる名刺サイズのもので、それぞれのお店であったり美容室であったり観光スポットであったり、服を買うならここみたいな形でそれぞれの見附市内のお店がたくさんこういったカードで記されていました。情報拠点を訪れた住民の方はそのカードを、あっこういうお店があったんかみたいな形でそれぞれと思うんですけども、さらにそのカードを利用してもらうための工夫として、例えばこれはそば屋なんですけれども、このカードの特典としてデザートがつかますというような形であったり、ショッピングであれば5,000円以上のお買い物の方には5%オフにしますよといったような形で、まずは情報拠点を訪れるような仕組みを官と民が一体となって住民サービスでやっている、交流促進の一環でやっているんだと思うんです。

割とすごくシンプルというか単純というか、どこにでもあるようなものだけれど熊取町にはないなというふうに私ちょっと思っていていまして、熊取町も、図書館の位置づけは情報拠点として掲げら

れていると思うんですね。そういったときに、こういった熊取町の全部のお店であったりとか観光スポットであったりとかいったようなそういう仕掛けを熊取町の図書館にも導入されてみてはどうかかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） ご提案ありがとうございます。

現在熊取図書館で行っている取り組みとしまして、名刺カードの問題は当然ないんですけども、町内にありますお店の情報につきましては、現在も少しコーナーを設けて、そこにチラシ等を入れていただくような形で取り組んでおるところでございます。

なお、これらの取り組みはまだまだ知られていないということもあろうかと思っておりますので、このあたりのPRに努めて、今の情報コーナーをもう少し発展できるようにしてまいりたいと考えます。以上です。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 私もそれを拝見しまして、見附市と熊取町の図書館の現在設置してあるのを見たんですけども、情報拠点とうたうにはかなりお店のチラシも少ないし、非常にジャンルが偏っているなというふうに思いました。なので、そういったことをやっぱり熊取町の住民にはまずは熊取町のお店を利用してもらう、まずはそのためには知っていただかないといけないわけで、それを今、熊取町としてやっているというところがどこもないので、熊取図書館としてそういう情報拠点としてという位置づけを持っていくのであれば、まずは町内の全部のショップを網羅する必要があると思うんですね。なので、そういった図書館を利用したことがないとかしばらく利用していない人が、まずは図書館に訪れて新しいお店ができていないかなとか、さっき言ったような民間企業と連携してちょっとしたサービスがそこがあれば、何とか足を運んでももらえるんじゃないかなと思います。またこれもぜひ検討していただけたらなと思います。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） 産業振興の観点でちょっとご答弁させていただきます。

町内のお店を紹介ということでご指摘いただいたんですけども、平成24年度から本町は、くまとりお店ガイドという形で新聞、またことしにつきましてはA5サイズの冊子をつくりまして全戸配布させていただいているところです。先ほどご指摘ありましたように、例えば図書館であるとか本庁、そういったところにも配架いたしまして、積極的にまたPRしていきたいと考えております。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） それでは、企画部のほうからは観光振興の面からご答弁させていただきます。

観光振興といたしましては、駅下にぎわい館が情報発信という拠点にも位置づけておりまして、土日の観光案内等を行ってございます。そういったことで、住民部のほうで今、藤原理事からありましたお店ガイド、これは当然配架して、またあるいは熊取町のお店を網羅した駅周辺のお店の手づくりのマップであったりとかというものも配架しております。そういったことで、また住民部のつくられたお店ガイドであったりとか、町内のにぎわいにつながっていく、観光にもつながっていくというような冊子類、基本的には図書館のほうにも配架しているというふうに認識しておったんですが、その配架の仕方等々もいま一つ目立つあれがないのかなといったところもあろうかと思っておりますので、また教育委員会、図書館のほうとも連携しながら、配架方法等も検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。それぞれがやっぱり連携して統一していくという、まずは全部を網羅していくということが非常に重要なかなと思いますので、それぞれがやっていくというのももちろん重要なんですけども、住民にとってあちこちいろいろから発信していくと非常に混乱を招くであったりとか、こういった見附市なんかはもうまさに全部統一されているんですよ。さっきのお店ガイドという部分でいくと、これは商工会がやられていると思うんですけど、やはり商

工会に加盟していない業者なんかは当然入ってこないわけで、全部を網羅するという意味ではちょっとまだ不足している部分も出てくるのかなと思っています。なので、熊取町の全てのお店が網羅できるようなそういった仕組みを皆さんで横のつながりをきっちりと連携していただいて、住民にとってここに行けば全てそろそろんやなというようなものをしっかりつくっていただきたいというのが1点。

もう一つ、これは無料コーナーで設置すればいいと思うんですけども、図書館内で無料モニター、テレビモニターみたいなものをつくって、そこを有料にして、図書館の中なんて当然、最初は音声だけになるのかもわからないんですけども、館内でそういったモニターを設置して、町のイベントであつたりとか、もちろんこういう新しい仕組みができましたであつたりとか、そういったものをテレビモニターなんかで終始流していくと。企業広告なんかもそこに募って収益を上げていくというか、そのお金は運営の維持管理費に充てるとか、また図書館司書の皆さんが研修していただく。やっぱりいろいろすばらしい図書館がたくさんあるかと思うので、そういった今までになかった収益に関しては、司書の皆さんがきっちりといろいろすばらしい図書館を見て回っていただけるような、そういった収益源につながっていければなと思っていますので、またこれもあわせて検討していただけたらなというふうに思います。

続いて、次の4点目の質問に入りたいと思います。

指定管理者の導入について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、指定管理者の導入についてご答弁申し上げます。

まず、これまでの経過をご説明いたします。

図書館では、平成21年2月にこれからの熊取図書館の管理運営のあり方についてを図書館協議会に諮問し、同年8月に提言をいただくとともに、あわせて教育委員会定例会において協議が重ねられた結果、直営による図書館運営を行うことが望ましいとする方針が決定したところでございます。

しかしながら、その後7年が経過し、指定管理者制度を導入する図書館も以前に比べて増加していることや、請け負う民間事業者に図書館サービスのノウハウが蓄積されてきていること、逆に、指定管理者制度を導入した後に直営に戻した事例も複数あることから、現在、図書館への指定管理者制度導入のメリット、デメリットについて再度整理しているという段階です。

今後、幅広く導入実績のある自治体への聞き取りや事例確認などの調査、研究に取り組んでまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。指定管理者の導入について、文部科学省が平成28年10月、ついこの間でですけども、報道発表したデータによりますと、全国に図書館が約3,300あり、そのうちの15%に当たる500の施設で指定管理者制度を導入している、そういった実態が明らかになってきています。年々指定管理者への移行が進んできているといったような内容だったかと思います。私も、指定管理者制度の導入について質問させていただく前に、先ほど理事がおっしゃったように、これ平成21年10月ですか、熊取図書館への指定管理者制度導入の是非について、これを拝見させていただきました。

いろいろ判断基準があったかと思うんですけども、私がちょっと納得したなというところが3点ほどあるんですが、1つ目には、コスト削減効果があるのかどうか、2つ目には、民間企業の導入による開館時間の延長でサービスが向上されるのかどうか、3点目には、民間事業者が管理運営した場合における幼稚園や小・中学校との連携について問題が生じないのかどうか、こういったことが判断指標として検証され、結果的に図書館は指定管理者制度の導入に至らないということになったかと思うんです。私自身もそうかなと。特に今、指定管理者制度を導入したからといって、先ほどの3点がよくなるとは当然限らないと思いますし、今の運営体制が、後ほどアンケートの調査

とか説明しますけれども、住民にも非常に受け入れられているという部分がありますので、今、結論にはまだ出ないのかなと。

ただ、やはり年々利用者が減ってきているという部分で思い切った改革が必要という部分で、民間事業者の思い切った断行を取り入れないといけないというようなそういった背景もあるかと思いますので、今後の動向を見つつ、その辺もぜひともまた指定管理者導入について入ったほうがいいのか、そうでないほうがいいのかを引き続き検証していただきたいと思います。

5点目の図書館「そとみせ」事業の今後の展望について答弁をお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、5点目の図書館「そとみせ」事業の今後の展望についてでございますが、そとみせにつきましては、地域の活性化と住民の交流を目的として、町内の大学や社会福祉施設など町内で公益的な活動に取り組んでいる団体に限定の上、図書館玄関前の屋外スペースを住民が参加するイベントやオープンカフェ等の飲食の場として試行的に提供するものでございます。これまで、平成26年度に大阪観光大学がカフェやオープンキャンパスを初めて開催し、平成27年度には社会福祉施設や公民館の活動団体が計8回、また平成28年度は11月末現在で計10回の開催実績がございます。

現在、そとみせの開催を通じて、図書館の玄関前が住民の交流の場となっており、新たなにぎわいがつくり出され、また開催回数がふえるにつれ、そとみせを目的に来館される方もあり、今後の図書館利用者の拡大につながるものと期待をしているところでございます。このため、図書館の新たな利用者を開拓する一助として、今後は民間事業者にもそとみせを拡大させていく検討をしているところであり、図書館の電源等の屋外設備の問題を含めて、実施に向けての課題整理を行った上で本格実施につなげていきたいというふうに考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。

そとみせ事業は、先ほど冒頭で申し上げたような図書館を利用していない人とかしばらく図書館を利用していない人たちに対しての利用促進といった意味で、私も非常に期待しているところがあります。私自身も、町内の事業者で結成されているDream熊取プロジェクト実行委員会のメンバーとして図書館のそとみせを体験させていただきました。体験させていただいた上で2つ問題があるなというふうに思っているんですけど、一つは天候に左右される。やっぱり玄関口でやりますので、雨であったりとか非常に暑いとき、いわゆる継続してずっとそとみせをやるという部分では非常に天候に左右されるところがあるので、二の足を踏んだりとか計画していたものができなかつたりとかして、なかなか発展させていくことは難しいなと思うんですけども、簡単なアーチ状の屋根をつけたりとか、そういうのはできないんでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 図書館の玄関前の部分なんですけれども、もともとそとみせ事業をやるということを想定していろいろな設備をしているということではございませんので、今、一つ例として電源のことをお話しさせていただいたんですけども、月2回程度イベントですという程度でありましたらドラムでリールを伸ばしてということの対応でもいいと思うんですけども、今後これを本格実施するとなりましたら、そういう電源であるとか水道であるとか、今おっしゃられたような雨よけの施設であるとか、そういったことも含めて検討する必要はあるかと思います。ということで、今現在問題点の課題抽出というようなことをやっておりますので、今後それが終わり次第、また本格実施につなげていきたいと考えています。

以上です。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） もう一つ、問題点というか私が気づいたんですけど、広報が十分でないというこ

とがあると思うんです。そとみせ事業をやるに当たって、結果的にたまたま図書館を利用した人が、あっ、たまたまきょうこなんやっているんやというのが結構多いんじゃないかなと思います。今、すごくそとみせ事業、まだやり始めていろいろ試行錯誤の中だと思うんですけれども、やっぱり試行錯誤の中なので非常に今、中途半端な状態になっていますよね。なので、例えばそとみせ事業を今後どういう位置づけでどれぐらいの目標でやっていくとか、そういったことが決まって、よりそとみせ事業に力を入れていくんだということが決まっていけば、やはりそとみせ専門の媒体であったりとか、これがあるから図書館へちょっと行ってみようかみたいな形で周知していかないといけないと思うんです。その部分が今、非常に中途半端でもったいない。せっかくいろんな住民の方がやってくさっているのに、たまたま利用した人がたまたまそとみせを体験したというような形になっているかと思うので、その辺がちょっともったいないというふうに思っています。今後検証していくに当たって、そこもあわせてどういう形で周知していけば住民にキャッチしてもらえるのかということもあわせてお考えいただけたらなと思います。

先ほど館内のテレビモニターについてちょっと触れたんですけど、そういうのは今後、予定とか今のところどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 申しわけございませんが、これまで館内にモニターを設置するというのは、具体的に検討したことはございません。それと、図書館の中でございますのでなかなか音を出すというのも難しいかとも考えますので、これにつきましては設置場所の問題もありますし、これから再度検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございます。

では、次の質問でまた詳しく聞きたいと思います。

6点目の図書館内でのカフェの設置及び館内BGMの導入について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、6点目の図書館内でのカフェの設置及び館内BGMの導入についてでございますが、まず館内のカフェの設置につきましては、1階部分の閲覧室は書架を初め展示スペースや閲覧場所として利用していること、また2階部分はホールと会議室が2室ございますが、ホールでは各種のコンサートや講演会を初め、定期的にリトミックや童歌など赤ちゃん向けのイベントを開催するとともに、グルトリアンピアノの保存のための弾き込み活動を実施しております。また、会議室においては子どもの本や俳句の勉強会、本の修理工房、各種の読書会など、住民の生涯学習活動の場として利用されていることから、現在の利用状況を踏まえますと、館内に常時カフェを設置するというのは困難な状況です。

次に、館内BGMの導入についてでございますが、BGMにつきましては、館内に音楽を流すことでくつろいだ雰囲気を感じられることや、また、他の利用者の話し声やいろいろな気になる雑音をカバーすることができ、例えば小さな子どもと一緒に図書館を利用する場合でも気軽に入ることができるといった効果があると言われております。一方、その反面、図書館とは静かな場所であるべきとお考えを持たれている利用者もまだまだ多く、館内が少し騒がしくなったときにはカウンターで苦情を受けることもあるのが現状でございます。

このように利用者の個人的な好みや考え方もあることから、館内BGMの導入については、曜日や時間帯を考慮しながら試行的に実施するなどし、利用者のご意見を伺いながら慎重に検討してまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君） ありがとうございました。

先ほどからいろいろ質問させていただいたのは、最終的にここをぜひとも導入していただきたいという流れの中の一環だったんですけども、若者、子育て世代の利用が激減しているという事実があって、2,000人いた若者、子育て世代の人たちの利用が1,200人になってしまっているわけです。この質問をさせていただくために住民のニーズを頭に入れておく必要があったので、図書館郵送アンケート結果報告書、こちらを見させていただきました。1,000人の方を対象にことしの2月ですか、実施されているものなんですけれども、図書館のアンケートの中には、図書館利用の6割の住民の方が非常に満足されている、また図書館司書の皆さんが非常に頑張っておられる、そういった意見も非常に多かったんですが、一方で否定的な意見や要望というものが多くありました。幾つか紹介させていただくと、勉強や読書のために使用する椅子の数が少ないのもっとふやしてほしい、喫茶スペースが欲しい、図書館全体に暗い雰囲気があるのでカジュアルな空気感が欲しい、こういった意見が多く見受けられました。

先ほど理事のほうから、BGMに関しては時間とか曜日を考慮して試験的にやっていけたらというように少し前向きなお話があったかと思うんですが、私も、これは曜日を分けて試験的に導入したほうがやっぱりいいと思うんです。私は今回、若者、子育て世代に特化して質問させていただいているので、こういった人たちはやっぱり土日の利用が多いかと思えます。土日に関してはBGMを流す、今までどおり図書館は静かなものだというような方たちには平日になるべく来ていただく、そういった形で試験的にやっていく。そうでないと、今までと同じことを引き続きやっていくとどんどん利用者は少なくなっていくと思うんです。なので、どこかで線を引いて思い切った試験的な導入が必要になるかと思えますので、そういった意味でもBGMの導入をぜひとも土日に関しては実施していただきたいと思えます。

喫茶スペースの要望も非常に多くありました。館内でカフェをすると本が汚れる、そういった懸念も非常に多くの方が持たれるかと思えます。なので、ここも試験的に、比較的そういった世代の人たちは雑誌を見る方が非常に多いかなとも思えますので、雑誌コーナーを設けてちょっと線引きをして、雑誌を読む雑誌コーナーに関してはカフェを利用してもオーケーだと。カフェに関しては、お店を直接がさっと入れるのはスペース的に難しいと思えますので、今、コンビニとかでも100円で自分で入れられるような仕組みがあるかと思えます。そういったものでも結構ですので、まずはそういった若い子育て世代の人たちの利用促進、そこを目的としてコーヒーが飲めるような喫茶スペースというものもお考えいただいたらなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） 特に若い20代、30代の方の利用者が減っているという中で、今、カフェの関係とBGMとご提案いただいたわけなんですけれども、私、何で減っているのかなと本当に考えたときに、まず、熊取の図書館は開館してもう20年以上たっていますので、皆さん、先ほどのアンケートの話がございましたけれど、何を一番大事にしますかと言ったら本だということの答えがあったかと思えます。やはり蔵書をしっかりしていくといえますか、管理していくということをするのがまず第一かなというふうに考えております。

それと、これまで行財政改革の関係もありまして、雑誌の購入数というのをかなり絞ってきているというのが事実でございます。特に、若い方で仕事のお休みのときに図書館で少し余暇をとというように利用の方が、雑誌の冊数を減らしたことが本当にストレートに響いてしまっているのではないかなというふうな感じもします。まずはこういったところを、もちろん予算をかければできるというふうな話になるんですけども、そうではなくて、工夫しながら少しでも蔵書の新鮮度というものを上げていく取り組みを進めるというのをまず最初にさせていただいて、その上で、今おっしゃられたような社会教育施設の図書館の中で何がふさわしいのかということを考えつつ、今までやっていないことについてもちょっと考えていきたい、検討させていただきたいなと思えます。

以上です。

議長（重光俊則君） 浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ちょっと別の視点から聞くと、雑誌オーナー制度を今取り入れているかと思うんです。これは非常に素晴らしいと思うんですが、その雑誌オーナー制度の申し込み、いわゆる企業からの十分足りている、今後ずっと大丈夫だと言い切れますか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）十分に足りているというレベルにはまだまだっていないのが現状でございます。ですので、これにつきましては今後もPRに本当に努めて、できるだけ1冊でも多くご協力いただけるように努めてまいりたいと考えています。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）こういった雑誌オーナーからすると、やはりこういう世代に特化して、その人たちに読んでほしい、自分のお店を宣伝したいからオーナーになるという方も多くいるかと思えます。今のままでいくとどんどん少なくなっていくという現状があるわけで、そうするとオーナーも当然、ボランティアでやっているわけではないので、あ、広告効果がないという形にもなるわけです。だから、やっぱりその世代を減らしていくわけにはいかないと思うんです。もうその世代はいいんだということであれば全然問題ないんですけど、決してそうではないんですよ。なので、雑誌オーナー制度の充実というものを図っていく上でも、せめて雑誌コーナーをちょっと、雑誌なので毎月毎月更新されていくものなので、ほかの本とは違った特質もあるかと思えますので、まずは雑誌コーナーを設けて、雑誌コーナー内に関してはコーヒーが飲める、もしくは飲食がオーケーというような取り組みで、そこがにぎわっていけばオーナーも、自分のところももうちょっとやりたいとか、もしくは雑誌の数がふえたりとかということもあって、結果的に新しい雑誌であったりとか、お母さんが子どもを児童室のところに連れて、自分はちょっとコーヒーを飲んで1時間でも雑誌を読みながらリラックスできる時間ができるとか、そういったところが若い人たちの導入にも来館にもつながってくるんじゃないのかなと思っています。

あわせてBGMがあって、熊取図書館はBGMが流れ出したんや、熊取図書館はコーヒーを飲めるようになったんや、じゃちょっと子どもを連れて1時間コーヒー飲みに行こうか、そこから始まる図書館の貸し出しというのものもあるかと思うんで、大胆な政策の導入というか、そこは思い切って何とかする方法ないのかなという、そのできる方法を一度検討していただきたいというふうに思います。

では、時間的にあれなんで次にいかせていただきます。

2つ目の質問、永楽ゆめの森公園の維持管理費の確保に向けた今後の取り組みについて伺ってきたいと思います。

まずは、1点目の開園から1年間の月別の来園者数について、これは1,000人単位でも大丈夫なんで、細かくですか。じゃ、お願いします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の1点目、永楽ゆめの森公園の開園から1年間の月別の来園者数についてご答弁申し上げます。

永楽ゆめの森公園の来園者数につきましては、昨年11月21日の開園から本年11月30日までの約1年間で28万1,758人の方々にご来園いただいております。月別で見ますと、昨年11月が2万2,499人、12月が2万8,416人、本年1月が3万644人、2月が2万422人、3月が3万6,481人、4月が2万8,328人、5月が3万768人、6月が1万864人、7月が1万136人、8月が9,598人、9月が1万3,021人、10月が2万61人、11月が2万520人となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。昨年の9月の議会で大西理事が7万人から10万人を目標としたいとおっしゃっていましたが、その目標を3倍以上上回っている28万人ですか、非常にたく

さんの方に来園していただいて、しかも、これだけ来園者があっても大きなトラブルがないような形で計画された広報戦略と、公園の行き届いた管理体制を非常に評価したいと思います。本当に1年間、熊取町にはゆめの森公園があると胸を張って言えるような公園ができ上がったなというふうに思っています。

では、続いて2点目の平成28年5月実施のゆめの森公園利用者アンケート調査の結果について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ご質問の2点目、平成28年5月実施の「公園利用者アンケート調査」の結果についてご答弁申し上げます。

このアンケート調査につきましては、平成28年5月14日から6月12日までの約1カ月間実施し、期間中の土曜日、日曜日には、公園にて町職員が直接聞き取り調査を行いました。また、永楽ゆめの森公園管理事務所及び町内公共施設に調査用紙を設置するとともに、ホームページからもダウンロードしていただき、調査を行ったものでございます。

調査項目につきましては、お住まい、利用回数、交通手段、利用人数、利用時間、満足度、駐車料金及びその他のご意見についてとし、回答をいただいたものでございます。回答数は792件となっております。

回答内容の概要ですが、お住まいにつきましては79.9%の方が町外からご来園いただいております、交通手段につきましては97.4%の方がお車でお越しになっている状況でございます。次に、利用回数につきましては57.1%の方が複数回ご利用されており、利用時間につきましては2時間が一番多く31.9%で、次に3時間で26.5%となっております、全体を平均しますと2.8時間となっております。また、満足度につきましては、満足、普通を合わせますと98.1%の方からご回答をいただいております。

あわせて調査した増設希望遊具につきましては、ブランコ、水遊び場、日影、ターザンロープなどが多くご回答いただいたところでございます。

最後となりますが、駐車場有料化につきましては、91.6%の方から駐車場有料化を肯定する回答をいただきまして、駐車場料金の希望額につきましては300円とご回答いただいた方が一番多く、約51.9%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。アンケートの結果につきましては我々議員にも情報提供いただいていたので、町内の利用者が2割で町外の利用者が8割、それから車で来園されている方が約98%、駐車場の料金の支払いについては300円が多く、91%の方が肯定的な意見を述べられたと。利用率、利用時間等いろいろとご説明いただきました。

その他の要望として、遊具の増設とか水遊び場の設置、ベンチの増設、こういったことがアンケート調査にも出ていたかと思えます。

以上のことを踏まえて、次、3点目、駐車場の有料化（案）について説明をお願いします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ご質問の3点目、駐車場有料化（案）についてご答弁申し上げます。

駐車場の有料化につきましては、さきの議員全員協議会におきましてご説明をさせていただきましたとおり、受益者負担による公平性の確保と維持管理費の財源確保を目的に本年4月1日から実施させていただきたいと考えてございます。

有料化案の概要でございますが、有料時間につきましては、平日は午前11時から午後5時の閉園まで、土曜日、日曜日、祝日につきましては午前9時の開園から午後5時の閉園までとさせていただきます。料金体系につきましては利用時間対応料金制とさせていただきます、普通自動車につきましては入庫から30分が無料、以降1時間ごとに100円ずつ加算するものとし、当日1

日最大を500円とするものでございます。なお、大型自動車等につきましては普通自動車の2倍といたしまして、1時間ごとに200円ずつ加算するものとし、当日1日最大を1,000円とするものでございます。

料金の徴収方法ですが、第1から第5駐車場につきましては駐車場料金システムを設置し、機械による徴収を行う予定としてございます。また、臨時駐車場につきましては、使用日数が夏場を除く土曜日、日曜日、祝日となり、年間約70日間となることから、機械による徴収より安価となります徴収員による料金徴収とするものでございます。

有料化に伴いまして駐車場料金システムなどの設置費用や年間の維持管理費が必要となりますが、駐車場収入について、来園者数の実績から試算しますと、約3年で初期投資費用は回収でき、以降も年間の維持管理費を差し引きしましても黒字となる見込みでございます。また、現在、公園の維持管理費には職員の人件費を除き年間約2,300万円の経費が必要であり、これらの財源確保の観点からも駐車場有料化を行いたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、駐車場の有料化に必要な関係条例改正案及び予算案を本議会に上程させていただいておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

すみません、ちょっとご答弁の修正で、駐車場の有料化のところで本年4月1日からと先ほど申し上げましたが、来年4月1日の誤りでございます。申しわけございません。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。来年4月1日からの有料化を目指されているという話をいろいろお伺いしました。

先ほどのアンケートでもあったように、8割の公園の利用者が町外から来られているといった意味でも、町外から町内にお金が落ちてくるシステムというところでも方向性としては私自身も賛成であります。受益者負担というところもやっぱりあるかと思っておりますので、公園を利用する人が公園を維持管理していくといったような意味でも駐車場の有料化については私も賛成です。

次の4点目の夏場の公園利用促進について説明をお願いします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）ご質問の4点目、夏場の公園利用促進（水遊び場の設置）についてご答弁申し上げます。

夏場の公園利用者数につきましては、6月から9月の4カ月間は毎月当たり1万人前後で推移しており、ほかの月はいずれも2万人を超えている状況であり、夏場の暑い時期には来園者数は減少してございます。参考ではございますが、阪南市のわんぱく王国及び岩出市のさぎのせ公園にも確認したところ、どちらも夏場においては来園者数は減少しているとのことでございました。

ご質問の夏場の公園利用促進としての水遊び場の設置につきましては、現在、他市町の状況等も含め調査研究を行っているところでございますが、本公園が完成してまだ1年しか経過していないこと、来園者数も10月より順調に回復していること、また夏場の来園者数の増加を見込めるほどの水遊び場の設置には多額の費用がかかることなどから、水遊び場の設置につきましては、来園者数が減少傾向になるなど来園者数の推移を勘案しつつ、国庫補助金などの財源確保も含め検討が必要であると考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

先ほど私、駐車場の有料化についてはおおむね賛成ですというふうに述べさせていただいて、恐らくアンケートで駐車場の有料化について肯定的な意見を述べられた方たちも、何もガードマンの人件費を雇うために私たちが駐車料金を払うといったような意味で肯定化しているんじゃないと思うんです。やはりこれは、5年後、10年後にぎわう公園をつくっていくというためにも、維持管理

費であったりとか修繕費、それから公園がバージョンアップしていくためのお金というものを確保していかないといけない、そういった意味で私は駐車場の有料化案については賛成しておりますが、やはり夏場に関しては、4カ月にわたって公園が従来よりも3分の1であったり半分の数になっ
ているわけですよ。であれば、私、水遊び場については何度も理事とお話しさせていただいていま
すけれども、やはり夏の期間4カ月の間、公園が生きている公園になるのか、にぎわう公園である
のか、全然人がいない閑散とした死んでいる公園になるのかは、まさに夏場をどうするか、水遊び
場であったりとか、いわゆる暑くても来てもらわないといけないわけですよ。なので、その辺は
しっかりと精査していただいてバージョンアップできるような、夏場は今までは弱かったけれど、
水遊び場ができて夏場にもぎわうようになったとか、先ほどコメントされていたさぎのせ公園であ
ったりとかわんぱく王国なんかは昔は水遊び場があったと思うんですけども、今、故障してずっ
と長い間使っていないと思うんです。そういった意味で、夏場は少ないからしゃあないで済ませ
るにはちょっと早過ぎる。

私もいろいろ公園を見てきていますので、夏場であっても噴水であったり水遊び場を基点に人が
にぎわっている公園は幾つもあります。その辺をしっかりと検証していただきたいなというふうに
思っています。

ちょっと時間がないので、次の質問に入りたいと思います。

スケートボード場の利用状況について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、ご質問の5点目、スケートボード広場の利用状況についてご答弁
申し上げます。

永楽ゆめの森公園のスケートボード広場の利用状況につきましては、平日は夕方に5人から10人
程度、土曜日、日曜日、祝日には常時20人から30人程度の方にご利用いただいている状況となっ
てございます。また、8月21日日曜日にはプロ講師による初心者向けのスケートボード教室が熊取に
ぎわい観光協会主催で開催され、9月4日日曜日には一般社団法人日本スケートボード協会公認の
アマチュア大会が熊取にぎわい観光協会の協力により開催され、参加者及び観覧者約150人の方々
にご利用いただいたところでございます。

今後におきましては、平成29年10月より導入を予定しております指定管理者からイベントなどの
企画を含め提案いただき、より多くの方々に利用していただけますよう維持管理に努めてまいりま
す。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ゆめの森公園は何人何人というような形で日々集計されていると思うんですが、ス
ケートボード場の利用人数というのは把握されているのでしょうか。

議長（重光俊則君）浦川議員の一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじ
めこれを延長します。大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）芝生広場のほうの本公園のほうはカウンターを設置して、正確な人数という
のは把握してございます。スケートボード広場につきましては、そういったカウンターは設置して
ございまして、管理いただいております臨時職員が巡回時にその時点時点の人数を確認いただいた
数字を参考に、先ほどの数字を私、述べさせていただきました。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。きっちりとした数字がないので直感的にしか話ができない
んですけども、やっぱり少ないんですよ。あれだけ非常に大きなスペースがあってもなかなか
利用者が少ない。まだ1年なんでもいろいろ試行錯誤の段階だと思うんですけども、あそこのスケ
ートボード場をもっと有効活用するのであれば、スクール事業をもっとたくさん入れていくとか、
もう使わない、もしくは利用者が少ないということであれば、時期によってあそこの遊具施設を全

部とることができますよね。なので、あそこに全部人工芝を敷いてしまって、いつときはバーベキュー施設にするとか、いろんなイベント、例えばウオータースライドを設置するとか、そういった形で別の利用方法なんかも考えられるかと思います。

やっぱりスケートボード場をあそこを使ってもらうんやということであればもっと力を入れていく必要があると思いますし、そうでないのであれば、そうでない有効活用をまた考えていただきたいと思います。これは要望したいと思っています。

では、最後の質問に入りたいと思います。

指定管理事業者の導入（案）について答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、6点目、指定管理者制度導入（案）についてご答弁申し上げます。

永楽ゆめの森公園の管理運営につきましては、現在、隣接する熊取永楽墓苑と共同で管理を行ってございますが、住民サービスの向上及び維持管理経費の削減が図れることから、熊取永楽墓苑とあわせて平成29年10月1日より指定管理者による管理運営を行いたいと考えてございます。指定期間につきましては、平成29年10月1日から平成34年3月31日の4年6カ月間としてございます。

また、指定管理者制度の導入による効果としましては、1点目は、民間事業者のノウハウを活用した住民サービスや各種イベントの開催などの提案により、来園者数の向上が見込まれるものでございます。2点目は、維持管理費の削減による財政効果も見込まれるものでございます。現在、公園の維持管理費は職員の人件費も含めると年間約2,600万円が必要であり、指定管理者制度を導入することにより約400万円の削減が見込まれることから、平成29年10月1日より指定管理者制度の導入を考えてございますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

なお、指定管理者制度の導入に必要な関係条例改正案及び予算案を本議会に上程させていただいてございますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）指定管理業者には年間幾らぐらいで指定管理の予定なんでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）概算でございすけれども、4年6カ月間で約7,000万円というふうに試算をしております。これを年間に直しますと約1,500万円程度かなということでございます。今後、募集要項作成時には再度経費とかを精査いたしますので、多少の増減はあるかというふうに思っております。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）もう一つちょっと聞きたいんですけども。

議長（重光俊則君）時間がありません。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）駐車場の料金収入、先ほどあったかと思うんですが、町としては料金収入だけでいいという、いわゆるイベントとかをやっても、これは指定管理業者に委託した場合全て指定管理業者の収益でいいと、町としては駐車場の料金化、駐車場の料金だけでいいというお考えなんでしょうか。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）指定管理を行うに当たりまして、当然募集要項の中で、町として必ず行っていたかなければならない業務、これは指定してございます。それ以外に、業者が独自でできる自主事業として行うことの可能な業務という2種類を分けて募集要項の中で提案を申し上げたいなと思っております。

今ご指摘の駐車場の利用料金とか、現在自動販売機も4台設置してございます。プラス広告事業も予定しておりますけれども、これらにつきましては当然、町として必ず行ってくださいよという事業なんで、収入のほうは当然、町のほうへ入ると。自主事業として業者が各種イベントやスポーツ

スクール、これらにつきまして独自で行う、これにつきましては、収入については業者の収益となるように今のところは考えているところでございます。

議長（重光俊則君）浦川議員、30秒以内でまとめてください。

3番（浦川佳浩君）要するに、指定管理業者に当たっては全然まだ議論できていない状態だと思うんです。わからないことだらけです。当初は、私が議員になる前なんかは700万円とか800万円で維持できるというふうにも聞いていました。その辺が今、非常に経費も膨らんでいるかと思いますので、何で膨らむようになったのかとか、どういう形で指定管理を導入していけばいいのかについて、もう少し私のほうとしては議論していきたいと思っています。この公園が負の遺産でなくて、しっかりと子どもたちに受け継いでいけるような公園になるようにこれからまた議論していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）大西事業部理事。簡潔にお願いします。

事業部理事（大西 宏君）すみません。先ほどの委託料の件で、私、5年間で7,000万円程度という発言をいたしましたけれども、この指定管理料の中には公園、それと墓苑も含んでの経費となっております。それと、指定管理料としては4年6カ月で約7,000万円、出の合計としまして1億1,100万円、収入の部として4,100万円程度を現時点では想定、差し引き指定管理料になりますので、約7,000万円が指定管理料ということでご理解をお願いします。

議長（重光俊則君）以上で、浦川議員の質問を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

（「17時07分」延会）

12 月熊取町議会定例会（第 2 号）

平成28年12月定例会会議録（第2号）

月 日 平成28年12月8日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
事 業 部 長	泉谷 徹	事 業 部 理 事	田畑 洋
事 業 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	中谷ゆかり	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例
議案第86号 税条例の一部を改正する条例
議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第88号 農業委員会委員定数条例
議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例
議案第90号 手話言語条例
議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例
議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例
議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例
議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）
議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について
議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）について
議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）

- 議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）
請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願
請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願
請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年12月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第5 一般質問を継続いたします。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、質問をさせていただきます。

まず、来年、2017年4月より移行します新しい町の地域生活支援事業について質問します。

4月からは介護支援1、2の方が介護保険より切り離され、町の総合事業に移ります。町の事業になると、サービスを提供するのは町の判断ですし、保険ではないのでサービスが打ち切られても受給権の侵害にはなりません。サービスAのように数時間研修を受けた人たちによる訪問サービス提供などが予定され、安定性や質の保証もありません。

その上、私の参考資料を見てください。泉州地域だけは統一して現行サービスを1回単価、出来高制にしようとしております。大阪社協として事業者アンケートをとったところ、8月の利用実績で計算いたしますと、全員の方が町のサービスに移りますと平均16.1%下がると答えております。業者の中には、「要支援は受け入れない」が33%、「やっていけない」は54%の回答がありました。要支援1、2のこれまでの方は、切り替え時期までは包括制で、新しく現行相当サービスになった方は1回単価、出来高制ですか。これでは、同じ介護内容でも料金や報酬が変わり、利用者も業者も納得できないのではないのでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業について4つのご質問のうち、私からは1点目と2点目につきましてご答弁申し上げます。

まず、ご質問の1点目、これまでの人は予防給付の包括制で、新しく要支援になり現行サービスを使う方は1回単価になるのですかについてでございますが、総合事業に移行する平成29年4月1日以前に要支援認定を受けている方につきましては、原則、要支援認定の有効期間終了まではこれまでどおり介護予防訪問サービスまたは介護予防通所サービスを利用することになり、報酬につきましては一月当たりの包括払いとなります。

また、平成29年4月1日以降に新たに要支援認定を受け、訪問介護、通所介護を利用される方につきましては、総合事業の訪問型サービスまたは通所型サービスを利用することになり、報酬につきましては利用回数に応じた出来高払いとなります。しかしながら、これにつきましては原則的な取り扱いでございまして、平成29年4月1日以前に要支援認定を受けている方につきましても、総合事業のサービスをご利用いただくことも可能となっているところでございます。

制度移行当初は、介護予防サービスと総合事業が混在する期間がございますので、現行のサービスを利用されている方をご自身の希望するサービスに適切につなげていけるよう、制度改正の内容等につきましても、ご利用者並びに事業者の方にも丁寧にご説明してまいりたいと考えてございます。

また、出来高払いにすると事業者報酬が下がり、事業者も納得できないという点でございますが、総合事業におけるサービス単価につきましては、国の定める額を上限としまして市町村で個別に設定できることとされてございます。本町におきましては、利用回数に応じた出来高払いの採用を予定しております。なお、出来高払いにおける1回当たりの単価は、国が示しています上限額とする予定となっております。

サービス提供回数にかかわらず一月の報酬が変わらない包括払いから、利用回数に応じた出来高払いにすることにより、事業者の方の報酬は下がることとなりますが、利用者にとって利用しやすいサービスとなるよう出来高払いを採用するものでございますので、事業者の皆様にはご理解とご協力をいただけるよう、お願いしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目、よろしいでしょうか。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） そこで、すみません。

今、小山部長からおっしゃっていただきましたけれども、4月の段階ではかなり混乱が予想されるというふうなお話でした。本当に今、ほかのところではもう始まっているところや、いろいろと差があります。その中で3市3町がこれだけおくれながらこういうことに統一されていくというのは、なぜ泉南だけがこういうことをしているのか、その辺についてはわかりますでしょうか。

また、泉南以外でサービスを1回単価、出来高払い制にするという市町村はあるのでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） まず、3市3町で出来高払いということで、方向はなぜということでご質問いただいている点でございますが、この点につきましては、先ほどご答弁させていただいた中でも、やはり利用者の方々が実際に月に1回、2回ご利用されている方、4回、5回という利用をされている方もいらっしゃいますけれども、例えば1回利用されている方につきましては、包括払いということで月当たりであれば1カ月の支払いということになってございます。ですから、1回でも5回でも同じというところを利用者の方の利用回数の実態に応じた利用の費用にするという、それが一番利用者の方にとってもいいのではないかという、そういう考え方のもとに3市3町で話をさせていただいて、来年4月から移行していくという考えでございます。

それと、府下の中で同じように出来高払いを採用するところはあるのかということでのご質問でございますが、実際にそういう市町もございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） どこかわかりますでしょうか、出来高払いで新しい現行サービスをされるというところは。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 実態を府下のほうでお聞きしているところで、全てお聞きさせていただいているわけではございませんけれども、例えば大東市であったりとか、もう既にそういうことに取り組んでいるところもあるというようなお話は聞いてございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） わかりました。今のところは、大東市だけということで、ちょっとまた話を移させてもらおうんですけども、昨年、2015年に大阪府の、これは通所介護の実態把握を目的に、7月から8月、大阪社保協がアンケートを実施し、592事業者が回答いたしました。その結果、昨年4月からの大幅な介護報酬のマイナス改定のもと、7割以上の業者で収入が減り、平均減収率は11.7%になっています。10から19%の減収の事業所は約半数になり、事業所の2割を占める利用定員10人以

下の小規模事業所では85%が収入減と答えるなど、マイナス改定の影響がより大きいことがわかりました。

こうした状況から、今後の事業展開について、事業所の4%が事業所からの撤退を、17%が整理、縮小を考えています。このうち利用定員10人以下の事業所で見ると、撤退が9.9%、整理、縮小19%で、合すると3割近くです。これまで順調にふえてきました通所介護事業所が一転して減少局面に入るのでは心配いたします。

調査では、介護保険制度の改定で、要支援1、2のデイサービス利用者は2017年4月までに全国一律の保険給付、予防通所介護から市町村事業、支援総合事業へ移行する問題についても聞きました。回答事業所の利用者のうち2割が要支援1、2の方です。移行に伴い報酬は各市町村の裁量によって決められることから、7割の事業所が報酬が下がると経営困難であると心配しております。在宅の要介護、要支援の高齢者が日々通い、交流し、リハビリや多様なレクリエーション活動などの豊かな介護文化をつくってきたのがデイサービスです。介護報酬引き下げに加え、今後、市町村がデイに対し大幅に報酬が低いサービス導入を進めていくなら、多くの事業者が撤退しかねません。ぜひ現行サービスは、報酬を引き下げる1回単価、出来高制をやめ、包括払いでお願いしたいと思います。

それでは、2のほうへ移らせていただきます。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほど議員のほうから、泉州地域以外で府下でこういったところが回数払いという形に切りかわっていくのかというご質問でございましたが、府下のところで今確認できているところでは、富田林市、河内長野市、交野市、大阪狭山市、能勢町といったところが府下の中ではそのように行っていく予定であるということは聞いてございます。

それとあと、今、議員のほうからいろいろ事業者で今後そういう利用者の減、報酬の減ということでかなり厳しくなっていくのではないかというようなお話もいただいておりますが、この点につきましては12月3日に、議員も同席いただいたと思っておりますが、事業者説明会を開催させていただきました。この際に町の考え、また3市3町合同で考え方を説明させていただいたところでございます。これにつきましては、事業者のほうからは大きな意見もなく、説明会の内容をお聞きいただいたという状況でございまして、我々町の担当者としましてはご理解いただいたところであるなというふうに考えてございます。

また、説明会の後に事業者のほうから何らかのご意見、また申し入れ等という形では今現在もいただいておりますし、これは3市3町の状況は全て同じような状況でございます。

我々の知る今まで我々がやっている中では、そういった状況ということはご理解いただきたいなというふうに思います。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）先日、高齢者介護の会議がありましたね。私はよう行かなくて坂上議員に出ただいたんですけれども、そのときには業者からとかご意見も出たということはお聞きしています。やはり今、水面下ではいろいろなさまざまな不安というのが渦巻いていると思います。その辺についてはご理解していただけていますでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員おっしゃられました会議の席に確かに出席していただいております委員の一人の方、事業者ですけれども、そういったお話はいただきました。その方につきましても説明会にはご出席いただいております、内容を聞いていただいた後、そういったご意見は今のところいただいておりますので、聞いていただいた後で一定のご理解をいただいたのではないかなというふうに私どもは考えているという状況でございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）まだ業者からの不安の声はないということですが、私はかなり心配しております。

それでは、2番の問題へ、時間がありませんので移らせてもらいます。

現行相当サービスとサービスAの認定基準、判定は誰が決めるのでしょうか。本人の希望なのでしょうか、お答えいただけますか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）次に、質問の2点目、現行サービスとサービスAの認定基準はというご質問でございますが、本サービスの利用対象者は、いずれも要支援1、2に該当する方もしくはチェックリストの該当者の方となります。現行サービスまたは緩和したサービスAのどちらを利用されるかにつきましては、町が利用基準を定めるものではなくて、ご本人の希望や状態に応じたケアプランに基づきましてサービスをご利用いただくということになります。

以上でご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）では、その場合、町の事業者が新しい支援者を受け入れなかったり、小さい事業者が廃止し新しい総合事業で認定された方が受けられるような場所がないとき、そういうときというのは想定されているのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほどもお話をさせていただきましたように、我々としては、今制度が変わっていくということで町の考え方を説明させていただいているという、その中で今先ほどお話しさせていただいた事業者の方への説明会でも、そういった、今できないとか、これは無理やというようなお話は聞いてございませんので、今のところそういう想定はしてございません。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）想定はしていない、でもそういうことが起こり得るという可能性についてはどうですか。ありませんか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今のところ今お話しさせていただいているような状況でございますので、それ以上、私どものほうでそれがどうなるかというこの先のことにつきましては、ちょっとお答えはできないかなと。今お話しさせていただいたように、今事業者の方への説明をさせていただいている、この状況の中では、我々はそういうことでやっていただけるというふうに考えているということでございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）一応、3へ移らせてもらいます。

サービスAの担い手の研修時間は何時間ですか。研修の主催者は熊取町でしょうか、お答えいただけますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、3点目のサービスAの担い手の研修時間につきましてご答弁申し上げます。

サービスAの担い手の資格要件として、介護福祉士、介護職員初任者研修などの修了者または町長が定める一定の研修の受講が規定されております。この一定の研修につきましては、生活援助サービス従事者研修として、第1回目の開催を町内の社会福祉法人に委託する形で年度内での実施を考えており、12月補正予算を計上し準備を進めているところでございます。

また、研修内容につきましては、大阪府における専門のワーキングチームで作成されましたカリキュラムに基づいた内容となっており、具体的には、介護職員初任者研修用のテキストを活用し、介護保険制度の理解、老化や認知症の理解、コミュニケーション技術、介護における尊厳の保持や生活支援技術などの科目を含んでおります。

なお、ご質問の研修時間につきましては、2日間で合計12時間を予定してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） わかりました。2日で12時間ということですが、今、有資格者で介護施設で働いている方でも仕事内容がきつい割に給料が低いためにやめていかれて、事業者は人を集めるのに苦労しているという話を聞きます。また、その人たちの80%の給料で働いていただくということですので、人材が確保できるのか非常に私は心配をしております。

そしてまた、2日間、12時間の研修ということですが、初め厚生労働省は60時間を予定していたそうです。それがいろいろな紆余曲折があつて8時間から8時間以上、何とかという形になったそうですけれども、でも余りにも少な過ぎる。そういう方が初めてそういう介護サービスの中に入られて、うまくやっけていけるのかどうか、その辺も非常に心配をします。

また、サービスAを受け入れた業者にとりましては、このような人材が確保できなければ今いるヘルパーでサービスをするということになって、報酬だけが大幅に減るということになっていくのではないかとすることを危惧します。

それから、総合事業の中で事故や問題が起こったときは介護事業所の責任になるのか町の責任になるのか、その辺についてはどうお考えですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 時間につきましては、緩和なサービスという形になりますので、時間を一定減少させて門戸を広げているというところで考えております。

研修の内容については、先ほど申し上げましたように、一定のスキルを身につけられるようなカリキュラムになっているというふうに考えております。

事業所の事故が起こった場合の責任ということになるんですけれども、それは実施主体である事業所のほうで責任があるというふうに理解しております。

以上です。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） 事業所のほうに責任があるというのは、非常に重いことを事業所が引き受けていかなければならない。たった12時間研修を受けた方が、12時間だからということでそれがだめというわけでもないかもしれませんが、でも本当に介護というのは幅広い知識と幅広い人格が必要だと思ふんです。

介護の仕事をしていくとき、突発的なこともよく起こりますし、それから人に対する接し方によって、認知症の初めの方というのは本当にわずかな言葉で怒りを持たれたりとか、認知症が進んでいきますとまただんだんと穏やかになられるんですけれども、私の母の経験では、認知症か認知症かわからないときに対しては非常に突発的なことで怒りをあらわしたりとか、そういうことがあつて右往左往しました。そのような方のところへ12時間行かれた方が行って対応できるのか。

そして、いろんな経験をされて今の介護所で働いている方はいろんなノウハウを持っていらっしゃるから今、事業所がきれいに回っていていると思ふんですけれども、その辺のことでノウハウをまだ知らない、わからないという方を1人で行かすというふうなことはないというふうに思ふんです。でも、そういうことをすればまたお金がかかってくるということになりますから、簡易なサービスと言いますけれども、身体介助がなくて生活援助だったらというふうに国のほうは規定していますけれど、身体サービスでなくても、本当に認知症の初めの方については、非常に早い発見と、それからさまざまな感情のぶれによる対応というのをきちっとしていかないと、うちの母の例で言いますと、もうあんたあしたから来てくれんでええわみたいなの、そういう言葉を発していました。そんな状態、本当に自分の母のことを言うのではないんですけれども、優しい母だったのに、認知症になる直前の私もまだ気づかないうちの対応というのは非常に難しいところがあります。

その辺のことをサービスAでやっけていけるのか、その辺も非常に私は心配するんですけれども、何かがあつたときに町もきちっと責任を持つということに対応していただきたいと思います思ふんですが。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今の鯉谷議員の話の中で、いろいろちょっと気になるところがございました。

まずは、このサービスの提供につきましては要支援1、2ということになりますので、基本的には認知症がかかっていないというふうな理解をしております。また、こちらのほうの多様なサービスの構築につきましては、これは鯉谷議員おっしゃっていただいたように生活支援なので、これは一定この先、まだサービスAというところだけではなしに、今後は町としましてもボランティアの方々にも入っていったらもらえるようなサービスBにつきましても構築していきたいというふうに考えておりますので、その部分につきましては専門性というよりも助け合いの精神の中に入ってくるのかなというふうに思っております。

あと、現行サービスにつきましては今後、初めのうちは生活支援も入っていくでしょうけれども、すみ分けされてくるのではないかというふうに思っています。専門性、身体介護のところは、専門的な知識を有している方に主に持っていったらもらわなければいけないなど。あとは生活支援の部分につきましては、やはり助け合いの精神、またフォローは必要になってくるかなというふうに思いますけれども、そういった社会になっていけるように取り組みましようというのが国の方針であり、我々もそれに従って全国的に取り組んでいるところでございますので、そこはご理解いただきたいなというふうに思っております。

事業の実施主体はもちろん町なんですけれども、事業者に対しては相談員を送ったり会議を開いたり、いろんなところでかかわっておりますので、そういった話もちよこちょこ耳に入っております。その指導については町がしっかりやっておりますので、そこはご心配なさらずに、かかわっていているということでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）介護サービスAは生活支援だから、その生活支援の中でやはり認知症の初めの部分、本当に認知症と気づいていないところの気づきの部分も介護していただける方がしてもらいたいというのは私たちの本音です。

それと、生活支援だからといって、ただ家事というか、お手伝いというふうな、そういう感覚で捉えてしまうと介護というものが何なのかというところが変わってしまいますので、お手伝いというふうには捉えてほしくないというふうに感じております。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）お手伝いというふうには考えておりませんし、して下さる方がそういう意識では困ると思います。そのためにも今回のこのような講習、研修を受けるというふうに考えております。

議長（重光俊則君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）その辺、ちょっと意見は違うかもしれませんが、私は12時間では足りないと思いますし、そういう人たちが集まってくれるかなというところに不安を持っております。

時間ありませんので、4のほうへ移らせてもらいます。

地域ケア会議の充実、認知症推進事業、生活支援体制整備事業（協議体の設置）について、今の進捗状況はいかがですか、お答えください。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、4点目のご質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、地域ケア会議の充実についてでございますが、地域包括支援センターやさかと協働し、個別事例や高齢者ニーズについて検討する個別会議のほか、町が主体となり在宅医療・介護連携に取り組んでいるひまわりネットのように、関係機関とともに施策について検討する会議も定期的開催しております。

次に、認知症施策の推進事業の進捗状況についてでございますが、まず認知症カフェにつきまし

ては、認知症について広く周知し、気軽に相談できることを目的とし、図書館で定期的に4回開催いたしました。また、老人憩の家におきましても認知症サポーター養成講座とあわせて1回開催しております。

今後も、図書館での開催を初め、地域包括支援センターやさかが主体となり、認知症の方やその家族の方が集えるカフェを地域展開できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、徘徊模擬訓練につきましても、昨年度は熊取ふれあいセンターを拠点に中央小学校校区周辺で開催いたしました。今年度は、先日、希望が丘老人憩の家で認知症カフェとあわせた形で、その周辺地域で実施させていただいております。

また、昨年度より徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を実施しておりますが、現在、事前登録者が20名、協力機関が個人登録の方を含め91カ所となっております。

さらに、認知症初期の方に対する集中的な支援を実施する認知症初期集中支援チームを11月に発足いたしました。熊取町内の2名の認知症サポート医を中心に2チームを編成しており、現在1ケース対応中でございます。今年度はモデル事業として取り組んでおりますが、来年度は本格実施となりますので、今後におきまして広く周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、生活支援体制整備事業についてでございますが、今年度、地域包括支援センター、社会福祉協議会や社会福祉施設等地域貢献委員会、ケアマネジャー連絡会、シルバー人材センターの代表の方々など、地域福祉に携わる関係者を中心に準備会を3回開催し、その中で協議体のメンバー構成やそのあり方について検討を行ってまいりました。年が明けて、1月中には正式に協議体を発足させる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） それぞれのところでいろいろと進んできていただけているということはよくわかりました。

高齢者が元気に暮らすまちというのは、安心して年をとることができるまちだと思います。要支援の人たちが元気になって、ボランティアで他の人を介護するというような話が成功例として語られております。しかし、今の総合事業では介護事業者を苦しめ、小さな事業所を潰し、高齢者の行き先を奪ってしまいます。病院からは早く追い出され、高い介護施設には入れず、家に来てくれるヘルパーもなければ通所施設もない、高齢介護保険料を払いながら使えない、そのような介護保険制度になってしまうのではないのでしょうか。介護保険制度が始まったときの家族介護からの解放、サービスの充実、サービス選択の自由、これらの観念はどこへ消えていったのでしょうか。

介護を必要とする人にどのような介護を提供するか、国の施策が悪くてなかなか大変ですけど、介護を必要とする人はこれからもどんどんふえていきます。現行のサービスや介護施設を守りながら、サービスAを4月からは導入せず、初めは現行サービスだけでスタートし、3市3町に合わせるのではなく、熊取町の介護を守っていただきたいと思います。まず動向を見きわめてからサービスAを出発してもいいのではないかと私は思います。

吹田市や池田市、八尾市、藤井寺市は現行サービスのみで4月から出発する予定だそうです。このように、介護を守る、介護を必要とする人を守る、それをまず第一に施策をしていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 質問の内容がこれまでの取り組みの進捗状況についてということで、またサービスAに戻ってしまったんですけども、サービスAにつきましても、これは国も示しておりますが、町が絶対的にこれをとしゃかりきになって入れていくというよりも、やはり自然な形で多様なサービスを構築していくという一つとして、サービスA、参画事業所があればこそその話ですけども、これは利用者目線に立って、専門家の100%の報酬までも要らなくても、ちょっと簡単にサービスを受けられれば生活を十分やっつけていけますよ、これも一つ自立支援につながると思うん

です。そこを国としていろんなサービスの提供を、市町村も大変やろうけれども、たくさん提供
するツールをふやしていってくださいという一つでありますので、ここは町として用意できるかど
うかはわかりませんが、準備できるように進めているというところは逆に評価していただ
きたいなというふうに私は思っております。

また、サービスB、Cも予定もしておりますが、こういうA、B、C、Dとありますけれども、
順次、町としたら利用者の方々にも使いやすい、高齢者に優しいまちづくりを目指して取り組んで
おりますので、その辺を議員はご理解いただきたいなと思っております。よろしく願いいたしま
す。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） サービスAがきちっとできる体制をつくってからそこをスタートさせてもいいのか
なという、4月の段階では。もう今12月です。あと4カ月しかありません。その中で、住民にも業
者にもきちっと説明して、きちっと準備ができたという段階で混乱が起きないように、その辺が一
番心配しますし、それから業者の小さいところが今、各地で潰れていっている話を聞きますと、こ
の間の公民館での研修のお話を聞いたときにも若い介護者がたくさん来ておられました。その人た
ちの働く場を、もしこういうサービスAを進める中でもう給料が低くてやめていくわという方がま
たふえてしまうというふうなことが絶対に起こらないような施策をきちっととってから進めていっ
てもらいたいということを最後に希望して、次へ進ませてもらっていいですか。

すみません、時間がありませんので、次にチャレンジテストについてお聞きします。

大阪府チャレンジテストの実施により、高校入試にどのように反映されるのでしょうか、答弁を
求めます。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） では、鱧谷議員の大阪府チャレンジテストについてご答弁申し上
げます。

まず、議員ご質問の1つ目、大阪府チャレンジテスト実施による高校入試の影響についてでござ
います。大阪府チャレンジテストは平成27年度より始められた調査であり、その主な目的は、大
阪府教育委員会が府内における生徒の学力を把握、分析することにより、改善を図る。加えて、調
査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成
し、市町村教育委員会及び学校へ提供することであり、

大阪府教育委員会がチャレンジテストを実施する背景ですけれども、大阪府公立高校入試におけ
る調査書に記載する評定が平成28年度入試より相対評価から絶対評価に変更されたことが挙げられ
ます。相対評価とは集団に準拠した評価であり、各評定の人数は割合で決められています。一方、
絶対評価は目標に準拠した評価であり、学習指導要領が示す目標の達成状況に応じて評価を行うも
ので、各評定の人数の割合は決められておりません。したがって、評価者である教員は達成状況を
丁寧に見取っていく必要があるため、各学校の状況等により大きくぶれてしまう可能性があること
から、大阪府教育委員会はどの学校においても共通となる物差しが必要であると考え、このテスト
の実施を決定いたしました。

したがって、チャレンジテストは、授業での学習の様子やテストの結果等から各校でつけた
5段階の評定が妥当性、信頼性の高いものであるかを判断し、入試の公平性を担保するために行わ
れるものでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） このテストで子どもたちの評定が変わってしまう。今、絶対評価だったらとおっし
ゃいましたけれど、絶対評価でも完全に一クラス全部の方が10がついていたというわけではないと
思いますし、先生方の常識的なところでそれぞれの子どもたちを見ていच्छゃったと思うんです
けれども、それがチャレンジテストの点数でその学校の平均を出して、その学校の平均によって、

上位クラスと言うたらおかしいですけど、平均点が大阪府の平均点よりも高くつけてもいい学校と低くつけなさいという学校と、そういう学校をつくっていくということで間違いはありませんか。私の認識なんですけれども。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）なかなか言葉だけでご説明するのは非常に難しいですけども、例えば目標に準拠した評価、いわゆる絶対評価をつけるといった場合に、もともとの相対評価というのはパーセントが決まっていますので、例えば学校の平均の得点が低い学校も高い学校も同じような割合で5の子は5、言えは7%が5である、あるいは24%が4、38%が3というような形でパーセントの割合が決まっているので、たとえ点数がよくても悪くても学校の中で割合が全て決まっていると。でも今回、絶対評価に変わっていきますと、当然ながら目標に達しているかどうかということで評価していきますので、教職員自身の評価をする目というのがとても大切になってきます。

そんな中で、これはもう例えばの話ですけども、どの先生も自分のクラスの子、学校の子がかわいいのでみんな5をつけますということになってしまうと、これは全く公平性も何もなくなってしまいます。だから、ある程度統一のテストをすることによって、各学校でどれぐらいの子どもたちが、そのときの子どもたちが平均得点をとっているかというのを見る。あくまで、それも一人一人の得点がこの子は上がる下がるといったような問題ではなくて、その学校全体の子どもの平均がどれぐらいにあるのかを見て、その平均を学校の平均に合わせていくというような形。だから、学校全体が高ければその子どもの平均が高くなるということなので、個人個人に細かな影響が出るというものではないと。だから、大まかなその学校で評価をするときに、やっぱりこの範囲が今、現段階では妥当ですよというのを見るためのものであるということなので、この子はそのテストによって上に上がるとか下がるといったような類いのものではないというふうにご理解いただけたらと、私の説明も余りよくなかったかもしれませんが、そういうことでございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）私がなぜこの質問しようかと思ったのは、私が中学校の子どもを持つお母さんにチャレンジテストで大変ですねと話をする、うちの子は北中でよかったわ、そんなふうにご答えられたんです。これは、熊取町の中でもお母さんの頭の中でランクづけをしているというふうなことではないかなというふうに感じました。こういうことが広がっていってしまうと、熊取町では平均点よりはどの学校も上だろうとは思いますが、学校のランクづけを生み、そういうことがされていってしまうと思われまうけれども、その辺についてはどうお考えですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず一つ、町内だけ、あるいは他の市町も入れても、学校のランクづけをするということは、これはもう鱧谷議員おっしゃるように、絶対あってはならないことだと私もは思っています。だから熊取町教育委員会では、当然その年々でできる子もいてたら勉強が苦手な子もいてるわけで、だから成績がどうやこうやということが問題ではないと。それぞれの子どもたちがどう頑張ってくれるか、今の力をどれだけ十分に発揮しているかということが一番大事だと思っていますので、そやから町内でもランクづけがあってはいけないと思っていますし、現実問題、その学年学年によって、学校によって得点が高いときがあったり低いときがあったりします。だから、もしかしたらそれは昔の固定観念というのか、そんなふうにご思われている保護者もいらっしゃるかもしれませんが、実質は決してそんなことはないです。

やっぱり不平等、不公平があってはいけないので、実は各学校のほうでは3つの中学校の先生方が集まって一緒に会議をしています。それは、やっぱり相対評価から絶対評価に変わったので先生の評価をする技量を高めないといけないということで、もう年間何回も先生方が集まる。例えば、1学期につけた成績をお互いに個人情報には表に出さずに持ち寄って、この成績、うちはこうしたいけれど、それは妥当なんだろうかなんなんだろうかなという会議を何回も重ねて、教科ごとにやる、あるいはみんなが集まってやる、校長先生を集めてやる、教務の先生を集めてやるというふうな形で

取り組みをしていますので、これはもう議員おっしゃるように、格差があったりであるとか序列化というのは絶対あってはならないと我々も思っていますし、チャレンジテストを行う際にも各市町からはたくさん要望してまいりました。

一番言わせていただいたのが、統一であるテストですから序列化が起こってはいけない。それで上や下という物の考え方があってはいけない。あくまでこれは入試の評定の公平性を担保するためのもにだけに使うものであるということは何度も確認して、現在これに至っていると。ただ、府立高校の入試の制度のことですので、最終全て判断するのは、決定するのは府立の高校ですから府の教育委員会であります。だから、それまでには市町村からもかなりたくさんの要望を上げさせていただいたという経過がございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） お話を伺わせていただきましたけれども、子どもの中には、私が学校の平均点を下げるのではと心配したり、学校のためにテストの日は休んだほうがいいかしらと子どもたちが心を傷つけられている事例も聞いております。テストの範囲が公表されているということですので、対策をできる学校と生活指導などに追われて対策の打てない学校ではますます学校間格差が開いていくのではないのでしょうか。

私の中学校の時代にも全国の実力テストがありましたが、徳島県の先生が子どもにカンニングをさせたということで全国で中止になりました。そのようなことが起こりかねないという危惧を持ちます。内申点が主要5教科だけで、音楽などのその他の科目を含めないということも問題だと思っております。学習態度などテストではかれない部分を内申点で反映するのだと思っております。それをテストの点数で変えてしまっただけではいけないと考えます。ぜひ大阪府教育委員会へ廃止の申し入れをしてもらいたい。教育長、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

議長（重光俊則君） 勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君） 私が大阪府の校長会の役員をしていたときには、チャレンジテストの始まりということで来年度から始めるというようなときやったので、校長会では今までやった相対評価をそのまま維持してくれというふうに要望しています。今でも恐らく、校長会からはこの点をこうしてくれというような要望はしていると思います。

ところが、今、吉田理事からもあったように、これが大阪府の入試に使われるので、例えば熊取町だけチャレンジテストを実施しませんというふうなことになる、中学生が高等学校を受けるときに線がないわけですから、それはやっぱりいたし方ないので、足りないところは要望するけれども、システムとして全面的に反対するというような姿勢はとらないというつもりでおります。

私自身も、チャレンジテストについて足りないところはあるかなというふうに思います。なぜかというたら、相対評価と絶対評価の違いというのは、どちらもいい点と悪い点がある。ご存じのように、今、吉田理事からも説明ありましたけれども、相対評価はある一定、教員側としたら成績をつけるのにとっても、まあ言うたら悪い言葉で言うと便利なんです。成績順にざっと並べて、上から10段階やったら3%、4%とっていけばいいし、5段階であれば7%の子に5をつけてやればええわけですから、余り深く考えなくてもできていかな、できていたかなというふうに思うんです。

ところが、絶対評価に当たりますと、私は理科の教員ですけれども、例えば理科なら、理科の単元でこの子は理科のどの部分をどんなふうに分かっているのかというのを細かくつけていかんと評定というのはできない。ある程度、例えばこの原理の仕組みというのをこの子は理解しているのか、応用する力はあるのかというのを全て昔でいう闇魔帳みたいなものにつけていって、今の教員はやっております。だから、相対評価でつけるよりは、はるかに教員の目が必要やということは間違いない。

ところが、そうやってつけていくと、これも吉田理事からありましたように、やっぱりその成績によって入試に行くわけですから、どうしても、この子は4をつけたけれども、5やったらこの

高校を通るんちゃうかと、3をつけたけれども4にしたら通るんちゃうかという気持ちは起こってきます。だから、少しずつこの学校もひよっとしたら評定が甘くなる傾向があるやろうというようなことを大阪府教育委員会は懸念いたしまして、チャレンジテストもある一定のそんな評価のインフレが起こらないように、例えば、私は元熊取中学校ですけれども、熊取中学校やったらこの平均点からある程度の幅を持ったぐらいに全校生徒の平均点を出しなさいというようなことを示してもらうことによって、インフレも起こらなければきつ目も起こらないと。教員がきつ目に基準をつけたら評定は下がります。だから、それだけきつ目でつけたら生徒がかわいそうやと、入試において。学校の考え方は別として、入試においてかわいそうやというようなことがありますから、そういうふうなきつ目とか弱目にならないような評定の範囲というのを府教委が示してくれているということです。

だから、やめてくださいと言われるというのは意味がないなというふうに思っています。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 子どもたちがいろいろと傷ついている部分もあるかと思えますし、絶対評価で頑張ってるよというところを入試のときにも見せていってもらいたいというふうな思いも持っておりますので、またよろしくお考えいただいて、お願いしておきます。

最後の質問に移らせていただきます。

次に、空き地、空き家の雑草についてお聞きします。

年間の苦情件数は何件くらいでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） それでは、空き家、空き地の雑草などについての1点目、熊取町での苦情の件数について答弁申し上げます。

空き地、空き家の雑草に対する苦情につきましては、窓口でお聞きした後、現場を確認し、必要に応じて土地所有者に対して文書を送付し、必要な改善を求めているところでございまして、議員のご質問の苦情の件数は、平成27年度では131件で、うち文書を送付した件数は82件、平成28年度10月末現在の苦情件数は128件で、うち文書を送付した件数は91件でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 100件を超えているというのはかなり多いと思って、私はびっくりしたんですけれども。文書を送られて解決したという件数もおわかりになるでしょうか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） 本年度のケースでいきますと、先ほど10月末現在で苦情件数128件と答弁させていただきましたが、これにつきましては重複する苦情も入っております、実件数でいきますと79件でございます。そのうち、改善されたところのほうで確認できましたのは46件、率でいきますと58%でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） では、差し引いた33件についてはまだ解決していないという状況やと思うんですけども、美しいまちづくり条例の中で5番目の氏名公表とか、それから強制執行を行うという条件について教えていただけますか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君） それでは、2点目の美しいまちづくり条例の町の対応として氏名の公表と強制執行を行う条件についてでございますが、まず条例では、第22条で、空き家等の管理において、その所有者等が必要な是正措置の勧告、命令を受けたにもかかわらず正当な理由なく命令に従わないときは、氏名等の公表をすることができると規定し、第2項では、公表するときは、その所有者等にその旨を通知し、公表の前に意見を述べる機会を与えなければならないとしております。

また、代執行につきましては、第23条で、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認

められるときは、行政代執行法の定めるところにより代執行することができるものと定めております。

このような中で雑草等に対する氏名等の公表につきましては、たび重なる苦情とそれに伴う命令に従わないときは公表となりますが、現場状況のみを見て安易に機械的に氏名公表ではなく、所有者から何らかの意思表示があったときは、所有者と連絡をとりながら適宜アドバイスなどを行い、問題解決に取り組んでおります。

次に、代執行につきましては、公費を立てかえ払いとした最後の強行手段であることから、第23条で規定する「著しく公益に反すると認められるとき」とは、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命、身体、財産の保護を要する場合に適用すべきものと考えております。したがって、草刈りの代執行につきましては、そのあたりを慎重に判断する必要があると考えております。

以上をもちまして、第2点目の氏名の公表、強制執行を行う条件の答弁とさせていただきます。
議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）33件ですか、先ほどご答弁いただいたまだ解決していない方で、そういう氏名の公表とか強制執行になるというふうな方はいらっしやらないということですか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）代執行につきましては、先ほども説明いたしましたように、かなり慎重に行うべきであると考えております。

なお、氏名公表につきましては、先ほども説明しましたように、所有者の方といろいろ交渉しておってもなかなかやっぱり踏み切っていただけないという場合には、協議を重ね、お願いを重ねた上で、どうしても無視されるというような場合にはやはり考えていかなければならないというふうに考えております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）まだ、されたという事例はゼロですか。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）その辺、近隣の状況なんかも確認したわけですがございますけれども、岸和田市以南であれば本町のように氏名の公表、代執行もできるという条例を制定しているのが貝塚市、それから岬町の1市1町のみでございまして、その中で実際に公表、代執行をやったというのはないというふうに聞いております。本町におきましても、今のところはまだやった実績はございません。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）何年とかという、そういうふうなのでは全くないんですね。5年でも10年でも何年でも相手方と話し合いができれば次へは移れないということになってきているということですね、今のお話だったら。相手方と交渉して何らかの返答があった場合には、1年だったり2年、3年、4年、5年、6年と続いても交渉が続いている間中は執行はできないという、しないというふうな。

議長（重光俊則君） 吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）草刈りで4年も5年もということになったら、それはなぜそんなに時間がかかるのかというのを聞きまして、やはりこちらとしましても期限も切らせてもらっているいろいろな交渉とかをやっているといかなければならないというふうに思っておりますので、4、5年とかそんな、ほったまま、状況にもよりますけれども、それはやっぱり踏み切るべき事案になるかと思えます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員、1分以内で最後まとめてください、質問を。

6番（鱧谷陽子君）1分でまとめます。

私の近隣の例ですけれども、3年以上ほったらかされて、近隣の方からはどうにかしてほしいという申し入れを町のほうにも何回もしているようです。敷地から出た部分については町で刈ることができるというような返事ももらったこともあったようなんですけど、またそれもだめだと言われたと聞いております。歩行者が溝に落ちたり、たばこの火を捨てられて火事になったりすること

を近隣の皆さんは恐れていますので、うちとこだけではないと思います。ほかにもたくさんいろんな例があると思いますので、早い対処をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1つ目の創生総合戦略における「教育のまち くまとり」についてということで、1つ目の本町の特性として教育環境を挙げているが、学校教育に関して大阪府内の他市町と比べて突出してすぐれていると評価している項目、あるいは差別化に向けて取り組んでいる項目は。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、坂上議員の創生総合戦略における「教育のまち くまとり」についてご答弁申し上げます。

まず、議員ご質問の1つ目、学校教育に関して大阪府内の他市町と比べて突出してすぐれていると評価している項目、あるいは差別化に向けて取り組んでいる項目についてでございますが、本町には4つの大学があり、その強みを生かした大学との連携した取り組みが特徴として挙げられます。学力向上を目的の一つとした学習支援ボランティア派遣事業において、平成27年度の登録人数は123名であり、うち104名は町内大学に通う大学生であります。今年度は、現時点での登録人数は89名、うち75名は町内大学生であります。学校に対するボランティア配置率は府下でもかなり高い割合となっております。さらには、今年度より大阪体育大学からのサポートを受け、子どもの体力向上プログラムや小学校における体育の授業研究を進めておるところでございます。まさにこれらの大学との連携した取り組みは、地の利を生かした熊取町ならではのものと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

大学との連携というのは割と以前から言われていますけれども、その成果というのはどのようにあらわれていますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず一つ、ボランティアの配置率がかなり高いというふうに申し上げさせていただきました。府下の各市町村の状況等を見させていただきますと、熊取町は8校ありますので1校当たり大体平均13.8名が配置されているという状況、これは府内で一番高い割合です。2番目に高いところを見ますと柏原市です。ちょうど大阪教育大学があるところなんです。その配置率で8.3人、これが2番目です。大阪府下全体の平均は2.9人ということになっています。しかもこれは配置している学校、だから市町村によれば、全ての学校に配置しているのではなくて一部の学校に配置しているところもあります。だから今の計算は、あくまで学校数全てではなくて配置されている学校のみで計算した数であるということなので、これから見ていただいてもかなり突出した配置をさせていただいておる状況かなというふうに思っています。

そういった中で、これは今までも申し上げておりますが、授業の中に入り込んでおるといふような状況の中で、わからないところがあればそとと大学生が子どもに近づいて勉強を教えるであるとか、あるいはそういった関係の中で、例えば悩み事があれば大学生に話ができるとか休憩時間に一緒に遊べる、そういったことが、ただ数字としてはなかなか出てきていない部分であるかもしれませんが、大学生が入っていただく大きな成果であるかなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）聞こうと思っていた数字としてはなかなかあらわれていないかなというところなんですけれども、あらわれていないということは今後何らかの形で、前の教育評価委員で意見書でできる範囲で数値であらわしてほしいというような意見がありましたので、今後、学生のボランティ

アとかの評価もどういうふうな形でできるのかわからないですけども、子どもの成績、勉強だけではなくて、体育とか音楽とかの評価もそうですけれども、ボランティアがどういうふうに寄与しているのかというの、できればわかりやすい形で示していただきたいと思うんです。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）例えば、学生がどれだけ学校のほうを向いてボランティアをしようか、あくまでこれはボランティアですので、学生が熊取町の子どもたちのために頑張りたいと思っただけでないと来てもらえないということです。学生もクラブがあつたり授業があつたりする合間を縫って、例えば1時間目と4時間目授業があるけれども、2と3の間だけ来ようという子どもたちもいてくれる。来る中で、やっぱり自分自身も楽しくなるというふうな、そういったこともお伺いしております。ただ、子ども個人の成績がどう上がったか下がったかということについては、これについてはボランティアだけの影響なのかどうなのかというと、非常にその評価は難しいです。

今、体力の向上のプログラムというお話をさせていただきました。今、体育大学の先生とどんなふうに進めていくかという具体的なところを詰めておるところでございます。前から申し上げておりますとおり、南小学校でテストケースとしてスタートしたいということで今、取り組んでいます。例えばスポーツテストをプレでとっておいて、このプログラムをした後、スポーツテストの成績がどれだけ上がったかというのも見たいなというふうに思っています。それがまさしく数字としてあらわれるものであろうと。

ただ、今こんなふうに申し上げますが、もしその成績が下がったらどうしようという不安もありながら、でも、結果をどうだと考えるのではなくて、やはり我々はそれに取り組むことに意味があるんだというふうな思いの中で進めていきたいというふうに思っておりますので、そういったところを一生懸命頑張っていく。だから、数値にあらわしにくいところもあるので、できるだけあらわせるものはあらわしたいと思っておりますが、やはり子どもの個人の成績がどうなったとか、平均点が上がった下がったというところで判断するというのは、なかなか難しい部分なのかなと思っております。努力はしたいと思っておりますが、そのあたりはご理解いただければありがたいかなと思っております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）体大との体育のあれですけども、それはぜひチャレンジしていただきたいと思えますし、もし仮にそれが下がっていても、ぜひ続けていって、よくなるようにしていただきたいなと思えます。

差別化に向けての質問で入ってくるかなと思っていたんですけども、ALTの全校配置、これはことし数字的にも結果が出ていたと思うんです。てっきり言ってくれるかなと思っていたんですけども、ALTの今後の展開というのはどうなっていくんですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず、ことしALTの数、2人ふやさせていただいて、いわゆる小学校英語活動に向けて取り組みを進めていると。だから、今までは中学校に主に配置していた、その中で週何時間かを小学校へ配置しているという形でありましたが、今回は中は中、小は小で専属で2人入れさせていただいたという状況です。

当然ながら、小学校の外国語活動、いわゆる英語の教科化につきましては、従前から申し上げておりますとおり、英語の免許を持っている専門家が英語を教えるのではないと。小学校の先生が教えていけないといけない。その中でALT、いわゆる英語を母国語とする方々、だから日本語が余りしゃべれない方もいらっしゃる状況の中で、その人たちをどううまく活用するかというのは、ある意味非常に難しい部分であろうかと思っております。

ですから今、現段階では、教育委員会の指導主事が常に入り込みながら、ALTも集めて月に1回会議をしながら、今はどんな状況であるか、どんなふうに進めていくのがいいのか、ALTも含

めた形での研修会というのを非常にたくさん行っています。実は本日も昼からALTを集めた会議を行う予定になっております。

ただ、そういった意味で、研修を重ねる中で先生方の意識であるとか、あるいは技量というものも徐々に高まってきているし、ALT自身も自分は何をしないといけないのか、どんな役割を果たさなければならないのかということも徐々に理解し始めてきているところだというふうに思っておりますので、これも数字でこれだけ高いから熊取町は頑張っているんだというのは言えないですけども、ただ、手前みそですけども、学識経験者、大学の先生方を集めて小中の英語の先生を全て集めて、ALTもそこに入り、日本人の外国語の指導助手も入った研修会を何回も行っているような市町は多分、僕はないというふうに思っております。そういった点で今後、今の積み上げがさらに熊取町は英語を頑張っているんだなということにつながっていくというふうに信じて、努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。ALTに関しても、「教育のまち くまとり」というふうに言っています。ぜひこれも先進的な取り組みになっていくと思いますので、どんどん進めていっていただきたいと思います。

次の2番に移らせていただきます。

平成28年度全国学力・学習状況調査の熊取町の分析結果では、全国とか大阪府とそれほど変わらないと感じたんですけども、この結果をどう評価しているのか、また改善向上のために実施している取り組みはありますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、2つ目の平成28年度全国学力・学習状況調査結果の評価、また改善向上のための取り組みについてでございますが、平成28年度熊取町結果につきましては、議員ご指摘のとおり、全国や大阪府と大きく変わらない状況ではありますが、結果だけを焦点化するのではなく、調査問題の分析を細かく行うことにより、取り組みの成果と課題を把握し、その課題への対応を考えることが大事であると考えております。

熊取町結果の特徴としましては、基礎的な知識や技能は定着しているが、全国、大阪府結果と同様、身につけた知識を活用し、表現することに課題が見られます。課題である思考力、判断力、表現力をさらに身につけさせるために、全小・中学校において授業研究を行い、教師が一方的に授業を進める形態から、子どもたちが主体的に学び、考え、その考えを仲間とともにさらに深めることができるよう、グループ学習等を取り入れた授業の展開を今現在行っているところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今取り組まれている授業なりで、何年後かにどれぐらいまで持っていきたいというような目標はございますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず、1点お伝えしておきたいのが、全国、大阪府、熊取町とそんなに差はなかったと。これは、全国学力・学習状況調査が始まった当初から、いわゆる子どもたちの状況というのはほとんど変わらないです。苦手なところは、全国の子どもたちも府の子どもたちも熊取町の子どもたちも皆同じく苦手です。今現在どんなぐらいになっているかというと、大体0.3ポイントぐらいで揺れているという、これは全国です。そんな傾向がございます。0.3ポイントとはどれだけかということ、問題が20問あれば0.6問なんですよ。だから、そんなに平均した値に、今、新聞紙上ではどこが1番や、どこが2番やということに躍起になって、ただ、1日、2日たてばその報道がどこかへ消えていくというような状況にありますけれども、ほんの数ポイント差で、だから、得点がどうなったということに焦点を当てるよりも、もともとのこの調査の目的と言えますのは、今子どもたちの学びがどの状況にあって、どこが苦手でどこが得意で、どんなところをも

っと改善していかなければならないかということを知るためのものであるというふうに考えてございます。

ですからこそ、今回申し上げましたグループでの学習、つまり先生が黒板に向かって、子どもたちに一斉に詰め込んで詰め込んでするような授業ではなくて、子どもたちがお互いに意見を交わしながら答えを導き出していくといったようないわゆる主体的な活動、ここが非常に重要であると考えています。

次の学習指導要領が間もなく改訂されます。10年に1回学習指導要領が改訂されますが、次の改訂は、アクティブラーニングという横文字で言われているんですが、つまり子どもたちが主体的に学習する、これが一つの大きな課題となっています。ですから、ある意味今回の学力・学習状況調査の結果を踏まえて、我々はそこがやはり課題であると。だから、ある意味今やっている研究は、新しい学習指導要領改訂に向けてのいわば一歩先んじた取り組みであるとも言えるのかなというふうに考えておりますので、先ほどから非常に申しわけございません、得点であらわせないとか数値であらわせないとというようなことばかり申し上げているようですが、そういったことで教職員の指導力を高める、子どもたちの学習に対しての考え方を町内全体で統一しながら進めていく。まさしく格差のない、3つの中学校みんなそれぞれが頑張っていける、小学校みんなが頑張っていける熊取町をつくりたいという思いから今進めているところであるとご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）いつもながら数字であらわせないと回答なんですけれども、苦手やから応用問題とか、全国的にそこは苦手ですよ。だから今、アクティブラーニングとか次の指導要領から入っていきますよとなっていますけれども、今、熊取町はそこに取り組んでいて、何年後かに改善されたら、今、熊取町の教育委員会が取り組んでいることは正解だったんだということですよね。要は、そのポイントが上がれば熊取町の成果が数字で見えるんですよ。子どもたちもちろん頑張っているし、教育委員会も頑張ったよ、正解だったんだ、だからそのまま進んでいったらいいんじゃないですかという答えが出ると思うんですよ。なぜそこを目標にしないんですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今ご指摘いただいたところ、非常に難しいところでして、例えば私たちが子どもだったころ、計算はできるけれども算数の応用問題になると非常に難しくてなかなか答えが出ない。もっともっとひねった問題であればもっとわからない。これはもう今だけではなくて、昔からもずっと同じような課題。つまり今、活用とか何か難しい言葉を使っていますが、いわゆる昔で言う基礎的な問題と文章題、応用問題ではなかなか子どもたちの理解度、できは違ってきたというのが一緒に、だから、実は活用の力というのは、全国学力・学習状況調査が始まった当初から同じようにずっと課題であると続いてきています。毎年、それに関してはどう取り組んでいけばいいかというふうなことで、でも、そのためには基礎基本をまずきっちり身につけて、基礎ができた上に応用があるんだという考えで取り組みを進めてきています。だから、ある意味熊取町では、基礎的なところは定着してきているというふうな状況は実際あります。これは全国、大阪府も一緒だと思っています。

ただ、応用につきましては当然、おっしゃいますように、結果として子どもたちが理解できて、その部分が伸びてくれることを目的に頑張っています。ただ、何点になればそれができたかどうかというふうなところというのは非常に難しい。だから、子どもたちの結果的に得点が上がるとか理解してもらおうということは常に目標にしたいと思っているし、しなければならぬと思っています。そう思いながら教師、学校は頑張っていかなければならないとあかん。だから、子どもの課題を見つける必要があるし子どもの頑張りを評価することも必要だと思っていますので、議員おっしゃっておられるその辺のところについては、絶対に頑張っていかなあかん、応用できていないんやからできるようにしていかなあかんというのは、もう我々は常に考えてながらやっていかなければならないというふうに思っているのは多分共通であるというふうに思っております。よろしく願います。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。ぜひその辺頑張っていていただいて、客観的に見た評価でわかりやすいのがやっぱり点数なり全国の学力調査の結果だと思います。その辺も住民の方、また近隣の他市町の方からの評価がしやすいと思いますので、ぜひ何らかの形であらわしていただきたいなと思います。

では次、3つ目に移らせていただきます。

「教育のまち くまとり」をアピールするために、もっとわかりやすいストロングポイントをつくる必要があるのではないかなと考えますが、いかがですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、3つ目の「教育のまち くまとり」をアピールするためのストロングポイントを作る必要についてでございますが、子どもたちの学力向上、体力向上等を目指し、地の利を生かした取り組みである町内大学との連携を引き続き充実させ、全ての子どもたちに生きる力を地道に、そして着実に育ててまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りまして、ご答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

これはアピールということなんで、シティプロモーションでも少しお伺いしたいんですが、町内大学の連携で学習ボランティアの方が13.8名平均でいてるということですが、この辺についてアピールはされていますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）その具体的な13.8名に特化したプロモーション、PRというんでしょうか、それは行ってございません。ただ、27年につくりました「ほほえみ 子育て 熊取町!」、あちらのほうには学習支援ボランティアの人数、登録者数なんですけれども、それをしっかりとPRしているといったところでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）「ほほえみ 子育て」の冊子を見ても、最後のほうのページにいろいろ載っているんですけれども、これについて、教育の環境のことについて問い合わせ等はありませんか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）具体的な問い合わせについては、このパンフレットをごらんになられて問い合わせがあったということは企画部のほうには入ってございません。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

これ、問い合わせがないというところで、やっぱりほかの外部に向けて、町内にでもそうですけれども、アピールできていないのではないかなというのを思うんです。ですから、今取り組んでいる施策でもいいですけれども、何かもっと特化したようなアピール方法はあると思うんですけれども、その辺は考えていないんでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）本町なんですけれども、大きな特徴といたしまして、先ほどからお話が出ております小さな町域ながら3つの大学と1つの研究所があるという府内でも有数の学園文化都市というところでございます。とりわけ教育につきましては、教育委員会の答弁でもありましたとおり、やはり強みは学習支援ボランティア派遣事業、それと議員からもご提案のありました府内トップクラスの配置率の外国人英語指導助手ALTの配置というもの、また、お母さん方の声からしますと、50年来の歴史を持つできたての学校給食といった、こういったところがやはり本町の魅力というふうに捉えまして、それらの施策を子育て施策とともに、先ほどお手元にご覧いただきました「ほほえみ 子育て 熊取町!」のパンフレットに凝縮して、それをもとにプロモーションを展開し、選ばれ続け

るまちづくりに現在努めているといった現状でございます。

したがいまして、町長部局のほうとしましても一定、行革の観点からも持続可能な行政運営という点も念頭に置きながら、また新しいストロングポイントというんでしょうか、そんなのはちょっと横に置いておきまして、教育委員会の答弁のとおり、生きる力というんでしょうか、それを基本姿勢としまして、まずは緑豊かな学園文化都市という本町の魅力とともに、これまで着実に積み上げてきたこれらの施策を継続しながら効果的かつ着実に町内外に幅広く発信することによって、さらなる転入・定住促進につなげてまいりたいというふうに考えておるところなんです。

また、あわせまして、今、議員からお話がありました点につきましては、教育委員会とも今後、強みとなる施策、先ほど具体的に2つ出ておりますけれども、こういった点を相談、連携して模索していきながら考えていきたいというふうに考えてございます。

プロモーションの観点で申しますと、焦点を絞ったということで、とんがったというんでしょうか、それはもう横並びで一定書かせていただいているというところが、恐らく坂上議員は若干お気に召さないのかなというところも感じてございますので、それをつくってまだ1年半ということで、やはり3年は使いたいと思ってございますので、次期改訂版の際にはとんがったPRというんでしょうか、そういったものも考えてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ありがとうございます。

本当に、熊取町の教育環境というのをあえて聞かせていただいたんですけども、いいと思いますし、実際僕の子どもも、まだ小学校1年生ですけども、家に帰ってきたら、きょう外国人の先生が来て歌を教えてもらったとって歌ってたりしますし、とてもそういうのはいいことだなと思います。ぜひこの環境を、今取り組んでいる施策をもっともっと推進していただいて、他市町より先進的な取り組みでもっと注目されるようなものにしていただきたいと思いますし、あと、シティプロモーションのほうでは、その施策をもっときっちりアピールして、マスコミとか全国に向けて発信していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

（仮称）熊取物語についてということで、以前、6月定例会で聞かせていただきましたPR動画のことなんですけれども、1つ目のPR動画の具体的な構成は決まったのか、また掲載媒体は何かということで。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、1点目の動画の構成と掲載媒体のご質問ですが、まず、現在までの経過をご報告させていただきたいと思います。

当該業務なんですけれども、国の地方創生加速化交付金を活用いたしまして、熊取町若年者向け情報誌作成業務及びPR動画作成業務として、本年10月11日に公募型プロポーザル方式によりましてプレゼンテーションを経て、委託先を株式会社JTB西日本に決定し、10月25日付で契約を締結したところでございます。

また、プロポーザルへの参加事業者数は合計8社ございましたが、JTB西日本は、発行部数がギネス認定されているという情報誌「るるぶ」を活用した誌面構成や、全国でたった31名という内閣府クールジャパン地域プロデューサーが提案した動画構成など、特にすぐれた企画提案でありまして、選定したものでございます。

契約締結後、早速、町内3大学から参加大学生を募集しましたところ11名の学生から申し込みをいただき、先月、11月22日に第1回ワークショップを、また昨日夜間に第2回を開催いたしまして、情報誌班と動画班に分かれて内容等の検討を行っているところでございます。

以上の経過のとおり、ご質問の動画の構成と掲載媒体につきましては、具体的な構成を目下動画班のワークショップで検討しているところでございまして、JTB西日本からの企画提案では、興

味深くごらんいただける長さとして2分30秒程度の映像を1本想定しているところでございます。

この動画には、町民の皆様や町内学生にもご参加いただき、何げない日常生活を通じて本町での結婚後の生活を楽しくイメージできる内容を、空撮なども活用しながら作成する計画となっております。

次に、ご質問の掲載媒体といたしましては、PR動画の撮影にご協力いただいた参加者にSNSで拡散していただく予定で、さらに、総務省の全国移住ナビや町ホームページはもとより、閲覧数の多い委託業者であるJTB西日本のホームページや「るぶ」のフェイスブック、ツイッターでも動画情報を発信するとともに、ユーチューブなど想定されるさまざまな媒体に掲載していく予定というふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

まず、大学生、町内の3大学の学生に募集したと言っていましたけれども、町内に住んでいる町外の大学に通っている学生には募集をかけませんでしたか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今回の事業につきましては、よそ者、若者、ばか者といった、これは地方生加速化交付金の国の申請で、まずは町内に在住されている目ではなくて町外の方の若い方の視点ということで、ちょうど本町には大学がございまして、町外大学という視点で、町内の大学生からの募集は行いませんでした。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）熊取町の傾向として、若い世代が就職したら熊取町から出ていくような人口移動の状況になっていると思いますけれども、なぜそこに声をかけませんでしたか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）議員も今ご指摘いただいている点ですけれども、実は私も全く同感でございまして、というのは、今回の動画、情報誌の作成につきましては、長年住んでいる我々では思いつかないといったそういった熊取町の魅力を、先ほど申しましたとおりよそ者、若者、ばか者の視点で作成いただくというコンセプトで加速化交付金に申請していただいているということで、町内大学に通う町外出身の学生の視点で募集をかけさせていただいたところは先ほど説明させていただいたところなんですけれども、ただ、今回の分につきましては国のほうにはそういった方法ということで認定を受けてございます。

ただ、今後こういったワークショップ、また機会は当然多数出てこようかというふうに思っておりますので、ぜひともご指摘の方々にもご参加いただきまして、町内外の方が融合し合えるような、当然町内、町外の方と、それから今、議員ご指摘の町内のよそに行かれている学生、そういった方々が融合してワークショップをできるような、そういった形のを次回以降についてはぜひ入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）次回という答弁がありましたけれども、次回というのはいつぐらいに予定されていますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今現時点、計画的には想定は具体的にはございませんが、想定できるのは、今の「ほほえみ 子育て 熊取町!」、今1年半経過してございますので、恐らく3年たちますとちょっと古びた感じにまたなつてこようかと思っております。その改訂版をつくる際には当然また若い方の意見も参考にしながらというところが出てこようかと思っておりますので、そういったところで町内の大学生にも入っていただいて、その作成に携わっていただいた町内の大学生がまた就職、結婚した

後に熊取町にUターンしてきていただけるような、そういったところでつなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この中に出ています学生ボランティアが今の大学生のときあったかどうか、ちょっとわからないですけれども、熊取町の小・中学校に通った子たちがその目線で新たに子育て世代の方を呼び込むほうが説得力があると思うんです。またあと、ほかの目線で、僕も中学校のとき知らなかったんですけれども、その当時は中学校で給食があるのはかなり珍しいほうだったんです。だから、そういうところも、町内でおってわからないところと町内でおったほうがわかるところというのはあると思うので、ぜひ両方の目線でしていただきたかったなということで質問させていただきました。

動画のユーチューブなりというのがありましたけれども、目標はどの程度を設定されていますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今、具体的に先ほど出ました媒体なんですけれども、閲覧数が具体的に出すのはご存じのとおりユーチューブと、それから総務省で要は上げています全国移住ナビ、これは再生回数というものがございます。ただ、閲覧回数は確かに一定の成果指標になり得るかとは思いますが、委託業者やワークショップの中で相談しながら、他の自治体の閲覧件数なども参考にして目標数値の設定等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ぜひ、そこは何万再生なり何百万再生なりという目標を持っていただきたいと思います。100万再生したからといって転入者が来るかどうかというのはわからないですけれども、つくったのであれば多くの人に見ていただきたいと思うので、ぜひ目標設定はしっかりしていただきたいと思います。

今はまだはっきりした目標はないとおっしゃっていましたが、仮に目標を立てたとして、動画の効果はどれぐらい見込んでいますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）動画の効果と申しますか、要は次の質問とちょっと関連してくるんですけれども、情報誌と動画、この2つを見た方がお互いに引っ張られるような形で、動画を見た方が最終的に我々としましては熊取町のホームページ、具体的に申しますと「ほほえみ 子育て 熊取町！」という転入促進サイト、そこに入ればその冊子の詳細が見られるような仕組みになっております。ですので、動画を見ていただいた方の行き先といいますのがさらに町のホームページの「ほほえみ 子育て」につながっていき、それがいわゆる熊取町の地方創生総合戦略の目標のKPIの達成につながって行って、それが最終、人口ビジョンで掲げる3万9,000人を4万2,000人にするという、そういったところに連携してつながっていくというのがこの動画、次の情報誌の目的かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

それでは、次の2番の情報誌の構成と使い方はということで、構成はまだ今していつている途中だということやったんですけれども、情報誌の使い方、要は配るところですね。その辺は決まっていますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）2点目のご質問の構成のほうは、先ほど申しましたとおり、今ワークショップで検討段階というところでございます。内容でございますけれども、幅広い年齢の住民の方を主役としたリアルな熊取町での体験を物語として紹介し、住みやすいまち、ずっと住み続けたいまち

であることをPRし、本町の暮らしやすさを伝えてまいりたいというふうに考えております。また、子育てしやすいまち、教育のまちであることを住民の声を中心に紹介し、町外の方々へ興味を喚起することで、詳しい制度の案内等へ誘導してまいります。そのほかにも、自然に恵まれた熊取町での暮らしが読者に伝わる誌面構成とし、町内観光資源や住民がお勧めする地元グルメ案内などのページを組み入れる予定でございます。

ご質問の情報誌の使い方といたしましては、町内大学や各施設はもちろんのこと、堺市以南9市4町の観光の自治体窓口への配架のほか、大阪市内を中心に、協力いただける若年層の集客が高い店舗での配架などを想定するなど、積極的なPRに努めてまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、先ほど申しましたとおり、この情報誌は先ほどの動画と連動性を持たせ、片方を見た方がもう片方を見たいくなるような工夫を加えながら、学生の若い視点で本町の魅力や充実した子育て、教育環境をイメージしていただける内容で編集し、町内の大学生を初めとした若い方へのプロモーションツールとして効果的に活用し、将来的に熊取町を選んでもらえるような、ひいては本町の転出超過が顕著である20代の方々の転入・定住促進につなげてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

答弁の中でリアルな体験という言葉があったんですけども、これは募集した大学生が何か熊取町内で体験するというところですか。それとも、住んでいる人にインタビューするというようなところでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まさにきのうのうちょうどその部分のワークショップが行われておったところなんですけれども、きのうのワークショップの話の中では、学生が例えばメジちゃり、あれを使いながら、そしてリアルな、いわゆる議員がおっしゃった後段のほうなんですけれども、熊取町のいわゆる名物的な人物にインタビューを、いわゆるよそ者の若者が熊取町の、これはなかなか大阪市内のほうではごらんいただけないかなというような、そういった特徴的な方をインタビューして、それをまとめていったほうが「るるぶ」の編集長なんかはおもしろいということできのう固まっているような、そんな段階でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

情報誌もそうですけれど、動画と合わせてリンクしているというところやったんです。この効果を知るために何か施策はありますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）これも、きのう役場からJTBもしくは学生に依頼をかせせていただいたんですが、お互いの分かれている班が引っ張れるような、具体的には情報誌のほうは動画に飛ぶQRコードを設けて、動画のほうは、おっしゃっていたのがサブリミナル効果的なものを活用すれば、何かずっと見せるのではなくて、サブリミナル効果を利用してやっていくことで興味を引きつけて誘引するといった、そんな機能を動画の専門家のほうからはアイデアが出ておりました。

そういったことで、まだ具体的にはこれというものはきょうの段階ではお示しすることはできませんけれども、両方のワークショップのチームがお互いに引っ張り合えるようなということで作成段階に入っているというところでご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）聞き方がちょっと悪かったので、もう一回お尋ねします。

この動画と情報誌の効果を知るために、何年後かにはこういう動画、情報誌でこういう結果が出ましたというふうに言っていたきたいんですけども、どういうふうな案を検討されているのか、

また目標はどれぐらいか、ありますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）恐らく坂上議員は私の口から、かねてからずっと新人の議員の説明会のときから議員にご要望いただいている、例の引っ越しされてきた方の戸籍窓口でのアンケート調査というところかなというふうにちょっと思っているんですけども、実は、引っ越されてきた方にどうして熊取町に越されてきたのかということを確認すること、これは転促事業していく上で必要なものやということは私自身も認識しておりまして、ずっとそれについては検証してございます。

ただ、議員がおっしゃっている例えば7つのインセンティブで丸を記載する方式で、どうして引っ越してきたんですか、7つのインセンティブがあったから引っ越してきたんですであつたりとか、今回の動画、情報誌を見て引っ越してきたんですというような方は、そういった項目も設ければいいかなと思うんですけども、恐らくいらっしゃらないのかなど。やはり不動産業者がヒアリングしますと、熊取町の魅力って何だ、3,000万円から4,000万円という人生で一番高い買い物をする上で、引っ越されてくるのはやはり交通便利であつたりとか自然環境のよさであつたりとか学校環境のよさ、子育て環境のよさといったような、そういったところが上位を占めてございますし、昨年の地方創生のアンケートでもそのようなことになってございます。

そういったことで、それを直接そういったアンケートに入れるかどうかというのはちょっと検討していく必要があるかと思うんですけども、また住民部とそのあたり、当然3月、4月というのはかなり窓口が混んでいるという中で、そのアンケートに協力していただけるかどうかといったような問題点も正直ございますので、そういったところも解決しながら窓口でのアンケートを検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ありがとうございます。そのアンケートはぜひ実施していただきたいなと思います。そういうアンケートで、答えるか答えないかは引っ越してきた方の自由ですので、熊取町としてのどの施策が当たっていたのかというのは知りたいわけなんで、聞きたいことを聞けばいいし、答えたくない人は答えないというところで、こちらがちょっと丸をつけるぐらいのことは遠慮しなくてもいいのかなと思います。ぜひそこは実施していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

では、質問を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）すみません。最後に総括として、今回のご質問を通じて本町の地方創生のあり方等に腐心いただいておりますことには心から感謝申し上げます。

それと、何点か補足も含めてですけども、今回、学生の町内の方もというご指摘もいただいておりますんですけども、熊取町の素地といいますか、何も知らない方、今後の転入、定住に結びつきたいということで、全く外から来られた学生、町内の学生を優先的に今回のワークショップなりにかかわっていただいたと、今回そっちのほうを優先したということでご理解いただきたいと。今後、さらにそういったところ、また次の取り組み等では、今ご指摘いただいたようなところは十分に実践してまいればと思っております。

それとあと、全般的PRでとんがったPRというのは、まさに熊取町としての特色のある、メリ張りのあるということでご理解いただきたいことと、それとサブミナル効果、あえて、もう皆さんご存じだと思いますけれど、映像に一瞬の町の魅力ある施設であつたり、そういった自然環境とかを挟み込んで、今のは何だったのかなということ、より町に興味とかを持っていただく、そういった効果がある。こういったところをJTBは非常になれておられまして、こういった提案等もいただいておりますので、町ぐるみで、いい情報誌なりあるいは映像をまとめてまいりたいと思います。なお一層のご支援をよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(「11時51分」から「13時00分」まで休憩)

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）議長からご指名がありましたので、私から一般質問させていただきます。

私は、これまで何度も国民健康保険について質問してまいりました。昨年12月には、低所得者支援として国が1,700億円投入により町への財政支援があったこと、そのことにより保険料が1人当たり約5,000円は下がるのではないかと質問しましたが、ことしは平均10%の引き上げになりました。財政共同安定化事業の一元化による本町への影響について質問しました。その点については、大阪府に緩和措置の充実を要望していると答弁がありました。熊取町の抛出超過が続いております。また、国民健康保険が大阪府へ統合されることによって、町が行う事務、住民サービスがどう変わるかと質問したときには、事務や住民サービスは今と変わらないとの答弁がありました。

6月議会では、都道府県単位化に向けて熊取町の意見がどのように反映されるかと質問したときには、南部ブロックの4町の意見は岬町を通して行くと答弁がありました。医療費水準の格差については、交通手段も整備され、不利益をこうむることはないとの答弁がありました。また、府へ統一される移行期の赤字を、今までのように繰上充用で次の年の保険料に加算するのではなく一般会計で精算してはとの提案にも、一切繰り入れはしないとの答弁でありました。

9月議会では、今年度の値上げの原因は、前期高齢者の増加と医療の高度化により保険給付がふえたことが最大の原因と答弁がありました。大阪府統一国保によって保険料がますます上がるのではないかと質問には、国が制度設計したものであること、医療費抑制に取り組むと答弁がありました。しかし、健診などの医療費抑制に取り組んでも、現在の府の方針によると、全体の医療費で各市町村で事業費納付金が計算されるため、保険料の計算には全く反映されません。

一貫して、年々高くなる国民保険料について、熊取町は医療費が上がるから仕方ないとの姿勢のようでありました。

住民の命と健康、そして安心な暮らしを守るために、今回は国民健康保険、このテーマだけで質問いたします。

平成26年度から現在の国保の状況をお聞きします。答弁資料にてご説明をよろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険についてのご質問にご答弁申し上げます。

①の平成26年度から現在の国保の状況につきましては、ご要望いただいております。別途資料を作成させていただいております。お配りしていると思いますので、この資料をごらんいただきまして、その内容の説明をさせていただきます。

まず、被保険者世帯数と被保険者数は、平成26年度末で6,416世帯1万1,736人、平成27年度末では6,360世帯1万1,366人、平成28年10月末時点になります。6,278世帯1万1,020人となっております。

次に、被保険者世帯の平均所得と平均保険料につきましては、平成26年度の平均所得が105万9,000円、平均保険料が18万7,080円、平成27年度の平均所得が102万7,000円、平均保険料17万9,380円、平成28年は10月時点の平均となります。平均所得が98万4,000円、平均保険料19万3,112円でございます。

次に、資格証明書、短期証の発行状況につきましては、平成26年度末で短期証205世帯、資格証明書43世帯、平成27年度末で短期証226世帯、資格証明書45世帯、平成28年度11月末でございます。短期証が202世帯、資格証明書が49世帯となっております。

次に、窓口、それから電話相談件数につきましては、これの集計でございますが、毎月第2、第

4木曜日に定時以降の午後5時半から8時までの夜間窓口を実施しております。それと、12月と5月には収納強化月間を設けまして、月曜日から金曜日までの夜間窓口と、それからそれに続く土曜日、日曜日の休日の窓口を開いております。ちょうど今12月の強化月間ということで、この1週間、夜8時までの開庁と、それから今週末、土日は休日もお開いているということになってございます。

相談件数につきましては、平成26年度には窓口来庁件数が111件、電話連絡件数が449件、平成27年度は窓口が101件、電話連絡が555件、平成28年度につきましては、今申しましたように今週12月5日から11日までと、それから年が明けまして5月に実施する収納強化月間がまたございますが、そちらの相談件数を集計するという形をとらせていただきますので、一部空白になっているのはそういう意味でございます。そこに上がっております28年度は、今年度の夜間窓口での相談件数が現在の実績ということで表示させていただいております、56件となっております。

それから5番目、最後に差し押さえ件数でございますが、平成26年度が13件、金額が98万1,741円、平成27年度は26件、金額が192万5,841円、平成28年度は44件、金額が781万2,898円となっております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）今回、わかりやすい資料をつくっていただいて、丁寧にご答弁ありがとうございます。

ここで、この表を見ると世帯数が若干減っているんです。被保険者数も減っているということで、これはどういったことが原因だと思われませんか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）被保険者数につきましては25年度あたりから減少に転じております。総被保険者数でございますが、25年度あたりからやはり人口の減少であったり、それから国民健康保険は景気の動向によって被保険者数がふえたり減ったりというようなこともございます。景気が悪くなって退職、離職者が多くなれば国保のほうに加入ということになりますので、その辺の影響もあろうかと思いますが、やはり全般的に減っておるのは人口の減少というものが影響しておるものというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。皆保険制度ですので全員がどこかの健康保険に入るというシステムになっていますので、その中でこの減少傾向があるということですね。そういうふうに理解しておきます。

2番目の平均所得と平均保険料のところなんです、これを見ると平均所得が年々減っています。それで保険料は年々上がっているということで、所得に値する保険料の割合というのが今年度、28年度は19.6ポイントということで高くなっているなと思うんですが、その辺はいかがか、お考えを聞かせてください。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）所得の減少は、これはもう熊取町だけの現状ではございませんで、大阪府下ほぼ平均的に減少しておるというような状況でございます。ちなみに平成27年度につきましては、平均所得に占める平均保険料、これは1世帯当たりという計算になりますけれども、17.47%ということで、大阪府下で数えてみますと18位あたりに位置しております。28年度につきましては保険料の値上げ等も、これはもう影響しておるということになろうかと思っております。それとあわせて、全体的な状況ではございますが、所得が若干減少しておると、それらを加味してこの率というふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちなみに、28年度は何位ぐらいになるんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）28年度は大阪府下全体の統計がまだ出てございませんので、すみません、何位になるか、それは今の時点で申し上げられません。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

国保料の計算式というのは税とはちょっと違いますよね。税の計算では各種の控除があります。国保料の場合は必要経費と基礎控除33万円しか控除されず、さらに所得がなくても均等割、平等割があるため、ほかの税よりも負担が高くなります。そういった中でこの金額というのは、年々平均保険料が上がっているということは住民にとってとても負担が大きくなっているということですね。

次、資格証明書、短期証明書の数字ですが、若干資格証明書のほうはふえているけれども、短期被保険者証のほうは若干減っているということでもあります。5番のところを見ると、差し押さえ状況、ここが平成28年度はどんとふえて44件781万2,898円、単純に計算すると1件当たり17万7,565円、こういった保険料を滞納されている方の差し押さえが行われているという状況が見えるんですが、この点はどのようにお考えですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。ちょっと前の質問の中で1点だけ補足させていただきたいんですけども、いわゆる旧ただし書き所得で基礎控除33万円しかないというのは、これは広く浅く皆さんにご負担いただく、それから所得があろうがなかろうがいわゆる応益割、そやから医療保険を必ずお使いになりますので、それに応じたご負担をいただくという制度上の設計になっておりますので、それはそういう意味合いであるということだけ1点ご報告させていただきます。

それから、今ご質問の差し押さえが28年度急に伸びておるという話でございますが、これは、窓口での対応、それから電話での対応、そしてまた今、徴収強化月間ということでやらせていただいておりますけれども、直接臨戸させていただいたり、そういったことを積極的に実施しております。そういった回数を重ねてもなかなか応じていただけない、あるいはもう全く相談にも応じていただけない、そういった場合に限り実施しておるものでございます。今回、件数もそうなんですけれども、金額が少し伸びておりますのは、一番大きな要因は不動産も28年度初めて差し押さえというような状況に至っております。不動産の差し押さえまで至っている状況は、もちろん不動産をお持ちやという状況でお支払いいただけないということが真にどうなのかということで、何回も訪問なり、電話はもちろんのこと、家まで直接行かせていただいて粘り強い交渉をさせていただいておったわけなんですけれども、なかなか応じていただけない。あるいは一旦分納という形でお約束いただいているんですけども、それをもう何回も、ちょっと具体的に言うのも何ですけども、ほごにされるということで、これはやはり真面目に一生懸命お納めいただいている方とのバランスを考えると、やむを得ず差し押さえさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ということは、26年、27年度は預金の差し押さえということで、28年度初めて不動産を行ったということで、不動産は1件ですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）28年度、不動産は今時点で2件ということになります。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

相談に来られていたら差し押さえまでいかないのかもしれませんが、この方たちが相談に来ないから差し押さえという形になったんですね。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）相談にお越しいただいて、一旦お約束という形で誓約書を出していただいて、分割でお支払いいただくというお約束をいただいているんですけども、それが1回、2回お約束どおり納めていただいて、もう3回目以降ずっと途絶えているとか、それでどうなったんですか、お願いいたしますということでまた窓口へお越しいただいたときに、再度分割の誓約書をとらせていただく。それがまた同じように1回、2回お納めいただいて滞ってしまう。こういったことが今回のかなり、言い方はどうなのかあれなんですけれども、ちょっと頑張ってくださいよというようなケースでは、4回ほどこういった約束がほごにされたというようなことを受けまして、やむを得ず不動産差し押さえというような状況に至ったというケースがございます。

こういった、我々としても決して差し押さえを好んでやっているわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、真面目に一生懸命お納めいただいている方とのバランスを考えると、やはりある意味、毅然とした対応をせざるを得ない部分もあるというところでご理解をいただきたいと思います。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）理解してほしいということなんやけれど、状況、その方の生きていくための生活費まで差し押さえしていないか、また子どものために出された児童手当、そういったものまで差し押さえに入っていないか、その辺はちょっと心配なんです、その辺は配慮されているんでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今おっしゃられた生計費の差し押さえについては、一定額、これは法的にも禁止されておりますので、その点については十分配慮した中での対応をさせていただいております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）高くなる国保料の中で、生活費がもう切り詰めても本当に厳しい、そういうことが虐待問題やら子どもの貧困、あと生活困窮者、平均的な給与所得がある場合でも下流老人になる可能性があるという指摘もテレビでも行われていますが、きのうの二見議員の質問のときでも、国保に関する振り込め詐欺事件が行われているというぐらい国保の問題というのがやはりそれぞれの家族にとって負担が大きいからこそ、だまされる一つの要因になっているのではないかなと考えます。

何か言いたそうなので、どうぞ。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。ありがとうございます。

振り込め詐欺は保険年金課が非常に該当するようなお問い合わせ等が多いという、これはもう事実でございます。

国保もそうなんですけれども、いわゆる高齢者の方が狙われるケースが多いんで、どちらかと言うと後期高齢のほうで、そういう不審な点があったんやけれどどうしようないというて問い合わせいただくケースのほうが多いというような状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

きのうの答弁では国保というふう聞こえたんで、そのように言わせてもらったんですが、後期高齢ということなんです。後期高齢者医療ということですね。

（「のほうが多い」の声あり）

13番（江川慶子君）はい。

差し押さえの件をもう少し詳しく質問したいんですが、時間が余りないので、その件についてはまた次回の質問でさせていただきたいなと思います。

丁寧な、今まで答弁資料を求めてもなかなかわかりやすい答弁資料をいただけなかったんですが、

今回はわかりやすく、本当にありがとうございます。

それでは、次の質問に入ります。

2018年4月から国民健康保険は都道府県単位となります。現在、国保の運営は市町村が行っていますが、1年4カ月後からは都道府県と市町村の共同運営となります。具体的には、都道府県に新たに国保特別会計と財政安定化基金が設置され、財政運営を行うこととなります。市町村にも特別会計は残りますが、公費や前期高齢者交付金などがほとんど熊取町に入らなくなる一方で、国保にかかわる給付や徴収などさまざまな実務は現在と同様に行うこととなります。

肝心の保険料は、大阪府が決定する事業費納付金（都道府県全体の医療費から公費など収入を除いたもので、被保険者数、所得水準、医療費水準で案分する）に基づいて決めることとなります。都道府県は市町村と協議をし、2017年度中に都道府県国民健康保険運営方針を策定し、都道府県ごとの国保の運営や保険料算定の仕方等を決定することとなっています。

今回の法改正による都道府県単位化を、国保を広域化し、スケールメリット、規模効果により国保の困難を解決するためだと思っている人が多くいますが、それは大きな間違いです。今回の都道府県単位化は、国保の構造的な問題を解決するために行うのではなく、団塊の世代全てが後期高齢者になる2025年に向けて医療費の適正化、削減をするためであります。

2014年に成立した医療介護総合確保推進法の中で、都道府県が地域医療構想、ビジョンを策定することが義務づけられましたが、地域医療構想で都道府県ごとの医療供給体制の枠組みを決め、さらに医療費の大きなシェアを持つ国保を同時に都道府県単位とすることで医療供給体制と医療費支払いをリンクさせる、つまり国保を都道府県に財政を握らせ権限を強めることによって、都道府県ごとの医療費を削減させることが目的であります。

国保都道府県単位化は法改正によるもので、全国共通の動きです。しかし、大阪府はさらに統一化にひた走っているのが特徴で、保険料率のみならず、減免制度、国保事務に至る全てのものを統一しようとしています。

そこで、平成30年実施予定の都道府県単位化についての現在の進捗状況及び3つ目の質問、都道府県単位化と同時に進められている大阪方式について、その後の進捗状況をお伺いします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）続きまして、②、③のご質問をあわせてご答弁申し上げます。

国保制度改革は、国保の制度上の懸案に対応し、法律改正に基づき、国民皆保険を維持すべく、順次計画的に実施されているものでございます。

今回の国保の都道府県化は、平成27年の国民健康保険法の一部改正によりまして、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となることが明記され、現行の市町村とともに保険者となったというものでございます。

平成30年度の都道府県化を目指して、現在、大阪府内では、大阪府と市町村の代表団体が構成する大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議を中心に、その下部組織として財政、事業運営に関する作業部会が設置され、新しい制度の設計を進めているところでございます。27年度に設置されました当該調整会議は現在第6回目までが開催され、都道府県が定める国民健康保険運営方針の骨子案が策定され、この骨子案に関して現在、意見集約がされているというところでございます。それらを踏まえまして、当該運営方針の正式な策定に向け作業が続けられておりまして、法定されてございます平成30年度での都道府県化を遂行すべく、スケジュールに定めた日程で鋭意作業が実施されているのが現状でございます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

統一化の動きは、今ご答弁していただいたように、今始まったのではなく、2010年、当時の橋下大阪府知事と首長たちによる統一国保料を目指すとの合意に端を発しています。背景には大阪都構

想があり、もう一方で、累積赤字の多い市町村が大阪府に対し保険者になることを求めたという経緯がありました。

大阪府は、今回の統一化は大阪府が言い出したことではなく、もともと市町村から言い出したことだと発言していました。しかし、2010年当時の知事と首長との合意の当事者でもあった池田市長が今年度の大阪府市長会で2度発言し、2010年当時と現在では状況が違う、つまり2010年当時は大阪府が保険者となり、実務も含めて国保に責任を持つという趣旨であったが、今回は違うと否定しています。

昨年5月以来、大阪府は市町村代表、大阪市、豊中市、泉佐野市、門真市、東大阪市、四條畷市、島本町、岬町、太子町とともに大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議を6回開催し、さらに毎月、財政運営検討ワーキングチームと事業運営検討ワーキングで具体的な検討を進めています。答弁にもありました。調整会議資料は大阪府のホームページにアップされており、その検討内容を誰でも見られるようになっていきます。8月26日に第5回調整会議が開催され、「国民健康保険制度改革に向けた検討状況（考え方）案」という文書が資料として出されています。11月7日に第6回調整会議が開催され、大阪府国民健康保険運営方針案、たたき台が提案されています。

きょう資料をつけさせていただいております。この資料は全て大阪府のホームページに出されている分で、これがいいかなと思うものだけ4枚取り出しました。

1枚目は今後のスケジュールということで、先ほど答弁にもありましたが、11月の調整会議開催、ここで国保の運営方針の骨子が出されたと。それが第6回の調整会議で、第1回運営協議会が12月に開催されます。その中では、議事、運営方法等、国の動向、第6回で国保の運営方針の骨子が上げられたことに対して中身の話に入っていきます。これでいくと、第2回は3月に国保運営方針がたたき台として上がります。改正国保法に基づく市町村への意見聴取ということが4月末から5月まで行われまして、6月に行われる第3回運協開催のときには国保の運営方針案が諮問され、7月の第4回運協開催では国保の運営方針の答申が行われるという形で、このように進むようなスケジュールになっております。

それから、次のページをおめくりください。

これは、納付金制度の基本的な仕組みについてということで、どのように保険料が決まってくるかということです。一番左の医療給付費等、大阪府の全市町村の医療給付費をここに数字を入れて、半分が公費だということです。その残りの半分以上を保険料収納必要額として、この額を各市町村が幾ら納めるかということ計算します。

A市が納める納付金、ここは、A市は10万人で標準的収納率が88%だとすると、A市の標準保険料率がここで決まります。そこから、保険者は都道府県の保険者と市町村の保険者ということで同じように権限を持っていますので、A市が保険料率を決めることができます。A市の場合は2方式、所得割と均等割で保険料を計算しているということで、いろんなこと、その地域の事情を勘案してA市の保険料が決まるという手続です。

B町は人口規模が1万人、収納率は92%、B町の標準保険料率が決まってから市町村で、またここでどのような保険料にするかというのを決めます。ここは熊取町と同じく3方式である。所得割、均等割、平等割、そういった計算の中で保険料を決める、これがそういった都道府県の標準の設定のイメージ図となっております。

これが全国で進められているイメージ図なんですが、その次のページです。

この資料は、普通調整交付金及び国保事業費納付金による調整の仕組み、これもイメージです。一番上のが全国総額です。事業費納付金総額に対してどのように保険料を案分するかということで、半分が被保険者数に応じた市町村への案分額、右側が所得水準に応じた市町村への案分額ということで、全国のイメージはこのようになります。

その下の2と3は都道府県のイメージ図なので、これは飛ばしまして最後のページ、4と5を見てくださいなんですが、X市、Y市、Z市というイメージで、均等割、それから所得割というこ

とで図があります。所得水準が違いますので、そこで50%、30%、40%という数字で計算されております。

次、5の図は、ここに医療費の水準、病院の数だとか、近くに病院がたくさんあるところは医療費水準が高くなります。そういったところの地域の状況を計算して、医療費水準の幅を3対4対2ということで少し高さを広げてあります。広げたり縮めたり、そこは地域の事情で行っております。それによって面積で金額を計算するというので、均等割が7,500円のところもあれば1万円、5,000円、そういった地域の状況を勘案して保険料が計算されます。及び住んでいる方の所得がどういった状況かということで、右側の所得割ということも変わってきます。これが全国の他府県のイメージ図なんです。

それで、大阪はどこなのかというと、大阪が今進めようとしているのは4なんです。縦の医療費水準を1とすると、1.2の差があるんですが1とすると、もう全部割合は一緒ということで計算して、住んでいる方の所得の差で所得割は7.5と決まった上で行われます。例えば、X市は保険料が高くなるんですが、吹田市やら高槻市、熊取町もここに所得が高いということで入ってきます。またY市、ここは門真市だとか泉南市あたりが入ってくるようになります。

先ほど見てもらいました1枚目の裏の標準保険料率です。A市はA市で標準保険料率を決める、B市はB市で標準保険料率を決めるというのが他県がやる最後のページの5番のやり方で、市町村が保険料を決める権限を持っているんです。ですが、大阪府が今進めようとしているのは、標準保険料率を各43市町村で1つつ試算するのではなくて、大阪府で一括して1本決めると、それによって保険料を決めるということを進めています。それがわかるような図だということで、この資料をつけさせていただきました。

そこで、大阪府統一国保の問題点について6点ほど指摘させていただきます。

まず、1つ目は国保を相互扶助制度に変質させることであります。

国保は、法第1条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と明記された社会保障制度です。しかし、大阪府が提案している考え方には社会保険制度における相互扶助の精神という言葉が幾度も書かれており、国保を相互扶助制度に変質させ、負の公平性という言葉で被保険者、加入者同士の助け合いを強調しています。

2つ目に、医療費水準1.2だから差がないという机上の空論があります。

統一保険料とするためには、各市町村の医療費水準の違いを加味せず、被保険者数と所得の違いだけで保険料を計算することとなります。府が示す考えでは、府内43市町村の医療費水準の格差が1.2倍で、ほとんど差がないから統一保険料率が可能だとしているのですが、そもそも1.2はイコール1ではないし、大阪市内、北摂、豊能地域と泉州、河南地域の医療水準、医療へのアクセスの差が歴然としてあることは周知の事実であります。こうした違いを無視して、同じ大阪なのだから保険料も一緒だというのは余りに乱暴ではないでしょうか。

3点目は、統一保険料率による医療費増大、保険料高騰の危険性があることです。

現在の特定健診は、生活習慣病、がん検診は5つのがん、胃、肺、大腸、乳、子宮の早期発見、早期治療と生活習慣の改善によって医療費を削減し、同時に国保料高騰を抑えるという目的があります。箕面市が医療費水準を加味しない保険料率に反対しているのは、日本一と言ってもいいほどの健診事業を長年実施してきたことにより、1人当たりの医療費が低く抑えられてきた実績があるからです。

一方、現在特定健診受診率、がん検診率とも全国最低レベルの大阪市、堺市、東大阪市が、統一保険料となってこれまで以上に努力して受診率を上げることなど考えられず、この3市で国保被保険者の半分を占めるため、結果として医療費は膨れ上がる一方となることは容易に想像でき、保険料が高騰することは間違いありません。

4点目は、法定外繰り入れによる保険料抑制を敵視していることです。

多くの市町村が実施している一般会計法定外繰り入れによる保険料抑制については、厚生労働省が政策的判断で繰り入れるもの、当然、保険料抑制は政策的判断であります。については削減すべきものではないとしているにもかかわらず、府の考え方は、法定外繰り入れに頼らないのが持続可能な国保制度とし、監視しています。

そもそも法定外繰り入れは、1984年の国保法改正による国庫負担率削減による保険料高騰を抑制するために、市町村が努力してきた政策であります。例えば大阪市では、加入世帯の43%が世帯所得33万円以下で、全体の約7割が低所得者対策として政令減免適用という実態のもとで、2016年度予算では1人当たり1万9,241円が法定外繰り入れをされており、結果として1人約2万円の保険料抑制がされています。これは、まさしく大阪市が大阪市民を政策的に守っていることにほかなりません。しかし運営方針案では、国が認めている保険料の負担軽減や保険料一部負担金減免のための法定外繰り入れを勝手に解消、削減すべき対象の赤字の範囲と変更しています。

5つ目は、減免を統一、原資を保険料で賄うことでもあります。

大阪府内市町村は、全国のどこよりも豊かな減免制度を持っています。所得激減、低所得、ひとり親世帯、障がい者、借金などの減免は、1961年皆保険制度実施以降五十有余年の各地の住民運動と、それに応えてきた市町村の歴史の反映であります。しかし、考え方や運営方針案では共通基準を統一化し、あろうことか減免の原資を相互扶助の観点から保険料で賄おうとしています。現在は、もちろん減免制度の原資は市町村一般会計の法定外繰り入れで行っており、減免のために保険料を使うなど本末転倒としか言いようがありません。

6点目に指摘したいことは、統一の強要は法の逸脱行為であるということです。

運営方針はあくまでも技術的助言であり、絶対的義務ではないことが国のガイドラインに明記されています。これは、文野議員も質問のときにおっしゃられていました。さらに、法改定後も保険料賦課決定や減免制度決定などの権限は市町村にあります。これについて、考え方では、法定外繰り入れの継続等により独自に保険料や減免基準を決定すれば負担の公平を確保できなくなる、広域化調整会議での検討や国保運営方針の趣旨が損なわれるなどという意味不明な理屈に終始しています。

考え方と運営方針に欠落しているのは、被保険者の保険料負担が限界を超えているという事実であります。市町村は、保険料を安くするためには一般会計法定外繰り入れを行い、保険料減免を行ってきたのであり、その権限を制限し統一を強要することは法の逸脱行為であります。

るる述べさせていただきましたが、何かございますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）時間も迫っておりますので手短かに言わせていただきますけれども、まず、その当時の大阪府知事と市町村長が合意したことによって始まっているというご指摘でございますが、これは、そもそも全国の国民健康保険を国のほうが現状、窮状を察して追加財政支援が必要である、そして運営の見直しが必要であるというところから始まっておるというものでございます。まず、それが第1点でございます。

それから、江川議員のほうから資料を提供いただいてお示しいただいた医療費水準によって、あるいは医療費水準によらないというグラフがあったかと思えます。

ちなみに、熊取町の医療費水準でございますが、平成27年度ではございますが、1人当たりの保険給付費は32万1,126円ということで、大阪府下11位の高さとなっております。したがって、先ほど見ていただいた世帯当たりの保険料と比べましても3倍以上の経費がかかっているという現状がございます。

これをまず押さえていただきまして、江川議員がお配りいただいたイメージ図に戻っていただきますと、医療費水準が高ければ面積が大きくなってしまいうということになってしまいます。したがって、熊取町、自分とこのことだけを言うのは何なんですけども、医療費水準によらないという方式は、熊取町は今の医療費水準の分だけを見れば有利なやり方なのかなというところが1点

でございます。

それから、6点ほどご指摘いただいた中で社会保障と医療保険と別枠のようなご説明がございましたが、社会保障の中いわゆる生活保護を代表とする公的な扶助もあれば、あるいはこういった保険制度を活用した医療保険、これも社会保障の一つであると、こういう分類がなされております。これが1点でございます。

それから、医療費水準1.2の話でございますが、これは全国で今現在最低レベルであるという報告を受けております。

それと、特定健診あるいは熊取町も頑張っております徴収率につきましては、別途インセンティブが働く方法を現在検討中であるというふうに聞いてございます。

それから、法定外の繰り入れに関しましては、今現在も公的な支援あるいは社会保険からの支援というものがなされてございます。ちなみに、国保加入者は全体の4分の1でございます。4分の3のその他社会保険の方々からの支援というのを今現在ももう既に受けてございます。

さらに、江川議員もご指摘があったかと思いますが、公的支援の分が追加されます。この追加の分につきましても、やはり4分の3の方に投入しておいた公費を引き揚げて国保のほうに回してくれるという、そういったかなり荒っぽい改革も行われております。その上でさらに、これは法律あるいは基準に従って入れられるものでございますので、いわゆる社会保険の4分の3の方もご納得いただけるかと思いますが、それを超えて法律に定めのない法定外の繰り入れを別途ということになると、なかなか慎重な対応が必要であるということが1点でございます。

そういった、すみません、ちょっと時間がなくて早口になって申しわけないんですけども、今申し上げたような点が今いきなり長いご説明を聞いた後での感想ということで申し上げさせていただきます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員、質問なしで1分以内でまとめてください。

13番（江川慶子君）今回の都道府県単位化では、市町村権限は今後も確保されます。ですので、熊取町は目の前にいる住民に責任を持って地方自治をこれからも行ってもらいたいと思います。

暮らしと命をも侵す高過ぎる保険料をいかに抑えるかという視点の立場で頑張っていたいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、江川議員の質問を終わります。

次に、阪口議員。

4番（阪口 均君）ご指名がありましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最後になりましたけれども、あと一頑張り、吉田理事、よろしく申し上げます。

まず、通告にあります教育方針についてというところでお伺いしたいと思います。

過日、「全国学力・学習状況調査 熊取町の分析結果」という分厚い資料を頂戴しています。これに目を通して少し気になるところを質問させていただきたいなと思いますが、まず熊取町の小・中学校の問題点、それと対策という部分で、どういうふうにお考えかというところをお聞かせください。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）阪口議員の教育方針についてご答弁申し上げます。

まず、議員ご質問の1つ目、「平成28年度全国学力・学習状況調査 熊取町の分析結果」から見える熊取町の小・中学校の問題点と対策についてでございますが、平成28年度熊取町結果の特徴としては、基礎的な知識や技能は定着しているが、全国、大阪府結果と同様、身につけた知識を活用し表現することに課題が見られます。

課題である思考力、判断力、表現力をさらに身につけさせるため、全小・中学校において授業づくりの研究を行い、教師が一方的に授業を進める形態から、子どもたちが主体的に学び、考え、その考えを仲間とともにさらに深めることができるよう、グループ学習等を取り入れた授業を展開し

ているところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）分析結果の中でコメントされているんですけども、小学校では国語A、Bにおいて全国、大阪府平均を下回る結果となったと。またそれ以外にも、小学校の算数、数学のところでも全国、大阪府平均を下回ったと、中学校では大阪府平均を上回る結果になったというふうにあるんですけども、学力の熊取、教育のまち熊取と言われている割にこういう結果というのは解せないんです。これについてはどういうふうに判断されていますか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）これにつきましては、従前から申し上げておりますとおり、あくまで今回この時点でテストをした結果ということで、本町においてはもうこのテストが始まったときから、得点が高い低い、都道府県の順位がどうというふうなことにこだわるのではなくて、このテストの目的自体が、子どもたちのどこに課題があって何に取り組まなければならないのかというところであるというふうな視点で取り組みを進めております。

ただ、今回ここに書かせていただきましたとおり、小学校については府、全国より低くなっている。でも中学校につきましては全国、府よりも高い結果であったというふうに書かせていただいております。

一つ特徴的なところは、これは過去のものも含めて結果を見てまいりますと、例えば、それがいい悪いではないんですけども、現在中学校3年生、今回テストを受けた子は全国、府よりも結果的には高かったということなんです。この子たちが小学校のとき、ちょうど小学校6年生のときに同じく何年か前に全国学力・学習状況調査を受けているんです。そのときは全国よりも平均が低かったんです。それが、中学校3年間積み上げの中で今回高くなっている。だから、同じ集団を比較したときに変わってきていると。

結局、子どもたちのこういった学んだ力というのは各年度ごとに当然変わってきますし、結局、9年間を見据えて子どもたちがどんな力をつけていくかというふうな視点で取り組むことも一つ大事な部分ではないのかなと思っておりますので、確かに小学校6年の時点ではこうでした、だからこそこの結果を受けて各学校では分析し、この部分をしっかり頑張っていこうということで取り組んでおるといことですので、そのあたりについては、得点の高い低いではなくて、子どもたちがどういった学びをするかというところに視点を当てて今後も取り組みを進めたいというのが現在、教育委員会での見解でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）学力が高かったとか低かったとかいうよりも、出た結果がやっぱり低いという判断が小学生の場合できるということについては、何か手を打つとかいうふうなことが当然必要かなというふうに思いますし、これをやっている以上は、恐らく熊取町は大阪府の何位というふうな、そういう数字が多分出ていると思うんですけども、そこら辺はいかがですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず、1点お話がありました子どもたちの学力をどう見るかというのは非常に難しい部分でして、これはもう従前から我々お伝えさせていただいておりますけれども、学ぶ力、学ぼうとする力、学んだ力という、だから子どもたちの学力というのは、結局どれだけ点数がとれたかということだけではなくて、今大事なものは何を求めて勉強を頑張りたいかであるとか、学ぶ意欲であるとか、あるいは学びたいというふうな気持ち、こういったものも含めて我々は学力だというふうに捉えたいというふうに思っております。ですから、結果の得点だけが子どもたちの全てではないと。

今後、結局その結果を見て頑張ってくればまた次、得点も変わってくるということですので、まず1点は、得点のみを見てどうというふうなことの判断は我々はしたくないといひますか、子ど

もの意欲、そういったものも含めて考えていきたいというのが1点目でございます。

それからもう一つ、順位ということに関しましては、これはもうやり始めた当初から一貫して、我々は、何番目であるといったことについては公表させていただかないということで、これはもうホームページにも書かせていただいております、教育委員会のほうでも、このテストに参加する条件として得点は公表しないでやっていきたいということで、これはもうずっと踏襲させていただいております。その点につきましては、結果が何位ということについては我々は言及させていただいていないということで、ご理解いただければありがたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 大阪府が全国でけつ2という順位というふうに聞きます。ということからいくと、大阪府の中で大阪府にも劣る数値が出ているところは、全国で言うたら当然下から数える方が早いですよね。それが実態ということにちょっと愕然とするんですけれども、やっぱり、教育のまち熊取町をうたっている以上はいろんな教育があると思います、今おっしゃるように。でも、勉強の部分の学力というところも非常に重要なことだと思うんです。

熊取町の教育レベルの高いというところに共感を得て移住してくる、永住する人にとっても、やっぱりここら辺は非常に大事な部分だと思うんです。それを点数はどうでもいいんですと言うのはちょっと言い過ぎじゃないかなと、やる以上はやっぱり頑張りましょうよということをお願いいたすんですけれども、どうですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 点数がどうでもいいというふうに思っているわけではございません。だから、点数がとれないところは、どこがだめだったんだろうか、点数とれるようにどうしたら頑張れるであろうかというのは当然考えていく必要があるというふうに思っています。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、今の中学3年生が小6のときにはそういう全国よりも低い状況であったけれども、中3になると全国よりも高くなっているという、いわば子どもたちの伸びですよね。そやから、当然ながら子どもの集団によってどんな得点であるか、ですから、今年度そうだけれども、もしかしたら来年度の6年生はどうなるかわからないというのが現状であります。

ただ、我々は義務教育という、熊取町で学ぶ9年間をどんなふうに育てていくかというふうな視点でやっておりますので、その辺のところも成果として受けとめていただければありがたいというふうに思っております。

あと、点数については、点数がどうでもいいと思っているわけではございませんので、当然、子どもたちも前よりもいい点がとれば、ああよかった、頑張ったかいがあったというふうに思う部分もあります。ですから、その辺のところは課題として捉えて取り組みを進めていきたいというふうに思っているというのは、これはもう議員のお考えと同じであろうかというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 小学生が中学校になって伸びているというんですか、結果がよくなっているという現象がこの表を見ると出てきていますけれども、これについては例えば中学校の先生のレベルが高いとか、そういうふうなことは特にないんですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 過去何年間かで経年で見てみますと、ことしはそのような結果であった。でも何年か前は全国より小学校が高かったというふうな結果がありますので、やっぱり子どもたちのその年々によって当然結果は変わってきています。

だから、年々の結果が変わってきている状況の中で、例えば学校の先生がそこで大幅に入れかわったのか、教育方針ややり方が変わったのかと、それは全然変わってはおりません。ですから、先生のレベルが高いとか低いとかというふうな、ただ、教職員は、レベルが高い低いではなくて、しっかり子どもたちにわかる授業をしていくための日々研さんは間違いなく必要だと思っております。

で、教職員自身がみんなの子どもがうんわかったと言えるような授業をできるような努力は絶対にしなければならないと思っております。これは、教育委員会も学校と一緒に取り組んでいくべき課題だと思っております。

だから、得点の差が先生のレベルの差であるというふうなことは考えてございません。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 確かに定性的な部分、後半のほうにあるんですけども、意識調査的なアンケートですね、問い。それに対しての回答も、小学校と中学校と比べると全然違うなというふうなところが見受けられます。この差は、何かで小学校もっとかさ上げできへんのかなというふうな疑問が一つあったりするんです。

坂上昌史議員の質問に対しての答えのときも、主体性に欠けるという言葉がありました。これはもう全国的にそうやおっしゃっていましたが、特に熊取町は、これを見る限り全国よりはるかに主体性のない学校というか、生徒の集まりかなぐらいの、そういうところが出てきているので、そういう分析は十分されていると思いますから、ぜひそこら辺を補うような教育、生徒会にもっと、例えば運動会の仕切りを全部生徒会中心にやらせるとか、文化祭がそうであるとか、みんながつくり上げていく学校みたいな、そういうところをどんどん植えつけていっていただいて、こういった部分の補いをしていただきたいなというふうな気がするんですけども、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 今、議員がお話しされましたように、主体的に子どもたちが学ぶ、活動するという事は非常に大事だというふうに思っております。

分厚い分析の冊子の中に子どもたちの質問紙の調査の結果が載っています。質問紙調査の結果をどう受けとめるかというのは非常に難しいところで、これは極端な話ですけども、例えば算数の授業は好きですかという質問に対して、きのう算数の授業ですごく嫌な思いをした、嫌なことがあった。すると、その次の日の質問紙の答えはおもしろくないと書いている子もいる。だから、全体の傾向としてはこれで見ていけますけれども、実際そのときの子どもたちの状況や心の内面等によってもこれは変わってくる部分でありますので、傾向としては捉えていきたいと思っております。ですから、各学校では質問紙調査の結果の分析はしっかりしていきながら、今子どもたちがどんな状況にあるのかということは調べながら、それに対して取り組みを進めているところです。

それから、主体的な取り組み、これも今現在も体育大会、文化祭、合唱コンクール等さまざまな行事、修学旅行も含めて主体的な取り組みをやっていこうということで、本当に子どもたちが実行委員として取り組みを進めているという現状がございます。

ただ、これにつきましても、当然ながら今後もやはりそれをしっかり継続していきながら、常に子どもたちが主役であり得るような学校をつくっていくということは今後も必要な部分だと思っておりますので、その点については現在も努力して行っておりますが、今後も議員ご指摘のとおり、一生懸命頑張っていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） このことから最後に1点だけご質問したいんですけども、地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますかというのに、熊取が著しく低いんです。小学校の場合、熊取町は30%の人がやっています。これを全国で見ると36%、6ポイント。これが中学校になると、熊取町は28%の人が参加しています。全国が48%と、もう倍とは言いませんけれども、20ポイントも差があると。この点についてはどういうふうに分析されますか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 一つ考えているのは、ボランティアの機会ということ、そのあたりの部分もあろうかなというふうに思っております。例えば、子どもたちが何をボランティアだと

考えているのかというボランティアの理解というふうなところもあると思っています。その辺については子どもたちにはしっかりと理解させていきながら、当然、ボランティアの精神、奉仕の心、そんなものが必要であるというふうに考えております。

ただ、我々一つだけ言わせていただきたいのは、この調査の中で学校へ行くのが楽しいと思いませんか、それから学校で友達に会うのは楽しいですかという質問に対しては、小・中とも全国より高い割合が出ているんです。だから、ただ楽しかっただけではどうなのかというご指摘ももしかしたらあるかもしれませんが、やはり学校へ行くのが楽しくて友達と一緒に会うのが楽しいというふうな子どもが多いということはすごく大事だなと思っています。ただ、一方でそうでないという子ども数%いますので、そこは非常に大きな課題だということでも取り組んでいきたいと。

だから、学校としては、教育委員会としてもですけれども、この調査の結果をもとに子どもたちの今の内面、いわゆるこのときの内面がこうこうであったので、何に取り組まなければならないか、まさしくこのテストは課題を見つけて、その課題に対して取り組むものだという意識で頑張ってもらいたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ボランティア活動というのは地域に溶け込む一番最初の入り口だと思いますので、全国がこんなに高く何で熊取町がこんなに低いのか。田舎であってそういう地域とのつながりの強いところでありながらこうという部分がちょっと理解しづらいところだったので、ぜひまた、こちら辺も一度深掘りして追求していただきたいなというふうに思っております。

続きまして、熊取の各学校の教育方針の違いとか特徴についてお答えいただきたいんですが、これは先日、11月9日に総務文教委員会と教育委員会の懇談会があったときに少し出た話です。それについてお願いします。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） では、熊取の各学校の教育方針の違いや特徴についてご答弁させていただきます。

各学校におきましては、熊取町教育委員会が作成した熊取町教育方針に基づき学校教育目標や方針を作成しておりますので、目指す方向はどの学校も同じであり、知徳体のバランスのとれた子どもの育成を目指しております。しかし、各校の具体的な取り組みの内容につきましては、子どもたちの学力保障のためにグループ学習を全ての授業で取り入れたり、地域にある高齢者施設や大学との交流を積極的に行ったりするなど、子どもの実態や地域性を生かした特色あるものとなっております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） その特色というのを、今、3中学で結構ですから、どこが何、どこが何ということはお答えできますか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 簡単に言わせていただきます。

まず、熊取中学校につきましては協同的な学びということで、これは数年も前からグループで学習する、主体的に子どもたちが学ぶという取り組みを進めてきておりまして、これにつきましては、大げさな話ですけれども、全国的にも有名になってきているみたいで、遠くは山口県から視察で授業を見に来られたりすることも実際にご覧いただけます。大阪府下のいろんな中学校のほうからも、どういふふうにしていふのかというふうなことを来られております。それが大きな特徴であるのかなというふうに思っています。

北中学校につきましては、ユニバーサルデザインによる授業づくり、全ての子どもに優しい、全ての子がわかるようにというふうなことで授業づくりに取り組んでいるというふうなことです。

それから、南中学校につきましても、今グループ活動を取り入れた授業づくりに着手していると。

当然ながら、熊取中学校での取り組み、こういった先進な事例がございますので、これについて南中学校も頑張っていきたいというふうなこと、それからあと、グリーンパークの協力を得た里山の体験であるとか、そういう自然の豊かなところに学校がございますので、そういった取り組みにも力を入れているというのが状況でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 熊中の協同の学びというのを今初めて聞いたんですけれども、どういう内容になるんですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 先ほどからグループでというふうなお話をさせていただいておりますけれども、グループで子どもたちが主体的に学び合う。だから、わからないところやったら友達同士で教え合うであるとか、意見を出し合うとか、お互いに意見交流をして高め合うとかといったような授業。ですから、今まで従来型の先生が前で、子どもたちがこちらを向いて先生が教え込むという授業ではなくて、先生の出した課題等に対して子どもたちがしっかり話し合って考えて答えを導き出す、意見を出し合うと、こういったような取り組みでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） それは、例えば国語の授業のときに国語の内容でそういうやり方をすると、そういうことですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 基本は全ての教科、授業で行うということで、取り組みを進めております。

議長（重光俊則君） 中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君） 私、教育者ではございませんので、素人の目でその授業を見せていただいたときに、見るまではうーん、ほんまかなという気持ちがございますけれども、見せていただいた後は、あっすごいなこの授業はというふうに感じました。それはなぜかと申しますと、よく予備校のコマーシャルで先生が非常に熱心にジェスチャーを交えてやっというのをただ聞くだけではなく、ひょっとしたら、先生は何やってるんやろうと思うぐらい、先生は余り動き回るわけではないんです。各机を4人グループずつつくったようなところを見て回っという感じなんですけれども、その中で、やっぱり大勢の中でしたら少しついていきにくい子は質問しにくいとかというのがあると思うんです。40人がいてる中で質問しにくい。でも4人やったら、ここわかれへんねん、これ何とか、今何やってるんとかというのを非常に簡単に聞いている。その中で、言葉は悪いですが、ちょっとできる子は、またそれをこれはなと言って教えてあげることによってさらに伸びているなというのを非常に授業を見せていただいて感じたところです。それは素人目線での感想をぜひ聞いていただきたいと思ひまして、挙手させていただいたところでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 全ての授業でやっているというのは、例えば1週間に5時間ある社会の授業のうちの1時間がそういう勉強の仕方と。じゃないですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） いや、全ての授業です。だからもう1週間全て。当然ながら、グループにするとときもあればそうでないときもあるし、だから、先生が説明をするときには例えばコの字型で先生を中心に座っていて、そしたら今からグループをつくって話し合ひましようと言ったら、子どもたちがさっと机をひつつける。

もう1点言えば、子どもの主体性ということでは、熊取中学校のチャイムを聞かれたことを議員の皆様方はないと思うんですが、今はもう熊取中学校はチャイムが鳴らないんです。つまり、チャイムで授業が始まります、終わりますというのを知らせていたんですけれども、ノーチャイムウィーク、それからノーチャイムマンス、ノーチャイムターム、それでノーチャイム、もう年間チャイ

ムを鳴らさないように、だから、チャイムが鳴らなくても子どもたちは時間が来たら勝手に座って授業が始まるんです。テストのときだけはチャイムが鳴ります。

そのような状況で進めているということで、ただ、余りすごいですということを使い過ぎるとあれなので、そんなふうには努力していますということで、これを全ての学校等でも広げていきたいということで、今進めているというところでございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） すばらしい話を聞かせてもらいました。我々の時代では想像できないようなこと。

これは熊取オリジナルですか。

議長（重光俊則君） 勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君） もともとは関東のほうの「富士学びの会」というのがありまして、そのこのスーパーバイザー、要するに元校長であったり、あるいは東京大学の大学院の先生に行かせてもらってスーパーバイザーに来てもらっていると。今も年間3回、熊取中学校はそのスーパーバイザーが来てくれています。2回は「富士」学びの会という元校長先生、もう一回は和歌山大学の協同的な学習をやっている先生、だから、一つの協同的な学習のやり方ではなくて、いろんなパターン、全国でもう協同的な学びというたら物すごくはやっていますので、そのいろんなパターンのいいところ取りをしようということで費用を取ってもらって、来ています。

だから、熊取オリジナルではなくて、そこから熊取オリジナルをつくっているという、そういう状況です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。先進的な授業ということで、成果を出して、ぜひ広めていただけるような形に持って行っていただけたらなというふうに思います。

それと、ほかの2つの中学校も、方針が出ている以上はやっぱりその結果を検証して、翌年どうしていくのかというふうなことは毎年されているんだと思いますけれども、きちっとPDCAサイクルでそこら辺のことはチェックしていただきたいなというふうに感じます。よろしくお願ひします。

続きまして、英語教育の充実についてということで、これもこの前の教育委員会との懇談会の際にちらっと私も話をしましたけれども、ここら辺を熊取町としてどう考えているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） では、英語教育の充実についてご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、平成28年9月からは小学校専属ALTを2名とし、各小学校に週2回配置しております。新たに小学校に配置したALTを機能的に活用できるよう、ALTとのティームティーチングのあり方、児童・生徒の英語の表現力を向上させる指導方法、さらには小・中9年間を見据えた授業づくりに邁進しております。また、これらを通して小学校及び中学校教員の指導力の向上にも努めているところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ALTの増員は、前からも言っていますけれども、高く評価します。もっともっとふやして予算をとっていただきたいと思うぐらいのいいことをされていると思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

これは、元官僚の古賀茂明という人がいましたけれども、官僚をやめてから官僚の悪口を書いた本なんです。ちょっとそこから抜粋して、英語のことを書いていますので披露します。

外国企業が日本で企業活動を行うのに二の足を踏むもう一つの大きな理由は、やはり言葉の問題にある。英語を自由に話すことのできる日本人が少ないという現実、かなりのデメリットにならざるを得ない。このことは日本企業の国際化に対しても足かせになりかねない。

あと、途中飛ばします。

中国人のほうがはるかに英語を話す。この差はどこから生まれてくるのか。やはり教育だ。ごく普通に中国では英語で講義が行われている。アメリカで研究してきた人を連れてきて英語で講義をさせている。翻って日本はどうか。教師は日本人というふうな内容で、また途中、大分飛ばしますが、英語は、ネイティブの教師を必ず採用するとか、高校や大学の入学試験の英語はネイティブとのディスカッションのみにするといった思い切った改革が必要ではないだろうかというふうなことを言っています。

恐らく、ここにいる全ての人が、今の英語教育で英会話できる子が育つかというたら誰一人思っていないと思うんです。やっぱりネイティブとしゃべる機会があって、そういうことに目覚めて、そっちの方向に興味を持っていくという子どもがふえてくればくるほど英会話というのはできくると思いますので、そういう意味でも、ALTというのは非常に熊取の教育のまちを支える上においては大事な、必要なことだと思っております。ぜひ、強烈にこのことは推進してほしいというふうに考えております。

それと、もう一つ質問なんですけれども、英語の授業、仮に1週間に5時間あったとしたときに、英語の教科書があるわけですから、それに基づいて授業が進んでいくと思います。ある学校はライティングとリーディングを少ない時間してスピーキングとヒアリングを重視するとか、そういうふうな差をつけていって教育上問題ないんですか、授業を遂行するにおいて。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）子どもたちにどういった力を身につけさせたいかというふうなこと、ここがまず第一義であると思います。それに子どもたちの状況を重ね合わせて、今この子どもたちには何を教えることが大事なのかという視点がとても大事だと思っております。

ただ、今お話にもありましたように、教える英語の先生自身が自分たちの教えている子どもたちの課題をちゃんと理解するとともに、先生方のスキルアップというのは間違いなく必要であるというふうに考えています。

国としては中学校も全て英語で授業をやりなさいという方針もあって、そういったことも含めて今、教育委員会のほうでは、教育委員会が中心となって進めているのが先生たちのスキルアップの研修会、これをALTも含めて、せっかくALTがたくさんいてくれていますので、ALTと一緒に絡めていきながら、例えば前で模擬授業をしてもらって、それに対して大学の先生等からいろいろご意見をいただくであるとかといったことも含めた取り組みも今進めております。

だから、どういった方法で授業をなさるかというふうなことについては、当然、目指している子ども像、これはもう学習指導要領に書かれているものですので、それに到達するために当然若干、学校によってはやる部分が違う部分もあるかもしれませんが、でも、そういったところで極端に変わらないような、それを是正するために全ての学校が集まっての研修会もあるというふうにご理解いただければありがたいと思っております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）私の質問に対しては、結論としてはそういう偏った教育の仕方はできないということですか。それとも、やろうと思えばできるんですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）もしそれをして、読む、書く、話す、全てが子どもたちにできればそれで構わないんですけれども、偏ってそれだけをすることによって、例えば話すことができなくなる、聞けなくなるとか読めなくなると、書けなくなるとなると、これは課題かなと思っております。

だから、できるかできないかと言われると非常に答え方が難しいんですけれども、ちゃんと全てできるようになるのであれば、そういう方法ももしかしてあるのかもしれない。

議長（重光俊則君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）結論から言うたら、簡単に言うたらできないというふうに思います。

時数が英語は週4時間と決まっているんです。もっと教育課程が緩やかでほかにもいろいろ使える時間があれば、今、阪口議員が言われたように、最低限のことをやって、特化してこの時間はスピーキングに使うとかライティングに使うというのはできるんですが、もう全ての教科が何時間というのが学習指導要領で全部決まっていますので、あとは考えられることは、7時間目、8時間目にとかなないしたらできるんですけれども、今はちょっと7時間目、8時間目できるといふ言わんから、今のところはできないと。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）4時間の中のウェートを少しこっちへ持っていかうふうなことは、今の話ですと可能なんですよ。熊取の方針として、しゃべれる子どもをつくる、そういうのがまず第一義だと思います。そういう子たちが育ってくれば、いずれ日本を動かすやろうし、世界に出ていく子どもも出てくるやろうし、そういう後押しをするということは、今ここにいらっしゃる3人の教育委員会の方が頑張っていたらそういう子どもたちがいずれ10年後、20年後に出てくるという確信を持って、少しそういう頭も持っていたらいいなというふうに思っています。

それとあと、以前も言ったことがあるんですけども、英語の弁論大会を開催するとかいうふうなことも一種パフォーマンスとして、そういうことも熊取町ではやっているんですよというふうな、そういうことによって英語に興味を持つきっかけづくりというのを生徒にそういう場をつくっていくというようなことは、ぜひ考えていただけたらなというふうに思っております。

続きます、小中一貫教育についてお尋ねします。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、4つ目の小中一貫教育についてご答弁申し上げます。

小中一貫教育とは、小・中連携のうち小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通した教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育と定義されております。本町においては現在小中連携を進めており、小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指しているところであります。

従来から行っていた小学校6年生が中学校の授業やクラブ活動を体験する小中交流会に加え、英語教育や授業づくりにおける連携をさらに進め、6年・3年という区切りではなく、連続した9年間で知徳体のバランスのとれた子どもの育成に努めてまいります。

今後も、熊取町教育方針のもと、各校において子どもの実態や地域の特性を生かした取り組みを行い、家庭、地域と手を携えながら、子どもたちに将来社会で生き抜く力を育ててまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしますと思っております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）今現在、公立の小・中学校で小中一貫教育もしくは小中一貫校となっている学校数はどれぐらいあるか、把握されていますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）現在のところ、ちょっと今のところ資料は持ち合わせていなくて、非常に申しわけございません。ただ、小中一貫で取り組んでおるといふふうなところは、少しですけどもあるというふう聞いておるといふ状況でございます。

議長（重光俊則君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）私も、数ははっきりわからないんですけども、能勢町は、今まで幾つかあった小学校、中学校を統合して全部小中一貫校にしました。だから、そういうふうにしたら小中一貫校にできると思うんです。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）どちらかという、全国ではふえている傾向ですよ。じゃないですか。

（「出てきている」の声あり）

4番（阪口 均君）出てきている。これからふえるかもしれない。試験的に出てきているという、そん

な感じですか。

出てきているということは、やはりそこにメリットを感じているというふうに理解できると思うんですけども、そのほうが教育をしやすいというふうなことが往々にしてあろうかなというふうに思うんです。

熊取も5小学校3中学ですから非常にコンパクトで、やりやすいと言えばやりやすいですね。いろんなあれはありますよ。高いハードルはいっぱいありますけれども、そんなのを抜きにして人口的に、あるいはそういう環境的な部分からいくと、割とやりやすい環境にあるかなというふうに私は思っているんですけども、もっともっと、地域によってはとてもできへんわというふうなところもあると思いますし、せめてそういう環境にあるんでしたら小中一貫教育という、英語も小学校までおいてくることもありますし、小学校の勉強範囲を変えて中学校とのやりやすさというやつを見出していくみたいな、そういうことも必要かなというふうなことも前から考えてはおるんです。

当然、学区のことがあったりとかしますけれども、5小学校3中学、少ない学校数ですから、もう学区も取り払おうと思ったら取り払えますよね、ちょっと乱暴な言い方しますがね。昔は小・中学校1校ずつやったんですから、みんなの端からも通ったんですから。

それぞれに特徴のある中学校が、例えば熊中がさっきおっしゃったようなそういう教育方針を持って、主体性を持った教育の仕方をしています。北中は勉強に英語教育を特化します。南中は体大の力もかりて体育教育に力を入れていきますと。小学校の生徒たち、父兄が自分の子どもをどこの学校に入れるかというのを自由に選択させるような、そういう、笑っているけれども、夢のような話かもしれませんが、今までどおりやっていたら今までどおりなわけであって、やっぱり教育のまち熊取を前に出していこうとしたら、よそがやっていないようなことをトライしていく、それを成功に結びつけていく、また次のステップが前にあるみたいな、そういう段階を経ていく必要があると思うんです。

いきなり100段ぐらい高い階段の話をしましたけれども、一つ一つそれを低い階段からクリアしていくような、そんな考えがないのかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）ありがとうございます。

教育の将来を考えていただいているというふうなことなんですけれども、また1点、例えば校区を取り払うというふうなお話につきましては、今一つ課題になっているのが、地域がなくなっている、いわゆる昔の村社会がなくなっている。だから、地域の方と子どもたちが接していきながら地域の人と顔の見える教育みたいな。ただ、校区がなくなってしまうと、せっかくある地域での子どもというふうなことがばらばらになってしまうという、そういう可能性もあるであろうというふうなこと。

あるいは、小中一貫教育と言われますが、そのメリットもあれば、やっぱりデメリットもあるのではないかなというふうに考えられます。例えば、小中一貫でやることによって9年間を見据えた目標を立てて、それに向けて進んでいけるというようなことがある。一方で小・中と分かれていると、それをしようと思えば小・中がお互いに常に意見交流をしながら、あるいは子どもの状況を知りながら、それぞれの学校が何に取り組んでいるのかということをしっかり理解しながらやっていかなければならない。ただ、今、熊取町では、そちらのほうをしっかりやろうと思って取り組んでいるというところがある。

子どもの立場に立ってみますと、例えば6年と3年という、小の終わったという区切りがあって、もう一度、自分は小でできなかったけれど中でこんなことをしたいという、リセットするいい機会になるかもしれない。だから、さまざまなメリットもあればデメリットもあるというふうに思っておりますので、そのあたりはどういった形でするのが子どもにとってよりよいのかというふうなこと、当然、地域性であるとか熊取町の状況等も全て含めて考えていかなければならないと。

ただ、やっぱり教育を充実させいく、これはどんな方法でするかは別として、熊取の子どもたち

に充実した教育をという考え方では多分一致している部分だと思いますし、そこについてはもう皆様方同じように考えていただいていると思いますので、そういった方向でいろんな部分、いろんな可能性とも含めながら取り組んでいくということは、重要ではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） この話は恐らくまだまだ尽きないと思いますので、また別の機会にということにして、教育のまち熊取というのをうたっていく以上は、やはりよそと違ったことをしていく。先ほど冒頭に学力のことを言いましたけれども、とてもこれを見ていると教育のまち熊取は語れないなというふうに思ってしまう。どっちかという教育環境が整った熊取みたいな、そんなことかなというふな印象を持ってしまうので、ぜひとも教育のまち熊取というブランドを維持し、もっともこれを世間にアピールできるような状況にしていきたいなというふうに感じておることをお伝えして、次に移ります。

2つ目です。永楽ダム、ゆめの森公園周辺のことなんですが、永楽ダムの桜が老朽化してきて枯れてきている、これに対する対策というところについてお願いします。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） それでは、永楽ダムの桜の植樹についてご答弁申し上げます。

現在、永楽ダム周辺には山桜も含め約1,000本の桜がございまして、この桜が満開になる4月上旬には熊取町緑と自然の活動推進委員会が主催します永楽桜まつりが開催され、毎年、祭り開催期間には1万人から1万5,000人の方が訪れる、近隣では有数の桜の名所となっております。

しかし、桜の植栽後40年余りの年月がたち、老木化している木もあることから、熊取町緑と自然の活動推進委員会により、枯れ枝の剪定、下草刈り、消毒、追肥など定期的な樹木の手入れを行っているところでございます。

また、昨年度から、永楽ダムの桜の状態を適正に管理するため、阪和自動車道のトンネルから永楽ゆめの森公園入り口までの道路沿い及び永楽ダム広場周辺の93本の桜1本ごとに番号札をつけ、各樹木の幹回りの計測や樹木の状態を5段階に分け評価を行い、調査票を作成することで、桜の適正な管理並びに保全に努めていただいているところであり、今年度以降も引き続き調査を行う予定でございます。

なお、ソメイヨシノの寿命は一般的には60年程度と言われておりますので、将来を見据え、ソメイヨシノや山桜などの補植を行っておりますが、地盤が岩質であることなどから根つきが悪く、成木として成長していないことから、今後、専門業者の意見も聞き、苗木の植栽も進めてまいりたいと考えてございます。

今後も、熊取町の貴重な財産として、桜の保全ができるよう適正な維持管理に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） もう一つ、ダムからハイキングコースがありますけれども、ダムから高田においていく、ちょっと右側から上がる場所です。その並木に並木道として桜を植えるという、そんな考えを私は持っているんですけど、それについてはいかがですか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） それでは、ダム周辺のハイキングコースの桜の植樹についてご答弁申し上げます。

上高田地区の奥山雨山自然公園入り口から芝生広場につながる、もみじ広場コースと呼ばれてございます管理車道では、入り口付近にイチョウ並木、少し上ったところにはもみじの広場があり、そこから芝生広場までの沿道にもソメイヨシノやもみじが植栽されてございます。

しかし、これらの桜につきましても永楽ダム周辺と同様に老木化が進んでございますので、今後予定しております奥山雨山自然公園の整備とあわせまして、既存の樹木を生かしながら、植栽可能な箇所には計画的に桜、もみじなどの植栽を行ってまいりたいと考えてございます。

永楽ダム周辺の桜を含む奥山雨山自然公園並びに永楽ゆめの森公園におきましては、本町の貴重な緑の財産でございます。今後も町内外の多くの方々にご利用いただけますよう適正な維持管理に努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 永楽ダム周辺の桜の木を植え足しているということですが、これは年々足しているんですか。それともある年に一斉に足したというような、そういうことですか。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） 今までも毎年、大体約30本程度になろうかと思っておりますけれども、補植はしているのが事実でございます。答弁でも申し上げたとおり、何分地盤が岩質でございますして、成木するまでには一定ある程度の根の張りというんですか、地中に張る必要もございます。ただ、その根が十分に張れないということもございまして、成木には至っていないケースが多々あるという状況でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） それは専門家を使ってやっているんですよ。

議長（重光俊則君） 大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君） ここ2、3年ですけれども、先ほどちょっとご答弁の中でも申し上げました熊取町緑と自然の活動推進委員会、このメンバーの方の中にも植木職人の代表の方とか一定専門の方も2名程度ございますので、その方から専門的なご意見を頂戴しながら今後も取り組んでいきたいと考えてございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） わかりました。せっかくいい名所になっていますので、枯れているところについては補植で補っていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

3番目になりますけれども、公園周辺の山を紅葉の名所にする、これは私の発案なんですけれども、これについて答弁ございますか。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） それでは、公園周辺の山を紅葉に名所とすることについてご答弁申し上げます。

永楽ゆめの森公園の周辺は、大きなエリアとして奥山雨山自然公園となっており、アカマツが主体となった天然林が中心で、紅葉する樹木は少ないところでございます。

紅葉する樹木を植栽をということになります。永楽ゆめの森公園周辺の山林につきましては、町が所有権を有する土地、いわゆる町有林ではなく、民有地もございますので、伐採や植樹など手を加えることにつきましては同意が必要となり、難しいところがございます。また、奥山雨山自然公園は町有林の中でも保安林の指定を受けている区域が多く、立木の伐採や土地の形質の変更、植林する樹木の種類が規制されているところでございます。

奥山雨山自然公園内の町有林に伐採や植樹などを行うことは、永楽ダムを含めた水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備などといった山林の機能を保つ必要があることはもとより、経費面からも伐採や植林を行うための工事費、さらには景観を含めた植生の維持管理経費も継続的に必要となってまいります。

永楽ゆめの森公園を中心とした奥山雨山自然公園が多くの方々でにぎわい、そして楽しんでいただけることは素晴らしいことであるとは考えてございますが、今回ご質問いただきました紅葉する樹木の植栽については、初期投資も含め継続的な経費負担などの面などから現時点においての実施

は困難であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） これ、ちょっと遠くからですけども、ごらんになれるでしょうか。こっちが墓苑です。墓苑から駐車場を挟んで山を撮影して紅葉させてみました。こういうのがイメージです。こういう熊取は自然があるまちというのは常々言われているんですけども、その自然をどれだけ生かしているかというたらほとんど生かし切れていないやろうなというふうに私は思っているんです。

ここから下にも山があって高速道路があるんですけども、これが秋に真っ赤に染まったらどれだけきれいかなというふうな思いがあってこういうことを言っているんです。高速道路を走る車からも見えるし、しゃれでちょっとここにハート型の紅葉をさせたんですけども、ここへ行くと恋が成就するみたいな、そういうパワースポットみたいなものも入れてやっていくとなると、物すごい熊取の魅力がここでできるんじゃないかな。それと、これからも永遠に公園として人が集まってくるといふことも、両方の相乗効果もあわせ持っていけるんじゃないかなというふうなことを思っています。

一部、山の中の人々が歩ける部分を紅葉庭園みたいにして、これはどこかの京都の紅葉の写真なんですけれど、ごく普通にある紅葉です。こういう今の公園の中に庭園をつくって、入場料をいただいて町の収入にもつなげていくというふうなことができれば、素晴らしいレガシーを後世に残せるかなというふうなことを思っています。

費用の部分は、今、藤原理事がおっしゃったように、かなりなものになると思います。これをやっぱり町民の手で、住民の手でボランティアを募ってやっていくというふうな、そういうことで賛同してくれる人が僕はそこそこいるんじゃないかなというふうに思うんです。

このことを1年や2年、3年でやり遂げるんじゃないなくて、5年、10年かけてやって、10年後、15年後先からは見事なものが完成しているというふうな、そういう長いタームで考えていったらいいと思うんですけど、そういうことをみんなの力でやっていきたいな、それに対しては町としてどういう応援の仕方ができるのかなというふうなことを質問したとしたら、どういふお答えになりますか。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） 貴重なご意見ありがとうございます。私も同意見で、美しい永楽ダムを見たいというのは同じ気持ちでございます。

ただ、費用面で今回、いいお答えを返すことができませんけれども、今回、ご提案で、住民の方々が主体となってまちづくりに参画いただくということは私たち大変歓迎するところでございます。ただ、ボランティアの方々にこのような永楽ダム周辺の山を本当に継続的にしていただけるかという大きな課題は確かにあるかと思いますが、本町が進めております協働の中で、協働という形での援助というのは可能ではないかなというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） ちょっと時間が押してきましたんで、まだまだ遠い話になろうかと思っておりますので、一応こんなことを考えているやつもおるんやなぐらいできょうのところはご認識ください。

続きまして、最後のひまわりバスについてというところでご質問します。

1番目と2番目の質問項目にしましたけれども、あわせてコメントできるようにしたらお願いします。

議長（重光俊則君） 泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君） それでは、ご質問の3点目、ひまわりバスについて答弁申し上げます。

ひまわりバスにつきましては、高齢者に限った施策ではなく、お年寄りから小さなお子さんまでを対象に、町の主要な公共施設と各地域を結ぶ町内循環バスとして運行してございます。

まず、ひまわりバスの利用状況でございますが、現在のコースにつきましては平成24年度に見直

しを行い、4コースで平日は1日8便の合計32便、休日は基本1日6便の合計24便を運行してございます。乗車数につきましては、コース見直し前の23年度が26万4,000人、23年度をベースとしますと、見直しを実施しました24年度が0.9%の増、25年度が22.4%の増加、26年度が37.6%の増加、27年度は3万9,928人で、23年度に比べ1万3,528人増加し51.2%の増加と、年々増加傾向にございます。今年度におきましても、11月末時点の8カ月間ではありますが、既に3万4,386人にご利用いただいております、12カ月に換算しますと5万1,000人を超過する見込みで、毎年確実に利用者が増加し、住民の皆様の移動手段として定着しているものと考えているところでございます。

ひまわりバスの利便性向上策といたしましては、26年7月から七山方面循環バス、希望が丘北から希望が丘南の区間、また自然公園循環コースの成合から高田の区間におきましてフリー乗降を開始し、さらに本年4月からICカード利用も可能となり、8月には議員皆様方もご承知のとおり休日運行を開始したところで、バス停4カ所の増設等を行うとともに時刻表の改正も行い、より大きな文字で見やすく運行図、時刻表を全戸配布したところでございます。

また、10月には町のマスコットキャラクターをイメージした新車両に更新し、親しみやすいデザインとしたもので、つばさが丘、七山方面循環コースは「メジナちゃん号」、青葉台、自然公園方面循環コースは「ジャンプ君号」というように、バスによりコースがわかりやすくなるような工夫もしております。

新車両は、乗降口が低く通路幅が広がったことでお年寄りから小さなお子様まで乗りおりしやすく、車椅子のままの乗降も簡易となるなど利便性アップに努めているところであり、これらの施策により、利用者の向上にもつながるものと考えてございます。

また、さらなる利便性向上策といたしまして、ひまわりバスの熊取駅への乗り入れにつきましてもバス事業者と協議を行っているところでございますが、ひまわりバスの熊取駅への乗り入れにより、路線バスの衰退につながらないよう協議を進めてまいりたいと考えてございます。

今後におきましても、ひまわりバスの利便性向上並びにPRに努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 私たちが議会報告会へ行くと、やはり不便やと、あんなん不便過ぎて乗られへんわみたいな、そんな話をよく聞くんです。そういうことが多いものですからこの質問を入れさせてもらったんですけれども、例えば大久保地区からは余りそういう声が上がらないんです。当然、駅に近い、利用しているのは物を買に行くときとか駅に行くとか、あるいは役場に行くとか、そういう利用が多いことが原因だと思いますけれども、大久保であったり野田あたりの人は、余りバスの本数が少ないなみたいな話は出てこないと思います。

しかし、山間部といいますか、周りのほうへ行くとそういう意見が多いというふうなことで、便数をふやすとか車の数をふやすというのは簡単な話なんですけれども、当然、費用の面がありますからそんなことは簡単に申しません。

例えば乗車状況調査みたいなものをして、JRなんかは時々やりますけれども、熊取から乗ってどこでおりましたかみたいな、券もらって券を渡したらわかるような、そこにアンケートがあったりするんです。バスに乗車したら、どこから乗った、丸、おりるときにどこでおられるみたいな、そういうものを1回調査されて、ほんまに大久保地区とか必要のない、必要のないとは言いませんけれども、必要頻度の少ないところがあったとしたら、今、熊取の形からいうたら8の字でうまいこと回れていますけれども、それを3の字に変えることはできないのかどうか、そういうことも検討の一つかなと思うんです。

だから、今ある資源をどないしたら有効に使えるかということをもっと、便数とかコースとかいろいろ考えてくれていますけれども、もうちょっと踏み込んだ検討の仕方がないのかなというふうなことも思ったりするんで、ぜひそれについては考えていただきたいなと思います。

議長（重光俊則君） 要望でよろしいですね、時間がありませんので。

4番（阪口 均君）はい。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、阪口議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

（「15時04分」から「15時15分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）先ほどの阪口議員の一般質問の答弁の中で3点目のひまわりバスについての答弁の中でございますが、23年度の乗車数を26万4,000人と答弁させていただきましたが、2万6,400人の間違いでございます。どうもすみませんでした。修正をよろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第6 議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをごらんください。

提案理由でございますが、平成28年8月8日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページから6ページまでは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料の1-1をごらんください。

本条例の改正につきましては、施行期日が異なることから、同じ条項を2度改正する2条建ての手法をとってございます。

まず、第1条による改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第21条第2項第1号は一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の80」を「100分の90」に、第2号は再任用職員に係る勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の37.5」を「100分の42.5」に改正するものでございます。

次に、資料1-2をごらんください。

附則第23項につきましては、勤勉手当限度額を算出する基準の中で、特定職員となる55歳以上、6級以上の職員の減額分を全体の支給限度額から減ずることとなっていることから、今回の支給率の改正により、その減額率「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」にそれぞれ改正するものでございます。

次に、資料1-3から1-8は一般職職員の給料表の改正でございます。今回の人事院勧告に伴い平均0.2%の増額改正となっております。

次に、資料1-9をごらんください。第2条による改正でございます。

第12条第2項は扶養手当の支給対象となる者の規定で、子に係る手当額が改正となることにより、孫について第2号中での規定を削除し、第4号に追加するものでございます。

第3項は扶養手当額の改正で、配偶者に係る扶養手当について、現行「1万3,000円」を「6,500円」に引き下げ、子に係る扶養手当につきましては現行「6,500円」を「1万円」に引き上げ、配偶者がいない場合の1人目の扶養手当の1万1,000円を廃止するものでございます。なお、父母等の子以外の扶養親族につきましては現行どおり6,500円のままで、変更はございません。

次に、第13条、資料1-10及び1-11にかけましての削除する内容につきましては、扶養手当を

受給している職員に配偶者の有無が生じた場合の届け出の規定であり、今回の改正により届け出る必要がなくなることから、削除するものでございます。

次に、資料1-11の第21条第2項第1号は一般職の勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の90」を「100分の85」に、第2号は再任用職員に係る勤勉手当支給限度額に係る支給率の改正で、現行「100分の42.5」を「100分の40」に改正するものでございます。

次に、附則第23項です。資料1-12をごらんください。

勤勉手当限度額を算出する基準の中で、特定職員となる55歳以上、6級以上の職員の減額分を全体の支給限度額から減ずることとなっております。今回の支給率の改正により、その減額率「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」にそれぞれ改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書6ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、遡及のための適用規定でございます。第1条の規定による改正後の一般職職員給与条例の規定は平成28年4月1日から適用するものとし、第21条第2項及び附則第23項の改正規定は平成28年12月1日から適用するものでございます。

第3項は、給与及び勤勉手当の内払規定でございます。第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職職員給与条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は、第1条改正後の給与条例の規定による給与及び勤勉手当の内払いとみなすものでございます。

第4項は、扶養手当受給者への影響をできるだけ少なくするため、扶養手当の段階的な切りかえを行うための経過措置でございます。平成29年度に限定した手当額となりますが、配偶者は1万円、子については8,000円で、そのうち職員に配偶者がいない場合の1人については1万円、父母等の扶養親族で職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については9,000円とするものでございます。

次に、第5項の規定は、平成29年度の期間において、改正後の扶養親族の異動による届け出の規定については従前どおりとするものでございます。

次に、第6項は、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める旨の委任規定でございます。

以上で、議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第7 議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書7ページをごらんください。

提案理由でございますが、平成28年8月8日付人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げることにあわせて、常勤特別職職員の期末手当の

支給月数を0.10月引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

8ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料2をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条第2項は期末手当支給率の改正でございます。現行の6月の支給率「100分の200」を「100分の205」に、現行の12月の支給率「100分の215」を「100分の220」にそれぞれ改正し、年間0.1月分引き上げるものでございます。

8ページにお戻りください。

4行目、附則をごらんください。

第1項 施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2項 期末手当の額の特例でございます。平成28年度に限り、この条例による改正後の常勤特別職職員条例第3条第2項の規定の適用につきましては、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とするもので、平成28年12月期末手当の遡及を行うものでございます。

次に、第3項 期末手当の内払いでございます。

この条例による改正前の常勤特別職職員給与条例の規定に基づき、適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の常勤特別職職員給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上で、議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第8 議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書9ページをごらんください。

提案理由でございますが、平成28年8月8日付人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げることにあわせて、議会議員の期末手当の支給月数を0.10月引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

10ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料3をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第4条第2項は期末手当支給率の改正でございます。現行の6月の支給率「100分の200」を「100分の205」に、現行の12月の支給率「100分の215」を「100分の220」にそれぞれ改正し、年間0.1月分引き上げるものでございます。

10ページにお戻りください。

4行目、附則をごらんください。

第1項 施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2項は期末手当の額の特例でございます。平成28年度に限り、この条例による改正後の議会議員報酬等条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の220」とあるのは「100分の225」とするもので、平成28年12月期末手当の遡及を行うものでございます。

次に、第3項は期末手当の内払いでございます。この条例による改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づき、適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上で、議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第9 議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書11ページをごらんください。

提案理由でございますが、雇用保険法の改正により失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた国家公務員退職手当法の一部が改正されることにあわせて退職手当条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

今回の改正内容の概要は、職員の退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間求職活動をしているときに、その差額分を支給する旨を規定している退職手当条例について、今回、雇用保険法の改正により失業給付の内容が変更されることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明申し上げます。

12ページと13ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料4-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第10条の失業者の退職手当の改正でございます。

まず、第5項中の改正は、雇用保険法の改正に伴いまして国の改正と同様に文言整理するもので、「その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削除するものでございます。

また、現行の「高年齢継続被保険者」については、雇用保険法の改正を受け、「高年齢被保険者」に改正するものでございます。これは、これまで雇用保険の適用対象外とされていた65歳以上の方が新たに雇用保険の適用対象となることに伴い、改正するものでございます。

また、下から2行目の「同法第37条の4第3項前段」の「前段」を削除することにつきましても、同じ理由で削除するものでございます。

資料4-2をごらんください。

上から3行目、第6項中の改正です。第6項は、退職手当の支給を受けなかった者に対する雇用保険に規定する高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給に関する規定ですが、改正内容は、先ほどの第5項の改正同様、文言整理及び雇用保険の適用対象外とされていた65歳以上の方が新たに適用対象となることに伴うものでございます。

次に、第11項中の改正は、退職手当の受給資格者が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行う場合の広域求職活動費に加え、就職の面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合の費用について新たに支給対象となることから、求職活動支援費とするものでございます。

第6号の規定につきましても同じ内容で改正するものでございまして、「公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者」について「雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額」を「求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項の各号のいずれかに該当する行為をする者」について「同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額」とするものでございます。

次に、資料4-3をごらんください。

第15項中の改正につきましては、先ほど説明しました65歳以降に新たに雇用される方が雇用保険の適用対象となることに伴いまして、「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者」をごらんのとおり追加するものでございます。

また、今申し上げた第5項または第6項の規定を追加することにより、第7項又は第7項を示す「これら」の規定を「第7項又は第8項」とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書12ページにお戻りください。

中ほど、附則をごらんください。

第1項の施行期日でございますが、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置でございます。

第2項は、退職職員について、勤続期間の計算を雇用保険法に置きかえた場合、法施行日前より在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員として引き続いた在職期間とするものでございます。

次に、第3項は、改正後の第10条第11項の規定は退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日以後に第11項各号に規定する行為を行った者について適用し、退職職員であつて施行日前に求職活動した者に対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給につきましては、従前の例によるとしているものでございます。

次に、第4項は、改正後の第10条第15項において準用する同条第11項第4号の雇用保険法の就業促進手当に相当する退職手当の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業についた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業についた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、従前の例によるとしているものでございます。

次に、第5項は、施行日前に65歳に達する日の前日から引き続いて65歳に達した日以降雇用されている者が失業した場合に、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けられるものとなった者に対する移転費に相当する退職手当の支給については、従前の例によるとしているものでございます。

以上で、議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第10 議案第86号 税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）それでは、議案書第14ページをお開きください。議案第86号 税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する等の法律等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

15ページをお開きください。

税条例の一部を改正する条例でございます。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。議案書の後ろ、ピンク色の分界紙以降の資料5-1をごらんください。

税条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第11条 納期限後に納付し、または納入する税金もしくは納入金に係る延滞金ですが、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて個人町民税及び法人町民税に係る延滞金の計算期間等について見直しが行われたことに伴い、文言の整理を行うものでございます。

資料5-2下段をごらんください。

第16条 町民税の納税義務者等でございますが、誤表記の修正を行うものでございます。

続いて、資料5-3をごらんください。

第35条 普通徴収に係る個人町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収ですが、第1項から第3項につきましては、今回の条例改正に伴う文言の整理及び同条第4項を追加したことによる改正でございます。

資料5-4中段の第4項ですが、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて個人町民税における延滞金の計算期間の見直しを行うもので、修正申告書の提出または納付すべき税額が増加される更正があった場合において、過去に当初申告がされており、その後減額更正があった場合においては、当初申告書に係る税額に達するまでの増額更正部分について、延滞金の計算期間から控除するものでございます。

次に、資料5-5中段をごらんください。

第44条でございます。法人の町民税の申告納付でございます。

第3項及び第4項については文言の整理を行うものでございます。

資料5-6中段の第5項ですが、法人町民税において、先ほどと同様、延滞金の計算期間の見直しに係る措置を行うものでございます。

続いて、資料5-7、第6項及び第7項でございます。今回、新たに第5項が追加されたことによる項ずれ対応でございます。

次に、第45条 法人の町民税に係る不足税額の納付の手続ですが、第2項及び資料5-8の第3項については文言整理を行うものでございます。

次の第4項ですが、先ほどの第35条第4項と同様の延滞金の計算期間の見直しに係る措置を行うものでございます。

次に、資料5-9下段の附則第10条をごらんください。

特定一般用医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございますが、平成30年度から34年度の個人町民税において、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を勧める観点から、健康の維持増進及び疾病予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人がいわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、その購入費用年間10万円を

限度として、1万2,000円を超える額について所得控除するものでございます。

資料5-10の附則第11条及び第12条の削除ですが、今回改正で附則第10条を新たに追加したことに伴う改正でございます。

次に、附則第32条 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例ですが、租税条約を締結していない国との個人町民税における課税特例を新たに設けるもので、第1項では、外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等について、税率3%の分離課税を行うものでございます。

第2項ですが、第1項の規定を適用するに当たり、既存条項の読みかえ規定を設けるものでございます。

資料5-12の中段の第3項ですが、外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用配当等について、先ほどと同様、税率3%の分離課税を行うものでございます。

資料5-13、第4項でございますが、税率3%の分離課税の適用を受けるためには申告を行っていただく必要がある旨を規定するものでございます。

次の第5項でございますが、特例適用配当等に分離課税を適用するに当たり、既存条項の読みかえ規定でございます。

次に、資料5-14、下段の附則第32条の2 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例ですが、今回の改正で附則第32条が新たに追加されたことに伴う条ずれ対応及び文言整理を行うものでございます。

恐れ入ります。議案書の21ページにお戻りください。

附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。ただし、第1号として、附則第10条から第12条の改正、スイッチOTC薬控除に係る部分の条例範囲の変更については平成30年1月1日からとし、第2号として、第16条第2項の改正については公布の日からとするものでございます。

第2条は経過措置でございます。

まず、第1項ですが、第35条第4項の改正、個人町民税の延滞金の計算期間の見直しに関する規定は、施行日以降に納期限が到来する個人町民税に係る延滞金について適用するというものでございます。

第2項ですが、附則第10条の改正、スイッチOTC薬控除に係る規定でございますが、こちらは平成30年度分の個人町民税から適用するものでございます。

第3項ですが、第44条第5項及び第45条第4項の改正、法人町民税の延滞金の見直しに関する規定でございますが、こちらも施行日以降に納期が到来する法人町民税に係る延滞金について適用するものでございます。

最後の第4項ですが、附則第32条の改正、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税は、施行日以降に支払いを受けるものについて適用するというものでございます。

以上で、議案第86号 税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）税条例の改正というのは年度途中に何回かあったりするんですけども、今回の税条例の改正については、これまでの年度当初といいますか、3月議会の折の議員全員協議会とかで事前に説明があったということはありませんでしたでしょうか。それとも、今回この議案説明が初めての説明になるのでしょうか。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）今回ご提案させてもらっている内容につきましては、平成28年度の税制改正に関する部分でございます、3月の議員全員協議会で一定報告させていただいたもののうち、3月議会の専決で改正させていただいた以外のものということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうしますと、3月議会の議員全員協議会の説明の中には、今回の改正の分はほぼ全部含まれていたということなんですか。

議長（重光俊則君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上敦司君）28年度の税制改正につきましては、特に住民に影響の大きい部分ということでご説明をさせていただいたと思います。その中で、スイッチOTCの部分であったりとかにつきましてはご説明させていただいていると思います。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

そうしましたら、また委員会で審議するに当たってその当時の議員全員協議会の資料等を再度確認したいと思っておりますけれども、税条例の説明というのは何分、非常に理解が難しいといえますか、そういう部分もありますので、基本的には国の法改正に伴う改正ではありますけれども、議員としてこれを審議し可決する以上は中身をきちんと理解した上で採決する必要があるかと思っておりますので、確認させていただきました。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第11 議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。南総務部長。

総務部長（南 和仁君）それでは、議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書22ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、租税特別措置法の一部改正により空き家等の譲渡所得の特別控除の特例が創設されたことから、確定申告に必要となる地方公共団体の長が租税特別措置法の要件を満たすことを確認した旨を証する書類の交付を行うため、この条例案を提出するものでございます。

23ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料6をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

手数料条例第2条は、手数料を徴収する事項及びその金額を規定しておりますが、表中49の項のその他の証明を51の項に繰り下げ、新たに49の項、50の項の手数料を徴収する事項の欄に文言を、金額の欄に徴収する金額を加えるものでございます。

まず、49の項でございますが、手数料を徴収する事項の欄に「租税特別措置法第35条第3項第1号イ並びに同条第4項各号列記以外の部分及び同項第3号に該当する被相続人居住用家屋であることについて確認する申請に対する確認書の交付」を加え、金額の欄に「1件 1,300円」を加えるものでございます。

次に、50の項でございますが、手数料を徴収する事項の欄に「租税特別措置法第35条第3項第2号イ、ロ及びハ並びに同条第4項各号列記以外の部分及び同項第3号に該当する被相続人居住用家屋の敷地等であることについて確認する申請に対する確認書の交付」を加え、金額の欄に「1件1,300円」を加えるものでございます。

23ページにお戻りください。

ページの下、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第12 議案第88号 農業委員会委員定数条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、議案第88号 農業委員会委員定数条例についてご説明させていただきます。

議案書24ページをごらんください。

提案理由でございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行され、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い農業委員会の組織及び運営方法が変更されたこと等から、農業委員会選挙選出委員定数条例を廃止し新たに農業委員会委員の定数を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例内容についてご説明いたします。

議案書25ページをごらんください。

農業委員会委員定数条例でございます。

第1条は、農業委員会の委員の定数の規定でございます。農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、農業委員会委員の定数を16人とするものでございます。

第2条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

次に、附則でございます。

第1項、施行期日でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、農業委員会選挙選出委員定数条例の廃止でございます。農業委員会選挙選出委員定数条例は廃止するものでございます。

第3項は、経過措置でございます。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により在任する農業委員会の委員があるときは、第1条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとしております。この条例の規定による委員定数は16人ですが、現委員の任期満了期間の平成29年7月19日までは現委員の18人、定数は19人ですが、とするための経過措置でございます。

以上で、議案第88号 農業委員会委員定数条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第13 議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

26ページをお開きください。

提案理由でございますが、熊取永楽墓苑について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に管理を行わせるに当たり、必要な事項を定める必要があるため、この条例案を提出するものです。

説明は新旧対照表にて説明しますので、ピンク色分界紙の後ろ、資料7-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

第4条では、これから説明します指定管理者に関する条項を加えることから条ずれが生じるため、「第13条」を「第22条」に改めるものです。内容的には変わりございませんので、以降の条ずれによる改正につきましては説明を省略させていただきます。

改正案第5条は指定管理者による管理を規定しており、永楽墓苑の管理は、地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体が町長が指定するものに行わせると定めています。

次に、第6条は指定管理者の業務の範囲を規定しており、墳墓の募集、使用許可、返還と永楽墓苑の維持保全に関する業務のほか、町長が必要と認める業務としております。

次に、第7条は、指定管理者の管理の期間を指定の日から起算して5年以内とする、ただし再指定を妨げないとするものでございます。

次ページに移り、第8条は指定管理者の手続を定めるもので、第1項では指定管理者を公募により募集する旨を、第2項では、指定を受けようとする団体は、申請者に規則で定める書類等を添付して町長に申請しなければならない旨を定めております。

次に、第9条は指定管理者の指定に関して、まず第1項で、第8条の規定による申請をした団体のうち、第1号、永楽墓苑の平等な利用が確保されるよう適切な管理を行うことができること、第2号、第6条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基盤を有していること、第3号、利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること、第4号、永楽墓苑の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成できること、第5号、永楽墓苑の効用を最大限に発揮できること、第6号、管理に係る経費を縮減できる見込みがあること、第7号、その他町長が定める要件のいずれにも適合し、かつ第6条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認められる団体を指定管理者の候補者として選定し、第2項では、候補者として選定した団体について、議会の議決を得て指定管理者に指定するものとする旨を定めております。

次に、第10条は指定管理者の指定の告示等で、第9条の規定による指定があったときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を告示しなければならないこと、第2項では、指定管理者は、その名称または住所を変更しようとするときはその旨を届け出なければならないこと、第3項では、その変更の届け出があったときは、町長は当該届け出に係る事項を告示しなければならないこと、第4項では、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、町長はその旨を告示しなければならないことを定めています。

次に、第11条は事業報告書の作成及び提出についての規定で、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、管理業務の実施及び利用状況、経費の収支状況、そのほか管理実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項について、事業報告書を作成し提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない旨を定めています。

次ページに移り、第12条は業務報告の聴取等についての規定で、町長は指定管理者に対して、管

理業務や経理状況等に関し定期または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる旨定めております。

次に、第13条は指定の取り消し等で、指定管理者が第12条の指示に従わないとき、そのほかの指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる旨を定めております。

また、第2項では、第1項の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合に、指定管理者に損害が生じても町長は賠償の責めを負わない旨を規定しています。

改正案第14条から第29条までは、指定管理者の導入に伴い「町長」から「指定管理者」に改めるものでございます。

まず、14条は墳墓使用者の公募についての規定で、公示行為については町長のままでありますが、募集行為については町長を改め、指定管理者が行う旨に改めるものでございます。

次に、第15条は使用の許可及び許可についてですが、第1項では町長に申請し、第2項では町長は申請が適正と認めるときは使用を許可するとした内容を、町長から指定管理者へとそれぞれ改めるものでございます。

次に、第17条は使用上の制限と措置で、町長は、維持管理上必要と認めた場合は使用者に対し使用の制限、必要な措置を命ずることができるとした規定について、あらかじめ町長の承認を得た上で、指定管理者が使用制限、措置を命ずることができることと改めるものでございます。

次に、第18条は工事等の許可で、お墓を建てようとする際の臨時の使用許可については、町長から指定管理者の許可に改めるものでございます。

次に、第22条は使用権の承継で、第2項では、使用権を承継しようとする者は町長の承認を受けなければならないというところを指定管理者に改めるものです。

次に、第24条は墳墓の返還で、墳墓が不要になったとき、町長への届け出を指定管理者に改めるものでございます。

資料7-7をごらんください。

第28条は原状回復費用の徴収の規定で、使用者からの返還や、町長が使用許可を取り消したが原状回復の義務を履行しないときは、町長を改め指定管理者が工事を執行し、その費用を使用者から徴収すると改めるものでございます。

次に、第29条は損害負担で、町長が必要なため使用者に場所の変更または返還させた場合以外で使用者に生じた損害には、町は責めを負わないとしたところに指定管理者もつけ加えるものでございます。

第31条から第33条は指定管理者に伴う必要な規定を加入させるもので、まず、第31条は原状回復義務で、指定管理者が永楽墓苑を管理しなくなったときは、町長の承認を得たとき以外は施設等を速やかに原状に回復しなければならないと定めています。

次に、第32条は損害賠償義務で、指定管理者または使用者は、永楽墓苑の施設、設備を汚損、破損、滅失したときは、町長がやむを得ないと認めるとき以外は生じた損害を町に賠償しなければならないと定めるもので、指定管理者の導入に伴い、使用者に対してもこのたび規定するものでございます。

次に、第33条は秘密保持義務で、指定管理者または永楽墓苑の管理業務に従事している者は個人情報保護条例を遵守し、個人情報の適正な取り扱いについては、指定管理者の指定終了後においても、また従事者においては職務を退いた後も同様とする旨定めるものでございます。

次に、第34条は指定管理者の指定に係る読みかえ規定でございます。これは、本町において数カ所の施設を既に指定管理としておりますが、墓苑の使用はそのときそのときの施設の使用ではなく、お墓は承継を前提とした祭祀財産で永代にわたり使用するもので、適正管理については継続的に行

う必要があることなどから、第5条で永楽墓苑の管理については指定管理者に行わせるとした上で、何らかの事情で指定管理者に行わせることができなくなったときは、指定管理者から町長へと再びもとに戻す条例改正をしなくても済むように読みかえを規定しておくものでございます。

以上が改正の内容でございますが、先ほど説明したように、お墓は祭祀財産として承継を前提として永代にわたり使用される財産であることを鑑み、町長の権限を全て指定管理者に移行させるのではなく、法律で市町村の許可が必要とされている埋葬、会葬の許可、また地方公共団体の専任事務とされている公示行為、罰則規定として過料を処する行為のほか、墳墓の使用場所の変更命令または返還命令、使用の取り消しなど重要な処分行為や特例の定めについては、指定管理者へ権限を移さず町長の権限のままとし、通常の維持管理業務のみを指定管理者へ移行させることとしております。

それでは、恐れ入りますが、30ページの本文へお戻り願います。

下のほうの附則でございますが、1、この条例は平成29年10月1日から施行する。2、指定管理者の指定及びこれらに関し必要なその他の行為を条例の施行日前に行うことができる準備行為を定めるものでございます。

以上で、議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）墓苑条例の一部を改正する条例は、永楽墓苑を指定管理者に任せるということのために条例を改正するわけでありまして。後にも出てまいります永楽ゆめの森公園の指定管理者移行とあわせてこのような条例改正が出されているわけなんです。永楽墓苑を指定管理者に移行するという狙いはどこにありますか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）狙いにつきましては経費の削減でございます。墓苑につきましては、あらかじめ使用許可を受けた方が利用する施設でございますので、指定管理者の導入に伴いまして利用者をふやすという施設ではございません。今回検討いたしましたのは、隣接する永楽ゆめの森広場が指定管理を導入することに伴いまして、経費の削減を見込むことができるということで、永楽墓苑につきましても指定管理者制度を導入したいというものでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）確認しておきたいのは、永楽ゆめの森公園が当初予定していたよりも予想以上の利用者にたくさん来ていただいて、それがために駐車場対策とか警備等で予想外の費用が発生しているということがありまして、そういったことが発端となって今回の指定管理者制度の導入ということになっているわけなんです。墓苑そのものに関しては、永楽ゆめの森公園がなければ恐らく当初の予定ではこういう指定管理の導入ということはないかと思うんです。その辺はいかがですか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）坂上議員のおっしゃるように、墓苑だけであれば、先ほど言いました施設の性質、それから規模等を考えますと、指定管理者を導入するメリットは余りないというふうに認識しております。ただ、先ほども説明しましたように、経費の削減を見込めることができるために今回は指定管理者を導入するものでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）墓苑だけであれば経費節減のメリットは余りないということのようですが、それともう1点確認しておきたいのは、指定管理者制度導入によって利用者にとってどうなのか。現在の臨時職員による対応のほうが、墓苑の申し込みとかそういったことは町の職員で受け付けている

ということになるかと思うんですが、その辺、今までの墓苑の利用者との対応と指定管理者を導入した後の対応とでどのように変わってくるのでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）基本的には、墓苑の利用につきましては管理というのがほとんどの業務でございますので、管理する上では、やはり草刈りであるとかそういった施設の整備につきましては、そういう業者が仮に指定管理者に入ってくるときめ細やかな整備が期待されるというふうに考えております。

また、これは指定管理者が応募するときの提案になりますので確証はできませんけれども、線香とかお花の販売であるとか、あるいはお墓参りでお墓の清掃であるとかお花を供えるとか、そういった代行サービスといったことも期待できるということでは、利用者にとってはメリットになるかというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）墓苑の申し込みについては、現在と指定管理導入後では何か変化はありますか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）墓苑の申し込みというのは新たな墓苑の募集のことかと思えますけれども、それにつきましては、答えからいきますと変わりはございません。ただ、現状からいきますと、現在1,005基の販売を行っておりますけれども、今のところそれ以上拡張する予定はございませんので、あと年間10基あたりのみずからの返還がございますので、その追加募集という形で年に1回ぐらいは臨時募集を行うことになろうかと思えますけれども、そのやり方、事務につきましては今と変わりは起こらないというふうに考えております。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第14 議案第90号 手話言語条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）手話言語条例の説明に当たりまして、少しの部分となりますが、手話によりまして説明させていただきたいと考えております。

それでは、議案第90号 手話言語条例につきましてご説明申し上げます。

議案書31ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解促進、手話の普及に関する基本理念を定め、また、町の責務と町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを行い、これにより、全ての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するため、この条例案を提出するものです。

それでは、32ページをごらんください。

手話言語条例、まず条例の前文でございます。この条例の根幹をなす部分ですので、読み上げさせていただきます。

「人が互いを理解し、心豊かに暮らしていく上で、コミュニケーションは欠かすことのできない大切なものです。

手話は、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語で、ろう者にとって、情報の獲得や気持ちを伝えあうためのコミュニケーション手段です。

しかし、かつて、多くのろう学校では、話す口形を見て話を理解する口話法を用いた教育のもと、

手話が禁止されるなど、ろう者の尊厳が著しく傷つけられてきた歴史がありました。

また、ろう者は、手話が言語として認められていなかったことや手話を使用することができる環境が整えられていなかったことなどから、社会の中で十分に情報を得ることもコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら孤立しがちな生活を営んできました。そのような環境にあっても、ろう者は手話を大切に守り続けてきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や、障害者基本法において『手話は言語である』と位置づけられました。

今後は、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、また、コミュニケーションを図ることができる地域社会となることが求められています。

よって、ここに手話が言語であるとの認識に基づき、町民一人ひとりが手話に対する理解を深め、誰もが心豊かに安心して暮らせるぬくもりのある熊取町を目指し、この条例を制定します」。

次に、第1条 目的でございますが、先ほどの提案理由で申し上げたとおりでございます。

次に、第2条 定義でございます。「この条例において『ろう者』とは、手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障がい者をいう。」と定めたものでございます。

次に、第3条 基本理念でございます。「手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。」と定めるものでございます。

次に、第4条 町の責務でございます。「町は、前条の基本理念にのっとり町民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するよう努めるもの」と定めるものでございます。

次に、第5条 町民の役割でございます。「町民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。」と定めるものです。

次に、第6条 事業者の役割でございます。「事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。」ものです。また、「事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるもの」と定めるものでございます。

次に、第7条 施策の基本方針の策定でございます。「町は、次の事項を定めた施策の基本方針を策定する」ものとします。「(1) 手話への理解を深めるための取り組みに関する事項」「(2) 手話の普及に関する事項」「(3) 手話による情報取得に関する事項」「(4) 手話による意思疎通の支援に関する事項」「(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項」です。

また、「施策の基本方針は、町が別に定める障がい者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。」と定めるものでございます。

次に、第8条 意見の聴取でございます。「町は、施策の基本方針を策定若しくは変更する場合又は施策の基本方針に基づく施策の実施において必要がある場合、ろう者及びその他関係者から意見を聴く」ものと定めております。

次に、第9条 委任でございます。「この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。」ものとしております。

最後に、附則でございます。

この条例は、平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第90号 手話言語条例の説明を終わらせていただきます。なお、この条例案につきましては、現在手話通訳を利用されている方、手話通訳者、手話ボランティアの方など、日ごろから手話にかかわっておられる方から直接手話に対する思いなどをお伺いさせていただくなど、意見を頂戴し、策定させていただいたものでございます。本町といたしましては、本条例が制定されま

したら手話に関する普及、啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第15 議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件及び日程第16 議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、以上2件を一括議題といたします。

本2件について説明を求めます。大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、議案第91号並びに議案第92号についてご説明させていただきます。

まず、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の35ページをごらんください。

提案理由でございますが、永楽ゆめの森公園条例第2条に規定する永楽ゆめの森公園の駐車場使用料の徴収及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、この条例案を提出するものでございます。

36ページをごらんください。

永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例でございます。36ページから40ページまでは改め文となっております。なお、本改正は2条立てとなっております。36ページの第1条は平成29年4月1日から実施します駐車場有料化について、37ページ以降の第2条は平成29年10月1日から導入します指定管理者制度についての改正となっております。

改正の内容につきましては新旧対照表にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料8-1をごらんください。

第1条による一部改正でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第7条の見出しに「及び駐車場使用料」を追加し、第3項では、駐車場を使用する者は駐車場使用料を納めなければならないこと、第4項では、駐車場使用料の額は別表とすること、第5項では、前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは減額し、または免除することができるとしてございます。

資料8-2をごらんください。

駐車場の使用料料金表でございます。車種は普通自動車と大型自動車等の2種類としており、区分として、使用時間を30分以内から4時間30分を超える場合までの6つの区分に分け、使用料を普通自動車においては30分以内を無料、30分を超える1時間30分以内を100円、以降も1時間ごとに100円を加算し、最大500円としております。大型自動車等においては、30分以内を無料、30分を超える1時間30分以内を200円、以降も1時間ごとに200円を加算し、最大1,000円としてございます。

備考としまして、1項目に、有料となる時間帯は、祝日を除いた月曜日から金曜日までの午前11時から閉園まで、土曜日、日曜日及び祝日は開園から閉園までとし、それ以外は無料とすると定めてございます。

2項目には祝日に関する規定を、3項目と4項目には車種についての説明規定を、5項目には、使用を開始した日を超えて引き続き使用した場合は、日を超えるごとに新たな使用とみなすとそれぞれ定めてございます。

次のページ、資料8-3をごらんください。

第2条による一部改正でございます。

第3条 指定管理者による管理から資料8-5、第11条 指定の取り消し等までは、指定管理者制度導入に係る手続規定となっております。

まず、第3条では、永楽ゆめの森公園の管理は、地方自治法の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定する者に行わせると定めてございます。

第4条では、指定管理者の業務の範囲として、公園の行為の申請及び許可、料金、施設及び設備の維持管理に関する業務のほか、町長が必要と認める業務と定めています。

第5条では、指定管理者の管理の期間を指定の日から起算して5年以内とする、ただし再指定を妨げないと定めてございます。

第6条では、指定管理者の手続について、第1項では指定管理者を公募により募集する旨を、第2項では、指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類等を添付して町長に申請しなければならない旨を定めてございます。

第7条では、指定管理者の指定について、第1項では、第6条で申請した団体のうち、第1号、永楽ゆめの森公園の平等な利用が確保されるよう適切な管理を行うことができること、第2号、第4条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基盤を有していること、第3号、利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること、第4号、永楽ゆめの森公園の設置目的を効果的かつ効率的に達成できること、第5号、永楽ゆめの森公園の効用を最大限に発揮できること、第6号、管理に係る経費を縮減できる見込みがあること、第7号、その他町長が定める要件のいずれにも適合し、かつ第4条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認められる団体を指定管理者の候補として選定することを、第2項では、候補者として選定した団体について、議会の議決を得て指定管理者として指定すると定めてございます。

第8条では、指定管理者の指定の告示等について、第1項では、第7条の規定により指定があったときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を告示しなければならないこと、第2項では、指定管理者は、その名称または住所を変更しようとするときは届け出なければならないこと、資料8-5に移りまして、第3項では、町長は、その変更の届け出があったときは、当該届け出に係る事項を告示しなければならないこと、第4項では、第11条に規定する指定管理者の指定の取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、町長はその旨を告示しなければならないことを定めてございます。

第9条では、事業報告書の作成及び提出について、指定管理者は毎年度終了後30日以内に管理業務の実施及び利用状況、利用料金の収入実績、駐車場利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況、その他町長が定める事項について事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に、指定を取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない旨を定めてございます。

第10条では、業務報告の聴取等について、町長は、指定管理者に対して管理業務、経理の状況等に関し定期または必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができることを定めてございます。

第11条では、指定の取り消し等について、指定管理者が第10条の指示に従わないとき、資料8-6に移りまして、その他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じることができることを第1項で、第2項では、第1項の規定による場合は、指定管理者に損害が生じても町長はその賠償の責めを負わないことを定めてございます。

次の第12条から資料8-7の第15条につきましては、指定管理制度の導入により、「町長」を「指定管理者」に改めるものでございます。

第16条につきましては、指定管理者制度導入により「使用料」を「利用料金」に改正し、第6項として、利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする規定を追

加するものでございます。

第17条では、原状回復義務について、指定管理者はその指定の期間が満了したときまたは指定を取り消されたときもしくは期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を原状に回復しなければならない。資料8-8に移りまして、ただし、町長の承認を得たときはこの限りではないと定めてございます。

第18条では、第8条「損害賠償」を「損害賠償義務」に改め、指定管理者または使用者は、公園の施設、設備等を汚損、破損または滅失したときは、損害を町に賠償しなければならないと改正してございます。

第19条では、秘密保持義務について、指定管理者または従事者は、個人情報保護条例を遵守し、個人情報適切に保護されるよう、知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならず、指定期間の満了後、従事者においては職務を退いた後においても同様とする旨を定めてございます。

第20条では、指定管理者の指定に係る読みかえ規定で、公園の管理を指定管理者が行うことができないとき、第12条第2項及び第16条第5項中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て」とあるのは「町長が特に必要があると認めるときは」と、第13条及び第15条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第16条及び別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「駐車場利用料金」とあるのは「駐車場使用料」と読みかえるものと定めてございます。

資料8-9をごらんください。

別表につきましては、条例本文の条ずれによる改正と、備考の「使用料」を「利用料金」に改正するものでございます。

恐れ入りますが、39ページにお戻り願います。

下から4行目、附則でございます。

第1項で、この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行するものとしてございます。

次の40ページをごらんください。

第2項では、指定管理者の指定及びこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができるとしてございます。

以上で、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の41ページをごらんください。

提案理由でございますが、永楽ゆめの森公園条例第2条に規定する永楽ゆめの森公園及び墓苑条例第2条に規定する熊取永楽墓苑の指定管理者の選考に関する審議を行う機関として、本町の附属機関に新たに指定管理者選定委員会を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料9-1をごらんください。

附属機関条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第1条第1号の表中、16番の野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会の次に17番として永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会を追加するもので、担当事務は、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者の選定に関することとしてございます。

恐れ入りますが、42ページにお戻り願います。

附則をごらんください。

第1項 施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項につきましては、非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、同じく新旧対照表でご説明させていただきますので、恐れ入りますがピンク色の分界紙の後ろ、資料9-2をごらんください。

非常勤特別職職員報酬等条例新旧対照表でございます。

別表中、野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会の次に永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会を追加し、報酬の額については、委員長は日額8,200円、委員は日額7,700円と定めるものでございます。

以上で、議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます、ご説明とさせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第17 議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書43ページをお開きください。

提案理由でございますが、雇用保険法の改正により失業給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた国家公務員退職手当法の一部が改正されることにあわせて企業職員給与条例の一部改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料10をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

改正部分は第13条 退職手当の規定となります。この規定は、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間求職活動をしているときに、その差額分を支給する旨の内容となります。改正内容につきましては、受給資格者が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合に、現行では雇用保険制度上は広域求職活動費を支給していますが、改正後は就職の面接時に子どもの一時預かりを利用する場合の費用等が新たに支給対象となったことから、このことを加え求職活動支援費として支給されるものです。

恐れ入りますが、44ページへお戻りください。

改め文でございます。

附則第1項の施行期日ですが、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置ですが、この条例による改正後の第13条第7項の規定において、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で、議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第18 議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、議案第94号 工事請負変更契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案書の45ページをごらんください。

北保育所大規模修繕工事につきましては、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございますが、北保育所大規模修繕工事でございます。

契約の金額は、変更前が9,699万480円であり、変更後は1億406万8,800円となり、707万8,320円の増額でございます。

契約の相手方は、熊取町小垣内2丁目841番地の4、株式会社阪南工務店、代表取締役植園幸成でございます。

なお、本件工事は、平成28年6月議会におきまして工事請負契約の締結につきましてご可決いただき、契約を締結したものでございますが、今回契約変更の必要が生じたので、議案を提案させていただきます。

続いて、工事の内容についてご説明申し上げます。議案書の後ろのピンク色の分界紙の次についております資料11をごらんください。

変更工事箇所概要ですが、まず1つ目は外壁でございます。足場設置後、外壁クラックの補修に当たり確認を行ったところ、当初確認できなかったクラックの存在が確認できたため、補修箇所の追加を行うものでございます。また、クラックの補修方法につきましては、追加箇所のクラックが確認され範囲が広がったことから、将来的に地震などにより壁が剥落することのないよう、当初予定しておりましたコーキングによる補修を、壁同士の接着性を高め壁全体が一体となるようエポキシ樹脂注入、すり込みによる補修方法に変更するものでございます。

次に、2つ目の建具でございますが、遊戯室に設けられている既設の排煙窓オペレーターを取り外し作業確認を行ったところ、老朽化により緊急時に正常作動しないおそれがありますので、排煙窓オペレーターを交換するものでございます。

次に、3つ目の屋根下地でございますが、小屋組みを構成している部材の一部に腐食等が見られたため、交換するものでございます。

次に、4つ目の床でございますが、請負業者の建設工事保険及び別途随意契約により張りかえとなったため、既設の床研磨及び塗装の取りやめを行うものでございます。

最後に、電気設備でございますが、耐震補強工事に際し照明器具等の既設配管が支障となるため撤去を行ったところ、配管内の照明器具に係る配線に接地線、いわゆるアース線がなく、今回、照明器具の取りかえに伴い現行基準では接地線が必要となることから、配線を交換するものでございます。

以上で、議案第94号の工事請負変更契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第19 議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）につきましてご説明申し上げます。

議案書46ページをごらんください。

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、施設の名称でございますが、熊取町学童保育所でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、所在地が熊取町小垣内1丁目10番18号の特定非営利活動法人熊取こどもとおとなのネットワークでございます。

指定の期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議案審議の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

議長（重光俊則君）次に、日程第20 議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。大西事業部理事。

事業部理事（大西 宏君）それでは、議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）についてご説明させていただきます。

議案書の47ページをごらんください。

永楽ゆめの森公園につきましては、昨年11月21日に開園したところでございますが、公園内の一部用地が現在、熊取町土地開発公社名義となっております。今般、国の交付金を活用し、永楽ゆめの森公園整備用地としてこの土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、場所でございますが、熊取町大字野田65番10、地目は山林でございます。面積は、公簿面積が9,082平方メートル、実測面積が9,082.88平方メートルでございます。

恐れ入りますが、ピンク色の分界紙の後ろ、資料12をごらんください。一番最後のページでございます。

永楽ゆめの森公園の平面図でございます。取得する土地の部分を太線で囲い、斜線で表示してございます。これ以外の公園用地については既に熊取町名義となっております。

恐れ入りますが、47ページにお戻り願います。

取得価格は6,503万8,497円でございます。

契約の相手方は、熊取町野田1丁目1番1号、熊取町土地開発公社、理事長中尾清彦でございます。

以上で、議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第21 議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の補正予算の主な内容でございますが、町立中学校3年生普通教室への空調機器設置に係る経費、永楽ゆめの森公園の駐車場有料化に伴う整備工事費、平成28年人事院勧告への対応による人件費補正などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億1,817万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

款 民生費、項 社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業（経済対策）1億3,451万3,000円ですが、これは、今回の補正で予算計上しております臨時福祉給付金給付事業について、給付等の事務が翌年度にまたがることから繰り越しを行うものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、北保育所改修事業債2,010万円につきましては、北保育所の耐震補強以外の改修事業に係る財源として借り入れるものでございます。充当率につきましては起債対象事業費の2分の1の100%であり、交付税措置は元利償還金の70%でございます。

続いて、2の変更でございますが、公園整備事業債につきましては、公園整備に係る国庫補助金の確定見込みにより、2,660万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

7ページ、8ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをごらん願います。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,027万4,000円の増額につきましては、有料老人ホームに対するスプリンクラー設置費補助金に対する国庫補助金でございます。その下の臨時福祉給付金給付事業費補助金（経済対策）1億2,150万円及びその下の同事務費補助金1,301万3,000円の増額につきましては、臨時福祉給付金及び当該給付に係る事務経費に対するもので、補助率は10分の10でございます。また、その下の地域生活支援事業統合補助金257万4,000円の増額につきましては、移動支

援給付費の所要見込み額の増によるものでございます。

次に、目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金8,914万1,000円の減額につきましては、公園整備に係る交付金の確定見込みによるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 民生費府補助金の地域健康福祉支援市町村総合補助金41万6,000円の増額につきましては、訪問看護利用料に係る自己負担額の見直しに伴うもので、補助率は2分の1でございます。その下の地域生活支援事業統合補助金124万4,000円の増額につきましては、国庫支出金でもございました移動支援給付金の所要見込み額の増に伴うものでございます。

次に、款 財産収入、項 財産売却収入、目 不動産売却収入の土地売却収入516万6,000円の増額につきましては、大阪府施行の主要地方道大阪和泉泉南線道路改良事業に伴い、青葉台自然公園用地を売却することによるものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金の6,660万円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金の6,112万7,000円の減額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

また、項 特別会計繰入金、目 下水道事業特別会計繰入金の1万円の増額につきましては、平成27年度の繰出金の精算に係る余剰金の繰り入れでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金507万3,000円の増額につきましては、介護保険特別会計及び国民健康保険事業特別会計におけるシステム改修に伴う負担金でございます。その下の物件移転補償費95万2,000円の増額につきましては、財産収入でもございました青葉台自然公園用地の売却に伴う補償費でございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げましたとおりでございます。続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをお開き願います。

なお、職員に係る人件費の補正につきましては、32ページ以降の補正予算給与費明細書の中で後ほど一括して説明させていただきたいと存じます。

まず、款 議会費、項 議会費、目 議会費の議員報酬等関係事業、議員期末手当49万2,000円の増額につきましては、人事院勧告への対応によるものでございます。

次に、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員一般事務経費、通信運搬費81万6,000円の増額につきましては、平成28年6月1日からの郵便料金改定によるものでございます。その下の過誤納還付事業、過誤納等還付金229万5,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

次に、目 自治振興費の地区助成事業、地区集会所等施設整備事業補助金120万円の増額につきましては、五門区が実施する地区公民館改修事業に対する補助金でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

項 徴税费、目 税務総務費の税務一般事務経費、臨時雇賃金20万1,000円の増額につきましては、正職員の産休、育休に伴うものでございます。

16ページ、17ページをお開き願います。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業（経済対策）、非常勤職員報酬202万8,000円から臨時福祉給付金1億2,150万円の増額につきましては、支給要件に該当された方に1人当たり1万5,000円を給付する臨時福祉給付金の給付に係る経費でございます。

次に、目 社会福祉費の障害者地域生活支援事業、移動支援給付費695万8,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。その下の障害福祉事業、訪問看護利用料助成金83万2,000円の増額につきましては、自己負担額の見直し等によるものでございます。

次に、目 老人福祉費の社会福祉施設整備事業、社会福祉施設整備費補助金1,027万4,000円の増額につきましては、有料老人ホームが実施するスプリンクラー設置に対する補助金でございます。

その下の目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金36万2,000円の増額につきましては、人件費補正等によるものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

一番下にごございます項 児童福祉費、目 児童福祉施設費の子育て支援事業、国・府支出金等返還金295万4,000円の増額につきましては、平成27年度子ども・子育て支援交付金及び児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の確定による国庫支出金の返還でございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金48万6,000円及びその下の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金156万9,000円の増額につきましては、いずれも人件費補正等によるものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

款 衛生費、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計繰出事業、水道事業会計繰出金9万6,000円の減額につきましては、水道事業会計の人件費補正に伴い、地方公営企業繰出基準に定められた職員の児童手当分を減額するものでございます。

引き続き、24ページ、25ページをお開き願います。

下段の款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、地域の魅力づくりプロジェクト推進協議会補助金100万円の増額につきましては、熊取駅周辺緑化プロジェクトに係る補助金でございます。

26ページ、27ページをお開き願います。

中ほど、項 都市計画費、目 公園費の公園整備事業、公園整備工事費1億1,000万円の減額につきましては、永楽ゆめの森公園駐車場改修工事分4,025万8,000円の増額と事業執行見込みによる減額1億5,025万8,000円を合算し、結果として減額補正となるものでございます。次の公園維持管理事業、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会委員報酬1万6,000円の増額及び食糧費1,000円の増額につきましては、指定管理者選定委員会開催に係る経費でございます。次の植木剪定等委託料56万5,000円の増額につきましては、青葉台自然公園用地売却に伴う樹木の移植経費でございます。

次の目 下水道費の下水道事業特別会計繰出事業、下水道事業特別会計繰出金122万8,000円の増額につきましては、人件費補正等によるものでございます。

28ページ、29ページをお開き願います。

中ほど、款 教育費、項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、校用器具費2,218万4,000円の増額につきましては、町立中学校3年生普通教室への空調機器設置に係る経費でございます。

30ページ、31ページをお開き願います。

最後の款 公債費、項 公債費、目 元金の町債元利償還事業、町債元金償還金55万円の増額及び目 利子の町債利子償還事業、長期借入金利子482万3,000円の減額につきましては、平成27年度借り入れ分及び28年度借り入れ見込み分の再算定分でございます。

次に、32ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

まず、特別職でございますが、下段にごございます比較の行のところの期末手当におきまして、人事院勧告による年間支給率の引き上げに準じ支給率を0.1カ月引き上げたものの、長等の部分で他の減要因も合わせ、合計で66万4,000円の減額となったものでございます。

次に、33ページに移りまして、一般職でございます。

給与費でございますが、一番上の表の下段にごございます比較の行のところ、給料で2,380万7,000円の減、職員手当で1,758万7,000円の減、共済費で2,023万5,000円の減となり、合計で6,162万9,000円の減となっております。給料及び職員手当につきましては、人事院勧告に準じた改定に

伴う増、自己都合退職や育児休業等に伴う減及び人事異動等に伴う補正となっております。共済費につきましても、自己都合退職や育児休業等により減少したものでございます。

なお、34ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましても、改めてお目通しいたできますようお願い申し上げます。

以上で、議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第22 議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容ですが、1つ目が人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正、2つ目が平成27年度決算額確定に伴う前年度繰越金及び一般会計繰入金金の補正、3つ目が平成27年度決算額確定に伴う消費税及び地方消費税の補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,745万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、6ページ、7ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金の一般会計繰入金122万8,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整として増額補正するものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金1万円の増額は、平成27年度決算額確定に伴う前年度繰越金の計上を行うものです。

8ページ、9ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 下水道費、項 下水道費、目 下水道総務費の給料5万8,000円の増額、その下、職員手当等18万8,000円の減額、その下、共済費31万3,000円の減額、その下、負担金、補助及び交付金12万7,000円の減額は、人事異動及び人事院勧告などに伴う補正でございます。次に、公課費113万1,000円の増額は、平成27年度決算額確定に伴う消費税及び地方消費税の不足額を増額するものです。

次に、目 下水道建設事業費の給料6,000円の増額、その下、職員手当等54万3,000円の増額、その下、共済費11万8,000円の増額は、人事院勧告などに伴う補正でございます。

以上により、4ページ、5ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から123万8,000円を増額し、補正後の額を13億7,745万6,000円とするものでございます。

10ページからは補正予算給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で、議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第23 議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、交付金、負担金等の確定に伴う補正と人事異動及び人事院勧告による人件費の補正、郵便料金改定に伴う通信運搬費の補正となっております。

それでは、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,010万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億2,521万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

では、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料7,788万6,000円の増額につきましては、今回の補正に係る財源調整でございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金160万4,000円の増額補正でございますが、都道府県が国保事業費納付金等を算定するに当たり、必要なデータを市町村が抽出するためのシステム改修に係る事業に対する補助金でございます。既に、このシステム改修につきましては一般会計におきまして6月補正でご承認いただき、事業は完了してございますが、このたび国の補助要綱が発出されたことを受けまして、国保特会で国庫補助金の歳入補正をし、歳出でもご説明いたしますが、一般管理費で歳出予算を補正し、負担金として一般会計へ戻すものでございます。

次に、款 療養給付費交付金、項 療養給付費交付金、目 療養給付費交付金2,443万2,000円の増額につきましては、平成27年度の退職被保険者に係る療養給付費交付金の精算によるものでございます。

続きまして、款 前期高齢者交付金、項 前期高齢者交付金、目 前期高齢者交付金7,430万5,000円でございますが、平成28年10月1日付で社会保険診療報酬支払基金から確定額の決定通知を受けたことに基づき、減額補正するものでございます。

次に、款 繰入金、項 他会計繰入金、目 一般会計繰入金48万6,000円の増額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与費と郵便料金の改定による通信運搬費の増額によるものでございます。一般会計から職員給与費等繰入金として繰り入れるものでございます。

歳入予算につきましては以上で、3,010万3,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページ、9ページをごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費193万8,000円の増額ですが、人事異動及び人事院

勧告に伴う人件費19万2,000円、郵便料金改定による通信運搬費が14万2,000円、そして歳入で国庫支出金に計上いたしました国保広域化による電算システム改修に係る電子計算機使用負担金160万4,000円でございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費10万7,000円は、一般管理費と同様に、郵便料金改定に伴い徴収事業の通信運搬費を増額補正するものでございます。

続きまして、款 前期高齢者納付金等、項 前期高齢者納付金等、目 前期高齢者納付金13万2,000円は、歳入予算でご説明いたしました前期高齢者交付金と同様に、平成28年10月1日付で社会保険診療報酬支払基金からの確定額の決定通知を受けたことに基づき、増額補正するものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費は、郵便料金の改定による保健事業に係る通信運搬費12万2,000円の増額でございます。

最後に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金2,780万4,000円ですが、平成27年度療養給付費等負担金の確定に伴う国への返還金2,727万4,461円、平成27年度特定健診保健指導負担金の確定に伴い国の負担金21万2,000円、府の負担金31万7,000円で、いずれも過年度の精算に伴う返還金でございます。

以上で、歳入歳出それぞれ3,010万3,000円の増額補正でございます。

なお、12ページから15ページは補正予算給与費明細書でございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で、議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第24 議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告による人件費と郵便料金の改定に伴うものでございます。

それでは、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,451万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金36万2,000円の増額でございます。これは、人事異動及び人事院勧告による人件費と郵便料金の改定による通

信運搬費について、一般会計から事務費繰入金の増額を計上させていただいたものでございます。
続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費36万2,000円の増額でございます。このうち人事異動及び人事院勧告に準じて改定するものが、給料4万6,000円の増額、職員手当12万2,000円の増額、共済組合負担が3,000円の減額で、人件費16万5,000円と、後期高齢者医療被保険者証などの郵送に係る郵便料金改定により値上がりしたのものによりまして不足分といたしまして19万7,000円の増額で、合わせて36万2,000円の増額補正を行わせていただくものでございます。

なお、10ページから13ページは補正予算給与費明細書でございますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第25 議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正によるもの、第7期計画策定に係るアンケート調査の予算の振替によるもの、総合事業に係る経費、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る経費の補正でございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,935万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防事業）20万4,000円の増額、次の款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 地域支援事業支援交付金22万7,000円の増額、次の款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防事業）10万2,000円の増額、次の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（介護予防事業）10万2,000円の増額につきましては、歳出における介護予防事業費に対し、介護保険法などにに基づき国25%、府12.5%、町12.5%、支払基金交付金28%の割合で負担することが規定されておりますので、それぞれの割合に応じて増額補正するものでございます。

恐れ入りますが、一番上に戻っていただきまして、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）17万8,000円の減額、1つ飛ばしていただき、款

府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）8万9,000円の減額、次の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）8万9,000円の減額につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業に対し、介護保険法などに基づき国39%、府19.5%、町19.5%の割合で負担することが規定されておりますので、それぞれの割合に応じて減額補正するものでございます。

再度上に戻っていただきまして、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 介護保険事業費補助金82万円の増額につきましては、介護保険システムの改修に対し補助を受けるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金155万6,000円の増額につきましては、歳出予算における一般管理費の給料等の人件費の11万8,000円及び介護保険システム改修等の143万8,000円の補正を行うものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金7万8,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、当該基金からの繰り入れで対応するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費における職員給与関係事業の給料2万3,000円の減額、次の職員手当等47万4,000円の増額、次の共済費33万3,000円の減額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

次に、介護保険事務事業の臨時雇賃金27万9,000円の減額、次の消耗品費6万5,000円の減額、印刷製本費26万円の減額、次の通信運搬費60万7,000円の減額につきましては、第7期高齢者保健福祉計画策定に向けたアンケート調査の実施に係る予算を一般管理費から介護予防事業費へ振り替えることなどによる補正でございます。

次の電子計算機使用負担金346万9,000円の増額につきましては、介護保険システムの改修に伴う一般会計への負担金でございます。

次に、款 地域支援事業費、項 介護予防事業費、目 介護予防事業費における介護予防事業の臨時雇賃金28万6,000円の増額、次の消耗品費6万円の増額、印刷製本費9万9,000円の増額、次の通信運搬費31万9,000円の増額につきましては、さきに述べましたように、第7期高齢者保健福祉計画策定に向けたアンケート調査の実施に係る予算を一般管理費から介護予防事業費へ振り替えることによる補正でございます。

次の生活援助員従事者研修委託料5万円の増額につきましては、平成29年度開始の介護予防・日常生活支援総合事業の緩和サービスに従事する方への研修に係る費用の補正をするものでございます。

次に、款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費における職員給与関係事業の給料9万2,000円の減額、次の職員手当等29万9,000円の減額、次の共済費14万4,000円の減額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

9ページ、10ページに移りまして、包括的支援事業の報償金7万7,000円の増額、食糧費1,000円の増額につきましては、総合事業の実施により、協議体設置に伴う出席者への報償金及び食糧費の補正でございます。

なお、12ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(重光俊則君)次に、日程第26 議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事(吉田 潔君)議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容は、平成29年10月より導入予定の熊取町永楽墓苑の指定管理者の選定に必要な予算と、隣接する永楽ゆめの森公園の駐車場が平成29年4月から有料化を予定していることに伴う補正予算でございます。

1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,207万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、6ページ、7ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金、節 墓地基金繰入金42万1,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整として増額するものでございます。

8ページ、9ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費、節 報酬、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会委員報酬1万6,000円、これは、今年度開催予定の選定委員会委員のうち、墓地事業特別会計で負担する2名分の報酬でございます。

節 役務費、通信運搬費40万5,000円、これは、公園の駐車場を有料化することに伴いまして墓苑駐車場の入り口にもゲートを設置することとなりますが、墓苑利用者につきましては墓苑駐車場の利用が無料となりますので、そのための無料カードを書留にて今年度中に送付するための通信運搬費でございます。

10ページをお開きください。

指定管理者選定委員会委員に伴う特別職補正予算給与費明細書でございます。

以上で、議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(重光俊則君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(重光俊則君)次に、日程第27 議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第3

号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長(山戸 寛君) それでは、議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正、2つ目が本年10月から施行されました最低賃金の引き上げに伴う臨時職員の賃金の増額、3つ目が、近畿財務局から昨年度借入れました企業債において、利率の大幅減に伴い利子が減額となったため、元金償還金の増額補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。

平成28年度熊取町の水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。

平成28年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額から22万3,000円を減額し、補正後の額を1億8,480万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業収益の補正後の額を9億8,423万6,000円とするものでございます。

支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額から346万7,000円を減額し、補正後の額を9億628万4,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億7,063万9,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,271万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,288万8,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金2億2,743万2,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億2,760万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に5万7,000円を増額し、補正後の額を3億7,953万3,000円に、第2項 企業債償還金の既決予定額に11万5,000円を増額し、補正後の額を1億2,998万5,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を5億971万8,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額から341万円を減額し、補正後の額を1億1,441万1,000円とするものでございます。

次の3ページ及び4ページは、平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第3号)実施計画でございます。詳細については12ページからの説明書でご説明いたしますので、恐れ入りますが12ページをお開きください。

収益的収入の表をごらんください。

人事異動及び人事院勧告への対応に伴い、一般会計から繰り入れております児童手当に係る負担金並びに下水道事業特別会計から繰り入れております上下水道部長に係る兼務職員人件費負担金との合計22万3,000円の減額補正を行うものでございます。以上により、収益的収入合計の既決予定額9億8,445万9,000円から補正予定額22万3,000円を減額し、9億8,423万6,000円とするものでございます。

続きまして、13ページの収益的支出の表をごらんください。

人事異動及び人事院勧告への対応に伴い、原水及び浄水費で301万5,000円の減額、配水及び給水費で53万8,000円の減額、14ページの総係費で、最低賃金の引き上げに伴う臨時職員の賃金の増額も含めまして8万6,000円の増額補正を行うものでございます。以上により、収益的支出合計の既決予定額9億7,410万6,000円から補正予定額346万7,000円を減額し、9億7,063万9,000円とするものでございます。

15ページの資本的支出の表をごらんください。

人事院勧告への対応に伴い建設費で5万7,000円の増額並びに企業債に係る利率の大幅減に伴う利子の減額により元金償還金11万5,000円の増額補正を行うものでございます。以上により、資本的支出合計の既決予定額5億954万6,000円に補正予定額17万2,000円を増額し、5億971万8,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

平成28年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第3号）でございます。

6ページから10ページまでは補正予算給与費明細書でございます。また、11ページは平成28年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第3号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第28 請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願の件、日程第29 請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願の件及び日程第30 請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の件、以上3件を一括して議題とします。

本3件の請願書の朗読をいたします。阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）請願第2号から第4号について、順次朗読します。なお、時間の都合上、請願の趣旨、請願理由のみの朗読とします。

まず、請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願。

請願趣旨

大阪府内各自治体は、来年4月から要支援者の訪問介護と通所介護をこれまでの介護保険サービスから新総合事業に順次移行させます。府下市町村の大勢とは異なり、泉州8市4町は申し合わせたかのように、介護報酬を「現在の包括制」を「出来高払い制」に変更して、これまでの「現行相当サービス」への報酬を切り下げる予定です。

平成27年の報酬改定で、特に通所介護事業所では20%を超える報酬切り下げとなっており、経営の悪化が進み、すでに従来通りのサービス提供が困難になっています。その上、来年度に「出来高払い制」が実施されると現行相当サービスを継続すると介護事業所では平均16%減収になり、事業所の多くが、事業存続の危機に陥ることは明らかです。

つきましては、来年度以降も、町は事業者が要支援の介護サービス提供を継続できるように現行相当サービスの「包括制報酬」を維持・継続することを請願します。

請願理由

大阪社会保障推進協議会では9月に高石市以南の全訪問介護・通所介護に対して「泉州地域各市町村介護保険・新総合事業『現行相当サービス』報酬切り下げに関する緊急調査（以下、調査と略）」を実施し、138事業所の回答を得ました。（熊取町では26事業所へ送付、回答13）

調査では、「今年8月の実績にもとづく試算では、出来高単価でどれだけ減収になるか」については、回答を集計すると「報酬は平均16.1%減少」でした。そして「出来高制報酬による報酬削減で経営していけるか」との問いには、「やっていけない」が54%もあり、「報酬削減への対策」については、「要支援者を受けない」が33%であり、その他、14%が「事業縮小」、9%が「事業撤退」との回答でした。

このように現行相当サービス報酬の切り下げは、介護事業所を窮地に追い込み、要支援者にサービスを提供できなくなるという事態が予想されます。これでは、「介護保険制度」は維持されたとしても、介護保険から外された要支援者と介護事業者にとっては、「保険あって、介護なし」の状況がいつそう深刻になり、「介護離職ゼロ」の目標とは、逆行する現実が広がることになり、看過できません。

なお、「現行相当サービス報酬はこれまで通り」とする自治体が大多数であり、3市3町（泉野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）でも、すでに足並みが乱れています。厚労省は、10月27日付通知で介護保険から移行が進む総合事業について「サービス事業者をはじめとした関係機関と十分な協議を重ねること」を強調しました。熊取町としても、実情を踏まえて、「包括制報酬」を維持・継続するとの決断が必要だと思い、上記の通り請願します。

次に、請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願。

請願の趣旨

熊取町は、「恒常的談合についての住民訴訟の確定判決」と「町が提起した訴訟の確定判決」に従い、談合業者のうち、10社が賠償金：1億6,994万円を完納し、3社が分割納入を継続中です。しかし、12者（2名10社）の賠償金：約2億円（12月5日現在）は回収見込みがたたず、談合賠償金の公正な全額回収は実現していません。

平成28年9月議会で、藤原町長は、談合賠償金の回収を中西前町長と対比して「私は公平・公平を信条として、町政にあたる」旨を表明されました。また、大多数の町会議員は、賠償金の「公平な回収」「全額の回収」を議会質疑や議会報告会で発言されています。町長や議員の良識ある意思表示は広く町民に支持されています。

よって、談合を主導し、「資産隠しの疑い」がある元組合幹部の2名と2社、即ち①北川一彦氏と同氏が代表であった今勝建設(株)、及び②西尾明治氏とその西貫社(株)につき、まず他の債務者に先行して、最強の法的手段を実行し、公平・公正な全額回収を実現するよう請願します。

請願の理由

(1) 住民訴訟が平成21年5月に提起され、第一審大阪地裁と第二審大阪高裁は、共に事実審理を行い、144件の組合による恒常的談合を認定し、「町長の職務怠慢を指摘」して、町が25者（組合幹部2名と業者23社）に損害賠償請求をするよう命じました。高裁判決後3社が賠償金を支払い、平成25年12月最高裁決定によって高裁判決確定し、この決定を受けて、年度内に5社が支払いました。さらに数ヶ月遅れて、2社が完納しました。

(2) 中西前町長は、地裁判決の指摘を真摯に受け止めないまま、高裁判決が確定しました。その後も、最強の法的手段の行使もしないまま、談合賠償金の公正な全額回収ができない状況です。

「なぜ全額回収できないのか、不公平だ」「もう、公平な全額回収は断念し、あの二人の巨額賠償金を免除するのか」など、町政不信の元になっています。

(3) 現状打開のため、まず、組合幹部2名と2社、即ち①北川氏は賠償金5,000万円、今勝建設(株)は同1,593万円、及び②西尾氏は同4,000万円、(株)西貫社は同2,118万円、遅延利息を含めた賠償金の合計、1億2,355万円余について、最強の法的手段を実行することが重要です。この実行を

突破口として、残る賠償金の公平・公正な全額回収に接近できます。

この請願を議会が可決し、町長が実行することは、多くの良識ある熊取町民の願いです。

最後に、請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願。

請願の趣旨

町として、大原住宅談合事件の刑事裁判と住民訴訟、及び賠償金の納付と回収など、談合問題の事実関係を総合的に調査・検証して、総括し、行政（町長と町職員）と議会、町民が、共に町政の「負の遺産」を正しく認識することは、町政の核心的課題の一つであり、公平・公正な町政を実現する上で大変重要です。よって、次の事項を請願します。

(1) 町長は、談合問題の事実関係を検証・総括するために、10名程度の「談合問題の調査特別委員会」（略称：談合PT）を第三者機関として設置すること。そして、談合PT委員の選任にあたっては、議会の承認を得ること。

(2) 公平・公正を担保するため、原則として、①談合PTの開催日程を広報「くまとり」及び町HPで広報し、談合PTの審議と議事録は町民に公開すること。そして、②平成30年2月までに「まとめ報告」をすること。ただし、賠償金回収の進行状況によっては「中間報告」として公表すること。

請願の理由

今年1月、公正・公平を政治信条とする藤原町長が就任し、もうすぐ1年になります。しかし、まだ、恒常的談合の事実と住民訴訟の経過と内容、町が提起した訴訟と賠償金回収の経過、及び回収した賠償金の管理・運用、等は、住民にとって大変分かりにくい状況です。

上垣元町長や中西前町長の不作為・職務怠慢を含めて、総合的に検証し、総括することは今後の町政にとって大変重要な課題です。主な事項を例示すれば、次の通りです。

(1) 熊取町の公共工事の入札において、なぜ20年にわたり恒常的談合が繰り返され、防止できなかったか。また談合発覚後、なぜ上垣元町長や中西前町長が、恒常的談合の真相解明と損害回復について職務怠慢であったが、それぞれの政治的道義的責任、及び賠償責任の有無と程度は如何ほどか。

(2) 住民が、主に刑事判決等、刑事確定記録に依拠して、訴訟を提起し、談合業者らと争い、地裁と高裁で勝訴したが、なぜ中西町長は、業者側に立つ訴訟姿勢を維持したのか。そして、高裁判決後や最高裁決定後に業者らが賠償金納付を始めたが、なぜ中西町長は、賠償金請求訴訟の提起が遅延し、和解協議に長々と月日を費やし、町の勝訴判決が確定後も強制執行や債権者破産を含む厳しい姿勢で臨まず、賠償金回収に機会を放棄するかのような姿勢に終始したのか。一方、中西町長は、国や府への補助金返納には、熱心であったが、それは他の類似した自治体の事例と比べて、適切であったか。

(3) 平成27年9月以降、新たな賠償金の回収はなく、現時点で未回収の賠償金は幾ら残り、回収可能な金額はいくらか。町が支払った各種訴訟の弁護士報酬を誰が負担するべきなのか。議会において、「賠償金を基金として管理・運用することを求める請願」が可決されたが、それを実現しなかった事情は何か。平成28年1月藤原町長が就任後も、賠償金回収に新たな進展がないのはなぜか、等々。

以上の他、町民が疑問に思っている全ての事項について、検証・総括して、報告文書を公表することによって、行政と議会、町民が町政の「負の遺産」についての共通認識を拡充することによって、公平・公正な町政を推進するよう請願します。

以上でございます。

議長（重光俊則君）以上で、請願書の朗読を終わります。

請願第2号は、議会議事規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

請願第3号及び請願第4号は、議会議事規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）以上で、本日の日程は終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（「18時09分」散会）

12 月熊取町議会定例会（第 3 号）

平成28年12月定例会会議録（第3号）

月 日 平成28年12月20日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
事 業 部 長	泉谷 徹	事 業 部 理 事	田畑 洋
事 業 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	中谷ゆかり	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例
議案第86号 税条例の一部を改正する条例
議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）
議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）
議案第88号 農業委員会委員定数条例
議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例
議案第90号 手話言語条例
議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例
議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例
議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例
議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）について
議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）について
議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願
請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願
請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願
請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願

追加付議議案

- 議員提出議案第11号 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書
議員提出議案第12号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
議員提出議案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上巳生男議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月13日午後2時20分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成28年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、議員提出議案として、ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書の件ほか2件、以上3件を追加議案といたします。

本3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

そのほか、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議員提出議案の意見書3件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（重光俊則君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第86号 税条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件、日程第8 議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件、以上8件を一括議題といたします。

本8件は、12月8日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。服部総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（服部脩二君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました議案8件の審査を行うため、12月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号 税条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第94号 工事請負変更契約の締結について（北保育所大規模修繕工事）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第82号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第82号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第83号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第83号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第84号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第84号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第85号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第85号 退職手当条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第86号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第86号 税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第87号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第87号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第94号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号 工事請負変更契約の締結について(北保育所大規模修繕工事)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第97号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第97号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、日程第9 議案第88号 農業委員会委員定数条例の件、日程第10 議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第90号 手話言語条例の件、日程第12 議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第95号 指定管理者の指定(熊取町学童保育所)についての件、日程第16 議案第96号 土地取得(永楽ゆめの森公園整備用地)についての件、日程第17 議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件、日程第18 議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件、日程第19 議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件、日程第20 議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件、日程第21 議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第22 議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第3号)の件、以上14件を一括議題といたします。

本14件は、12月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(江川慶子君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託されました案件14件の審査を行うため、12月13日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を

開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第88号 農業委員会委員定数条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 手話言語条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号 指定管理者の指定（熊取町学童保育所）についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号 土地取得（永楽ゆめの森公園整備用地）についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第88号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号 農業委員会委員定数条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で討論いたします。

本議案は、議案第91号の永楽ゆめの森公園条例の一部改正と一体で提案されている議案であり、共産党議員団として、現時点において永楽ゆめの森公園と墓苑を一体で指定管理に移行するのは住民に対して納得のいく説明ができないということから、反対するものです。理事者側が指定管理導入の理由とする住民サービス向上や経費削減について、明確に説明されたとは言えません。

そもそも墓苑は、単独では指定管理導入を想定していなかったことが委員会質疑の中でも明らかになっています。現在、既に臨時職員対応で一体的に管理業務を行っているところから、墓苑と公園を一体的に指定管理者に任せようとして提案されているわけであります。

墓苑の利用者は、町に対して永代使用料と管理料を支払っており、高齢の利用者が多いことも特徴です。何年も前から墓苑を利用している方々に不都合なことがあってはなりません。永楽ゆめの森公園開園から約1年、利用者は想定をはるかに超える年間で28万人の利用者となり、公園利用者によって墓苑の利用に影響が出ているのが実態です。駐車場の有料化で対応しようとしていますが、4月に有料化、10月に指定管理導入では準備期間不足が否めません。

指定管理導入の根拠が不明確であり、住民への周知等準備期間も不十分であるとの理由から、本議案に反対いたします。

議長（重光俊則君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。文野議員。

1番（文野慎治君）この議案は永楽墓苑の管理業務を指定管理者に移管するための条例変更でございますが、未来及び熊愛の会を代表して反対討論を行います。

現在、臨時嘱託員1名で公園と墓苑の管理業務が行われていますが、墳墓の募集、使用許可、使用者変更、返還などの重要な事務手続は町職員が行っています。また、1,005区画の区画使用者は毎年6,000円の使用料を町に納付しており、町が的確な管理を行うという信頼のもとに墓苑管理を町に負託しているというのが現状であります。墓苑使用者に前もって何の連絡もすることなく、永楽ゆめの森公園の管理費用節減のために、現在町が行っている許可等の業務を含めて公園の維持管理を現在の墓苑の維持管理費用以下で指定管理者に実施させるのは、多くの墓苑使用者が納得できないことだと考えます。

また、現在約520万円かかっている維持管理費が約285万円に削減されるのであれば、墓苑の使用料の値下げも検討すべきと考えます。

指定管理者に業務を移管する計画があるのであれば、現在の墓苑使用者の理解を得た上で、指定管理者が適切な管理を行うことを保証できる具体的な内容を提示して事前に説明すべきであると考えます。

以上を述べまして、未来及び熊愛の会の反対討論とします。

議長（重光俊則君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第89号について討論を終わります。

それでは、議案第89号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は原案否決であります。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 6名)

起立少数であります。よって、議案第89号は否決されました。

議長(重光俊則君) 次に、議案第90号について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第90号 手話言語条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君) 次に、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の件について、採決を行います。文野議員。

1番(文野慎治君) 本議案修正をしたいと思っておりますので、動議を提出いたします。

議長(重光俊則君) 文野議員から修正案の動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

(賛成者挙手)

ただいま文野議員から、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例に対し修正の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がおりますので成立しました。

議事の途中ですが、ただいまより修正案の配付の間、約5分間休憩といたします。

(「10時33分」から「10時35分」まで休憩)

議長(重光俊則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。文野議員。

1番(文野慎治君) それでは、議案第91号の修正議案を提案させていただきます。

配られました条例案を見ていただきたいと思っております。

永楽ゆめの森公園の一部を改正する条例。

平成28年12月20日提出

提出者 熊取町議会議員 文野 慎治

提案理由であります。下段に書いておりますように、永楽ゆめの森公園条例(平成27年条例第22号)第2条に規定する使用料に駐車場使用料を追加するため、議案第91号の指定管理者関連条項を削除した議案として提案するものでございます。

改正する条例をごらんいただきたいというふうに思います。

提案理由で述べましたように、理事者側から提案をされております議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の内容は、平成29年4月1日から実施の駐車場の使用料を取る問題と、平成29年10月1日施行の指定管理者を導入する、こういう特徴だった条例が本議案として提案をされておるわけでございますが、今回の修正案の内容は、そのうちの先ほど述べましたように指定管

理者関連条例を全て削除した内容でございます。

永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例ということで、永楽ゆめの森公園条例の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中、「使用料」の次に「（及び駐車場使用料）」を加え、同条に次の3項を加える。

3として、駐車場を使用する者は駐車場使用料を納めなければならない。

4、駐車場使用料の額は別表のとおりとする。

5、前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは減額し、または免除することができる。

そして、別表として表をつけさせていただいております。

附則として、施行期日でございますが、この条例中第1表の規定は、平成29年4月1日から施行する。

こういう内容を修正動議として出させていただく議案でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わりますが、文野議員、提案理由が記載されていると書かれておりましたけれど、配付された資料には記載されておりませんので、文野議員の意見として提案理由を述べたということよろしいですか。はい。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今回の修正案につきましては、先ほど文野議員から説明がありましたが、永楽ゆめの森公園の管理に関しまして指定管理者を導入することが理解できないというところで、その分を除いた条例を提案されているのかということです。駐車場を有料にするのはオーケーやと、ただ、指定管理にするのはちょっと許せないというところの説明かと思うんですが、なぜ永楽ゆめの森公園を指定管理してもらうことが賛成できないのか、その理由を教えてください。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）付託されました常任委員会の中でも、この点がかかなり激しく議員間の中でも意見が分かれたところだというふうに思っております。

指定管理者制度の目的というのは、そもそも公共サービスの水準が確保されるということ、あるいは2つ目は、民間事業者のノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上が図れるということ、こういうことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために平成15年9月に設けられた制度だというふうに私は理解をしております。

今回出されております永楽ゆめの森公園の維持管理運営につきましては、先ほどの墓苑についての反対討論の中でも意見が出ておったとおりでございまして、現在の町が提案した原案の議案の中では、余りにも指定管理者を導入した後の先ほど申しました2つの目的を達成するための内容がまだまだ十分に把握をされていない、提案されていないというふうに思っております。

私は、指定管理者制度そのものの移行に絶対反対と言っている意味ではございません。今の状況では業務内容を全く明確にできない、常任委員会の中でも、全会一致でこの法案を通そうというふうな形の中の、そもそも10月から指定管理者、そして指定管理者を募集するという中身の内容が、非常に原案、理事者側の提案の中では全ての議員が納得するような中身になっていない、時期尚早ということございまして、さらに業務内容を明確にさせていただき、さらに検討が必要であるという意味合いの中で、本28年12月定例会の中でこの条例を原案そのまま通すということについて危惧を持っていると、そういった意味での修正案を提案させていただいております。よくご承知おきいただけたらなというふうに思います。

以上です。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）指定管理については、導入するについては民間企業のノウハウを生かして収益を上

げながら、住民サービスの向上をしながらやっていくというところについては異論はないと。ただ、時期尚早であるというような説明であったかというふうに思います。

ただ、今、永楽ゆめの森公園は本当に年間22万人のたくさんの方が来園されている、本当に集客が見込める公園であります。その維持管理をする中で経費削減、また集客をより一層、数々のイベント、いろんなイベントを盛り込みながらもっと夢のある公園に持っていくことが必要であるというところで、指定管理者制度の導入という形で説明があったかというふうに思っております。

ですので、今回の今の提案の説明でしたら時期尚早やというような説明であったかと思いますが、指定管理に今一番大きな管理費、先ほど墓苑もありましたが、墓苑管理とあわせて、また駐車場管理とあわせて、その3施設一体して管理運営することが経費節減につながるのではないかなというふうに思っているわけです。そういうふうには思わないところなんですか。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1番（文野慎治君）先ほど総論的な意味合いでお答えをしたつもりでございましたが、中身について考えをお答えさせていただく時間を得たという形で、考え方を述べたいと思います。

現在何が問題かという点でございますが、現在の業務が、町職員の人件費をなくして、さらに臨時嘱託員の従事時間の減少で管理するということを原案の中では指定管理者に求めておるように思います。新たに有料化した駐車場の運営管理業務が追加される状況の中でその人件費を削減できるというような業務の状態が、全くまだまだ可決をするに当たっては示されていないというふうにも考えております。有料化した駐車場の運営管理が、今より少ない人員で業務追加でスムーズに指定管理業者に移管して、それが進むというふうには到底まだ考えられない状況であります。

さらに、墓苑の使用許可、継承、返還等重要な個人情報に関する管理をこれは委託するものでございますから、さらによく検討を重ねる時間が必要だ。何も4月からの、これは28万人が来場する中で駐車場の使用料を取る、このことに関して進めるということについては冒頭申し上げましたように賛成をしていますが、何も移行から半年後という時間の中で指定管理にする必要はまだない。さらにまだ議会がこれからもあるわけですから、今反対を申し上げました私どもの見解に沿うような形を十分理事者側でも吟味していただいて、そして新たな形で、この危惧がなくなった状態で提案していただきたいと、このように考える修正案でございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）危惧がなくなるというご答弁でしたが、それではいつごろ指定管理を導入すべきだとお考えですか。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1番（文野慎治君）ちょっと質問の意味がよくわかりませんが、これは、あくまで熊取町の行政側の皆さん方が今、この議会でこういうふうに議論が分かれている状況を全会一致に近づくような形で可決をしたいという思いがあれば、早急に議会終了後でも今述べさせていただいてような点を修正して、また追加して、また新たなアイデアも加味していただいて、熊取町にとって永楽ゆめの森公園はそれこそ大きな財産でございますから、未来永劫この公園を熊取町という一つのブランドの目玉として活用していきたいわけでございますから、この公園の成功ということは議員の誰も願っているわけでございます。

そういった意味で、いつごろという意味合いについては、これはまさにこの議会の議論を聞いていただいて、町長以下理事者側の皆さんが真剣にこのことを考えて、そして議会と両輪で話をしていく、議会、理事者、それぞれの立場を車の両輪としてやっていく、こういう意味合いのまさに典型的な例だというふうに考えておりますので、いつということについては、これは私ども提案している者が答える必要のないご質問だということを申し上げたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）近隣の状況の中でわんぱく公園やさぎのせ公園等の管理につきましては、少し集客が減ったときに指定管理者を導入しております。そういった時期に指定管理者を導入するのではなくて、今この時期に、より一層集客が図れることを町が提案するのではなくて指定管理者が提案し、そして画期的な公園にさせていただけたらということを私自身は望んでおりますので、質問ではないですが、ちょっと意見を述べさせていただきます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。矢野議員。

10番（矢野正憲君）指定管理者の導入であつたりとか指定をする必要がないというような形で今回のこの案件に反対をされておられますが、そもそも指定管理者を導入する必要がないのであれば、今、動議で出された駐車場料金の使用料有料化、これをそもそも有料化する必要があるのかというふうな議論もあるのかなというふうに思っているんですが……

議長（重光俊則君）ちょっとすみません、発言の途中ですが、指定は必要ないという発言はなかったと思います。もう一回その辺最初から説明、指定をする必要はないということに対する意見を述べられていますけれども、指定をする必要はないとは誰も述べていませんので、最初の出だしからもう一回お願いします。

10番（矢野正憲君）永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例というのは、指定管理者を導入するというふうなことに触れられております。動議で出された案件は駐車場料金の有料化というふうなことしか出ておりません。ということになれば、そもそも駐車場を有料化する必要があるのかというふうな議論もあるんだと思います。この辺についてどういうふうに考えておられるのか。

例えば、先ほど渡辺議員とのやりとりの答弁の中で、この条例をもう一度継続しながら、よりよいものをつくっていききたいというような話が出ておりますけれども、有料化を確かにしないほうが住民の皆さんにとったら一番のサービスであろうなというふうに思います。現実、ここに利用料金及び駐車場料金は指定管理者の収入として収受させるというふうなことをこの文言を削ることになりますので、その辺についての考え方を質問したいなと思います。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）この議案そのものが永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例ということで、指定管理者を導入するという内容は条例の中身を見てわかる内容でございます。

冒頭申し上げましたように、4月に、これはうれしい悲鳴ということをよく皆さん方はおっしゃいますが、28万人もの来客が来ている。その中で臨時雇い、駐車場は土日は特に大変な状況、混雑の中で、人を雇って車の整理等を行っている。そういう状況の中で、そして28万人の利用者の過半数以上が町外からの来園者である。こういうことから考えますと、まさに熊取町の施設によそから来ていただくことは大変ありがたいことではありますけれども、負担の公平化というようなことから、駐車場の有料化ということは、これはこの議案が出るそのもの以前の中でのいろんな当該担当課からの説明の中で、駐車場を有料化したいということについてはどの議員も理解を示している内容だというふうに思っています。ですから、今の矢野議員の私が提出をさせていただいた修正案に対してそれならなぜというような形は、全く当たらない、そのように考えておるところでございます。

何度も言いますが、指定管理にする、そして今の状況と、指定管理になったらそれこそゆめの森公園を将来も含めて繁栄させていきたいという思いは、私どもも皆さん反対というか、原案賛成の方、議員もそれは同じように持っているわけでございます。

先ほど渡辺議員の中で、よその公園は来場者が少なくなってきたときに指定管理というようなことになっているというふうなことを言いましたけれども、それは、やはりこのまま官だけの発想でやっているということについては、それこそまたほかの地域にも同じような公園ができたりということであろうかと思えますから、それを阻止するためにこういう一つの指定管理で民間のノウハウを得ていく、この点については全く異存はございません。

しかし、開園して1年、そして駐車場の問題については先ほど申し上げましたように誰も指定し

ていない中で4月1日からやる、そして、その人件費等も含めて10月からの指定管理者で指定管理の効果として人件費を削減できるんだというのが原案の中身の一つなんですけれども、どうも本当にそれがどうかということの説明、今の状況と4月、10月の状況のギャップが全く原案の中には示されていないわけでありまして、常任委員会の議論の中でもその点について多々答弁はされましたけれども、議員の中でのそれが一致を見ないという状況の中で、常任委員会の中では多数の意見がそういう形になったというふうに私は伺っておりますので、そういった意味合いのことだということで、それならば駐車場のほうが有料化についても云々という議論は、全く修正案の内容あるいはこの間の経緯を全く無視して、ただただ難癖をつけるだけの発言のように思えてなりません。

以上です。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 何も難癖をつけているようなつもりはありません。いろんな形で議論をする中で、やはりいろんな案件によったら議員それぞれ考え方も違えば取り組み方も違うと思います。今回のゆめの森公園条例の一部を改正する条例というのは、メインが指定管理者の導入というふうな、指定をするというようなことも盛り込まれております。その中で、指定管理者の収入として駐車場料金を有料化するというふうなことも書かれております。こういったことがある中で指定管理者制度を今のところ時期尚早だというふうな形、もう少し議論しようというふうな話であるならば、もう少し、これを出すんじゃなくて継続審議等の対応もあるのかなというふうに思いましたもので、一言質問等で確認をさせていただいたというふうなことになります。

以上です。

議長（重光俊則君） ほかに質疑はありませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君） 今の修正の改正案、これ私も有料化についてはもちろん賛成でございます。それから、原案についても賛成の立場をとらせていただいています。指定管理者を導入することには大いに賛成でございます。今現在28万人来てございますけれども、これは年々やっぱり下がっていきます。これが先ほど文野議員もおっしゃっていましたように、公の力というか、公共の分だけの力ではどうしても28万人を維持する、もしくはふやしていくということはできないため、民の力はどうしても必要かと思えます。

ですから、こういったことについて私は賛成でありますので少し質問したいと思いますが、条例として参考にしたんですけれども、どのあたりの部分についてちょっとこれがおかしいんではないかというふうに思われているのか、また、こういったものが条例の中に加えられるとこれがオーケーというふうな判断をされるのか、その辺についてお聞かせください。

議長（重光俊則君） 文野議員。

1番（文野慎治君） 提案の中でも申し上げましたように、29年4月1日からの実施の部分と29年10月1日からの指定管理者指定というふうな部分の中で、後段の部分については今回全て削除をしたということでございますので、質問の前段部分についてはそれ以外の答えはないというふうに思っています。

どの時点でというのは、これも議論の中で私、答弁させていただいていますように、今の現状では指定管理者を今のこの時点で行う、先ほどの墓苑の中でも議論がありましたし、それぞれまた本議案についての賛成討論、反対討論があると思いますから、それはそれぞれの議員の思いの中でございます。そういった中で私は、この修正案についても賛同をいただいている会派もでございます。それは、それぞれ今までの議論の経過、そして理事者側の答弁、そういったことを聞いた中で、時期尚早、不安、今一緒に4月1日実施と10月1日実施を一緒にやる必要は全くないという意味合いの中で切り離させていただいて、そして、これはもう今12月ですから、年明けて4月1日から実施という有料化については、これは全会一致だというふうに思いますので、そういった状況の中で、全ては賛成できないけれども、賛成できる部分について何ができるかという状況の中で修正案という選択をさせていただき、可決いただいた際には、4月1日からの問題は理事者側提案のとおり

粛々と準備を進めていただくと、こういうことをこの定例会の中で決めると、これ以外のことでしかございませんので、ご理解のほどよろしくお聞きしたいと思っております。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。条例修正案については私も十分理解しているつもりです。

ちょっとお聞きしたのが、粛々と理事者側が条例を次に向けて立ち上げていくについてですけれども、もうちょっと私どもの考え方の参考させていただきたいのでお聞きしているんです。29年10月1日から施行という後ろの部分、その条例のどこの部分がこうなればいいのであろうというのをもしお持ちであればお聞きしたい、それから、例えば何か追加せなあかん条例案があるのであれば、そのあたりも案をお持ちであればお聞きしたい、そういうふうに思っております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）すごく時間をいただいておりますけれども、今我々は、第91号で永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の理事者側の原案、これについて委員会付託をされて、委員会の7名の委員の中での議論をした状況で本会議へ臨んでいるわけでございます。

理事者側のほうから示された状況、分厚い議案書の中で例えば別添資料が8-1から8-9まである中で、具体的に言えば8-1と8-2を今回は可決して、その他の、先ほどの言葉を変えて言いますと、10月1日から実施をしようという問題の8-3から8-9については全く今回は入れないことを議決したいというのが修正案の中身でございます。また今の質問等については、今時点で示されている状況の中で納得する説明が理事者側からなかったということが修正案をしている、もとへ戻りますけれども動機でございます。そのことについて何があったら参考にしたい、これはまた後に勉強会でも開いたらいいと思っております。

今求められているのは原案をどうするかどうかという判断で、それを通さないという立場の中で、そして何度も言いますように、駐車場の有料化についてはたくさんの来場者、そして人件費もかかっている、こういった状況の中で、これは指定管理にしませんけれども、町の収入としてまず4月1日にこれは実施をする。しかし、あとの指定管理の部分についてはまだまだ議論が習熟していないし、もっと言えば疑義がある、そういった意味合いの中で議案を出しているものでございますので、それ以上のことをお答えするのは控えたいというふうに思います。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

次に、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例に対する修正案について、討論を行います。

初めに、本修正案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本修正案に賛成の方の発言を許します。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、未来及び熊愛の会を代表して、賛成の立場で討論を行います。

未来及び熊愛の会は、このたびの公園と墓苑の管理を具体的な条件等が不明確なまま管理業務を指定管理者に移管しようとしていることに反対しています。しかしながら、永楽ゆめの森公園の維持管理費が現在では毎年2,600万円かかると予測されており、数年後の大型遊具の修繕や更新費用を考えると年間約3,000万円以上の経費が必要と予測されます。また、現在の永楽ゆめの森公園の利用者の80%は町外の人であることも考慮し、駐車場を有料にして利用者にご負担をお願いすることはやむを得ないと考え、平成29年4月から駐車場を有料化することには賛成の立場であることから、もとの議案から指定管理者の部分を削除した修正案に賛成いたします。

以上、未来及び熊愛の会を代表した修正議案への賛成討論を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、本修正案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本修正案に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第91号に対する修正案についての討論を終わります。

それでは、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例に対する修正案について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立 7名)

起立多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例原案について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で討論いたします。

本議案に関連して、11月22日の議員全員協議会において、永楽墓苑並びに永楽ゆめの森公園に関して指定管理者制度導入に当たっての背景、目的やその効果などについて説明がありました。また、委員会質疑において、駐車場収入と指定管理料との関係などについての説明もありました。

指定管理導入の目的は、住民サービスの向上と経費削減だと説明されています。議案審議に当たって、この目的が達成される見込みはあるのか検討いたしました。

経費削減については649万円の効果額を議員全員協議会の説明で示されましたが、これは町職員の事務に係る人件費388万円が削減できると見込んだ数字であり、実質的な削減額は261万円にしかありません。しかもこの削減額も、現在3人で対応している管理業務を平日は2人に減らすことを想定した計算であり、指定管理に移しなくてもできる削減の手法となっています。町職員の事務費削減分が指定管理のもとではゼロに計算されていますが、これは、指定管理事業者の事務費を想定しない無理な計算だと言わざるを得ません。

住民サービス向上についてはどうでしょうか。ゆめの森公園での各種イベントの開催や企画、一体で管理する永楽墓苑の清掃、献花代行サービスなどが想定されると説明がありました。しかし、我々住民代表たる議員の立場からすれば、果たしてそのような事業者が存在するのか、墓苑と公園の一体管理を任せて、なおかつ住民サービス向上が期待できる、そのような事業者があらわれるのか。残念ながら、指定管理導入を決断するには判断材料が不足していると言わざるを得ません。

また、本議案は駐車場の有料化が組み込まれており、4月から駐車場有料化、10月から指定管理への移行となっていますが、駐車場有料化による利用者の変化やさまざまな混乱も予想されます。有料化実施後わずか半年での指定管理移行は、業務の引き継ぎにも支障を来すおそれがあります。

反対理由を要約すれば、指定管理導入で見込まれる経費削減はごくわずかであり、しかも人員の削減が要因であるということ、住民サービス向上をうたっているが、想定できる事業者などの判断材料が不足していること、また、駐車場有料化による状況の変化に対応するには準備期間が短過ぎること、これらの理由により反対するものです。

議長(重光俊則君) 次に、本件に賛成の方の発言を許します。二見議員。

7番(二見裕子君) 議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例に、私は熊取公明党を代表して、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例は、永楽ゆめの森公園の駐車場使用料の徴収及び指定管理者に管理を行わせる条例改正です。指定管理者制度の導入について、次の2つの理由で賛成といたします。1つ目は、指定管理者が永楽ゆめの森公園と熊取永楽墓苑及び駐車場の3施設を一体的に管理することで、維持管理に係る経費の削減が見込めること、2つ目は、指定管理者が民間の能力を発揮し、永楽ゆめの森公園

の効用を最大限に生かせる自主事業を展開することによって、住民サービスの向上とさらなる集客を見込めることです。

また、指定管理者制度導入については、管理の適正を評価するため外部評価委員会を設置し、毎年管理運営状況評価を行っていただきたいことを要望とし、賛成討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の反対討論を、未来及び熊愛の会を代表して述べさせていただきます。

修正前の議案は、墓苑及び永楽ゆめの森公園の管理業務を具体的な条件等が不明確なまま指定管理者に移管しようというものです。一昨年11月の開園から1年間で約28万人の来園者があります。公園の維持管理費用は、大型遊具の将来の更新に係る費用を考慮しなくても約2,600万円かかっています。現在の維持管理費用には町職員の年間人件費の約388万円が含まれていますが、指定管理にした場合にその費用をゼロとし、さらに現在の臨時雇い賃金年間約925万円を663万円に減額するとしています。

さらに、指定管理者導入による財政効果として、各種イベントの開催、スポーツスクールや大会などの企画誘致、飲食店の誘致、お墓の清掃、献花の代行サービス等が挙げられていますが、これらを企画、検討して実施するだけでもスタッフ業務としての人件費が必要です。このような人件費を認めないで公園管理の人件費を約416万円も減額して、全ての業務を指定管理者に押しつけようとしているのには無理があります。無理でないとするならば、これから指定管理者移行後の人員配置で町が検証を行うべきです。その上で、指定管理者が請負可能な維持管理業務を明確に示すべきです。すなわち、現時点の管理業務と指定管理者管理業務の間のギャップをなくすことを明確にしてから、指定管理者へ移行するための条例を出してくるべきと考えます。

そもそも指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度です。指定管理者制度の目的は、第1に公共サービスの水準が確保されるということ、第2に、民間事業者等のノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上が図れるということであります。

現在の永楽ゆめの森公園の維持運営管理に関しては、次の問題点があるというふうに思います。

1つは、現在の業務が町職員の人件費をなくし、さらに臨時嘱託員の従事時間の減少で管理することを要請しています。

2つ目には、新たに有料化した駐車場の運営管理業務が追加される、その業務の状態が明確ではありません。

3つ目に、有料化した駐車場の運営管理が今より少ない人員への業務追加でスムーズに運営できるとは全く思われません。

4つ目に、墓苑の使用許可、承継、返還等重要な個人情報に関する管理を委託しようとしています。すなわち、指定管理に移行するには、現実その業務が安定的に行われており、民間移行してもサービスの質が低下しないことが保証されていなければなりません。指定管理に移行することは、業務の明確な仕様が明示されていないとなりません。

私たちは、指定管理者制度移行に絶対反対と言っているのではなく、今の状況ではその業務内容を明確にできないことが問題で、さらなる検討が必要であるという観点から、このたびの指定管理者移行の条例原案に反対をしているところであります。

以上で、未来及び熊愛の会を代表しての反対討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第91号について討論を終わります。

それでは、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の原案を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は原案否決であります。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 6名)

起立少数であります。よって、議案第91号 永楽ゆめの森公園条例の一部を改正する条例の原案は否決されました。

議長(重光俊則君) 次に、議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。浦川議員。

3番(浦川佳浩君) それでは、未来及び熊愛の会を代表しまして、反対の立場で討論を行います。

未来及び熊愛の会は、墓苑及び永楽ゆめの森公園の管理業務、墓苑に関しては墓苑使用者の理解を得ないまま、また永楽ゆめの森公園に関しては人員削減の具体化を実証しないまま、多くの責任を指定管理者に負荷しようとしていることに反対しています。したがって、現時点で永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会の設置は必要ないと考えるため、本条例に反対いたします。

以上、未来及び熊愛の会を代表した反対討論とさせていただきます。

議長(重光俊則君) 次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第92号について討論を終わります。

それでは、議案第92号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は原案否決であります。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 6名)

起立少数であります。よって、議案第92号は否決されました。

議長(重光俊則君) 次に、議案第93号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号 企業職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第95号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第95号 指定管理者の指定(熊取町学童保育所)についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第96号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第96号 土地取得(永楽ゆめの森公園整備用地)についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第98号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第98号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第99号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第99号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第100号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第100号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第101号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第101号 平成28年度熊取町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、未来及び熊愛の会を代表して、賛成の立場で討論を行います。

未来及び熊愛の会は、現在の状況において墓苑及び永楽ゆめの森公園の維持管理業務を指定管理者に移行することに反対しており、事業厚生常任委員会では未来、熊愛の会ともに本補正予算に反対いたしました。

この補正予算には、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会委員の報酬と、永楽ゆめの森公園の駐車場が有料化されたときに、永楽墓苑使用者専用カードを配付して原則として1時間無料で駐車場を使用できるようにするための通信運搬費40万5,000円が含まれております。未来及び熊愛の二会派でこのことについて再検討した結果、指定管理者選定委員会委員報酬は、さきの附属機関条例の一部を改正する条例案が否決されたことから予算執行はできないが、公園駐車場の有料化を平成29年4月1日から円滑に施行できるようにするためには、本補正予算はやむなく認めざるを得ないという結論に至りました。

以上で、未来及び熊愛の会を代表した賛成討論とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第102号について討論を終わります。

それでは、議案第102号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決い

たします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は原案否決であります、本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第103号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第103号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、日程第23 請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の件及び日程第24 請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願の件、以上2件を一括議題といたします。

本件は、12月7日及び8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（江川慶子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議において、平成28年12月定例会開会中までの間、継続審査期限の延期と決定されました請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の審査を行うため、12月13日午前10時から、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

本請願につきましては、委員長の感想ですが、国民健康保険について議員が真剣に考える機会をつくっていただきました。しかし、都道府県単位化と大阪方式が同時に進められている中、大阪方式についての認識や、標準保険料率が予定より試算がおこなわれていることなどの現状があります。

本請願につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で継続審査期限の延期と決定し、議会会議規則第45条第2項の規定により、議長宛て継続審査期限の延期の申出書を提出いたしました。

なお、理由及び審査期間は申出書記載のとおりであります。

また、請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願の件の審査を行うため、紹介議員及び請願代表者等の出席のもとに審査を行いました。この後、討論があり、意見が出されると思いますが、単位制の方が利用者にとって負担が少ない等の意見がありました。質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

請願第1号について、事業厚生常任委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

それでは、委員長の申出書のとおり、請願第1号を継続審査とすることについて、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(重光俊則君) 異議なしと認めます。よって、請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願について、平成28年12月定例会閉会から平成29年3月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることについて採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、事業厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、平成28年12月定例会閉会から平成29年3月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長(重光俊則君) 次に、請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。二見議員。

7番(二見裕子君) 請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願について、私は熊取公明党を代表して、反対の立場で討論させていただきます。

来年4月から要支援者の訪問介護と通所介護が市町村の総合事業に移行します。請願の趣旨は、介護報酬について現行相当サービスの包括報酬制の維持継続を求めるもので、介護事業者にとっては採算が合わなくなり経営が大変になるとのことで、一定理解をいたしますが、一方、利用者の立場に立ったとき、出来高払いのほうが利用しやすくなると考えます。例えば、月に1回サービスを利用しても4回利用しても1カ月の利用料を支払わなければならない現行制度より、利用した回数分のみ支払うほうが利用者の方の負担軽減になると考えます。また、今認定を受けて要支援1、2になってサービスを利用している方は全体の1割から2割ですが、残りの利用していない人も、出来高払いによって利用しやすくなれば利用者がふえ、事業所の経営にもプラスされるのではないかと考えます。

そして、今回の介護予防・日常生活支援総合事業は、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町、熊取町と3市3町でサービス内容、報酬について統一した基準になっています。熊取町のみ現行の包括制を維持、継続することは、熊取町の利用者にとって不利益につながるものと考えます。

以上の理由で、この請願については反対し、反対討論といたします。

議長(重光俊則君) 次に、本件に賛成の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願、この請願につきまして、賛成の立場で日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして賛成討論をいたします。

泉州8市4町は、多くの大阪の他の市町とは違って、介護保険の要支援1、2の方が今支払っている包括制を出来高払いにしようとしております。この方式は、利用者にとっては安くなってよいように思えますが、月の5週目まであるときは包括制で計算し、施設側にとっては収入が減ります。8月の利用数で計算すると平均で1.6%も報酬が下がることとなり、大阪社会保障推進協議会のアンケートでは「やっていけない」が54%もありました。

また、現在要支援1、2の方々全員が認定期間を終了するまでは包括払いが残ることとなり、新しく総合事業のサービスを受ける方は利用回数の出来高払いとなります。出来高払いの総合事業に移れると言ってはいますが、事業者にとってはメリットがありません。出来高制にすると、事業者

は実績の計算となり、大勢の予想がつきにくく、人員を確保するのが難しくなります。このような状態で、もし要支援者が受けてもらえないことが起こると、たちまち要支援1、2の方の生活に支障が起きます。

2006年の改正では、要介護1の60%の方々を要支援2に移しております。この方々の多くは、デイサービスや訪問介護を受けながら家で暮らしたいと願っている方々です。今回の要支援1、2の介護保険外し、包括払いを出来高払いにすることは、高い保険料を払ってもいざというときにサービスを受けられないという状況をもたらします。事業所を守り要支援1、2の方々の生活を守るために、新総合事業の現行相当サービス報酬を従来どおりに包括制とすることを求める請願に賛成といたします。

以上。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を……。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）すみません。私の発言の中で、16.1%を1.6%と言い間違えましたので、訂正させていただきます。

議長（重光俊則君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第2号について討論を終わります。

それでは、請願第2号 来年度実施予定の介護保険新総合事業について、「現行相当サービス」報酬を従前通りに包括報酬制とすることを求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

議長（重光俊則君）次に、日程第25 請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願の件及び日程第26 請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の件、以上2件を一括議題といたします。

本件は、12月8日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。服部総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（服部脩二君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願の件ほか1件の審査を行うため、12月15日開催の総務文教常任委員会に紹介議員及び請願代表者等の出席のもと、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決定しました。

次に、請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。阪口議員。

4番(阪口 均君) 請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願に対し、会派未来を代表して、賛成の立場で討論を行います。

判決が出て、賠償金を支払った業者とそうでない業者が存在します。支払いが終わった業者には不公平感が残り、支払っていない業者は人道的にも許しがたい行動と言わざるを得ません。そして、一番の被害者である住民にとって、2名と10社がこのまま逃げ得で終息してしまうことに憤りと違和感を覚えずにはいられません。その住民の気持ちの結集が今回の請願であり、539名もの署名があります。つけ加えて言うならば、この署名の中には住民の声・くまとり以外の方が趣旨に賛同し、みずから集めた署名も多くあると聞いております。

町としては、この請願と署名の重さを十分に受けとめ、住民が納得する幕引きをする必要があります。よって、会派未来はこの請願に賛成をします。

以上です。

議長(重光俊則君) 次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願に対し、日本共産党熊取町会議員団を代表して、賛成の立場で発言いたします。

2年前の2014年9月議会においても同様の請願が出され、当時は委員会では全員賛成で可決、本会議では6対6の可否同数となり、議長採決で否決という異例の結果となりました。

今回の請願審議に当たって、請願代表者による委員会での補足説明が行われました。その中で、請願否決の後、支払いの意思を示していた3社が支払い拒否に転じたことが報告されております。議会の判断が業者の姿勢に影響を与えたことは確かだと思われまます。現時点での回収額は、損害賠償金、遅延損害金合わせて2億1,951万6,508円、回収率45%であります。

今回の請願は、前回の請願と基本的には同趣旨ながら、熊取町における建設業組合主導の恒常的談合において、その中心たる2人と2業者に的を絞って強力な損害賠償請求の実行を求めています。

藤原町長になって以後、顧問弁護士の変更など一定の前進面はありましたが、損害賠償金の回収という面での大きな成果はありません。時間がどんどん経過する中で、全額支払った業者からすれば、全く不公平な状態を放置していいのか、行政と議会の姿勢が問われています。法律的な制約もあり、困難な課題ではありますが、熊取町としての断固たる姿勢を示すべきであります。

したがって、談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願に全面的に賛成であることを表明し、発言いたします。

議長(重光俊則君) 次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。文野議員。

1番(文野慎治君) 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願に対し、熊愛の会を代表して、賛成の立場で討論を行います。

そもそも談合事件は、平成19年、町営大原住宅談合が発覚し、20年3月、刑事判決が確定しました。町が談合業者に損害賠償請求を行わないため、町民が熊取町をよくする住民の会を結成、代表

4名が平成21年5月、住民訴訟を提起し、大阪地裁と高裁はその判決で町の損害賠償請求権を認め、平成25年12月の最高裁決定により高裁判決が確定しました。結果、損害賠償3億7,474万9,725円、遅延損害金を加えた額は合計約4億7,000万円になりました。しかし、現在の賠償金回収率はわずか44%でしかありません。業者間の中でも、完納した業者10社、分納中の業者3社と未払い10社、未払い組合幹部2名と不公平が生じています。残る2億7,000万円の回収に町は全力を挙げなくてはなりません。

藤原町長は、我が会派からの町顧問弁護士の交代の要請を受け入れ、新顧問弁護士を選任して前中西町長とは違う対応と体制をつくってくれましたが、いまだ損害賠償金回収は遅々として進んでいません。一方、本請願署名数539筆はわずか数日間に集められました。この事実は、談合事件に対する住民の関心の高さと、公平・公正を求める、逃げ得は許さないという怒りのあらわれであると断言できます。

請願の趣旨のとおり、談合を主導し資産隠しの疑いがある元組合幹部の2名2社、すなわち一つは北川一彦氏と同氏が代表であった今勝建設株式会社及び2として西尾明治氏と株式会社西貫社につき、まず他の債務者に先行して最強の法的手段を実行し、公平・公正な全額回収を実現するよう求めるものであります。

また、平成26年9月議会での債権者破産を求める請願を総務常任委員会で全会一致で可決しながら、本会議で可否同数、議長裁定で否決した事実は、それ以降の損害賠償金の回収に多大な影響を与えたことは明らかです。議会の談合事件に取り組むやる気の本気度が試されたと言っても過言ではありません。

全議員の皆さんに呼びかけます。本請願を熊取町議会が全会一致で可決し、熊取町として総力を挙げて損害賠償金の公平・公正な全額回収に取り組むことの決意を内外にアピールしようではありませんか。

以上を申し述べ、賛成討論といたします。

議長（重光俊則君）間もなく正午になりますが、このまま議事を続けますのでご了承願います。

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願について、熊取公明党を代表して、賛成の立場で討論をいたします。

平成15年から平成19年の町発注の建設工事をめぐる住民訴訟の最高裁判所決定が平成25年12月17日付で決定され、3億7,474万9,725円の損害賠償金及び遅延損害金の支払いを建設業者23社と個人2者に請求を命じる判決が確定いたしました。その判決に従い、町は直ちに建設業者らに対し損害賠償請求を行い、完納に至らない業者らに対しては平成26年3月4日に損害賠償請求訴訟を提起いたしました。平成28年7月末現在の状況は、損害賠償金等の完納者は10社、分割納付者は3社、完納に至らない者は12者で、完納済み額は遅延損害金も含めて2億1,386万1,508円と聞いております。

先日、12月15日に行われた総務文教常任委員会で請願提出者のご代表の方から、2年前の平成26年9月議会で、北川氏と今勝に対する債権者破産の申し立て等を熊取町に求める請願について、議長採決で不採択になったことに触れられていました。当時、その時点では損害賠償請求訴訟は係争中であり時期尚早であること、また和解協議ができていない業者が複数ある中で、一部の業者のみを破産申し立てすれば他の業者との公平性がなくなるとの理由で、当時、議長である私としては否決したものでございます。この場をおかりし、改めて説明をさせていただきます。

さて、今回の請願についてですが、8月3日に行われた町の顧問弁護士である岩本氏と議員との債権回収にかかわる勉強会で、財産開示手続が終了したこと、回収業務の進め方として、1者ずつ個別調査を行い、回収手段の選択と実行を行っていく中で、債権者破産についても一つの手法として考えられるという見解を確認いたしました。また、費用対効果もあり、年度末にはどのような手

法をとるか報告するとのことでした。

今回の請願の趣旨は、まず他の債務者に先行して最強の法的手段を実行し、公平・公正な全額回収を実現するよう請願するとのことで、公平・公正な全額回収を願う請願に反対するものではありません。調査していただいている顧問弁護士の報告を受けて、町としては回収業務を進めていただくことを要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第3号について討論を終わります。

それでは、請願第3号 談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願の件について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、請願第3号は採択することに決定しました。

議長（重光俊則君）次に、請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の件について、採決を行いたいと思います。

本件に関して、討論される方はありますか。

（「はい」の声あり）

それでは、本請願について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。文野議員。

1番（文野慎治君）談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願に対し、熊愛の会を代表して、賛成の立場で討論を行います。

談合事件は、熊取町政にとってまさに負の遺産であります。請願の趣旨にあるように、熊取町として、大原住宅談合事件の刑事裁判と住民訴訟及び賠償金の納付と回収など、談合問題の事実関係を総合的に調査研究して総括し、行政、町長と町職員と議会、町民がともに町政の負の遺産を正しく認識することは重要であり、公平・公正な町政を実現する上で欠くことのできないものだというふうに思います。また、二度とこのような事件を起こさせないために、次の世代へ引き継ぐ大きな貴重な財産にしなければなりません。その実現のためには、本請願を可決し、速やかに談合問題の調査特別委員会を設置することが重要と判断いたします。

私自身も毎定例会で談合問題について質問をしていますが、談合事件の発覚から今日に至るまでの町の対応は、瞬時にやるべき対応をおくらせたり、当時の顧問弁護士の指導といいながら、広く多方面の見識者の意見を聞くべきという議会の提言を無視したり、結果、資料を持ちながら議会に公開しないなど、常識では考えられない対応の数々でした。あげくは、判決文の中で前中西町長の職務怠慢が司法から指摘されています。

談合により搾取されたお金は、まさに税金、血税であります。全ての熊取町民に対して、血税がなぜ搾取され、回収にどのような努力をしたのか、またなぜできなかったのか、今このタイミングで町長、町職員、議員の職につく者として調査特別委員会を速やかに設置し、請願の趣旨に沿った対応をするべきと訴え、賛成討論いたします。

議長（重光俊則君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第4号について討論を終わります。

それでは、請願第4号 談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。よって、請願第4号は採択することに決定しました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第1 議員提出議案第11号 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書、追加議事日程第2 議員提出議案第12号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書及び追加議事日程第3 議員提出議案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議員提出議案第11号 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追一1ページをお開きください。

議員提出議案第11号 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		阪口 均
同じく		鱧谷 陽子
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書。

本年8月、東京メトロ銀座線青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し死亡するという大変痛ましい事故があった。またその対策に動き出していた矢先、10月には、近鉄大阪線河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し特急電車にはねられ亡くなるという事案が発生した。

現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国251駅のうちホームドアが設置されている駅は77駅に止まっている。また平成28年3月末現在、全国約9,500駅のうちホームドアの整備が完了しているのは665駅である。駅の安全対策の観点からも列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務である。

また、ホームドア等が設置されるまでの対策として、視覚障がい者がホームの内側を判別できる「内方線付き点状ブロック」の整備も重要である。

現在、1日の利用者が1万人以上の駅での整備率は63%であるが、ぜひ全駅において整備を進めるべきである。

よって政府においては、視覚障がい者をはじめ駅利用者が安心して駅ホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームのさらなる安全性向上に向け、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. ホームドアの設置にあたっては、全ての鉄道駅ホームの危険個所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせて、速やかな設置を実現すること。

2. 「内方線付き点状ブロック」の整備については、全駅での整備を促進すること。

3. ソフト面の対応として、希望者への駅係員のアテンドや、一般旅客に対する誘導案内、さらには視覚障がい者への積極的な声かけ等事故を未然に防ぐ対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第12号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－3ページをお開きください。

議員提出議案第12号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		阪口 均
同じく		鱧谷 陽子
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書。

東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。

迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。

2. 大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。

3. 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。

4. 子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないように避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

大阪府泉南郡熊取町議会

最後に、議員提出議案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－5ページをお開きください。

議員提出議案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		阪口 均
同じく		鱧谷 陽子
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書。

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのため安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来ましたが、しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが、平成31年10月まで再延期されることになりました。

他方で、2012年には約1,500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1,700万人、そして2025年には約2,200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進める必要があります。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となりました。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしであります。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める“地域経済圏”の活性化が求められています。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の6次産業化や、魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考えます。

そこで政府においては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望を致します。

記

一、消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

一、人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総活躍プラ

ン」関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

一、人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することが出来るよう、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。

一、地方自治体が提供する社会保障の充実策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、3件についてよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

よって、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第11号 ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議員提出議案第12号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議員提出議案第13号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第4 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会

を含む。)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成28年12月定例会閉会から平成29年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成28年12月定例会閉会から平成29年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(重光俊則君)お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました点につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じますので、議員皆様方のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、ことしも残すところあと10日余りとなりました。議員皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛をいただきまして、輝かしい新年を健やかに迎えられるようご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。よいお年をお迎えください。

議長(重光俊則君)これもちまして、平成28年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「12時27分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成28年12月20日

熊取町議会

議 長

重 光 俊 則

議 員

浦 川 佳 浩

議 員

阪 口 均